

●データブック●

# 国際労働比較 2007



年間総実労働時間の比較（製造業・生産労働者、2004年）

労働政策研究・研修機構

●データブック●

# 国際労働比較 2007

労働政策研究・研修機構

# は し が き

近年、経済のグローバル化が進み国際競争が激化するなかで、生産・雇用・販売・企業経営など様々な面で海外との関連が広がる日本企業が増えており、今後企業戦略を練るうえで、諸外国における労働の実態について日本の実態と比較する重要性は益々高まってくるものと思われまます。

また、少子・高齢化の進展や高水準ながらも低下傾向で推移している失業率など、日本を取り巻く労働環境は変化を続けています。そうした中で、今後の日本を展望していくためには、諸外国の労働の実態について知ることが参考になると思われまます。

本書では、そうした状況を踏まえ、我が国及び諸外国の労働面の実態について分かりやすく理解できるように、労働に関する各種指標の中から代表的なものを精選し、また分かりにくい指標についてはグラフや解説を盛り込むなど、労働統計の国際比較資料集として編集作成したものです。本書が、日本の労働を取り巻く問題に関して皆様のご理解の一助となれば幸いです。

データの更新が難しい指標に代えて新たな指標を取り入れたり指標の様式を変更するなど、内容の充実を図っておりますが、まだまだ不十分な点があるかと思ひます。今後一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様方からご意見ご批判をいただければ幸甚に存じます。

平成19年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

情報解析部長 南 和男

# 国際比較資料集作成作業委員会

委員	岡村 麻子	慶應義塾大学大学院	
	神山 友宏	慶應義塾大学大学院	
	高橋 陽子	学習院大学大学院	(五十音順)
協力	厚生労働省大臣官房国際課海外情報室		
	労働政策研究・研修機構	国際研究部	
事務局	労働政策研究・研修機構	情報解析部	

## 凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下の通り。
  - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
  - 該当数値がないことを示す。
  - (ブランク) 数値が不詳、不明であることを示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。  
なお、資料出所中UNとあるのは、United Nations（国際連合）の略である。
4. 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア及び各地域の主な国々としている。
5. EUは、他に注がない場合は以下の15か国からなる。  
オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス。  
OECD諸国とは、EU15か国に以下の15か国を加えたものである。  
日本、アイスランド、ノルウェー、スイス、トルコ、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ポーランド、アメリカ、カナダ、メキシコ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド。
6. 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fWG	former West Germany		

# 目 次

1. 経済・経営		
1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
1-5	購買力平価	25
第1-1表	名目国内総生産（各国通貨、USドル換算）	29
第1-2表	GDP成長率（名目、実質）	30
第1-3表	一人当たりの国民所得	31
第1-4表	雇用者報酬	32
第1-5表	経済活動別国内総生産	33
第1-6表	国内総生産の構成（支出、名目）	35
第1-7表	国内総生産の構成（分配、名目）	36
第1-8表	国民貯蓄率	37
第1-9表	鉱工業生産指数	38
第1-10表	海外生産比率（製造業）	38
第1-11表	経常収支・貿易収支	39
第1-12表	年間の外国からの対内直接投資額（国際収支ベース）	40
第1-13表	年間の対外直接投資額（国際収支ベース）	41
第1-14表	為替レート	42
第1-15表	卸売物価指数	43
第1-16表	消費者物価指数	44
第1-17表	購買力平価	45
第1-18表	物価水準	45
第1-19表	購買力平価および内外価格差	46
第1-20表	労働生産性水準	47
第1-21表	労働分配率	48
第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	49
第1-23表	単位労働費用（製造業）	50
2. 人口・労働力人口		
2-1	世界、大陸および主要地域の人口	53
2-2	人口増加率の将来推計	54
2-3	老年人口（65歳以上）	55
2-4	男性65歳以上労働力率	56

2-5	女性年齢階級別労働力率	57
第2-1表	総人口	58
第2-2表	人口増加率の将来推計	59
第2-3表	老年人口（65歳以上）	60
第2-4表	若年人口（15歳未満）	61
第2-5表	15～64歳人口	62
第2-6表	人口構造（性、年齢階級別構成）	63
第2-7表	出生率・死亡率	65
第2-8表	平均寿命	66
第2-9表	合計特殊出生率	67
第2-10表	性・年齢階級別人口、労働力人口、労働力率	68
第2-11表	労働力人口	78

### 3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	81
3-2	就業者に占める女性の割合	82
3-3	就業者の職業別構成比	83
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	84
3-5	平均勤続年数（性、年齢階級別）	85
第3-1表	産業別就業者数	86
第3-2表	就業者の産業別構成比	91
第3-3表	産業別雇用者数	92
第3-4表	性・職業別就業者数	97
第3-5表	就業者の職業別構成比	105
第3-6表	従業上の地位別就業者数	106
第3-7表	就業者の従業上の地位別構成比	106
第3-8表	就業者に占めるパートタイム労働者の割合	107
第3-9表	全パートタイム労働者に占める女性の割合	109
第3-10表	テンポラリー雇用者（temporary employment）の割合	110
第3-11表	男女別・年齢別にみたテンポラリー雇用者割合	111
第3-12表	派遣労働者の全労働者に占める割合	111
第3-13表	有料職業紹介	112
第3-14表	従業員の勤続年数	113
第3-15表	平均勤続年数（性、年齢階級別）	114
第3-16表	企業内定着率（5年間の継続就業率（年齢、勤続年数別））	115
第3-17表	労働移動率	116
第3-18表	青少年（18～24歳）の転職についての考え方	116
第3-19表	雇用創出率・雇用喪失率・雇用再分配率・雇用純増率	117

第3-20表	労働者派遣事業	118
4.	失業・失業保険・雇用調整	
4-1	ILO定義失業率	121
4-2	失業率（各国公表値）	122
4-3	長期失業者の割合	123
4-4	日米の失業率の違い	124
4-5	失業率の国際比較	126
第4-1表	標準化失業率	129
第4-2表	失業率（各国公表値）	130
第4-3表	年齢階級別失業者数構成比	131
第4-4表	年齢階級別失業率（時系列）	134
第4-5表	長期失業者の割合	135
第4-6表	失業期間別構成比	136
第4-7表	失業者のプールへのフロー	137
第4-8表	失業者の定義	138
第4-9表	失業保険制度	140
第4-10表	失業保険給付受給者数	144
第4-11表	雇用調整速度（四半期毎）	144
第4-12表	解雇法制	145
5.	国際労働移動・外国人労働者	
5-1	新規に許可された外国人労働者数	149
5-2	外国人人口比率	150
第5-1表	外国人人口の流入	151
第5-2表	外国人人口および全人口に占める比率	152
第5-3表	外国生まれ人口とその全人口に占める比率	153
第5-4表	新規に許可された外国人労働者	154
第5-5表	外国人労働力人口	155
第5-6表	外国人雇用の産業別分布	156
第5-7表	外国人または外国出生者の労働力率および失業率	157
第5-8表	東アジア諸国・地域における国際労働力移動	158
第5-9表	労働者送金（雇用者報酬、受取）	159
6.	賃金・労働費用	
6-1	製造業の時間当たりの賃金（試算）	163
6-2	製造業の労働費用（試算、為替レート換算）	164
6-3	賃金の年齢階級別格差（製造業）	165

6-4	賃金の勤続年数別格差（製造業）	166
第6-1表	製造業の時間当たり賃金（試算）	167
第6-2表	賃金（製造業）	168
第6-3表	産業別賃金	170
第6-4表	賃金の年齢階級別格差（製造業）	171
第6-5表	賃金の勤続年数別格差（製造業）	172
第6-6表	賃金の規模間格差（全産業）	173
第6-7表	所得のジニ係数	173
第6-8表	実収賃金伸び率（製造業、時間当たり賃金）	174
第6-9表	製造業の労働費用（試算）	175
第6-10表	労働費用の対前年上昇率	176
第6-11表	労働費用費目別構成（製造業）	176
第6-12表	時間当たり労働費用（製造業）	177
第6-13表	最低賃金制度	178
第6-14表	最低賃金額の推移	181
7. 労働時間・労働時間制度		
7-1	年間総実労働時間（製造業・生産労働者）及び年間休日日数	185
7-2	年間総実労働時間（製造業・生産労働者、時系列）	186
第7-1表	年間総実労働時間（推計値、原則として製造業、生産労働者）	187
第7-2表	週労働時間（製造業、ILO統計報告）	188
第7-3表	週労働時間50時間以上の労働者割合	189
第7-4表	年間休日数	189
第7-5表	法定祝日	190
第7-6表	労働時間制度	192
8. 労働組合・労使関係・労働災害		
8-1	労働組合組織率の推移	203
8-2	労働損失日数	204
第8-1表	労働組合組織率	205
第8-2表	労働組合組織率（ILO）	206
第8-3表	労働争議件数、労働争議参加人員、労働損失日数	207
第8-4表	労働災害の被災者数（うち死亡者数）、労働損失日数	209
第8-5表	労働災害の度数率	211
9. 教育・能力開発		
9-1	高等教育機関への進学率	215
第9-1-1表	高等教育への進学率 日本（該当年齢18歳）	218



第9-1-2表	高等教育への進学率	アメリカ（該当年齢18歳）	218
第9-1-3表	高等教育への進学率	イギリス（該当年齢18歳）	219
第9-1-4表	高等教育への進学率	ドイツ（該当年齢19歳）	219
第9-1-5表	高等教育への進学率	フランス（該当年齢18歳）	220
第9-2-1表	日本の学校系統図		221
第9-2-2表	アメリカの学校系統図		222
第9-2-3表	イギリスの学校系統図		223
第9-2-4表	ドイツの学校系統図		224
第9-2-5表	フランスの学校系統図		225
第9-2-6表	ロシアの学校系統図		226
第9-2-7表	中国の学校系統図		227
第9-3表	9つの産業における年間離職率とフォーマルな企業内教育の 実施割合		228
第9-4表	フォーマルな企業内教育の実施割合 （現在の勤め先の勤続年数別）		229
第9-5表	企業内教育を受けた従業員の割合と勤続年数 （事業所規模別）		230
第9-6表	企業内教育を受けた新卒採用者の割合		231
第9-7表	仕事に関連した教育訓練の受講率		231

## 10. 勤労者生活・その他

10-1	家計消費支出の分布	235
10-2	住宅水準	236
第10-1表	5分位階級所得割合	237
第10-2表	相対的貧困率	237
第10-3表	十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった 経験	238
第10-4表	家計・非営利団体金融資産残高	238
第10-5表	家計・民間非営利団体の受取と支払の構成	239
第10-6-1表	項目別国内家計最終消費支出（国民一人当たり）	240
第10-6-2表	国内家計最終消費支出の分布	241
第10-7-1表	世帯主の年齢階級別家計収入および支出（日本）	242
第10-7-2表	世帯主の年齢階級別家計収入および支出（アメリカ）	243
第10-7-3表	世帯主の年齢階級別家計収入および支出（イギリス）	244
第10-7-4表	世帯主の年齢階級別家計収入および支出（ドイツ）	245
第10-8表	住宅水準	246
第10-9表	年金制度	247
第10-10表	企業年金制度	249

第10-11表	社会保障給付（対国民所得比）	251
第10-12表	租税・社会保障負担（対国民所得比）	252
第10-13表	社会保険料率（勤労者）	253
第10-14表	公的扶助制度	254
第10-15表	育児休業制度	256
第10-16表	障害者雇用対策	259
第10-17表	GDPに占める労働政策予算	261
第10-18-1表	行動別生活時間配分（平日）	262
第10-18-2表	行動別生活時間配分（休日）	263
第10-19表	生活・社会・文化水準	264
第10-20-1表	出勤日の生活時間の構成（男性）	265
第10-20-2表	休日の生活時間の構成（男性）	266
第10-21表	国会議員に占める女性の割合	267
第10-22表	「女性の働きやすさ」指標、GEM値	268
第10-23表	男女間格差（賃金、勤続年数）	268
第10-24表	男女賃金格差の推移（フルタイム労働者）	269
第10-25表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準 （女性）	269

## 参考

労働統計のホームページアドレス	273
-----------------	-----

# TABLE INDEX

## 1. Economy, Management

Table 1-1	Gross domestic product (nominal) .....	29
Table 1-2	Gross domestic product growth rates (nominal and real) .....	30
Table 1-3	National income per capita .....	31
Table 1-4	Compensation of employees .....	32
Table 1-5	Gross domestic product by economic activity .....	33
Table 1-6	Gross domestic product and expenditure account (nominal) .....	35
Table 1-7	Distribution of gross domestic product (distribution, nominal) .....	36
Table 1-8	Savings rate .....	37
Table 1-9	Indices of industrial production .....	38
Table 1-10	Overseas production ratio (manufacturing) .....	38
Table 1-11	Current account and trade balance (balance of payments) .....	39
Table 1-12	Direct investment from abroad (balance of payments) .....	40
Table 1-13	Direct investment abroad (balance of payments) .....	41
Table 1-14	Foreign exchange rates .....	42
Table 1-15	Wholesale price index .....	43
Table 1-16	Consumer price index .....	44
Table 1-17	Purchasing power parities .....	45
Table 1-18	Comparative prices level .....	45
Table 1-19	Purchasing power parities, domestic and foreign price disparities ..	46
Table 1-20	Labour productivity level .....	47
Table 1-21	Labour share .....	48
Table 1-22	Changes of hourly labour productivity (manufacturing) .....	49
Table 1-23	Unit labour cost (manufacturing) .....	50

## 2. Population, Labour force

Table 2-1	Total population .....	58
Table 2-2	Projections of population growth rate .....	59
Table 2-3	Elderly population (65 years old and over) .....	60
Table 2-4	Juvenile population (0-14 years old) .....	61
Table 2-5	Productive-age population (15-64 years old) .....	62
Table 2-6	Population by sex and age group .....	63
Table 2-7	Birth rates and mortality rates .....	65
Table 2-8	Life expectancies at birth .....	66

Table 2-9	Total fertility rate .....	67
Table 2-10	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group .....	68
Table 2-11	Labour force .....	78

### 3. Employment structure

Table 3-1	Number of employed persons by industry .....	86
Table 3-2	Composition of Employed persons by industry .....	91
Table 3-3	Number of employees by industry .....	92
Table 3-4	Number of employed persons by sex and occupation .....	97
Table 3-5	Composition of employed persons by occupation .....	105
Table 3-6	Employment by professional status .....	106
Table 3-7	Composition of employment by professional status .....	106
Table 3-8	Ratio of part-time workers .....	107
Table 3-9	Female ratio in part-time employment .....	109
Table 3-10	Ratio of temporary employment .....	110
Table 3-11	Ratio of temporary workers by sex and age .....	111
Table 3-12	Ratio of dispatched workers to total employment .....	111
Table 3-13	Non-government labour supply .....	112
Table 3-14	Length of service of employees .....	113
Table 3-15	Average length of service (by sex and age group) .....	114
Table 3-16	Propensity of workers to settle in the same enterprise (five-year historical retention rates of workers by age and service at starting year) .....	115
Table 3-17	Labour turnover ratio .....	116
Table 3-18	Views of youths (18-24 years old) regarding job changes .....	116
Table 3-19	Job creation rate, job destruction rate, job redistribution rate and job net increase rate .....	117
Table 3-20	Worker dispatching services .....	118

### 4. Unemployment, Unemployment insurance, Employment adjustment

Table 4-1	Standardized unemployment rate .....	129
Table 4-2	Unemployment rate (officially announced) .....	130
Table 4-3	Composition of unemployed persons by age group .....	131
Table 4-4	Unemployment rate by age group (time series) .....	134
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment ..	135
Table 4-6	Composition of unemployment duration .....	136
Table 4-7	Monthly flows into unemployment pool .....	137

Table 4-8	Definitions of unemployment	138
Table 4-9	Unemployment insurance	140
Table 4-10	Recipients of unemployment insurance	144
Table 4-11	Speed of employment adjustment (every quarter)	144
Table 4-12	Job dismissal laws	145
5. International labour migration, Foreign workers		
Table 5-1	Inflows of foreign population	151
Table 5-2	Foreign population	152
Table 5-3	Foreign-born population	153
Table 5-4	Inflows of foreign workers	154
Table 5-5	Foreign and foreign-born labour force	155
Table 5-6	Foreign employment by industry	156
Table 5-7	Labour force participation rate and unemployment rate of foreigners and foreign-born persons	157
Table 5-8	International migration of labour in East Asia	158
Table 5-9	Workers' remittances and compensation of employees, received	159
6. Wages, Labour cost		
Table 6-1	Hourly wages in manufacturing (preliminary calculation)	167
Table 6-2	Wages (manufacturing)	168
Table 6-3	Wages by industry	170
Table 6-4	Wage gap by age group (manufacturing)	171
Table 6-5	Wage gap by length of service (manufacturing)	172
Table 6-6	Wage gap by establishment size (all industries)	173
Table 6-7	Gini coefficient of income	173
Table 6-8	Changes of hourly net income (manufacturing)	174
Table 6-9	Labour costs (preliminary calculation, manufacturing)	175
Table 6-10	Changes of labour cost	176
Table 6-11	Composition of labour cost (manufacturing)	176
Table 6-12	Hourly labour cost (manufacturing)	177
Table 6-13	Minimum wage systems	178
Table 6-14	Transition of the minimum wage	181
7. Working hours, Working hour system		
Table 7-1	Working hours per year (estimated), (in principle, manufacturing and production workers)	187

Table 7-2	Working hours per week (manufacturing, ILO labour statistics report) .....	188
Table 7-3	Ratio of workers working in excess of 50 hours per week .....	189
Table 7-4	Number of annual holidays .....	189
Table 7-5	Legal holidays .....	190
Table 7-6	Working hour legislation .....	192

#### 8. Labour union, Industrial relations, Industrial accidents

Table 8-1	Unionization rates .....	205
Table 8-2	Unionization rate according to ILO labour statistics .....	206
Table 8-3	Number of labour disputes, workers involved, and working days lost .....	207
Table 8-4	Victims of industrial accidents and occupational diseases (including fatally injured), working days lost .....	209
Table 8-5	Incidence rates of industrial accidents .....	211

#### 9. Education, Human resource development

Table 9-1-1	Ratio of students receiving higher education in Japan (at 18 years of age) .....	218
Table 9-1-2	Ratio of students receiving higher education in the United States (at 18 years of age) .....	218
Table 9-1-3	Ratio of students receiving higher education in the United Kingdom (at 18 years of age) .....	219
Table 9-1-4	Ratio of students receiving higher education in Germany (at 19 years of age) .....	219
Table 9-1-5	Ratio of students receiving higher education in France (at 18 years of age) .....	220
Table 9-2-1	School system in Japan .....	221
Table 9-2-2	School system in the United States .....	222
Table 9-2-3	School system in the United Kingdom .....	223
Table 9-2-4	School system in Germany .....	224
Table 9-2-5	School system in France .....	225
Table 9-2-6	School system in Russia .....	226
Table 9-2-7	School system in China .....	227
Table 9-3	Annual job-leave rates and incidence of formal in-house training by selected industries .....	228
Table 9-4	Incidence of formal in-house training (by service with current employer) .....	229

Table 9-5	Incidence of employees with formal in-house training, and service (by establishment size) .....	230
Table 9-6	Share of young new recruits who received formal in-house training .....	231
Table 9-7	Participation rate in job-related continuing education and training .....	231

#### 10. Workers' life, and others

Table 10-1	Distribution of income or consumption .....	237
Table 10-2	Relative poverty rates among the entire population .....	237
Table 10-3	Unable to afford food, medical and health care, clothing .....	238
Table 10-4	Financial assets of private nonprofit institutions and households .....	238
Table 10-5	Composition of households and NPISH resources and uses .....	239
Table 10-6-1	Final consumption expenditure of domestic households by purpose .....	240
Table 10-6-2	Distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose .....	241
Table 10-7-1	Income and expenditure of households by age group (Japan) .....	242
Table 10-7-2	Income and expenditure of households by age group (USA, all households) .....	243
Table 10-7-3	Income and expenditure of households by age group (UK, all households) .....	244
Table 10-7-4	Income and expenditure of households by age group (Germany) .....	245
Table 10-8	Housing level .....	246
Table 10-9	Pension system .....	247
Table 10-10	Corporate pensions .....	249
Table 10-11	Social security benefit (ratio of expense to national income) .....	251
Table 10-12	Tax and social security charges (ratio of expense to national income) .....	252
Table 10-13	Social insurance premium rate (employees) .....	253
Table 10-14	Public assistance systems .....	254
Table 10-15	Childcare leave systems .....	256
Table 10-16	Employment measures for disabled persons .....	259
Table 10-17	Public expenditure in labour market programmes as a percentage of GDP .....	261
Table 10-18-1	Time distribution by activity (weekday) .....	262
Table 10-18-2	Time distribution by activity (holiday) .....	263
Table 10-19	Indicators of national power and social infrastructure .....	264
Table 10-20-1	Composition of time spent during a work day (male) .....	265

Table 10-20-2	Composition of time spent during a holiday (male) .....	266
Table 10-21	Proportion of female in national assembly members .....	267
Table 10-22	Indicator of better working condition for female, GEM .....	268
Table 10-23	Wage gap between male and female (wage and length of service) ...	268
Table 10-24	Trends in gender wage gap (full-time workers) .....	269
Table 10-25	Wage gap between full-time workers and part-time workers (female) ..	269
URL to Labour Statistical Agencies .....		273



# 国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

## 1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、それぞれの国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、生の数値を直接に比較することができない場合がある。

賃金を例にとってみよう。諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当りに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は我が国に対して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

## 2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の性能は異なる。そのとき、性能の良い自動車の価格は低く、性能の良い自動車の価格は高いことは言うまでもない。

国により個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様のことがいえる。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成・教育水準や産業構造等様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。この資料集においてもそのような労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法によっては困難である。

## 3. 制度の違い

制度といった場合には次の2つがある。1つは政府による法的な規制、もう1つは法的に規制されていないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、その社会の中で定着し存続している取引様式である。

前者については、制度が統計数字に影響を与える場合がある。例えば、最低賃金制をとってみよう。国によって最低賃金の水準が異なれば、国による統計上の賃金水準への影響も異なるはずである。また、労働時間に対しては各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響していることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する

傾向がある。よって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引様式が長期に渡って存続している場合、それはだれかに強制されて存在するわけではなく、取引当事者双方にとって都合が良いからである。従って、そのような制度が与件となって統計数字に影響を与えるわけではなく、国による制度も統計数字も内生的に決定されていると考えるべきであろう。そうするとこのような意味での制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いということになる。

制度の違いといった場合、以上の2つは区別する必要がある。

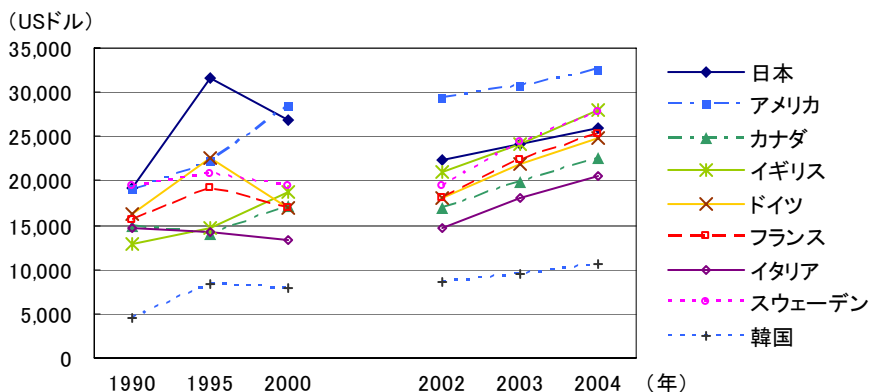
#### 4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。しかし、為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）が大きくファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在する。購買力平価については、OECD等で推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バケットの違い）、国による財品質の違いの問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくる。よって、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。各国間で、金額を比較するには、為替レートより購買力平価のほうが望ましいものの、そのような恣意性が伴うためこの資料集では為替レートを使用している。

# 1. 經濟・經營



## 1-1 一人当たりの国民所得



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.31)を参照。

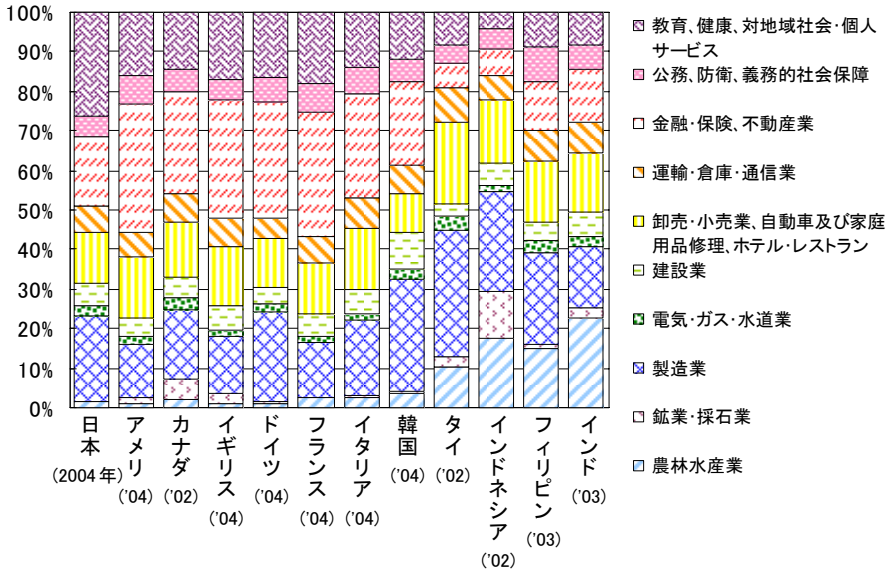
国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用人報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国の中では相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のためドル換算された国民所得は急上昇し、1990年に主要先進国の中で最高水準となり、1990年代前半は、日本の実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は引き続き増加した。

しかし、1990年代後半には、日本と主要国との実質成長率の格差はさらに拡大し(1996年から2000年の平均成長率は、日本0.7%に対し、アメリカ3.3%、イギリス2.4%、ドイツ1.1%等(「第1-2表 GDP成長率(名目、実質)」(p.30)を参照)、為替レートが円安傾向に転じたこともあり、一人当たりの国民所得はアメリカに次ぐ水準となっている。2003年には、スウェーデン、イギリスが日本とほぼ同水準となり、2004年にはスウェーデン、イギリスがアメリカに次いでいる。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）



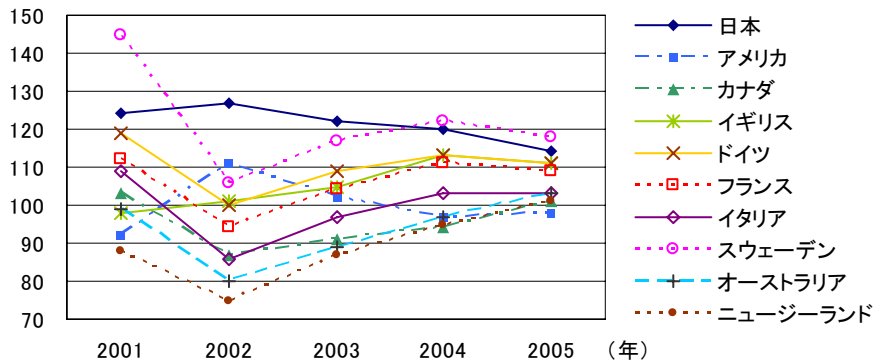
▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.33)を参照。

グラフは、国内総生産（総付加価値、生産者価格表示）における経済活動の構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化は長期的に見ると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうした中で、日本、ドイツ、韓国は主要先進国の中では、製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は教育、健康、対地域社会・個人サービスの割合が先進国の中では高い。また、タイ、インドネシア、フィリピンは農林水産業と製造業の割合が、さらにインドは、特に農林水産業の割合が高いことが分かる。

## 1-3 物価水準（GDP ベース）

(OECD平均=100)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-18表 物価水準」(p.45)を参照。

購買力平価とは、ある一定の財・サービスを購入できる各国通貨による金額がそれぞれ等しい価値を持つと考えて決められる交換比率のことで、例えばハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルならば、購買力平価は1ドル100円というように求める。これを最終消費財や国内総生産（GDP）などについて求めるときは、各財・サービスについて加重平均する。

グラフの比較可能物価水準は、GDP購買力平価を為替レートで除したものである。1990年の購買力平価は、OECDとEurostatが3年ごとに計算するベンチマークによる。1995年、2000年は、ヨーロッパ諸国はEurostat、それ以外はOECD推計による。

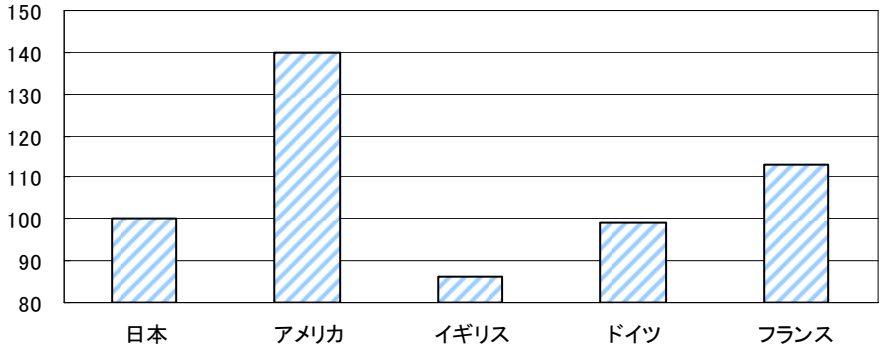
購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価一定の下で円高になったときにはこの値は大きくなり、日本の物価は割高となる。逆に為替一定の下で米国内価格が上昇すれば、この値は小さくなり、日本の物価は割安となる。この指標を、OECD平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

日本が100を上回って推移していることは、最近の国内物価の低下傾向にもかかわらず、日本の財・サービス価格が為替レートでの評価に比べて依然高く、円の購買力が実質的にはそれほど高くないことを示す。物価水準が高い日本とは対照的に、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの物価水準は低く、その他の先進諸国は、おおむね同等の水準で推移している。

1 経済・経営

1-4 労働生産性水準（GDP ベース、2004 年）

（日本＝100）



▶グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-20表 労働生産性水準」(p.47)を参照。

労働生産性は、購買力平価で評価した国内総生産（GDP）を就業者数で除したものであり、上図は、日本を100とした指数をグラフにしたものである。

上記5か国中、日本はドイツ、イギリスよりも高いものの、アメリカ、フランスよりも低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック（建物・機械等）、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高いものの、低生産性部門の割合が高いこと等がGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。



## 1-5 購買力平価

各国で公表される賃金やGDPなどのデータは、普通、それぞれの通貨で集計されています。こうしたデータを国際比較する際には、単位を揃えなければなりません。換算の方法として最も一般的なのは、為替レートを用いる方法です。けれども、為替レートによる換算は、国内での購買力をみるという観点からは、①建築物、保護産品、公共サービスなど貿易の対象にならない商品・サービスの価格を十分に反映しない、②投機や国家間の資本移動による影響を受けやすい、という問題があります。

そこで、為替レートとは別の換算レートとして使われるのが、「購買力平価（PPP, Purchasing Power Parity）」です。

### 【購買力平価とは】

購買力平価とは、ある一定の商品やサービスを購入する際に必要な金額を各国の通貨で調べた後、それらが等しい価値を持つと考えて定められる交換レートのことです。例えば、りんご1個が日本で100円、米国で1ドルならば、購買力平価は1ドル=100円というようになります。こうすることで、各国間の物価水準の違いを取り除き、異なる通貨の購買力を比較できます。なお、購買力平価を為替レートで割った数値が内外価格差です。

購買力平価は、比較的歴史が新しく、1960年代に生まれたものです。新しい換算レートの開発に向け、1968年、国連国際比較プロジェクト（ICP事業、International Comparison Program）が発足し、国際連合統計局とペンシルベニア大学の共同プロジェクトとして検討が続けられました。その後、OECDや世界銀行などいくつかの国際機関で購買力平価が算定されています。

実際に購買力を算定するには、様々な問題があります。価格の調査に膨大な労力と時間が必要なことを除いたとしても、まず、算定の対象にする商品やサービスを決定しなければなりません。同種の商品でも、国によって代表的な銘柄に差があります。さらに、その国の文化によって、重要視される商品・サービスが異なることから、どのようなウェイトを使って平均したらいいのかを簡単に決められません。こうした技術的な問題があるため、購買力平価の算定には唯一完全な推計方法が確立されているわけではなく、いくつかの方法が提案されています。

### 【OECDのGDP購買力平価】

最も代表的な購買力平価は、OECDによるGDP購買力平価です。これは、GDPに対応すると考えられる商品群を算定の対象として計測したものです。元々は、ECの加盟分担金を算定することを目的に始められ、その後、OECDが独自に作成を行っています。1980年から数値が公表されており、直近の、1999年を基準年とする購買力平価の算定プロジェクトでは、2500余りの商品が比較の対象になっています。

## 1 経済・経営

最新のものでは、1999基準年の結果をもとに、国際外挿法を用いて更新された2002年の購買力平価が、OECD加盟30か国について算定・公表されています。OECDの購買力平価では、「EKS方式」と呼ばれる算定方法が主に用いられています（表1）。

### 【ビッグマック購買力平価】

ユニークなものでは、マクドナルドの販売するビッグマックの価格を元に購買力平価を算出する「ビッグマック指数」があります。イギリスの経済専門誌『エコノミスト』によって考案されたものです。ビッグマックは①ほぼ全世界で同一品質のものが販売されている、②原材料費や店舗の光熱費・店員の労働賃金などさまざまな要因を元に単価が決定される——などにより、総合的な購買力の比較に使いやすかったことが、基準となった主な理由とされています。特定の一商品だけを基準にした算定であるため、他の厳密な算定とは比較できませんが、シンプルで明快な算定概念が注目を集めました。ちなみに、このビッグマック購買力平価によると、1ドル=80.6円（2006年）となっています（表2）。

### 【内閣府の生活費ベース購買力平価】

日本の内閣府も、欧米主要都市と比較した、東京の生計費ベースの購買力平価を算出しています。OECDの購買力平価が「GDPを構成する商品・サービス」を対象に算定しているのに対して、内閣府の購買力平価は、「一世帯の生計を営むために必要な商品・サービス」を対象としています。2000年の生計費調査による比較では、ニューヨーク（410品目）、ロンドン（415品目）、パリ（422品目）、ベルリン（415品目）、ジュネーブ（370品目）及び東京の「小売物価統計調査」をもとに購買力平価を算出しており、結果は表3の通りとなっています。これをみると、東京とニューヨークを比較した場合、1ドル=131円、為替レートでは1ドル=107.8円となっています（2000年）。これは、2国間（2都市間）の比較なので、多国間の比較を目的とするOECD購買力平価と比べて技術的問題が少なく、日本の支出ウェイトで算定したものと、相手国の支出ウェイトで算定したものの幾何平均を購買力平価としています。

### 【購買力平価による賃金比較】

一般的には、賃金の換算をする場合には、為替レートによる換算は、賃金をコストとして比較する場合に適しており、購買力平価による換算は、賃金を生活水準の観点から比較する場合に適しているとされています。

賃金水準の国際比較が、勤労者の生活水準比較を比較しようとするものであるならば、様々な消費財に対する賃金の購買力での比較が適していると思われます。本書では、製造業の時間当たり賃金について、OECDの購買力平価と為替レートの双方で試算を行っています。これをみると、日本の賃金は、為替レートベースでは高めになっていますが、購買力平価ベースでは、欧米各国に比べまだ低い水準にあるといえます。

表1 Table 1

(2002年/Year)

国・地域 Country or region		GDP購買力平価 PPPs on GDP (USA=1.00)	為替 Exchange rate (US\$=1.00)	内外価格差 Comparative price level (OECD30=100)
ドイツ	DEU	0.959	1.063	100
フランス	FRA	0.900	1.063	94
イタリア	ITA	0.825	1.063	86
オランダ	NLD	0.921	1.063	96
ベルギー	BEL	0.883	1.063	92
ルクセンブルク	LUX	0.980	1.063	102
フィンランド	FIN	0.967	1.063	100
オーストリア	AUT	0.912	1.063	95
アイルランド	IRL	1.00	1.063	104
ギリシャ	GRC	0.678	1.063	70
スペイン	ESP	0.743	1.063	77
ポルトガル	PRT	0.658	1.063	68
EURO 12		0.876	1.063	91
イギリス	GBR	0.610	0.6682	101
デンマーク	DNK	8.43	7.895	118
スウェーデン	SWE	9.36	9.734	106
EU 15		0.899	1.063	93
チェコ	CZE	14.2	32.73	48
ポーランド	POL	1.82	4.099	49
ハンガリー	HUN	114	258.2	49
キプロス*	Cyprus	0.438	0.6113	79
エストニア*	Estonia	7.63	16.63	51
ラトビア*	Latvia	0.254	0.6174	46
リトアニア*	Lithuania	1.43	3.676	43
マルタ*	Malta	0.245	0.4345	62
スロバキア	Slovak Republic	16.2	45.36	39
スロベニア*	Slovenia	144	240.1	66
EU 25		0.863	1.063	90
日本	JPN	143	125.4	126
アメリカ	USA	1.00	1.000	110
カナダ	CAN	1.22	1.569	86
ノルウェー	NOR	9.14	7.978	126
スイス	CHE	1.80	1.559	128
アイスランド	ISL	92.1	91.57	111
トルコ	TUR	611,482	1,529,732	44
韓国	KOR	778	1,251	69
オーストラリア	AUS	1.33	1.841	80
ニュージーランド	NZL	1.46	2.162	75
メキシコ	MEX	6.58	9.656	75
OECD 30		0.906	1.000	100
ロシア	RUS	9.27	31.35	33
ブルガリア	Bulgaria	0.582	2.071	31
クロアチア	Croatia	3.75	7.869	53
旧ユーゴスラビア共和国マケドニア	FYROM	20.0	64.35	34
イスラエル	Israel	3.46	4.738	81
ルーマニア	Romania	9,891	33,226	33

資料出所 OECD "Purchasing Power Parities"(January 2005)

(注) \*印の国はEU加盟国であるが、OECDには加盟していない。

表2 Table 2

国・地域 Country or region		ビッグマック 価格(USDドル) Big Mac price in dollars	購買力平価 Implied PPPs of the dollar	対ドル評価(%) Valuation against the dollar, %
日本	JPN	2.23	80.6	-28
アメリカ	USA	3.10	—	—
カナダ	CAN	3.14	1.14	1
イギリス	GBR	3.65	1.60	18
デンマーク	DNK	4.77	8.95	54
スウェーデン	SWE	4.53	10.6	46
ユーロ圏	Euro area	3.77	1.05	22
ロシア	RUS	1.77	15.5	-43
中国	CHN	1.31	3.39	-58
香港	HKG	1.55	3.87	-50
台湾	TWN	2.33	24.2	-25
シンガポール	SGP	2.27	1.16	-27
マレーシア	MYS	1.52	1.77	-51
タイ	THA	1.56	19.4	-50
インドネシア	IDN	1.57	4,710	-49
フィリピン	PHL	1.62	27.4	-48
オーストラリア	AUS	2.44	1.05	-21
ニュージーランド	NZL	2.75	1.44	-11
ブラジル	BRA	2.78	2.06	-10
メキシコ	MEX	2.57	9.35	-17

資料出所 The Economist “The Big Mac index” (May 2006)

表3 Table 3

東京との比較 Comparison with Tokyo	購買力平価(円/各国通貨) PPPs (yen/national currency)			年平均為替レート(円/各国通貨) Annual average of exchange rates (yen/national currency)			内外価格差(倍) Gap between domestic and foreign prices (times)		
	1999年 /Year	2000	改善率(%) Improvement rate	1999	2000	変化分(%) rates of change	1999	2000	変化分(%) rates of change
対ニューヨーク to New York	137	131	4.4	113.9	107.8	5.4	1.20	1.22	0.02
対ロンドン to London	206	198	3.9	184.3	163.4	11.4	1.12	1.21	0.09
対パリ to Paris	24.9	24.2	2.8	18.5	15.1	18.2	1.35	1.60	0.25
対ベルリン to Berlin	88.4	86.6	2.0	62.1	50.8	18.2	1.42	1.71	0.29
対ジュネーブ to Geneva	81.1	78.5	3.2	75.8	63.8	15.8	1.07	1.23	0.16

資料出所 内閣府「生計費調査による購買力平価及び内外価格差の概況」(2000)

## 第1-1表 名目国内総生産 (各国通貨、USドル換算)

Table 1-1: Gross domestic product (nominal)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	
日本(10億円)	JPN	440,124.8	496,940.6	511,760.0	498,208.4	497,797.9	505,159.8
アメリカ(10億USDドル)	USA	5,803.2	7,397.7	9,817.0	10,469.6	10,971.3	11,734.3
カナダ(10億カナダドル)	CAN	669.51	810.43	1,075.57	1,154.95	1,214.60	1,290.19
イギリス(10億ポンド)	GBR	557.30	718.38	953.58	1,048.46	1,105.92	1,164.44
ドイツ (10億ドイツマルク/10億ユーロ) <sup>1)2)</sup>	DEU	2,431.2	3,615.3	2,062.5	2,148.8	2,164.9	2,207.2
フランス(10億フラン/10億ユーロ) <sup>2)</sup>	FRA	6,621.8	7,837.4	1,441.4	1,548.6	1,585.2	1,648.4
イタリア(1兆リラ/10億ユーロ) <sup>2)</sup>	ITA	1,320.8	1,787.3	1,166.5	1,260.6	1,300.9	1,351.3
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,359.88	1,770.25	2,194.97	2,352.94	2,438.45	2,545.75
EU(10億ユーロ) <sup>3)</sup>	EU	—	—	6,425.6	7,075.9	7,255.9	7,546.5
ロシア(10億ルーブル)	RUS	—	1,429	7,306	10,831	13,243	16,752
中国(10億元)	CHN	1,832.0	5,851.1	8,934.1	10,789.8	12,151.1	13,651.5
香港(10億香港ドル)	HKG	583	1,096	1,288	1,248	1,208	1,269
韓国(10億ウォン)	KOR	178,797	398,838	578,665	684,263	724,675	778,445
シンガポール	SGP	66,464	118,963	159,596	158,388	160,924	180,554
(100万シンガポールドル)							
マレーシア(100万リンギット)	MYS	119,081	222,473	343,215	361,624	394,200	447,547
タイ(10億バーツ)	THA	2,183.5	4,186.2	4,922.7	5,446.0	5,930.4	6,576.0
インドネシア(10億ルピア)	IDN	210,866	454,514	1,389,770	1,863,275	2,045,854	2,303,031
フィリピン(10億ペソ)	PHL	1,077.2	1,906.0	3,354.7	3,883.2	4,210.5	4,739.1
インド(10億ルピー)	IND	5,686.7	11,880.1	20,895.0	24,633.2	27,600.3	31,085.6
オーストラリア (10億オーストラリアドル)	AUS	394.7	485.0	650.3	734.3	784.7	839.0
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	73,151	92,679	114,733	128,882	137,150	147,450
(USDドル換算 / in U.S. dollars)					(10億USDドル / billion U.S. dollars)		
日本	JPN	3,039.7	5,283.2	4,748.6	3,973.3	4,294.0	4,669.2
アメリカ	USA	5,803.2	7,397.7	9,817.0	10,469.6	10,971.3	11,734.3
カナダ	CAN	573.8	590.5	724.2	736.0	866.9	991.7
イギリス	GBR	994.6	1,134.0	1,445.7	1,574.1	1,807.5	2,133.0
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	1,504.7	2,522.7	1,900.2	2,022.2	2,443.5	2,740.5
フランス	FRA	1,216.1	1,570.1	1,328.0	1,457.4	1,789.2	2,046.7
イタリア	ITA	1,102.4	1,097.2	1,074.7	1,186.3	1,468.3	1,677.8
スウェーデン	SWE	229.8	248.2	239.6	241.6	301.6	346.4
EU <sup>3)</sup>	EU	—	—	5,920.0	6,659.4	8,189.2	9,370.2
ロシア	RUS	—	313.4	259.7	345.5	431.5	581.4
中国	CHN	383.0	700.6	1,079.2	1,303.6	1,468.1	1,649.4
香港	HKG	74.8	141.7	165.3	160.0	155.1	162.9
韓国	KOR	252.6	517.1	511.7	546.9	608.1	679.7
シンガポール	SGP	36.7	83.9	92.6	88.5	92.4	106.8
マレーシア	MYS	44.0	88.8	90.3	95.2	103.7	117.8
タイ	THA	85.3	168.0	122.7	126.8	143.0	163.5
インドネシア	IDN	114.4	202.1	165.0	200.1	238.5	257.6
フィリピン	PHL	44.3	74.1	75.9	75.2	77.7	84.6
インド	IND	324.9	366.4	464.9	506.8	592.5	686.0
オーストラリア	AUS	308.3	359.7	378.7	399.4	511.6	618.0
ニュージーランド	NZL	43.7	60.8	52.5	59.8	79.9	97.9

資料出所 日本:内閣府 HP「国民経済計算」

その他:IMF “International Financial Statistics Yearbook”(2005)

為替レート:IMF “International Financial Statistics Yearbook”(2005)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

1) 1990年は、旧ドイツ地域。

2) 2000年以降は、ユーロ。

3) 単一通貨(ユーロ)参加国(オーストラリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン)の合計。ただし、ギリシャは2001年から参加。

## 第1-2表 GDP成長率（名目、実質）

Table 1-2: Gross domestic product growth rates (nominal and real)

国・地域		(%)							
Country or region	91~95 年/Year	96~ 2000	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
(名目/Nominal)									
日本	JPN	1.2	0.1	1.4	0.8	-1.1	-1.6	-1.5	7.0
アメリカ	USA	4.3	4.7	4.9	5.9	2.6	4.0	4.6	6.2
カナダ	CAN	3.4	4.9	5.1	9.2	4.0	4.3	5.2	5.3
イギリス	GBR	4.2	4.5	5.6	5.3	4.5	5.1	5.9	2.0
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	3.7	2.1	3.8	2.6	2.0	1.9	2.6	2.0
フランス <sup>1)</sup>	FRA	2.4	3.2	3.6	4.8	3.9	3.6	3.7	4.0
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	4.4	3.5	8.1	5.3	4.6	3.3	3.2	3.9
スウェーデン	SWE	4.1	3.9	11.0	5.7	3.2	3.2	4.2	4.4
ロシア	RUS	—	—	133.9	51.5	22.4	21.1	22.2	26.5
EU <sup>2)</sup>	EU	—	—	—	4.8	6.3	3.5	2.7	4.0
中国	CHN	22.4	5.5	25.3	8.1	10.4	6.6	15.5	12.3
香港	HKG	10.0	1.2	6.5	3.4	-0.7	-2.5	-3.1	5.0
韓国	KOR	11.8	4.5	16.7	8.1	5.7	24.1	5.9	7.4
シンガポール	SGP	9.7	4.2	10.4	12.6	-3.6	3.9	1.8	12.2
マレーシア	MYS	10.5	6.2	13.8	13.9	-2.4	7.9	9.3	13.5
タイ	THA	10.8	1.3	15.3	6.0	4.2	6.0	9.1	10.9
インドネシア	IDN	12.7	19.2	18.9	16.6	16.3	27.3	7.8	12.6
フィリピン	PHL	8.8	8.8	12.6	11.1	10.0	8.8	6.3	12.6
インド	IND	12.7	9.0	17.3	9.1	9.1	7.6	11.8	12.6
オーストラリア	AUS	4.0	4.7	5.4	7.2	6.0	6.3	6.9	6.9
ニュージーランド	NZL	4.9	2.7	6.5	5.5	8.5	6.5	7.3	7.5
(実質/Real) <sup>3)</sup>									
日本(1995年/Year)	JPN	0.9	0.7	1.9	2.9	0.5	-0.5	2.5	3.7
アメリカ(2000)	USA	3.8	3.3	2.5	3.7	0.8	1.6	2.7	4.2
カナダ(1997)	CAN	1.8	3.8	2.8	5.3	1.9	3.3	1.7	3.1
イギリス(2000)	GBR	2.0	2.4	2.9	3.9	2.3	1.8	2.2	3.1
ドイツ(1995) <sup>1)</sup>	DEU	1.6	1.1	1.9	3.2	1.2	0.2	0.0	1.6
フランス(1995) <sup>1)</sup>	FRA	0.8	2.4	1.9	4.1	2.0	1.2	0.8	2.3
イタリア(1995) <sup>1)</sup>	ITA	1.0	1.7	2.9	3.0	1.8	0.4	0.3	1.2
スウェーデン(1995)	SWE	2.4	3.0	4.1	4.3	1.0	2.0	1.5	3.6
EU(1995) <sup>2)</sup>	EU	—	—	—	—	—	—	—	—
ロシア	RUS	—	—	—	3.2	3.6	0.8	0.6	1.7
中国(1995)	CHN	10.0	6.3	10.5	8.0	—	—	—	—
香港(1995)	HKG	4.3	2.6	3.9	10.2	0.5	1.9	3.2	8.2
韓国(1995)	KOR	10.2	3.0	9.2	8.7	3.7	7.0	3.1	4.6
シンガポール(1995)	SGP	7.6	2.9	8.0	9.6	-2.0	3.2	1.4	8.4
マレーシア(1987)	MYS	7.5	2.8	9.8	8.9	0.3	4.1	5.3	7.1
タイ(1988)	THA	6.9	-0.7	9.2	4.7	2.2	5.3	6.9	6.1
インドネシア(2000)	IDN	5.7	-0.8	8.2	7.8	3.8	4.4	4.9	5.1
フィリピン(1985)	PHL	2.3	2.4	4.7	4.0	3.4	5.5	4.9	5.0
インド(1993/94)	IND	5.0	4.3	7.5	3.9	5.2	4.6	8.3	—
オーストラリア(2000/01)	AUS	2.8	3.3	3.5	3.2	2.5	4.0	3.4	3.2
ニュージーランド(1995/96)	NZL	3.2	2.9	3.7	1.8	3.8	4.7	3.6	3.6

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

その他:IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

- 1) 1996~2000年平均は、ユーロ建てのGDPを旧各国通貨に換算して計算した。なお、1ユーロに對する旧各国通貨の固定換算レートは、ドイツが1.95583マルク/ユーロ、フランスが6.55957フラン/ユーロ、イタリアが1936.27リラ/ユーロ。
- 2) 単一通貨(ユーロ)参加国(オーストラリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン)の合計。ただし、ギリシャは2001年から参加。
- 3) 各国の括弧内の年は、実質値の基準年を示す。

第1-3表 一人当たりの国民所得<sup>1)</sup>

Table 1-3: National income per capita

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004
日本(千円)	JPN	2,763	2,975	2,905	2,808	2,799	2,798
アメリカ(USドル)	USA	19,111	22,575	28,351	29,453	30,777	32,492
カナダ(カナダドル)	CAN	17,280	19,531	25,495	26,615	27,890	29,492
イギリス(ポンド)	GBR	7,168	9,274	12,353	13,936	14,717	15,455
ドイツ(ドイツマルク/ユーロ) <sup>2)3)</sup>	DEU	23,034	33,212	18,431	19,185	19,373	19,963
フランス(フラン/ユーロ) <sup>3)</sup>	FRA	85,040	100,087	18,297	19,288	19,721	20,289
イタリア(キリラ/ユーロ) <sup>3)</sup>	ITA	17,569	23,042	14,430	15,531	16,030	16,611
スウェーデン(クローナ)	SWE	104,082	148,496	177,158	188,195	197,969	203,470
ロシア	RUS	—	—	38,786	58,652	70,944	105,979
韓国(千ウォン)	KOR	3,250	6,781	9,028	10,703	11,281	12,256
マレーシア(リンギット) <sup>4)</sup>	MYS	6,061	10,046	13,412	13,765	14,946	
タイ(バーツ)	THA	29,961	53,992	59,171	63,676		
フィリピン(ペソ) <sup>5)</sup>	PHL	14,602	23,085	43,393	49,351	52,957	
インド(ルピー)	IND	5,006	10,067	16,522	19,052	21,032	
オーストラリア(AUドル)	AUS	15,805	18,205	23,240	25,478	27,047	28,574
ニュージーランド(NZドル)	NZL	14,686	16,752	19,979	22,321	23,589	24,743
(USドル換算 / in U.S. dollars)						(U.S. dollars)	
日本	JPN	19,081	31,629	26,960	22,393	24,144	25,866
アメリカ	USA	19,111	22,575	28,351	29,453	30,777	32,492
カナダ	CAN	14,810	14,231	17,167	16,960	19,906	22,669
イギリス	GBR	12,793	14,639	18,728	20,921	24,053	28,311
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	14,256	23,175	16,981	18,055	21,865	24,786
フランス	FRA	15,617	20,051	16,857	18,152	22,259	25,192
イタリア	ITA	14,664	14,146	13,295	14,616	18,092	20,625
スウェーデン	SWE	17,585	20,817	19,336	19,328	24,482	27,687
ロシア	RUS	—	—	1,379	1,871	2,311	3,678
韓国	KOR	4,593	8,792	7,982	8,555	9,467	10,701
マレーシア <sup>4)</sup>	MYS	2,241	4,011	3,530	3,622	3,933	
タイ	THA	1,171	2,167	1,475	1,482		
フィリピン <sup>5)</sup>	PHL	601	898	982	956	977	
インド	IND	286	310	368	392	451	
オーストラリア	AUS	12,349	13,499	13,533	13,857	17,632	21,048
ニュージーランド	NZL	8,768	10,996	9,139	10,362	13,736	16,429

資料出所 日本：内閣府「平成 18 年版国民経済計算年報」(2006)

日本を除く OECD 諸国：OECD “National Accounts 2006 vol.2”(2006)

タイ・フィリピン・インド・マレーシア：UN “National Accounts 2004”(2006)

人口・為替レート：IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成 13 年版国民経済計算年報以降、93SNA に基づいている。

- 1) 国民所得は要素費用表示(=GNP-固定資本減耗-(間接税-補助金))
- 2) 1990 年は、旧西ドイツ地域。
- 3) 2000 年以降は、ユーロ。
- 4) 補助金を含まない。
- 5) 2000 年以降は、間接税-補助金を含む。

## 第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	
日本(10億円)	JPN	227,350.5	268,977.4	271,075.3	262,527.9	258,658.6	255,535.7
アメリカ(10億USドル)	USA	3,353.3	4,197.4	5,787.3	6,096.6	6,326.7	6,693.4
カナダ(100万カナダドル)	CAN	368,891	418,825	545,204	592,692	617,753	643,964
イギリス(100万ポンド)	GBR	316,102	386,718	531,962	588,591	617,641	648,814
ドイツ(100万ドイツマルク /100万ユーロ) <sup>1)2)</sup>	DEU	1,513,218	1,951,527	1,101,660	1,129,950	1,132,090	1,135,250
フランス(100万フラン /100万ユーロ) <sup>2)</sup>	FRA	3,474,978	4,061,745	747,680	813,776	833,920	857,902
イタリア(10億リラ /100万ユーロ) <sup>2)</sup>	ITA	609,497	760,629	474,075	521,283	543,664	562,075
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	837,110	935,186	1,223,529	1,349,763	1,389,924	1,432,119
ロシア(10億ルーブル)	RUS	—	648	2,937	5,048	6,132	—
韓国(10億ウォン)	KOR	82,014.8	186,997.5	248,167.3	294,480.9	319,891.7	342,222.2
タイ(100万バーツ)	THA	522,819	1,189,853	1,495,303	1,655,083	—	—
フィリピン(100万ペソ)	PHL	279,624	482,570	878,800	984,424	1,053,349	—
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	192,723	256,060	339,301	377,268	398,662	426,419
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	32,944	39,450	48,163	54,904	58,693	62,918
USD換算 / in U.S.dollars					(10億ドル / billion U.S. dollars)		
日本	JPN	1,570.2	2,859.6	2,515.3	2,093.7	2,231.2	2,361.9
アメリカ	USA	3,353.3	4,197.4	5,787.3	6,096.6	6,326.7	6,693.4
カナダ	CAN	316.2	305.2	367.1	377.7	440.9	495.0
イギリス	GBR	564.2	610.4	806.5	883.7	1,009.5	1,188.5
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	936.6	1,361.8	1,015.0	1,063.4	1,277.8	1,409.5
フランス	FRA	638.2	813.7	688.9	765.8	941.2	1,065.2
イタリア	ITA	508.7	467.0	436.8	490.6	613.6	697.9
スウェーデン	SWE	141.4	131.1	133.5	138.6	171.9	194.9
ロシア	RUS	—	142.1	104.4	161.0	199.8	—
韓国	KOR	115.9	242.5	219.4	235.4	268.5	298.8
タイ	THA	20.4	47.8	37.3	38.5	—	—
フィリピン	PHL	11.5	18.8	19.9	19.1	19.4	—
オーストラリア	AUS	150.6	189.9	197.6	205.2	259.9	314.1
ニュージーランド	NZL	19.7	25.9	22.0	25.5	34.2	41.8

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

日本を除くOECD諸国:OECD“National Accounts 2006 vol.1”(2006)

その他:UN“National Accounts 2004”(2006)

為替レート:IMF“International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

1) 1990年は、旧西ドイツ地域。

2) 2000年以降は、ユーロ。



## 第1-5表 経済活動別国内総生産

Table 1-5: Gross domestic product by economic activity

国 Country	国内総生産 1) a)	農林水産業 b)	鉱業・ 採石業 <sup>c)</sup>	製造業 <sup>d)</sup>	電気・ガス・ 水道業 <sup>e)</sup>	
(実額/Real amount)						
日本(10億円)(2004年/Year)	JPN	528,725.1	8,480.8	599.2	117,605.5	14,261.8
アメリカ(10億ドル)(2004)	USA	11,679.2	141.6	171.9	1,545.4	235.3
カナダ(100万カナダドル)(2002)	CAN	1,069,702	23,048	53,595	188,159	30,736
イギリス(100万ポンド)(2004)	GBR	1,082,798	9,381	29,848	154,637	16,323
ドイツ(100万ユーロ)(2004)	DEU	2,003,180	22,110	3,990	455,470	40,710
フランス(100万ユーロ)(2004)	FRA	1,489,308	36,534	2,355	206,033	24,815
イタリア(100万ユーロ)(2004)	ITA	1,249,158	31,632	4,918	237,490	25,314
ロシア(10億ルーブル)(2003)	RUS	11,913.8	646.5		3,234.3	
韓国(10億ウォン)(2004)	KOR	694,317.5	26,246.3	2,276.5	198,554.3	16,732.6
タイ(100万バーツ)(2002)	THA	4,865,776	509,821	117,245	1,563,703	163,251
インドネシア(10億ルピア)(2002)	INA	1,610,012	281,325	191,827	402,601	29,100
フィリピン(100万ペソ)(2003)	PHL	4,299,932	637,764	43,566	1,004,004	137,172
インド(10億ルピー)(2003)	IND	25,197.9	5,752.8	633.6	3,929.2	541.1
(構成比/Composition ratio)						
						(%)
日本	JPN	100	1.6	0.1	22.2	2.7
アメリカ	USA	100	1.2	1.5	13.2	2.0
カナダ	CAN	100	2.2	5.0	17.6	2.9
イギリス	GBR	100	0.9	2.8	14.3	1.5
ドイツ	DEU	100	1.1	0.2	22.7	2.0
フランス	FRA	100	2.5	0.2	13.8	1.7
イタリア	ITA	100	2.5	0.4	19.0	2.0
ロシア	RUS	100	5.4		27.1	
韓国	KOR	100	3.8	0.3	28.6	2.4
タイ	THA	100	10.5	2.4	32.1	3.4
インドネシア	INA	100	17.5	11.9	25.0	1.8
フィリピン	PHL	100	14.8	1.0	23.3	3.2
インド	IND	100	22.8	2.5	15.6	2.1

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration and defence, compulsory social security; k) Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons

1 経済・経営

国 Country	建設業 <sup>f)</sup>	卸売・小売業、自動車及び家庭用品修理、ホテル・レストラン <sup>2)g)</sup>	運輸・倉庫・通信業 <sup>h)</sup>	金融・保険・不動産業 <sup>3)i)</sup>	公務、防衛、義務的社会保障 <sup>j)</sup>	教育、健康、対地域社会・個人サービス <sup>k)</sup>	
(実額/Real amount)							
日本	JPN	32,823.4	69,542.2	38,008.8	93,878.3	29,790.7	144,245.2
アメリカ	USA	549.5	1,797.9	712.6	3,788.4	875.9	1,860.6
カナダ	CAN	57,783	147,931	76,452	277,732	61,073	153,193
イギリス	GBR	67,619	162,140	78,280	324,927	53,483	186,155
ドイツ	DEU	82,670	248,580	111,350	583,570	120,270	334,460
フランス	FRA	83,735	194,371	94,499	467,626	113,310	266,030
イタリア	ITA	73,117	193,025	95,654	332,214	80,238	175,557
ロシア	RUS	851.3	2,652.0	1,124.9	1,831.4	631.2	942.2
韓国	KOR	64,772.5	68,104.1	50,969.0	143,294.0	42,209.6	81,158.5
タイ	THA	157,528	990,784	438,186	284,265	244,532	389,006
インドネシア	INA	92,366	258,869	97,344	105,622	83,294	67,664
フィリピン	PHL	187,755	682,003	313,160	542,956	377,710	373,842
インド	IND	1,558.3	3,765.2	2,020.8	3,401.0	1,535.4	2,060.4
(構成比/Composition ratio)							(%)
日本	JPN	6.2	13.2	7.2	17.8	5.6	27.3
アメリカ	USA	4.7	15.4	6.1	32.4	7.5	15.9
カナダ	CAN	5.4	13.8	7.1	26.0	5.7	14.3
イギリス	GBR	6.2	15.0	7.2	30.0	4.9	17.2
ドイツ	DEU	4.1	12.4	5.6	29.1	6.0	16.7
フランス	FRA	5.6	13.1	6.3	31.4	7.6	17.9
イタリア	ITA	5.9	15.5	7.7	26.6	6.4	14.1
ロシア	RUS	7.1	22.3	9.4	15.4	5.3	7.9
韓国	KOR	9.3	9.8	7.3	20.6	6.1	11.7
タイ	THA	3.2	20.4	9.0	5.8	5.0	8.0
インドネシア	INA	5.7	16.1	6.0	6.6	5.2	4.2
フィリピン	PHL	4.4	15.9	7.3	12.6	8.8	8.7
インド	IND	6.2	14.9	8.0	13.5	6.1	8.2

資料出所 日本：内閣府「平成 18 年版国民経済計算年報」(2006)

日本を除く OECD 諸国：OECD “National Accounts, 2006 vol.2” (2006)

その他：UN “National Accounts 2004” (2006)

(注) 1) 日本は、帰属利子(控除)、輸入税・関税、総資本形成に係る消費税(控除)を含む。その他は、総付加価値の総計。なお、統計上の不突合が掲載されている場合には、これを含む。

2) 日本は、卸売・小売業。韓国とタイは、卸売・小売業、自動車及び家庭用品修理。

3) 韓国は、金融・保険業。

## 第1-6表 国内総生産の構成（支出、名目）（2004年）

Table 1-6: Gross domestic product and expenditure account (nominal)

国 Country	国内総生産 GDP	政府最終 消費支出 <sup>a)</sup>	民間最終 消費支出 <sup>b)</sup>	在庫品増 加及び貴 重品の取 得マイナス 処分 <sup>1)c)</sup>	総固定 資本形成 <sup>d)</sup>	財貨・ サービスの 輸出 <sup>e)</sup>	(控除) 財貨・サー ビスの輸入 <sup>f)</sup>	
(実額/Real amount)								
日本(10億円)	JPN 496,050.5	89,074.9	284,921.6	-941.5	112,427.9	66,286.3	56,660.2	
アメリカ(10億USDドル)	USA 11,679.2	1,844.6	8,214.3	55.6	2,188.7	1,173.8	1,797.8	
カナダ(100万カナダドル)	CAN 1,270,760	247,774	703,418	7,779	258,958	490,957	437,571	
イギリス(100万ポンド)	GBR 1,163,942	245,950	761,223	4,732	190,062	291,106	330,134	
ドイツ(100万ユーロ)	DEU 2,215,650	412,760	1,312,530	-4,040	384,940	842,840	733,380	
フランス(100万ユーロ)	FRA 1,648,369	394,447	924,299	9,530	315,962	428,148	424,017	
イタリア(100万ユーロ)	ITA 1,351,328	260,063	812,570	4,804	262,909	359,979	348,997	
スウェーデン (100万クローナ)	SWE 2,573,176	704,845	1,240,966	3,654	413,757	1,182,568	972,614	
ロシア(10億ルーブル)	RUS 16,779	2,718	8,162	557	2,979	5,814	3,710	
韓国(10億ウォン)	KOR 778,444.6	104,960.7	400,696.4	5,544.0	229,690.5	343,229.3	309,366.3	
マレーシア (100万リンギット)	MYS 394,200	54,913	172,366	-2,842	87,089	450,593	367,918	
タイ(100万バーツ)	THA 5,451,854	608,164	3,082,064	58,684	1,246,375	3,526,046	3,133,949	
インドネシア (10億ルピア)	IDN 1,786,691	163,703	1,238,891	-67,258	352,360	558,091	459,096	
フィリピン(100万ペソ)	PHL 4,299,932	471,429	2,988,124	63	715,245	2,109,394	2,221,328	
インド(10億ルピー)	IND 27,600.3	3,121.1	17,617.9	83.9	6,273.1	4,078.0	4,434.0	
オーストラリア (100万AUDドル)	AUS 891,524	162,993	522,551	2,123	226,910	163,845	189,156	
ニュージーランド (100万NZドル)	NZL 148,558	26,483	87,531	1,638	34,923	43,142	44,732	
(構成比/Composition ratio)								
日本	JPN	100	18.0	57.4	-0.2	22.7	13.4	11.4
アメリカ	USA	100	15.8	70.3	0.5	18.7	10.1	15.4
カナダ	CAN	100	19.5	55.4	0.6	20.4	38.6	34.4
イギリス	GBR	100	21.1	65.4	0.4	16.3	25.0	28.4
ドイツ	DEU	100	18.6	59.2	-0.2	17.4	38.0	33.1
フランス	FRA	100	23.9	56.1	0.6	19.2	26.0	25.7
イタリア	ITA	100	19.2	60.1	0.4	19.5	26.6	25.8
スウェーデン	SWE	100	27.4	48.2	0.1	16.1	46.0	37.8
ロシア	RUS	100	16.9	50.5	2.4	18.2	34.6	23.3
韓国	KOR	100	13.5	51.5	0.7	29.5	44.1	39.7
マレーシア	MYS	100	12.8	45.0	-1.1	24.9	116.3	98.0
タイ	THA	100	11.2	56.5	1.1	22.9	64.7	57.5
インドネシア	IDN	100	7.4	67.4	-3.9	20.5	41.1	32.6
フィリピン	PHL	100	12.1	68.4	0.1	19.2	48.9	49.4
インド	IND	100	12.8	64.9	0.8	21.7	13.3	13.9
オーストラリア	AUS	100	18.3	58.6	0.2	25.5	18.4	21.2
ニュージーランド	NZL	100	17.8	58.9	1.1	23.5	29.0	30.1

a) Government final consumption expenditure; b) Final consumption expenditure; c) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; d) Gross fixed capital formation; e) Exports of goods and services;

f) (Deduction) Imports of goods and services

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

日本以外のOECD諸国:OECD "National Accounts, 2006 vol.1" (2006)

その他:UN "National Accounts 2004" (2006)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、93SNAに基づいている。

1) 日本・ドイツ・マレーシア・インドネシアは、在庫品増加。

第1-7表 国内総生産の構成（分配、名目）（2004年）

Table 1-7: Distribution of gross domestic product (distribution, nominal)

国 Country	国内総生産 GDP	雇業者報酬 Compensation of employees	純営業余剰 ・純混合所得 Net primary incomes from the rest of the world	固定資本 減耗 Consumption of fixed capital	間接税 —補助金 <sup>1)</sup> Taxes less subsidies on products	
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	496,050.5	255,535.7	92,928.4	105,446.9	37,590.0
アメリカ(10億USD)	USA	11,679.2	6,693.4	2,719.4	1,380.2	809.4
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,270,760	643,964	305,197	172,362	148,682
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,163,942	648,814	245,815	121,577	148,514
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,215,650	1,135,250	522,770	326,470	231,160
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,648,369	857,902	358,099	208,513	223,854
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,351,328	562,075	423,707	186,150	179,396
スウェーデン (100万クローナ)	SWE	2,573,176	1,432,119	435,354	310,922	394,781
ロシア(10億ルーブル) <sup>2)</sup>	RUS	8,632.7	6,132.2	4,420.2	959.1	1,580.6
韓国(10億ウォン)	KOR	778,444.6	342,222.2	238,528.6	104,013.1	93,680.7
マレーシア (100万リンギット) <sup>2)</sup>	MYS	394,200				6,386
タイ(100万バーツ) <sup>3)</sup>	THA	5,451,854	1,655,083	3,210,693	790,807	586,078
インドネシア(10億ルピア) <sup>4)</sup>	IDN	298,026	262,575		14,907	20,544
フィリピン(100万ペソ) <sup>2)</sup>	PHL	4,299,932.0	1,053,349.0	2,961,826.0	372,733.0	284,757.0
インド(10億ルピー) <sup>3)</sup>	IND	24,633.2	8,861.7	9,706.9	2,329.5	2,084.4
オーストラリア (100万AUD) <sup>5)</sup>	AUS	891,524	426,419	229,178	134,771	103,281
ニュージーランド (100万NZドル) <sup>5)</sup>	NZL	148,558	62,918	46,880	20,074	18,686
(構成比/Composition ratio)						
日本	JPN	100	51.5	18.7	21.3	7.6
アメリカ	USA	100	57.3	23.3	11.8	6.9
カナダ	CAN	100	50.7	24.0	13.6	11.7
イギリス	GBR	100	55.7	21.1	10.4	12.8
ドイツ	DEU	100	51.2	23.6	14.7	10.4
フランス	FRA	100	52.0	21.7	12.6	13.6
イタリア	ITA	100	41.6	31.4	13.8	13.3
スウェーデン	SWE	100	55.7	16.9	12.1	15.3
ロシア	RUS	100	71.0	51.2	11.1	18.3
韓国	KOR	100	44.0	30.6	13.4	12.0
マレーシア	MYS	100				1.6
タイ	THA	100	30.4	58.9	14.5	10.8
インドネシア	IDN	100	88.1		5.0	6.9
フィリピン	PHL	100	24.5	68.9	8.7	6.6
インド	IND	100	36.0	39.4	9.5	8.5
オーストラリア	AUS	100	47.8	25.7	15.1	11.6
ニュージーランド	NZL	100	42.4	31.6	13.5	12.6

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

日本以外のOECD諸国:OECD“National Accounts, 2006 vol.1”(2006)

その他:UN“National Accounts 2004”(2006)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、93SNAに基づいている。

1) マレーシアは、間接税。

2) 2003年。

3) 2002年。

4) 1993年。

5) 2001年。

第1-8表 国民貯蓄率<sup>1)</sup>

Table 1-8: Savings rate

(%)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	21.7	13.8	8.2	6.9	6.2	6.0	5.3
アメリカ	USA	5.0	4.9	6.8	4.4	2.2	1.5	1.3
カナダ	CAN	6.3	6.5	12.9	10.8	9.5	10.0	11.3
イギリス	GBR	4.5	4.1	4.8	4.9	5.0	4.8	4.8
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	13.2	7.6	6.3	5.4	5.4	5.4	7.3
フランス	FRA	9.4	7.9	10.3	9.6	7.9	7.3	7.4
イタリア	ITA	9.3	9.7	8.1	8.0	7.3	6.0	6.6
スウェーデン	SWE	4.0	10.9	11.7	10.9	10.7	12.1	13.8
EU <sup>3)</sup>	EU			9.0	8.6	8.1	8.0	8.4
ロシア	RUS			31.3	27.1	23.6	23.9	28.5
韓国	KOR	30.1	27.5	22.5	20.4	20.7	21.7	24.8
シンガポール	SGP	35.1	44.2	38.1	33.8	31.6	35.0	36.4
マレーシア <sup>4)</sup>	MYS	31.6	36.0	41.0	35.8	35.7	37.3	
タイ	THA	26.9	27.9	20.0	18.7	19.7		
フィリピン	PHL	12.6	10.4	16.1	16.0	18.0	19.1	
インド	IND	16.2	16.8	15.1	14.9	17.8	20.1	
オーストラリア	AUS	2.5	3.6	4.7	5.7	5.4	6.2	5.7
ニュージーランド	NZL	2.5	4.9	3.6	6.4	5.7	6.3	4.2

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

その他の OECD 諸国:OECD “National Accounts, 2006 vol.1”(2006)

その他:UN “National Accounts 2004”(2006)

EU 諸国の為替レート:IMF HP “International Financial Statistics”

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報より、93SNAに基づいている。

1) 国民貯蓄率=(純貯蓄/純国民可処分所得)×100。

2) 1990年は、旧西ドイツ地域。

3) EU各国の純貯蓄及び純国民可処分所得をUSドル換算しそれぞれの総計の比をとった値。2000年以降は、ルクセンブルクを除くEU諸国。

4) 国民貯蓄率=(粗貯蓄/粗国民可処分所得)×100。

## 第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Indices of industrial production

(2000年/Year = 100)

国 Country	1993 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	90.8	95.5	100.0	93.7	92.6	95.4	100.5
アメリカ	USA	70.0	77.5	100.0	96.4	96.2	96.1	100.1
カナダ	CAN	—	78.6	100.0	96.1	97.5	98.3	101.8
イギリス	GBR	87.2	93.4	100.0	98.4	96.0	95.5	96.2
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	84.0	87.4	100.0	95.8	100.2	99.6	102.6
フランス	FRA	80.6	75.1	100.0	101.2	100.2	85.4	87.4
イタリア	ITA	83.1	92.9	100.0	99.0	97.4	96.9	96.2
スウェーデン	SWE	—	82.3	100.0	98.9	99.9	102.2	106.8
韓国	KOR	52.2	64.9	100.0	100.7	108.8	114.2	126.1
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	56.7	70.7	100.0	88.4	95.9	98.6	112.2
マレーシア	MYS	53.3	67.5	100.0	95.9	100.3	109.6	122.0
インド	IND	59.3	73.1	100.0	102.1	107.3	114.2	123.7
オーストラリア	AUS	81.6	87.1	100.0	101.4	104.3	104.6	
ニュージーランド <sup>2)</sup>	NZL	71.1	94.6	100.0	99.9	104.0	104.9	109.3

資料出所 IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) 1) 1993 年は、旧西ドイツ地域。

2) 製造業のみ。

## 第1-10表 海外生産比率（製造業）

Table 1-10: Overseas production ratio (manufacturing)

(%)

国 Country	1985 年度/FY	1990	1995	2000	2002	2003	2004	
日本	JPN	2.9	6.0	8.3	11.8	14.6	15.6	16.1
アメリカ	USA	16.6	26.4	28.7				
ドイツ	DEU	—	20.2	25.9				

資料出所 経済産業省「平成 16 年度海外事業活動基本(動向)調査」(2006)

(注) 海外生産比率=(現地法人売上高/国内法人売上高)×100

(参考) 経済産業省「我が国企業の海外事業活動」における日本の現地法人の定義

「現地法人」とは、海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人をさし、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人をさしている。

## 第1-11表 経常収支・貿易収支

Table 1-11: Current account and trade balance (balance of payments)

(100万USDドル / million U.S. dollars)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004
経常収支/Current account						
日本 JPN	44,080	111,040	119,660	112,450	136,220	172,060
アメリカ USA	-78,960	-109,470	-413,440	-473,940	-530,660	-665,940
カナダ CAN	-19,764	-4,328	19,622	13,456	13,360	22,000
イギリス GBR	-38,810	-14,290	-36,680	-24,570	-27,500	-41,880
ドイツ <sup>1)</sup> DEU	48,300	-26,960	-29,600	45,640	51,450	103,430
フランス FRA	-9,940	10,840	18,580	11,000	11,800	-4,830
イタリア ITA	-16,479	25,076	-5,781	-9,369	-19,406	-15,137
スウェーデン SWE	-6,339	4,940	6,617	12,784	22,844	
ロシア RUS		6,965	46,840	29,116	35,410	60,109
中国 CHN	11,997	1,618	20,518	35,422	45,875	
韓国 KOR	-2,003	-8,665	12,251	5,394	12,321	27,613
シンガポール SGP	3,122	14,708	13,257	18,909	28,183	
マレーシア MYS	-870	-8,644	8,488	7,190	13,381	
タイ THA	-7,281	-13,554	9,313	7,014	7,965	7,080
インドネシア IDN	-2,988	-6,431	7,992	7,824	7,252	
フィリピン PHL	-2,695	-1,980	6,258	4,383	1,396	2,080
インド IND	-7,037	-5,563	-4,702	6,964	6,718	
オーストラリア AUS	-15,950	-19,323	-15,412	-16,837	-30,354	-40,025
ニュージーランド NZL	-1,453	-3,003	-2,462	-2,235	-3,357	-6,199
ブラジル BRA	-3,823	-18,136	-24,225	-7,637	4,177	11,669
	1990	1995	2000	2002	2003	2004
貿易収支/Trade balance						
日本 JPN	69,280	131,790	116,720	93,830	106,400	132,130
アメリカ USA	-110,270	-172,330	-449,780	-479,410	-544,300	-662,040
カナダ CAN	9,513	25,855	45,047	36,488	41,076	50,682
イギリス GBR	-32,550	-19,010	-49,850	-70,840	-78,240	-107,300
ドイツ <sup>1)</sup> DEU	68,510	63,910	57,220	127,830	147,930	191,780
フランス FRA	-13,250	11,000	-3,620	7,640	3,430	-7,940
イタリア ITA	-1,474	38,729	9,549	13,412	11,477	10,911
スウェーデン SWE	3,402	15,978	15,215	16,631	18,933	
ロシア RUS		19,816	60,172	46,335	59,860	8,145
中国 CHN	9,165	18,050	34,474	44,167	44,652	
韓国 KOR	-2,450	-4,365	16,954	14,777	22,161	38,161
シンガポール SGP	-1,633	6,452	12,723	19,903	29,323	
マレーシア MYS	2,525	-103	20,827	18,135	25,711	
タイ THA	-6,751	-7,968	11,701	9,081	11,175	11,124
インドネシア IDN	5,352	6,533	25,042	23,513	23,708	
フィリピン PHL	-4,020	-8,944	3,814	407	-5,455	-6,381
インド IND	-5,151	-6,719	-10,640	-3,559	-8,870	
オーストラリア AUS	358	-4,223	-4,841	-5,517	-15,335	-18,215
ニュージーランド NZL	815	971	680	166	-456	-1,431
ブラジル BRA	10,747	-3,157	-698	13,121	24,794	33,693

資料出所 IMF "International Financial Statistics Yearbook 2005"(2005)

(注) 1) 1990年は、旧西ドイツ地域。

第1-12表 年間の外国からの対内直接投資額（国際収支ベース）

Table 1-12: Direct investment from abroad (balance of payments)

(100万ドル / million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	
日本	JPN	1,753	41	8,323	9,239	6,324	7,816
アメリカ	USA	48,422	58,772	314,007	71,331	56,834	95,859
カナダ	CAN	7,582	9,255	66,791	21,507	6,349	6,293
イギリス	GBR	30,461	19,969	118,764	24,029	20,298	78,399
ドイツ	DEU	2,962	12,025	198,276	50,516	27,265	-38,557
フランス	FRA	15,614	23,674	43,250	49,035	42,498	24,318
イタリア	ITA	6,345	4,817	13,375	14,545	16,415	16,815
オランダ	NLD	10,515	12,304	63,854	25,038	19,331	-4,605
ベルギー・ルクセンブルク	BEL+LUX	8,047	10,689	88,739	132,844	123,153	91,365
ベルギー	BEL	—	—	—	15,626	32,098	34,366
ルクセンブルク	LUX	—	—	—	117,218	91,055	57,000
スウェーデン	SWE	1,971	14,448	23,242	11,738	1,288	-371
ロシア	RUS	—	2,066	2,714	3,461	7,958	11,672
スペイン	SPN	13,984	8,289	39,969	43,696	29,013	18,361
中国	CHN	3,487	37,521	40,715	52,743	53,505	60,630
香港	HKG	3,275	6,213	61,924	9,682	13,624	34,035
台湾	TWN	1,330	1,559	4,928	1,445	453	1,898
韓国	KOR	759	1,250	8,591	2,975	3,785	7,687
シンガポール	SGP	5,575	11,591	16,485	5,822	9,331	16,060
マレーシア	MYS	2,611	5,815	3,788	3,203	2,473	4,624
タイ	THA	2,575	2,070	3,350	947	1,952	1,064
インド	IND	237	2,151	2,319	3,449	4,269	5,335
フィリピン	PHL	550	1,459	1,345	1,792	347	469
オーストラリア	AUS	8,120	11,968	13,963	15,632	6,955	42,594
ニュージーランド	NZL	1,735	3,659	3,370	738	2,445	2,441
ブラジル	BRA	989	4,405	32,779	16,590	10,144	18,166
メキシコ	MEX	2,633	9,526	16,781	15,129	11,373	16,602

資料出所 UNCTAD “World Investment Report”(http://www.unctad.org/)



## 第1-13表 年間の対外直接投資額（国際収支ベース）

Table 1-13: Direct investment abroad (balance of payments)

(100万ドル / million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	
日本	JPN	48,024	22,630	31,558	32,281	28,800	30,951
アメリカ	USA	30,982	92,074	142,626	134,946	119,406	229,294
カナダ	CAN	5,237	11,462	44,675	26,758	21,453	47,453
イギリス	GBR	17,948	43,562	233,371	50,300	66,457	65,391
ドイツ	DEU	24,235	39,049	56,557	15,171	-3,570	-7,267
フランス	FRA	36,233	15,755	177,449	50,441	53,147	47,802
イタリア	ITA	7,614	5,732	12,316	17,123	9,071	19,262
オランダ	NLD	13,660	20,171	75,635	33,901	37,778	1,458
ベルギー・ルクセンブルク	BEL+LUX	6,314	11,603	86,362	138,791	137,943	85,133
ベルギー	BEL	—	—	—	12,693	36,900	26,125
ルクセンブルク	LUX	—	—	—	126,098	101,044	59,008
スウェーデン	SWE	14,746	11,215	40,662	10,633	21,238	15,147
ロシア	RUS	—	606	3,177	3,533	9,727	9,601
スペイン	SPN	3,522	4,796	58,793	36,454	30,807	54,246
中国	CHN	830	2,000	916	2,518	-152	1,805
香港	HKG	2,448	25,000	59,352	17,463	5,492	39,753
台湾	TWN	5,243	2,983	6,701	4,886	5,682	7,145
韓国	KOR	1,052	3,552	4,999	2,617	3,426	4,792
シンガポール	SGP	2,034	4,467	5,085	4,095	3,705	10,667
マレーシア	MYS	129	2,488	2,026	1,905	1,369	2,061
タイ	THA	154	887	-22	106	486	362
インド	IND	6	119	509	1,107	913	2,222
フィリピン	PHL	22	98	-108	59	197	412
オーストラリア	AUS	993	3,283	3,162	7,876	15,277	16,288
ニュージーランド	NZL	1,594	-337	1,300	185	299	839
ブラジル	BRA	625	1,096	2,282	2,482	249	9,471
メキシコ	MEX	223	-263	984	930	1,784	2,240

資料出所 UNCTAD “World Investment Report”(http://www.unctad.org/)

## 第1-14表 為替レート

Table 1-14: Foreign exchange rates

(対USドル当たり / per U.S. dollar)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 (円)	JPN	144.79	94.06	107.77	121.53	125.39	115.93	108.19
カナダ (カナダドル)	CAN	1.1668	1.3724	1.4851	1.5488	1.5693	1.4011	1.3010
イギリス (ポンド)	GBR	0.5603	0.6335	0.6596	0.6944	0.6661	0.6118	0.5459
ドイツ (ドイツマルク/ユーロ) <sup>1)</sup>	DEU	1.6157	1.4331	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054
フランス (フラン/ユーロ) <sup>1)</sup>	FRA	5.4453	4.9915	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054
イタリア (リラ/ユーロ) <sup>1)</sup>	ITA	1,198.1	1,628.9	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054
スウェーデン (クローナ)	SWE	5.9188	7.1333	9.1622	10.3291	9.7371	8.0863	7.3489
ロシア (ルーブル) <sup>2)</sup>	RUS	—	4.5592	28.1292	29.1685	31.3485	30.6920	28.8137
中国 (元)	CHN	4.7832	8.3514	8.2785	8.2771	8.2770	8.2770	8.2768
香港 (香港ドル)	HKG	7.790	7.736	7.791	7.799	7.799	7.787	7.788
韓国 (ウォン)	KOR	707.76	771.27	1,130.96	1,290.99	1,251.09	1,191.61	1,145.32
シンガポール (シンガポールドル)	SGP	1.8125	1.4174	1.7240	1.7917	1.7906	1.7422	1.6902
マレーシア (リンギット)	MYS	2.7049	2.5044	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000
タイ (バーツ)	THA	25.585	24.915	40.112	44.432	42.960	41.485	40.222
インドネシア (ルピア)	IDN	1,842.8	2,248.6	8,421.8	10,260.9	9,311.2	8,577.1	8,938.9
フィリピン (ペソ)	PHL	24.311	25.714	44.192	50.993	51.604	54.203	56.040
インド (ルピー)	IND	17.504	32.427	44.942	47.186	48.610	46.583	45.316
オーストラリア (オーストラリアドル)	AUS	1.2799	1.3486	1.7173	1.9320	1.8386	1.5340	1.3576
ニュージーランド (NZドル)	NZL	1.6750	1.5235	2.1863	2.3776	2.1542	1.7173	1.5060

資料出所 IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) この為替レートは、年平均レートである。

1) 2000年以降は、ユーロ。

2) 1998年1月1日に、1新ルーブル=1,000旧ルーブルのデノミ実施。

## 第1-15表 卸売物価指数

Table 1-15: Wholesale price index

(2000年/Year=100)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
(指数/Index)									
日本	JPN	108.3	104.1	100.0	97.7	95.7	95.0	96.1	97.7
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	87.6	94.0	100.0	101.1	98.8	104.1	110.5	118.6
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	78.8	92.5	100.0	101.1	101.2	99.8	102.9	104.5
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	78.7	94.8	100.0	99.7	99.8	101.3	103.8	106.7
ドイツ <sup>1) 4)</sup>	DEU		* 98.3	100.0	103.0	102.6	104.4	106.1	110.9
フランス <sup>5)</sup>	FRA			100.0	101.2	101.0	101.9	104.0	107.2
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	74.9	91.5	100.0	101.9	101.8	103.4	106.2	110.4
スウェーデン <sup>6)</sup>	SWE	78.8	94.6	100.0	103.2	103.8	102.9	105.3	110.6
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	71.3	83.2	100.0	99.5	99.2	101.4	107.6	109.9
シンガポール	SGP	106.1	92.7	100.0	98.4	97.0	98.9	104.0	114.0
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	73.0	* 86.2	100.0	95.0	99.2	104.8	114.4	122.0
タイ <sup>1)</sup>	THA	70.2	* 84.1	100.0	102.5	104.2	108.4	115.7	126.2
インドネシア <sup>7)</sup>	IDN	25.2	33.9	100.0	113.0	118.0	122.0	131.0	151.0
フィリピン	PHL		69.6	100.0	117.0	120.4	130.2	140.0	155.1
インド	IND	47.6	* 78.5	100.0	104.8	107.5	113.3	120.7	126.4
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	87.6	96.6	100.0	103.1	103.3	103.8	107.9	114.3
ニュージーランド <sup>8)</sup>	NZL	84.1	90.5	100.0	106.0	106.2	105.3	107.1	112.9
		91~95	96~2000	1990	1995	2000	2003	2004	2005
(上昇率/Rates of change)									
日本	JPN	-1.1	-0.5	1.6	-0.9	0.0	-0.8	1.1	1.6
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	1.2	0.8	3.0	3.2	5.5	5.3	6.4	8.1
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	2.9	1.4	0.2	6.4	4.8	-1.4	3.2	1.5
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	2.4	0.6	4.6	3.7	1.5	1.5	2.5	2.9
ドイツ <sup>1) 4)</sup>	DEU	0.8	0.6		1.7	3.2	1.8	1.7	4.8
フランス <sup>5)</sup>	FRA					4.2	0.9	2.1	3.2
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	2.8	1.3	3.0	6.7	5.7	1.6	2.8	4.2
スウェーデン <sup>6)</sup>	SWE	2.9	1.4	3.5	6.8	5.5	-0.9	2.4	5.3
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	1.7	2.8	2.9	3.7	2.0	2.2	6.2	2.3
シンガポール	SGP	-1.8	1.4	1.8	0.0	9.2	1.9	5.1	10.0
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	2.1	2.4	0.6	4.5	3.0	5.6	9.6	7.6
タイ <sup>1)</sup>	THA	1.8	2.9	2.3	6.4	3.8	4.2	7.3	10.6
インドネシア <sup>7)</sup>	IDN	1.5	12.7	2.3	3.5	11.1	4.0	9.0	20.0
フィリピン	PHL		5.5		2.8	11.1	9.8	9.8	15.0
インド	IND	4.9	3.6	3.9	6.7	6.1	5.8	7.5	5.7
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	1.6	0.6	4.9	3.9	6.7	0.5	4.1	6.4
ニュージーランド <sup>8)</sup>	NZL	1.1	1.8	3.8	0.7	7.0	-0.9	1.8	5.8

\* 毎年ウエイトを更新したうえで当該年の指数を作成し、基準年以降、作成された毎年の指数を掛け合わせるることによって作成される連鎖指数。

資料出所 IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) 卸売物価指数を作成するための方法は、国によって異なる。

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 1) 生産者物価指数。             | 5) 生産者物価指数:中間生産財。 |
| 2) 物価:industry selling。 | 6) 物価:国内供給。       |
| 3) 物価:製造業生産高。           | 7) 原油を含む。         |
| 4) 1990年は、旧西ドイツ地域のみ。    | 8) 投入物価格:全産業。     |

## 第1-16表 消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price index

(2000年/Year=100)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
(指数/Index)								
日本	JPN	92.1	98.5	100.0	99.3	98.4	98.1	97.8
アメリカ	USA	75.9	88.5	100.0	102.8	104.5	106.8	109.7
カナダ	CAN	82.1	* 91.8	100.0	102.5	104.8	107.7	109.7
イギリス	GBR	74.1	87.6	100.0	101.8	103.5	106.5	109.7
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU		93.9	100.0	102.0	103.4	104.5	106.2
フランス	FRA	* 84.3	94.2	100.0	101.7	103.6	105.8	108.0
イタリア	ITA	69.4	* 88.7	100.0	102.8	105.3	108.1	110.5
スウェーデン	SWE	79.6	97.7	100.0	102.4	104.6	106.6	107.0
韓国	KOR	60.9	82.3	100.0	104.1	106.9	110.7	114.7
シンガポール	SGP	84.3	95.6	100.0	101.0	100.6	101.1	* 102.8
マレーシア	MYS	* 70.6	85.7	* 100.0	101.4	103.3	104.3	105.9
タイ	THA	64.3	81.3	100.0	101.6	102.3	104.1	107.0
インドネシア	IDN	28.7	44.0	100.0	111.5	124.7	* 133.0	141.3
フィリピン	PHL	46.0	73.2	100.0	106.8	110.0	113.8	120.6
インド	IND	42.2	69.5	100.0	103.7	108.2	112.4	116.6
オーストラリア	AUS	* 80.4	90.9	100.0	104.4	107.5	110.5	113.1
ニュージーランド	NZL	84.1	93.1	100.0	102.6	105.4	107.2	109.7
		91~95	96~ 2000	1990	1995	2000	2003	2004
(上昇率/Rates of change)								
日本	JPN	0.7	0.3	2.7	-0.1	-0.7	-0.3	0.0
アメリカ	USA	1.9	1.8	3.9	2.4	3.3	2.4	2.9
カナダ	CAN	1.0	1.4	3.7	1.9	2.7	2.9	2.0
イギリス	GBR	1.8	2.1	6.4	2.9	2.8	3.0	3.2
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	2.4	0.9		1.6	1.5	1.1	1.7
フランス	FRA	1.4	0.8	2.8	1.6	1.7	2.2	2.3
イタリア	ITA	3.0	1.6	4.2	4.4	2.5	2.8	2.4
スウェーデン	SWE	2.1	0.3	7.5	2.3	0.9	2.0	0.4
韓国	KOR	3.1	2.7	4.8	3.5	2.2	3.8	4.0
シンガポール	SGP	1.7	0.6	2.8	1.6	1.3	0.5	1.7
マレーシア	MYS	2.4	2.3	1.8	2.9	1.5	1.1	1.5
タイ	THA	2.7	2.8	3.6	4.5	1.5	1.8	2.9
インドネシア	IDN	2.5	10.5	2.1	3.8	3.6	8.2	8.3
フィリピン	PHL	3.7	4.3	5.2	4.6	3.8	3.8	6.8
インド	IND	4.3	4.9	3.5	6.4	3.9	4.1	4.2
オーストラリア	AUS	1.6	1.3	5.4	4.0	4.3	3.0	2.6
ニュージーランド	NZL	1.5	1.0	4.4	3.4	2.6	1.8	2.5

\* 毎年ウエイトを更新したうえで当該年の指数を作成し、基準年以降、作成された毎年の指数を掛け合わせることで作成される連鎖指数。

資料出所 IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”(2005)

(注) 1) 1990年は、旧西ドイツ地域のみ。

## 第1-17表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities

国 Country	消費購買 力平価 <sup>1)</sup> Consump- tion PPPs	GDP購買力平価 <sup>2)</sup> Purchasing power parities on GDP						
		2002 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003
日本(円)	JPN	146	189	176	155	149	144	138
アメリカ(USドル)	USA	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
カナダ(カナダドル)	CAN	1.22	1.25	1.22	1.23	1.22	1.23	1.25
イギリス(ポンド)	GBR	0.65	0.59	0.62	0.63	0.62	0.61	0.62
ドイツ(マルク/ユーロ) <sup>3)4)</sup>	DEU	0.91	0.98	1.02	0.98	0.98	0.96	0.95
フランス(フラン/ユーロ) <sup>3)</sup>	FRA	0.84	0.97	0.96	0.92	0.90	0.90	0.91
イタリア(リラ/ユーロ) <sup>3)</sup>	ITA	0.80	0.69	0.77	0.81	0.82	0.83	0.84
スウェーデン(クローナ)	SWE	8.99	8.83	9.39	9.19	9.34	9.36	9.42
オーストラリア(AUドル)	AUS	1.31	1.38	1.32	1.31	1.33	1.34	1.35
ニュージーランド(NZドル)	NZL	1.40	1.52	1.46	1.45	1.48	1.47	1.47

資料出所 消費購買力平価：

OECD “Purchasing Power Parities and Real Expenditures: 2002 Benchmark Year”(2004)

GDP 購買力平価：

OECD “National Accounts, 2006 vol.1”(2006)

(注) 1) 消費物価水準は SNA 分類の数値。アメリカドルを 1.00 としたときの数値。

2) アメリカドルを 1.00 としたときの数値。

3) 2000 年以降は、ユーロ。

4) 1990 年は、旧西ドイツ地域。

## 第1-18表 物価水準

Table 1-18: Comparative prices level

国 Country	消費物価水準 <sup>1)</sup> Comparative prices level of consumption	GDP 物価水準 Comparative prices level on GDP					
		2002年/Year	2001	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	131	124	127	122	120	114
アメリカ	USA	113	92	111	102	97	98
カナダ	CAN	88	103	87	91	94	101
イギリス	GBR	97	98	101	105	113	111
ドイツ	DEU	96	119	100	109	113	111
フランス	FRA	90	112	94	104	111	109
イタリア	ITA	85	109	86	97	103	103
スウェーデン	SWE	104	145	106	117	122	118
オーストラリア	AUS	80	99	80	89	97	103
ニュージーランド	NZL	73	88	75	87	95	101

資料出所 消費物価水準：

OECD “Purchasing Power Parities and Real Expenditures: 2002 Benchmark Year”(2004)

GDP 物価水準：

OECD “Main Economic Indicators, Nov. 2006”(2006)

(注) 1) 消費物価水準は SNA 分類の数値。OECD 加盟国平均を 100 としたときの数値。

2) OECD 加盟国平均を 100 としたときの数値。

1 経済・経営

第1-19表 購買力平価および内外価格差<sup>1)</sup>

Table 1-19: Purchasing power parities, domestic and foreign price disparities

購買力平価 / Purchasing power parities		(円/各国通貨 <sup>2)</sup> (yen/currency)					
		1990 年/Year	1995	1998	1999	2000	2001
対ニューヨーク	New York	170	184	182	168	153	153
対ロンドン	London	265	247	244	240	234	222
対パリ	Paris		26	25	162	159	145
対フランクフルト	Frankfurt		90	88	169	158	148
対シンガポール	Singapore			132	136	124	122
対ジュネーブ	Geneva		81	83	81	79	

内外価格差 / Domestic and foreign price disparities		(倍/times)					
		1990	1995	1998	1999	2000	2001
対ニューヨーク	New York	1.18	1.72	1.49	1.58	1.29	1.15
対ロンドン	London	1.03	1.49	1.18	1.37	1.32	1.14
対パリ	Paris		1.17	1.16	1.47	1.42	1.22
対フランクフルト	Frankfurt		1.23	1.21	1.53	1.41	1.24
対シンガポール	Singapore			1.77	2.12	1.80	1.67
対ジュネーブ	Geneva		1.02	0.92	1.07	1.23	

資料出所 対ジュネーブと1990年の対ニューヨーク、対ロンドン：内閣府国民生活局「生計費調査による購買力平価及び内外価格差の概況」(2001)

その他の国：経済産業省「消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査報告書」

(注) 1) 東京と各都市との比較。

2) 各国通貨は、ニューヨーク＝USドル、ロンドン＝ポンド、パリ＝フラン(～1998年)／ユーロ(1999年～)、フランクフルト＝マルク(～1998年)／ユーロ(1999年～)、シンガポール＝シンガポールドル、ジュネーブ＝スイスフラン。

第1-20表 労働生産性水準<sup>1) 2)</sup>

Table 1-20: Labour productivity level

	日本 JPN (2004)	アメリカ USA (2004)	イギリス GBR (2004)	ドイツ DEU (2004)	フランス FRA (2004)
為替レート / Foreign exchange rates (年/Year)					
国民経済生産性 <sup>3) a)</sup>	100	113	80	92	104
農林水産業 <sup>b)</sup>	100	253	278	155	251
鉱業・採石業 <sup>c)</sup>	100	292	836	84	115
製造業 <sup>d)</sup>	100	92	78	74	76
電気・ガス・水道業 <sup>e)</sup>	100	61	68	53	60
建設業 <sup>f)</sup>	100	97	123	97	131
商業 <sup>4) g)</sup>	100	103	61	68	96
運輸・倉庫・通信業 <sup>h)</sup>	100	99	80	81	81
サービス業 <sup>5) i)</sup>	100	99	63	84	91
換算レート (In terms of JPN Yen)		108.19 円/ドル (Yen/US\$)	198.19 円/ポンド (Yen/£)	134.33 円/ユーロ (Yen/Euro)	134.33 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価 / PPPs					
国民経済生産性 <sup>3) a)</sup>	100	140	86	99	113
農林水産業 <sup>b)</sup>	100	322	361	168	283
鉱業・採石業 <sup>c)</sup>	100	373	1,085	90	129
製造業 <sup>d)</sup>	100	117	101	80	85
電気・ガス・水道業 <sup>e)</sup>	100	77	88	57	67
建設業 <sup>f)</sup>	100	124	159	104	148
商業 <sup>4) g)</sup>	100	132	79	74	108
運輸・倉庫・通信業 <sup>h)</sup>	100	126	104	87	91
サービス業 <sup>5) i)</sup>	100	127	82	91	103
換算レート (In terms of JPN Yen)		134.00 円/ドル (Yen/US\$)	212.36 円/ポンド (Yen/£)	143.78 円/ユーロ (Yen/Euro)	146.61 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business, social and personal service

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

その他:OECD “National Accounts, 2006 vol.2” (2006)

為替レート:IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005” (2005)

GDP ベースの購買力平価:OECD “National Accounts, 2006 vol.1” (2006)

(注) 1) 労働生産性水準は、為替レートと GDP ベースの購買力平価(OECD 試算)により算出した。

2) 経済活動別労働生産性=経済活動別国内総生産/経済活動別就業者数(軍人を除く)

3) 国民経済生産性=国内総生産/就業者数(軍人を除く)

4) 商業は卸売・小売業・自動車及び家庭用品の修理・ホテル・レストラン。

ただし、日本は、卸売・小売業。日本のその他は、サービス業に含まれる。

5) サービス業は金融・保険・不動産業も含まれる。

第1-21表 労働分配率<sup>1) 2)</sup>

Table 1-21: Labour share

		(%)						
国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	66.6	72.1	73.4	74.5	73.3	72.3	71.4
アメリカ	USA	70.2	69.0	71.8	71.9	71.4	70.2	69.7
カナダ	CAN	77.1	73.2	69.7	71.2	71.1	70.0	68.3
イギリス	GBR	76.6	72.3	73.4	73.3	71.5	70.8	70.6
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	82.8	72.0	72.6	72.1	71.4	70.8	68.8
フランス	FRA	72.0	69.7	68.9	69.3	70.6	70.5	70.2
イタリア	ITA	60.2	57.6	56.9	57.1	58.0	58.5	58.3
スウェーデン	SWE	94.0	71.3	77.8	81.1	80.3	78.3	78.1
ロシア <sup>4) 5)</sup>	RUS			51.7	55.0	59.2	59.8	
韓国	KOR	58.9	61.3	58.8	59.4	58.2	59.7	58.6
タイ	THA	31.3	37.8	41.1	41.6	41.5		
フィリピン	PHL	31.1	30.6	26.7	25.7	25.3	24.8	
オーストラリア	AUS	70.6	71.5	78.4	75.3	75.9	74.7	74.8
ニュージーランド	NZL	66.8	64.3	63.1	61.4	63.1	63.0	63.7

資料出所 日本:内閣府「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

OECD諸国:OECD “National Accounts 2006 vol.1, vol.2”(2006)

その他:UN “National Accounts 2004”(2006)

(注) 1) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、93SNAに基づいている。

2) 労働分配率=(雇用者報酬+海外からの雇用者所得-海外への雇用者所得)/要素費用表示の国民所得。

3) 1990年は、旧西ドイツ地域。

4) 1995年のロシアは固定資本減耗費がない。

5) 1990年は海外からの雇用者所得を含まない。



## 第1-22表 時間当たり労働生産性上昇率（製造業）

Table 1-22: Changes of hourly labour productivity (manufacturing)

(%)

国 Country	1979-04 年/Year	1979-90	90-95	95-2000	00-04	02-03	03-04	
日本	JPN	4.0	3.8	3.3	4.1	5.0	11.0	6.9
アメリカ	USA	4.1	2.8	3.7	5.7	5.9	7.1	5.2
カナダ	CAN	2.6	2.0	3.8	3.2	1.8	2.3	2.9
イギリス	GBR	3.6	4.1	3.3	2.6	3.8	4.1	5.6
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	2.7	2.1	2.9	3.7	3.1	3.9	4.7
フランス	FRA	4.2	4.2	4.6	5.1	2.5	0.3	3.5
イタリア	ITA	1.5	2.2	2.2	1.0	-0.7	-0.9	-0.6
オランダ	NLD	3.1	3.5	3.5	2.5	2.3	1.1	5.3
ベルギー	BEL	3.5	4.2	3.2	2.7	3.0	2.9	3.2
デンマーク	DNK	2.2	2.1	2.7	1.8	2.0	5.0	0.9
スウェーデン	SWE	4.7	2.5	5.8	7.2	6.2	7.2	9.8
ノルウェー	NOR	1.9	2.0	0.5	1.1	4.2	8.6	2.3
台湾	TWN	5.7	6.2	5.2	5.5	5.4	3.6	4.7
韓国	KOR	—	—	9.6	10.8	6.9	7.0	12.1
オーストラリア	AUS	2.9	2.8	2.9	3.8	2.4	3.9	-0.6

資料出所 Bureau of Labor Statistics “International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends, Revised Data for 2004”(2006)

(注) 1) 1990年以前は、旧西ドイツ地域。

## 第1-23表 単位労働費用（製造業）

Table 1-23: Unit labour cost (manufacturing)

		(1992年/Year=100)						
国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	83.9	131.6	98.4	88.0	83.5	81.7	82.4
アメリカ	USA	96.8	95.7	91.2	92.4	89.6	90.5	87.9
カナダ <sup>1)</sup>	CAN	98.1	83.4	74.6	75.4	74.0	83.8	87.5
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	93.9	91.6	97.3	93.2	100.7	109.7	121.1
ドイツ	DEU	—	115.8	76.2	74.2	79.4	93.5	98.6
フランス <sup>1)</sup>	FRA	95.4	101.2	61.8	60.6	64.5	80.1	87.1
イタリア	ITA	93.3	78.0	66.2	66.2	72.8	90.8	103.0
オランダ	NLD	87.9	104.8	73.3	74.5	80.8	98.9	107.2
ベルギー <sup>2)</sup>	BEL	89.5	105.2	68.8	69.5	73.1	87.5	94.6
デンマーク	DNK	97.2	103.5	75.6	76.9	83.3	99.9	113.4
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	91.3	69.6	49.1	46.9	47.6	56.2	57.4
ノルウェー	NOR	93.5	106.4	93.0	93.7	108.1	117.0	123.3
台湾 <sup>2)</sup>	TWN	89.4	99.7	76.6	71.2	62.1	61.2	61.1
韓国	KOR	92.1	127.4	77.2	70.2	72.8	74.9	77.3
オーストラリア <sup>1)</sup>	AUS	100.0	107.5	86.3	79.7	84.5	103.7	120.2

		(USドルベース/U.S. dollar basis)						
(上昇率) Rates of change	1990-04 年/Year	90-95	95-2000	00-01	01-02	02-03	03-04	
日本	JPN	-0.1	11.4	-5.0	-10.5	-5.1	-2.1	0.8
アメリカ	USA	-0.7	-0.2	-0.9	1.3	-3.1	1.1	-2.9
カナダ <sup>1)</sup>	CAN	-0.8	-3.0	-2.1	1.0	-1.9	13.3	4.4
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	2.1	-0.5	1.2	-4.3	8.1	8.9	10.4
ドイツ	DEU	—	—	-6.8	0.1	7.0	17.8	5.5
フランス <sup>1)</sup>	FRA	-0.6	1.2	-7.8	-1.9	6.4	24.2	8.8
イタリア	ITA	0.7	-3.3	-3.0	0.1	10.0	24.6	13.4
オランダ	NLD	1.6	3.8	-6.0	1.7	8.4	22.4	8.3
ベルギー <sup>2)</sup>	BEL	0.4	3.5	-6.9	1.0	5.2	19.7	8.1
デンマーク	DNK	1.2	1.3	-5.4	1.6	8.3	19.9	13.6
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	-2.7	-4.8	-5.9	-4.5	1.5	17.9	2.2
ノルウェー	NOR	2.3	2.8	-2.5	0.7	15.4	8.2	5.4
台湾 <sup>2)</sup>	TWN	-2.3	2.3	-4.6	-7.1	-12.7	-1.5	-0.2
韓国	KOR	-1.1	7.7	-7.9	-9.0	3.7	2.9	3.2
オーストラリア <sup>1)</sup>	AUS	1.4	1.5	-3.9	-7.7	6.0	22.8	15.9

資料出所 Bureau of Labor Statistics “International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2004” (2006)

単位労働費用=人時間当たり労働費用/人時間当たり産出額

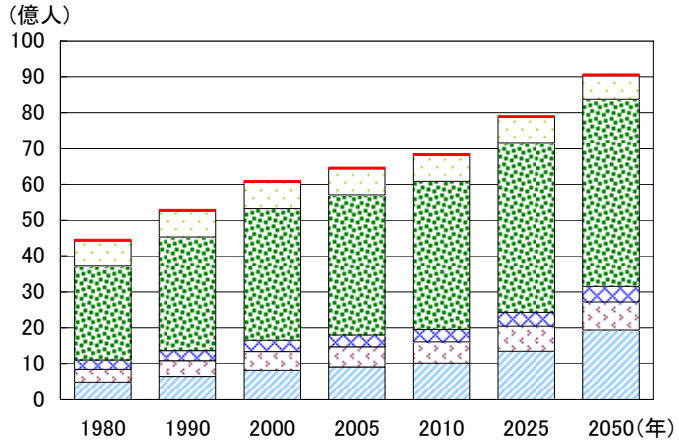
(注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため、政府の補助金や雇用税を調整している。

2) 雇用者、その他の国は就業者のデータによる。

## 2. 人口・労働力人口



## 2-1 世界、大陸および主要地域の人口



地域	1980	1990	2000	2005	2010	2025	2050(年)
全世界 World (億人)	44.42	52.80	60.86	64.65	68.43	79.05	90.76
アフリカ Africa	4.79	6.36	8.12	9.06	10.07	13.44	19.37
ラテンアメリカ・カリブ Latin America, Caribbean	3.62	4.44	5.23	5.61	5.99	6.97	7.83
北アメリカ Northern America	2.56	2.83	3.15	3.31	3.46	3.88	4.38
アジア Asia	26.30	31.69	36.76	39.05	41.30	47.28	52.17
ヨーロッパ Europe	6.92	7.21	7.28	7.28	7.26	7.07	6.53
オセアニア Oceania	0.23	0.27	0.31	0.33	0.35	0.41	0.48
(参考)日本 Japan	1.17	1.24	1.27	1.28	1.28	1.25	1.12

▶ 資料出所: UN “World Population Prospects” (2004)

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加した。1975年以降増加率は低下したものの、2000年には60億人に達した。

2000年～2005年にかけては、年率約1.2%、年間で8千万人の増加を見込み、その半数は、中国、パキスタン、ナイジェリア、バングラデシュ、インドネシア等での増加によるものである。そして2050年には、国連による中位推計で90億人に達するとされている。

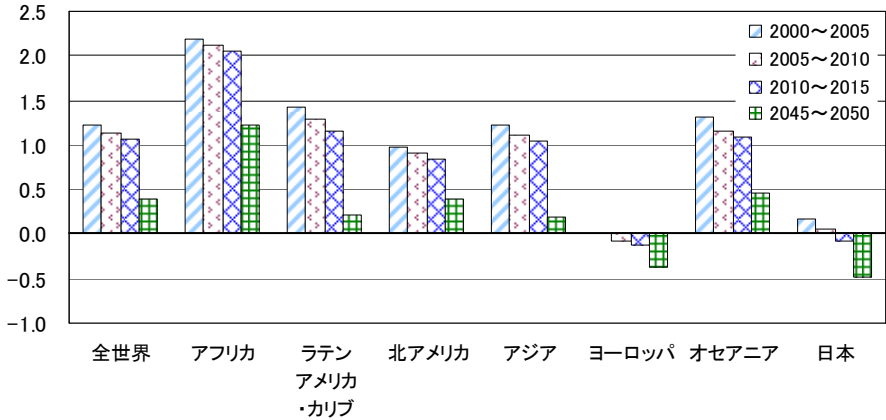
現在の先進地域人口は12億人であるが、今後50年間はほとんど変動しないと予想されている。しかし、日本、イタリア、ブルガリア、ロシア連邦等30か国については、減少し、一方、途上地域については、49億人から77億人に増加するであろうとされている。

このように、先進地域と途上地域、いわゆる「北」と「南」との間には、歴然たる違いがある。

## 2 人口・労働力人口

### 2-2 人口増加率の将来推計

(年率、%)



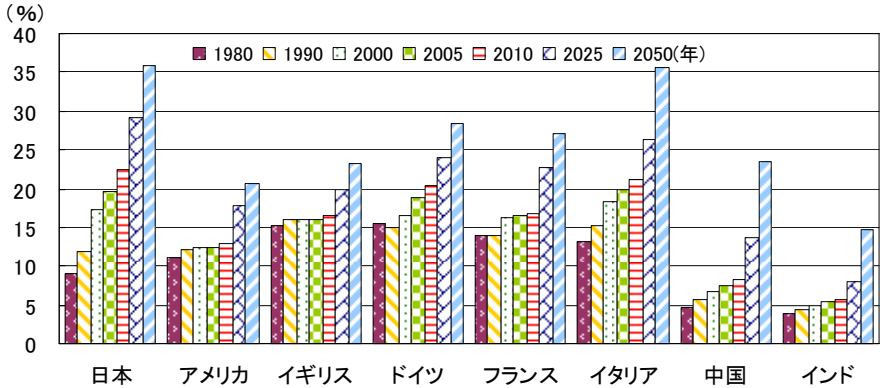
▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第2-2表 人口増加率の将来推計」(p.59)を参照。

国連は2年間隔で世界人口について推計を行っている。

今回の2004年推計によると全世界の人口は、2000年の61億人から2005年には65億人(年率1.21%)に増加し、さらに2025年には79億人と、2000年からの25年間で約18億人が増加すると推計されている。2000年推計では、2050年の世界人口の中位推計は93億人としていたが、2004年推計では、91億人と2億人ほど少ない予測となっている。これは、HIV感染症の影響が深刻で長引くこと、世界的な少子化の傾向を受けて2050年までに発展途上地域でも4分の3の国が人口置換水準である出生率2.1を下回ると仮定を変更したことが主な要因である。

人口の多い国では、たとえ出生率が低下しても、大きな人口増加が見込まれている。2000年から2050年までの50年間で、インド、パキスタン、ナイジェリア、アメリカ、中国、バングラデシュ、エチオピア、コンゴ共和国の8か国で世界全体の人口増加の過半数を占めるとされている。

## 2-3 老年人口（65歳以上）



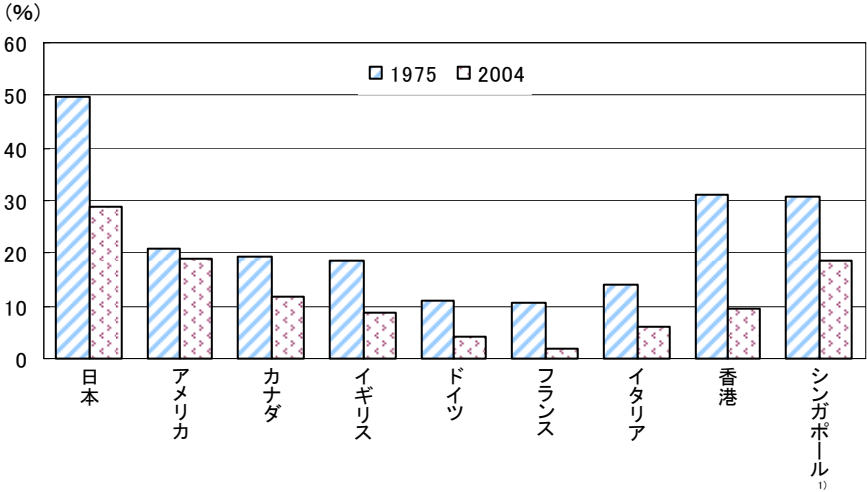
▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第2-3表 老年人口（65歳以上）」(p.60)を参照。

2000年現在、全世界の総人口に占める老年人口比率は6.9%であるが、2025年には10.5%を超え、2050年には16.1%に達すると推計されている。特に、老年人口の中でも80歳以上の高齢者は、2000年では約7千万人であるが、2050年には約4億人となり、人口の伸びが顕著と予想されている。

先進地域の動向をみると人口の高齢化は既に進行中で、老年人口比率は2000年には10%を超えており、2025年にはその中の多くの国で20%を上回ると推計されている。特に、日本の高齢化は急速で、2025年にはヨーロッパ諸国を上回る老齢人口の割合の高い国になると予測されている。

現在は比較的生産率が高い途上国でも、将来的には出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化は進むと考えられている。

## 2-4 男性65歳以上労働力率



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第2-10表（参考）男性65歳以上の労働力率」(p.77)を参照。

(注) 1) 2004年は2000年の数値。

2004年の男子65歳以上の労働力率は、1975年に比べると、すべての国で低下となっている。各国が経済発展に伴い、年金制度を充実させていること、また、産業構造の変化に伴い雇用者割合の高い第2次、第3次産業の就業者が増加し、高年齢者でも比較的就業しやすい業種や家族従業者割合の高い第1次産業で必要とされる就業者数が減っていること、などの要因が考えられる。

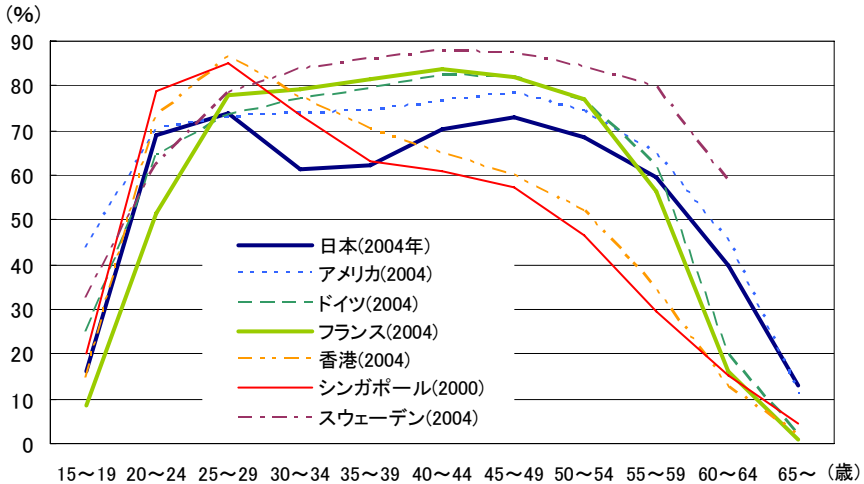
各国・地域を比較すると、欧米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域では高くなっている。経済発展の度合いだけでなく、地域性・国民性の違いなども考慮すべきだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも、低下した要因である。しかしながら、近年、雇用における年齢差別撤廃の動きと、それに伴う高齢者雇用の促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えている年齢が高いということが挙げられる。高年齢者の労働意欲は高く、これが高年齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

今後、各国の高齢化に伴い、高齢者がより重要な労働力になることが予想され、各国の高齢者の労働力率の動きが注目される。



## 2-5 女性年齢階級別労働力率



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については「第2-10表 性・年齢階級別人口、労働力人口、労働力率」(p.68)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児に手間がかからなくなり再び労働市場に復帰するという、女性労働者の就労行動の特徴がM字カーブにより明らかである。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代には見られた現象だが、今日ではほとんど見られなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列で観察を行うと、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが理由として挙げられるだろう。特に25-29歳における労働力率の増加（1980年の49.2%から2004年の74.0%）は著しい。また35歳以上64歳までの労働力率も時系列でみて全般的に上昇している。

## 第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		(千人 / thousand people)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
全世界 World	4,442,295	5,279,519	6,085,572	6,464,750	6,842,923	7,905,239	9,075,903	
アフリカ Africa	478,824	635,685	812,466	905,936	1,006,905	1,344,491	1,936,952	
ラテンアメリカ・カリブ Latin America, Caribbean	362,210	443,747	522,929	561,346	598,771	696,541	782,903	
北アメリカ Northern America	255,545	283,361	314,968	330,608	346,062	388,032	437,950	
アジア Asia	2,630,386	3,168,616	3,675,799	3,905,415	4,130,383	4,728,131	5,217,202	
ヨーロッパ Europe	692,435	721,390	728,463	728,389	725,786	707,235	653,323	
オセアニア Oceania	22,893	26,721	30,949	33,056	35,017	40,809	47,572	
日本 JPN	116,807	123,537	127,034	128,085	128,457	124,819	112,198	
アメリカ USA	230,917	255,539	284,154	298,213	312,253	350,103	394,976	
カナダ CAN	24,516	27,701	30,689	32,268	33,680	37,797	42,844	
イギリス GBR	55,530	56,761	58,670	59,668	60,517	63,663	67,143	
ドイツ DEU	78,289	79,433	82,344	82,689	82,701	81,967	78,765	
フランス FRA	53,880	56,735	59,278	60,496	61,535	63,407	63,116	
イタリア ITA	56,434	56,719	57,715	58,093	58,176	56,307	50,912	
スウェーデン SWE	8,310	8,559	8,877	9,041	9,168	9,650	10,054	
中国 CHN	998,877	1,155,305	1,273,979	1,315,844	1,354,533	1,441,426	1,392,307	
香港 HKG	5,039	5,704	6,637	7,041	7,416	8,362	9,235	
韓国 KOR	38,124	42,869	46,779	47,817	48,566	49,457	44,629	
シンガポール SGP	2,415	3,016	4,017	4,326	4,590	5,144	5,213	
マレーシア MYS	13,763	17,845	22,997	25,347	27,532	33,223	38,924	
タイ THA	46,334	54,639	61,438	64,233	66,785	72,635	74,594	
インドネシア IDN	150,072	181,414	209,174	222,781	235,755	263,746	284,640	
フィリピン PHL	48,088	61,104	75,766	83,054	90,048	109,084	127,068	
インド IND	688,856	849,415	1,021,084	1,103,371	1,183,293	1,395,496	1,592,704	
オーストラリア AUS	14,638	16,873	19,071	20,155	21,201	24,329	27,940	
ニュージーランド NZL	3,113	3,411	3,818	4,028	4,172	4,539	4,790	
ブラジル BRA	121,615	149,394	173,858	186,405	198,497	227,930	253,105	

資料出所 UN “World Population Prospects” (2004)

## 参考

## Reference

		(千人 / thousand people)						
日本 JPN	2005 年/Year	2010	2015	2020	2025	2030	2035	
	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679	
	2040	2045	2050	2055				
	105,695	100,443	95,152	89,930				

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月中位推計)

第2-2表 人口増加率の将来推計

Table 2-2: Projections of population growth rate

		(年率 / annual rate: %)			
国・地域 Country or region		2000～2005 年/Year	2005～2010	2010～2015	2045～2050
全世界	World	1.21	1.14	1.07	0.38
アフリカ	Africa	2.18	2.11	2.05	1.21
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, Caribbean	1.42	1.29	1.15	0.22
北アメリカ	Northern America	0.97	0.91	0.84	0.38
アジア	Asia	1.21	1.12	1.04	0.19
ヨーロッパ	Europe	0.00	-0.07	-0.13	-0.37
オセアニア	Oceania	1.32	1.15	1.08	0.45
日本	JPN	0.17	0.06	-0.07	-0.49

資料出所 UN “World Population Prospects” (2004)

## 第2-3表 老年人口（65歳以上）

Table 2-3: Elderly population (65 years old and over)

(1) 実数 / Real number		(千人 / thousand people)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	10,560	14,809	21,862	25,268	28,838	36,286	40,269
アメリカ	USA	25,871	31,283	35,078	36,710	39,935	62,069	81,547
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,870	4,239	4,787	7,916	10,989
イギリス	GBR	8,371	9,050	9,306	9,525	9,981	12,620	15,558
ドイツ	DEU	12,211	11,882	13,483	15,525	16,866	19,559	22,376
フランス	FRA	7,525	7,935	9,669	10,049	10,399	14,311	17,114
イタリア	ITA	7,420	8,691	10,525	11,601	12,289	14,842	18,090
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,533	1,557	1,701	2,136	2,488
ロシア	RUS	14,159	14,885	18,081	19,717	17,604	22,731	25,747
中国	CHN	47,426	64,357	87,228	100,020	112,214	197,268	329,103
香港	HKG	325	483	730	843	920	1,801	2,979
韓国	KOR	1,453	2,144	3,441	4,510	5,488	9,676	15,412
シンガポール	SGP	114	169	287	367	461	1,149	1,632
マレーシア	MYS	503	660	933	1,165	1,398	2,954	6,284
タイ	THA	1,541	2,118	3,663	4,531	5,334	9,640	15,955
インドネシア	IDN	5,202	6,917	10,236	12,269	14,173	22,651	49,670
フィリピン	PHL	1,529	1,976	2,671	3,224	3,915	7,437	18,087
インド	IND	27,895	36,718	50,054	58,168	67,050	112,545	236,513
オーストラリア	AUS	1,404	1,882	2,317	2,559	2,904	4,627	6,641
ニュージーランド	NZL	310	380	454	495	550	855	1,131
ブラジル	BRA	4,998	6,532	9,457	11,423	13,442	24,325	48,693

(2) 対全人口比率 / Percent of total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	9.0	12.0	17.2	19.7	22.4	29.1	35.9
アメリカ	USA	11.2	12.2	12.3	12.3	12.8	17.7	20.6
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.2	20.9	25.6
イギリス	GBR	15.1	15.9	15.9	16.0	16.5	19.8	23.2
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.4	18.8	20.4	23.9	28.4
フランス	FRA	14.0	14.0	16.3	16.6	16.9	22.6	27.1
イタリア	ITA	13.1	15.3	18.2	20.0	21.1	26.4	35.5
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.3	17.2	18.6	22.1	24.7
ロシア	RUS	10.2	10.0	12.3	13.8	12.6	17.6	23.0
中国	CHN	4.7	5.6	6.8	7.6	8.3	13.7	23.6
香港	HKG	8.5	8.5	11.0	12.0	12.4	21.5	32.3
韓国	KOR	3.8	5.0	7.4	9.4	11.3	19.6	34.5
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.2	8.5	10.0	22.3	31.3
マレーシア	MYS	3.7	3.7	4.1	4.6	5.1	8.9	16.1
タイ	THA	3.3	3.9	6.0	7.1	8.0	13.3	21.4
インドネシア	IDN	3.5	3.8	4.9	5.5	6.0	8.6	17.4
フィリピン	PHL	3.2	3.2	3.5	3.9	4.3	6.8	14.2
インド	IND	4.0	4.3	4.9	5.3	5.7	8.1	14.8
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.1	12.7	13.7	19.0	23.8
ニュージーランド	NZL	10.0	11.1	11.9	12.3	13.2	18.8	23.6
ブラジル	BRA	4.1	4.4	5.4	6.1	6.8	10.7	19.2

資料出所 UN "World Population Prospects" (2004)

第2-4表 若年人口（15歳未満）

Table 2-4: Juvenile population (0-14 years old)

(1) 実数 / Real number		(千人 / thousand people)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	27,513	22,730	18,598	17,929	17,660	15,569	15,068
アメリカ	USA	51,904	55,586	61,253	61,947	62,591	65,249	68,187
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,858	5,679	5,387	5,817	6,742
イギリス	GBR	11,603	10,812	11,187	10,699	10,240	10,788	11,021
ドイツ	DEU	14,474	12,775	12,853	11,825	11,095	11,164	11,731
フランス	FRA	12,005	11,487	11,050	10,991	11,066	10,449	9,936
イタリア	ITA	12,570	9,000	8,245	8,144	7,966	6,707	6,684
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,636	1,581	1,482	1,645	1,620
ロシア	RUS	30,018	34,066	26,704	21,886	21,541	20,448	18,538
中国	CHN	354,633	319,875	315,673	281,767	263,839	258,473	218,422
香港	HKG	1,286	1,226	1,098	1,017	986	1,006	1,149
韓国	KOR	12,961	11,077	9,749	8,890	7,696	6,415	5,354
シンガポール	SGP	653	647	875	845	718	685	658
マレーシア	MYS	5,413	6,514	7,761	8,210	8,141	7,844	7,076
タイ	THA	18,275	17,421	15,738	15,294	14,872	14,006	12,511
インドネシア	IDN	60,683	64,993	63,093	63,054	63,133	56,258	50,237
フィリピン	PHL	20,735	25,006	28,429	29,186	29,212	28,367	24,111
インド	IND	265,551	310,701	348,399	353,750	354,218	341,452	291,809
オーストラリア	AUS	3,702	3,695	4,044	3,956	3,876	4,291	4,521
ニュージーランド	NZL	832	797	873	860	834	811	769
ブラジル	BRA	46,317	52,730	51,505	51,923	53,210	50,642	44,861

(2) 対全人口比率 / Percent of total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	23.6	18.4	14.6	14.0	13.7	12.5	13.4
アメリカ	USA	22.5	21.8	21.6	20.8	20.0	18.6	17.3
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.0	15.4	15.7
イギリス	GBR	20.9	19.0	19.1	17.9	16.9	16.9	16.4
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	14.3	13.4	13.6	14.9
フランス	FRA	22.3	20.2	18.6	18.2	18.0	16.5	15.7
イタリア	ITA	22.3	15.9	14.3	14.0	13.7	11.9	13.1
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.5	16.2	17.0	16.1
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.2	15.3	15.4	15.8	16.6
中国	CHN	35.5	27.7	24.8	21.4	19.5	17.9	15.7
香港	HKG	25.5	21.5	16.5	14.4	13.3	12.0	12.4
韓国	KOR	34.0	25.8	20.8	18.6	15.8	13.0	12.0
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.8	19.5	15.6	13.3	12.6
マレーシア	MYS	39.3	36.5	33.7	32.4	29.6	23.6	18.2
タイ	THA	39.4	31.9	25.6	23.8	22.3	19.3	16.8
インドネシア	IDN	40.4	35.8	30.2	28.3	26.8	21.3	17.6
フィリピン	PHL	43.1	40.9	37.5	35.1	32.4	26.0	19.0
インド	IND	38.5	36.6	34.1	32.1	29.9	24.5	18.3
オーストラリア	AUS	25.3	21.9	21.2	19.6	18.3	17.6	16.2
ニュージーランド	NZL	26.7	23.4	22.9	21.3	20.0	17.9	16.0
ブラジル	BRA	38.1	35.3	29.6	27.9	26.8	22.2	17.7

資料出所 UN "World Population Prospects" (2004)

## 第2-5表 15～64歳人口

Table 2-5: Productive-age population (15-64 years old)

(1) 実数 / Real number		(千人 / thousand people)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	78,734	85,998	86,574	84,887	81,958	72,964	56,861
アメリカ	USA	153,142	168,670	187,822	199,556	209,727	222,784	245,243
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,961	22,350	23,506	24,064	25,113
イギリス	GBR	35,556	36,899	38,177	39,444	40,296	40,255	40,564
ドイツ	DEU	51,604	54,776	56,008	55,339	54,740	51,244	44,658
フランス	FRA	34,350	37,313	38,559	39,455	40,069	38,647	36,067
イタリア	ITA	36,444	39,028	38,945	38,348	37,921	34,758	26,138
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,708	5,904	5,984	5,869	5,947
ロシア	RUS	94,483	99,418	101,776	101,599	100,883	86,051	67,467
中国	CHN	596,819	771,073	871,078	934,056	978,479	985,685	844,782
香港	HKG	3,427	3,995	4,808	5,181	5,510	5,555	5,107
韓国	KOR	23,710	29,648	33,589	34,416	35,382	33,366	23,862
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,855	3,114	3,412	3,310	2,922
マレーシア	MYS	7,848	10,672	14,303	15,973	17,992	22,425	25,564
タイ	THA	26,518	35,100	42,038	44,407	46,578	48,989	46,128
インドネシア	IDN	84,186	109,504	135,845	147,459	158,449	184,837	184,733
フィリピン	PHL	25,824	34,123	44,666	50,645	56,920	73,280	84,870
インド	IND	395,410	501,995	622,631	691,453	762,025	941,499	1,064,382
オーストラリア	AUS	9,532	11,297	12,711	13,641	14,420	15,411	16,777
ニュージーランド	NZL	1,971	2,234	2,491	2,673	2,788	2,873	2,890
ブラジル	BRA	70,301	90,132	112,896	123,059	131,844	152,962	159,551

(2) 対全人口比率 / Percent of total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	67.4	69.6	68.2	66.3	63.8	58.5	50.7
アメリカ	USA	66.3	66.0	66.1	66.9	67.2	63.6	62.1
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.3	69.8	63.7	58.6
イギリス	GBR	64.0	65.0	65.1	66.1	66.6	63.2	60.4
ドイツ	DEU	65.9	69.0	68.0	66.9	66.2	62.5	56.7
フランス	FRA	63.8	65.8	65.0	65.2	65.1	61.0	57.1
イタリア	ITA	64.6	68.8	67.5	66.0	65.2	61.7	51.3
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.3	65.3	65.3	60.8	59.1
ロシア	RUS	68.1	67.0	69.4	70.9	72.0	66.6	60.4
中国	CHN	59.7	66.7	68.4	71.0	72.2	68.4	60.7
香港	HKG	68.0	70.0	72.4	73.6	74.3	66.4	55.3
韓国	KOR	62.2	69.2	71.8	72.0	72.9	67.5	53.5
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.1	72.0	74.3	64.3	56.1
マレーシア	MYS	57.0	59.8	62.2	63.0	65.4	67.5	65.7
タイ	THA	57.2	64.2	68.4	69.1	69.7	67.4	61.8
インドネシア	IDN	56.1	60.4	64.9	66.2	67.2	70.1	64.9
フィリピン	PHL	53.7	55.8	59.0	61.0	63.2	67.2	66.8
インド	IND	57.4	59.1	61.0	62.7	64.4	67.5	66.8
オーストラリア	AUS	65.1	66.9	66.6	67.7	68.0	63.3	60.0
ニュージーランド	NZL	63.3	65.5	65.2	66.4	66.8	63.3	60.3
ブラジル	BRA	57.8	60.3	64.9	66.0	66.4	67.1	63.0

資料出所 UN "World Population Prospects" (2004)

第2-6表 人口構造（性、年齢階級別構成）

Table 2-6: Population by sex and age group

(千人 / thousand people)

年齢階級 Age group	日本 JPN 2000年/Year		アメリカ USA 2000		カナダ CAN 2000		イギリス GBR 2000	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	62,178	64,855	139,674	144,511	15,206	15,496	28,513	30,155
0~4歳/Age	3,109	2,946	10,159	9,671	903	858	1,816	1,729
5~9	3,072	2,926	10,640	10,137	1,048	997	1,924	1,833
10~14	3,352	3,192	10,569	10,077	1,053	999	1,992	1,892
15~19	3,839	3,664	10,256	9,779	1,061	1,006	1,837	1,775
20~24	4,402	4,195	9,761	9,358	1,055	1,006	1,753	1,770
25~29	5,053	4,871	9,901	9,635	1,061	1,035	1,913	1,990
30~34	4,457	4,346	10,455	10,345	1,143	1,124	2,229	2,342
35~39	4,109	4,014	11,399	11,458	1,353	1,333	2,275	2,348
40~44	3,929	3,868	11,239	11,510	1,303	1,303	2,016	2,055
45~49	4,484	4,455	10,084	10,388	1,153	1,163	1,826	1,864
50~54	5,232	5,240	8,630	9,021	1,019	1,028	2,039	2,060
55~59	4,290	4,436	6,625	7,063	773	787	1,607	1,640
60~64	3,725	3,964	5,214	5,703	616	641	1,389	1,447
65~	9,125	12,738	14,742	20,366	1,665	2,216	3,897	5,410

年齢階級 Age group	ドイツ DEU 2000年/Year		フランス FRA 2000		イタリア ITA 2000		スウェーデン SWE 2000	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	40,159	42,184	28,845	30,434	28,005	29,708	4,391	4,484
0~4歳/Age	2,016	1,911	1,868	1,778	1,364	1,284	237	225
5~9	2,159	2,048	1,834	1,753	1,428	1,352	308	293
10~14	2,422	2,297	1,952	1,865	1,442	1,374	294	279
15~19	2,403	2,278	1,980	1,890	1,560	1,494	260	246
20~24	2,287	2,195	1,946	1,867	1,851	1,782	264	253
25~29	2,592	2,472	2,079	2,053	2,254	2,184	300	292
30~34	3,569	3,348	2,095	2,107	2,371	2,327	326	311
35~39	3,726	3,514	2,161	2,188	2,295	2,285	320	304
40~44	3,210	3,060	2,112	2,156	2,012	2,020	299	288
45~49	2,895	2,858	2,079	2,121	1,870	1,897	297	289
50~54	2,343	2,309	2,105	2,114	1,937	1,985	327	321
55~59	2,631	2,647	1,404	1,424	1,635	1,721	290	283
60~64	2,777	2,894	1,293	1,384	1,653	1,810	216	220
65~	5,129	8,353	3,937	5,734	4,333	6,193	653	880

年齢階級 Age group	ロシア RUS 2000年/Year		中国 CHN 2000		香港 HKG 2000		韓国 KOR 2000	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	68,289	78,269	655,213	618,769	3,445	3,432	23,526	23,524
0~4歳/Age	3,377	3,217	50,327	45,182	166	159	1,613	1,463
5~9	4,139	3,954	54,077	48,461	189	185	1,815	1,608
10~14	6,121	5,894	61,792	55,835	204	196	1,714	1,536
15~19	6,277	6,087	52,411	48,357	228	226	1,955	1,834
20~24	5,578	5,497	50,674	47,513	231	254	1,986	1,881
25~29	5,217	5,157	61,999	58,940	241	288	2,198	2,102
30~34	4,792	4,812	64,494	61,929	253	313	2,107	2,022
35~39	5,706	5,885	53,613	51,026	317	376	2,113	2,060
40~44	6,065	6,450	43,587	40,273	317	343	2,019	1,977
45~49	5,330	5,927	44,064	41,671	258	264	1,480	1,437
50~54	4,095	4,778	32,367	29,952	206	197	1,205	1,195
55~59	2,304	3,013	24,282	22,473	129	116	1,043	1,066
60~64	3,622	5,184	21,336	20,120	132	121	914	995
65~	5,666	12,414	40,190	47,037	336	394	1,364	2,077

## 2 人口・労働力人口

(千人 / thousand people)

年齢階級 Age group	シンガポール SGP 2000年/Year		マレーシア MYS 2000		タイ THA 2000		インドネシア IDN 2000	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,026	1,993	11,680	11,315	30,301	31,138	104,598	104,575
0～4歳/Age	142	133	1,405	1,331	2,554	2,486	10,648	10,266
5～9	169	158	1,407	1,334	2,667	2,607	10,646	10,288
10～14	142	132	1,174	1,109	2,734	2,689	10,789	10,457
15～19	131	121	1,176	1,116	2,794	2,747	10,948	10,687
20～24	129	120	1,038	996	2,746	2,711	10,390	10,202
25～29	153	147	943	923	2,536	2,588	9,424	9,336
30～34	181	186	865	851	2,502	2,672	8,657	8,553
35～39	203	203	824	811	2,414	2,595	7,256	7,133
40～44	199	197	737	715	2,205	2,284	6,411	6,281
45～49	167	164	602	581	1,932	1,952	5,043	4,945
50～54	130	128	470	452	1,482	1,505	3,744	4,007
55～59	81	80	331	315	1,136	1,196	3,263	3,643
60～64	67	69	276	280	957	1,084	2,773	3,147
65～	132	155	432	501	1,642	2,022	4,606	5,630

年齢階級 Age group	フィリピン PHL 2000年/Year		インド IND 2000		オーストラリア AUS 2000		ニュージーランド NZL 2000	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	39,152	37,614	525,787	496,090	9,408	9,663	1,874	1,920
0～4歳/Age	5,036	4,805	62,017	58,820	662	630	145	137
5～9	4,910	4,704	60,912	56,640	708	671	151	141
10～14	4,576	4,397	57,185	53,545	703	670	154	146
15～19	4,139	3,993	52,824	49,266	684	653	137	130
20～24	3,703	3,590	46,239	42,781	648	634	121	124
25～29	3,161	3,086	43,998	40,462	680	699	123	136
30～34	3,712	2,675	39,613	36,386	710	742	139	152
35～39	2,296	2,290	34,972	32,086	725	754	150	159
40～44	1,925	1,942	30,377	27,810	715	742	140	147
45～49	1,603	1,638	25,057	23,103	669	685	126	130
50～54	1,216	1,204	19,812	19,149	621	619	120	121
55～59	969	997	15,984	16,178	485	475	92	93
60～64	730	797	12,971	13,561	386	385	76	78
65～	1,176	1,496	23,826	26,303	1,012	1,304	200	255

資料出所 UN "World Population Prospects" (2004)



第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Birth rates and mortality rates

国・地域 Country or region		(千人当たり / per thousand)							
		出生率 Birth rate				死亡率 Mortality rate			
		1950~55 年/Year	1970 ~1975	1995 ~2000	2020 ~2025	1950 ~1955	1970 ~1975	1995 ~2000	2020 ~2025
日本	JPN	23.7	19.9	9.6	7.9	9.4	6.5	7.6	11.4
アメリカ	USA	24.3	15.7	14.4	12.4	9.5	9.2	8.3	8.8
カナダ	CAN	27.8	15.6	11.6	10.4	8.7	7.3	7.2	8.5
イギリス	GBR	15.9	14.5	12.3	11.9	11.7	11.8	10.8	10.1
ドイツ	DEU	16.0	11.4	9.5	9.1	11.1	12.3	10.6	12.3
フランス	FRA	19.5	16.3	12.5	10.8	12.8	10.7	9.5	10.3
イタリア	ITA	18.3	16.1	9.2	7.6	9.9	9.8	9.9	12.6
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	10.3	11.3	9.8	10.4	10.6	10.1
ロシア	RUS	26.5	15.3	8.9	9.5	9.5	9.1	14.2	15.8
中国	CHN	43.8	28.6	16.0	11.6	25.1	6.3	7.0	8.9
香港	HKG	37.7	19.5	9.8	7.1	8.9	5.0	5.1	7.6
韓国	KOR	37.0	29.0	13.5	8.6	16.9	8.3	5.5	8.2
シンガポール	SGP	44.4	21.2	14.0	9.6	10.6	5.2	4.8	8.3
マレーシア	MYS	45.2	34.7	25.5	16.1	19.9	8.8	4.8	5.5
タイ	THA	44.3	34.5	17.3	12.9	14.7	8.6	6.6	8.3
インドネシア	IDN	42.7	38.6	21.9	14.3	26.1	15.9	7.6	7.6
フィリピン	PHL	48.2	39.3	28.4	17.7	18.4	10.4	5.5	5.1
インド	IND	45.4	38.4	27.2	17.0	25.4	15.9	9.4	7.6
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	13.5	12.2	9.4	8.5	6.8	7.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	15.0	12.2	9.3	8.4	7.5	8.2
ブラジル	BRA	44.0	33.7	21.6	15.0	15.4	9.9	6.6	7.1

資料出所 UN “World Population Prospects” (2004)

## 第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancies at birth

国・地域 Country or region		1950～1955 年/Year			1995～2000 年/Year		
		平均	男性	女性	平均	男性	女性
		Average	Male	Female	Average	Male	Female
日本	JPN	63.9	61.6	65.5	80.5	77.1	83.8
アメリカ	USA	68.9	66.1	72.0	76.5	79.9	79.3
カナダ	CAN	69.1	66.8	71.6	78.7	75.9	81.5
イギリス	GBR	69.2	66.7	71.8	77.2	74.7	79.7
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	77.5	74.2	80.4
フランス	FRA	66.5	63.7	69.5	78.5	74.6	82.3
イタリア	ITA	66.0	64.3	67.8	78.2	75.7	81.8
スウェーデン	SWE	71.8	70.4	73.3	79.3	76.8	81.8
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	66.0	60.0	72.5
中国	CHN	40.8	39.3	42.3	69.7	67.8	71.9
香港	HKG	61.0	57.2	64.9	80.0	77.2	83.0
韓国	KOR	47.5	46.0	49.0	74.6	70.9	78.5
シンガポール	SGP	60.4	58.8	62.1	77.2	75.1	79.3
マレーシア	MYS	48.5	47.0	50.0	71.9	69.6	74.5
タイ	THA	52.0	49.8	54.3	69.0	65.3	73.0
インドネシア	IDN	37.5	36.9	38.1	64.9	63.0	66.8
フィリピン	PHL	47.8	46.0	49.6	68.6	66.5	70.7
インド	IND	38.7	39.4	38.0	61.5	60.4	62.7
オーストラリア	AUS	69.6	66.9	72.4	78.7	75.9	81.5
ニュージーランド	NZL	69.6	67.5	71.8	77.6	75.0	80.1
ブラジル	BRA	50.9	49.3	52.7	68.8	64.9	73.0

資料出所 UN “World Population Prospects” (2004)

## (参考) 完全生命表または簡易生命表による日本の平均寿命

Reference: Average life expectancy of Japanese

完全生命表 Complete life table				簡易生命表 Abridged life table	
1995 年/Year		2000		2004	
男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
76.38	82.85	77.72	84.60	78.64	85.59

資料出所 厚生労働省「平成16年簡易生命表」(2005年7月)

第2-9表 合計特殊出生率<sup>1)</sup>

Table 2-9: Total fertility rate

国・地域 Country, Area	1960 ~1965 年/Year	1985 ~1990	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2020 ~2025	
日本	JPN	2.02	1.66	1.49	1.39	1.33	1.58
アメリカ	USA	3.31	1.92	2.03	1.99	2.04	1.86
カナダ	CAN	3.61	1.69	1.69	1.56	1.51	1.61
イギリス	GBR	2.81	1.81	1.78	1.70	1.66	1.83
ドイツ	DEU	2.49	1.43	1.31	1.34	1.32	1.55
フランス	FRA	2.85	1.81	1.71	1.76	1.87	1.85
イタリア	ITA	2.50	1.35	1.28	1.21	1.28	1.52
スウェーデン	SWE	2.32	1.91	2.01	1.56	1.64	1.85
ロシア	RUS	2.55	2.13	1.55	1.24	1.33	1.58
中国	CHN	5.72	2.46	1.92	1.78	1.70	1.85
香港	HKG	5.31	1.31	1.22	1.06	0.94	1.17
韓国	KOR	5.63	1.60	1.70	1.51	1.23	1.42
シンガポール	SGP	4.93	1.71	1.76	1.57	1.35	1.51
マレーシア	MYS	6.72	4.00	3.62	3.26	2.93	2.02
タイ	THA	6.40	2.41	2.10	1.95	1.93	1.85
インドネシア	IDN	5.42	3.40	2.90	2.50	2.37	1.85
フィリピン	PHL	6.85	4.55	4.14	3.64	3.22	2.15
インド	IND	5.81	4.15	3.81	3.43	3.07	2.11
オーストラリア	AUS	3.27	1.87	1.87	1.77	1.75	1.85
ニュージーランド	NZL	4.02	2.05	2.06	1.97	1.96	1.85
ブラジル	BRA	6.15	3.10	2.60	2.45	2.35	1.98

資料出所 UN “World Population Prospects: The 2004 Revision” (2005)

(注) 1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15~49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country, Area	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	2.08	2.02	2.06	2.03	2.01	2.04	2.05
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.60	1.51	—	—	—
イギリス	GBR	1.84	1.71	1.64	1.63	1.64	1.71	1.74
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.36	1.35	1.31	1.34	1.37
フランス	FRA	1.78	1.70	1.88	1.90	1.89	1.89	1.90
イタリア	ITA	1.36	1.19	1.25	1.24	1.26	1.29	1.33
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.73	1.75	1.73
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.66	1.64	1.62	1.61	1.64
デンマーク	DNK	1.67	1.81	1.77	1.75	1.73	1.76	1.78
スウェーデン	SWE	2.14	1.74	1.57	1.57	1.65	1.71	1.75
香港	HKG	1.21	1.15	0.90	0.79	0.94	0.90	0.93
韓国	KOR	1.59	1.65	1.47	1.30	1.17	1.19	1.16
シンガポール	SGP	1.83	1.71	1.60	1.41	1.37	1.25	1.24
オーストラリア	AUS	1.91	1.82	1.76	1.73	1.75	—	—

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2006)

香港: 香港統計局HP ([http://www.censtatd.gov.hk/hong\\_kong\\_statistics/](http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/))

韓国: 韓国統計局HP (<http://kosis.nso.go.kr/>)

シンガポール: シンガポール統計局 “Singapore’s Demographic Trends in 2003” (2004.11)

(注) 1) 2004年は暫定値。

## 第2-10表 性・年齢階級別人口、労働力人口、労働力率

Table 2-10: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group

		(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)								
国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
日本 1)	0～14歳	17,770	—	—	9,110	—	—	8,660	—	—
	15～19	6,820	1,110	16.3	3,500	570	16.3	3,320	540	16.3
	20～24	7,750	5,330	68.8	3,970	2,720	68.5	3,790	2,610	68.9
	25～29	8,840	7,450	84.3	4,500	4,230	94.0	4,340	3,210	74.0
	30～34	9,790	7,760	79.3	4,940	4,770	96.6	4,850	2,980	61.4
	35～39	8,620	6,870	79.7	4,340	4,200	96.8	4,280	2,670	62.4
	40～44	7,880	6,600	83.8	3,960	3,850	97.2	3,920	2,760	70.4
	45～49	7,870	6,680	84.9	3,940	3,820	97.0	3,920	2,860	73.0
	50～54	9,440	7,740	82.0	4,700	4,500	95.7	4,740	3,240	68.4
	55～59	9,530	7,270	76.3	4,710	4,390	93.2	4,830	2,880	59.6
	60～64	8,590	4,700	54.7	4,160	2,940	70.7	4,430	1,760	39.7
	65～69	7,360	2,530	34.4	3,490	1,590	45.6	3,870	930	24.0
	70～74	6,440	1,380	21.4	2,940	860	29.3	3,500	520	14.9
	75～	10,980	990	9.0	4,040	590	14.6	6,950	400	5.8
	計(15～64)	85,130	61,510	72.3	42,720	35,990	84.2	42,420	25,510	60.1
計(15～)	109,910	66,410	60.4	53,190	39,030	73.4	56,740	27,360	48.2	
計/Total	127,670	66,420	52.0	62,290	39,050	62.7	65,380	27,370	41.9	
アメリカ 2)	16～19	16,222	7,114	43.9	8,234	3,616	43.9	7,989	3,498	43.8
	20～24	20,197	15,154	75.0	10,125	8,057	79.6	10,072	7,097	70.5
	25～29	18,985	15,569	82.0	9,478	8,618	90.9	9,506	6,952	73.1
	30～34	19,954	16,638	83.4	9,879	9,180	92.9	10,075	7,457	74.0
	35～39	20,573	17,169	83.5	10,135	9,397	92.7	10,438	7,772	74.5
	40～44	22,653	18,989	83.8	11,121	10,142	91.2	11,532	8,847	76.7
	45～49	21,886	18,310	83.7	10,729	9,581	89.3	11,158	8,729	78.2
	50～54	19,359	15,448	79.8	9,432	8,054	85.4	9,927	7,394	74.5
	55～59	16,327	11,603	71.1	7,916	6,139	77.6	8,411	5,463	65.0
	60～64	12,592	6,410	50.9	5,978	3,408	57.0	6,614	3,002	45.4
	65～69	9,800	2,710	27.7	4,573	1,490	32.6	5,227	1,220	23.3
	70～74	8,381	1,280	15.3	3,721	721	19.4	4,660	560	12.0
	75～	16,429	1,007	6.1	6,391	576	9.0	10,038	431	4.3
	計(16～64)	188,748	142,404	75.4	93,027	76,192	81.9	95,722	66,211	69.2
	計/Total	—	147,401	—	—	78,979	—	—	68,422	—

資料出所 イギリス、EU: OECD “Labour Statistics Portal” (Online Database)

<http://www.oecd.org/statsportal/>その他: ILO “LABORSTA” (Online Database) <http://laborsta.ilo.org/>

(注) 1) 総務省統計局「労働力調査年報」による現在人口。国内に3か月以上住む15歳以上の日本人と外国人を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは含まない。自衛隊と矯正施設の被収容者は含む。

2) 米国商務省“Current Population Survey (CPS)”による。16歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。

(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
カナダ 3)	15～19歳	2,074	1,131	54.5	1,062	571	53.7	1,012	560	55.4
	20～24	2,162	1,709	79.0	1,101	898	81.5	1,062	811	76.4
	25～29	2,102	1,810	86.1	1,061	959	90.4	1,041	851	81.8
	30～34	2,165	1,900	87.8	1,087	1,017	93.5	1,078	883	81.9
	35～39	2,324	2,037	87.6	1,160	1,079	93.0	1,164	958	82.3
	40～44	2,701	2,373	87.8	1,352	1,252	92.6	1,350	1,120	83.0
	45～49	2,532	2,198	86.8	1,256	1,145	91.2	1,276	1,053	82.5
	50～54	2,190	1,816	82.9	1,083	958	88.5	1,107	857	77.4
	55～59	1,902	1,289	67.8	941	711	75.6	961	578	60.1
	60～64	1,435	627	43.7	703	374	53.2	732	252	34.5
CAN	65～	3,844	296	7.7	1,705	200	11.8	2,140	96	4.5
	計(15～64)	21,589	16,888	78.2	10,806	8,964	83.0	10,782	7,924	73.5
	計(15～)	25,433	17,184	67.6	12,511	9,164	73.3	12,922	8,019	62.1
イギリス 4)	15～19歳	3,045	1,770	58.1	1,551	912	58.8	1,494	858	57.4
	20～24	3,612	2,719	75.3	1,785	1,431	80.2	1,827	1,288	70.5
	25～29	3,542	2,944	83.1	1,728	1,570	90.9	1,814	1,374	75.7
	30～34	4,201	3,501	83.3	2,042	1,895	92.8	2,159	1,606	74.4
	35～39	4,584	3,871	84.4	2,243	2,089	93.1	2,341	1,782	76.1
	40～44	4,409	3,756	85.2	2,172	1,991	91.7	2,237	1,765	78.9
	45～49	3,898	3,311	84.9	1,927	1,738	90.2	1,971	1,573	79.8
	50～54	3,686	2,988	81.1	1,819	1,570	86.3	1,867	1,418	76.0
	55～59	3,841	2,685	69.9	1,895	1,468	77.5	1,946	1,217	62.5
	60～64	2,983	1,272	42.6	1,459	813	55.7	1,524	459	30.1
GBR	65～69	2,664	371	13.9	1,284	235	18.3	1,380	136	9.9
	70～74	2,300	129	5.6	1,058	78	7.4	1,242	51	4.1
	75～	4,125	52	1.3	1,609	35	2.2	2,516	17	0.7
	計(15～64)	37,801	28,817	76.2	18,621	15,477	83.1	19,180	13,340	69.6
	計(15～)	46,890	29,369	62.6	22,572	15,825	70.1	24,318	13,544	55.7

- 3) カナダ統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。フルタイムの軍人、施設人口、居留地の先住民は含まない。
- 4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上の非施設人口を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

## 2 人口・労働力人口

		(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)								
国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
ドイツ <sup>5)</sup>	0～9歳	7,497	—	—	3,848	—	—	3,648	—	—
	10～14	4,327	—	—	2,216	—	—	2,111	—	—
	15～19	4,695	1,347	28.7	2,410	776	32.2	2,285	571	25.0
	20～24	4,715	3,253	69.0	2,416	1,764	73.0	2,300	1,489	64.7
	25～29	4,448	3,535	79.5	2,261	1,932	85.4	2,186	1,603	73.3
	30～34	5,226	4,484	85.8	2,653	2,508	94.5	2,573	1,976	76.8
	35～39	6,697	5,872	87.7	3,407	3,268	95.9	3,290	2,604	79.1
	40～44	6,852	6,098	89.0	3,498	3,338	95.4	3,355	2,760	82.3
	45～49	6,025	5,309	88.1	3,038	2,864	94.3	2,987	2,445	81.9
	50～54	5,671	4,722	83.3	2,807	2,533	90.2	2,864	2,188	76.4
	55～59	4,680	3,327	71.1	2,356	1,892	80.3	2,324	1,434	61.7
	60～64	5,762	1,647	28.6	2,842	1,071	37.7	2,920	576	19.7
	65～69	5,437	304	5.6	2,609	188	7.2	2,828	117	4.1
	70～74	3,761	95	2.5	1,708	63	3.7	2,054	31	1.5
	75～	6,698	55	0.8	2,262	35	1.5	4,436	20	0.5
計(15～64)	54,771	39,594	72.3	27,688	21,946	79.3	27,084	17,646	65.2	
計(15～)	70,667	40,048	56.7	34,267	22,232	64.9	36,402	17,814	48.9	
計/Total	82,491	40,047	48.5	40,330	22,232	55.1	42,161	17,814	42.3	
フランス <sup>6)</sup>	15～19歳	3,905	453	11.6	1,992	288	14.5	1,913	165	8.6
	20～24	3,941	2,225	56.5	1,992	1,219	61.2	1,949	1,007	51.7
	25～29	3,741	3,156	84.4	1,878	1,705	90.7	1,863	1,452	77.9
	30～34	4,274	3,736	87.4	2,142	2,042	95.3	2,132	1,694	79.4
	35～39	4,305	3,805	88.4	2,141	2,045	95.5	2,164	1,760	81.3
	40～44	4,351	3,891	89.4	2,147	2,045	95.2	2,204	1,846	83.8
	45～49	4,213	3,705	87.9	2,068	1,949	94.2	2,145	1,757	81.9
	50～54	4,157	3,481	83.8	2,047	1,858	90.8	2,109	1,623	77.0
	55～59	3,880	2,400	61.9	1,921	1,300	67.7	1,959	1,101	56.2
	60～64	2,667	469	17.6	1,306	248	19.0	1,361	221	16.2
	65～69	2,584	85	3.3	1,214	50	4.1	1,370	35	2.5
	70～74	2,528	25	1.0	1,120	15	1.4	1,408	9	0.7
	75～	5,040	16	0.3	1,843	8	0.4	3,198	8	0.2
	計(15～64)	39,434	27,322	69.3	19,635	14,698	74.9	19,799	12,624	63.8
	計(15～)	49,585	27,447	55.4	23,811	14,771	62.0	25,774	12,676	49.2
計/Total	—	27,447	—	—	14,771	—	—	12,676	—	

5) ドイツ統計局「マイクロセンサス」による。15歳以上の国内居住者を対象。軍人、施設人口を含む。外国の外交官、在留外国軍は含まない。

6) 現在人口を対象。

(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
イタリア 7)	0～9	5,414	—	—	2,780	—	—	2,634	—	—
	10～14	2,856	—	—	1,476	—	—	1,379	—	—
	15～19	3,006	446	14.8	1,540	273	17.7	1,466	173	11.8
	20～24	3,466	1,836	53.0	1,751	1,059	60.5	1,716	777	45.3
	25～29	4,321	3,170	73.4	2,177	1,793	82.4	2,144	1,377	64.2
	30～34	4,665	3,716	79.7	2,357	2,197	93.2	2,308	1,519	65.8
	35～39	4,709	3,796	80.6	2,378	2,276	95.7	2,332	1,520	65.2
	40～44	4,132	3,260	78.9	2,075	1,989	95.9	2,057	1,271	61.8
	45～49	3,777	2,886	76.4	1,884	1,784	94.7	1,893	1,102	58.2
	50～54	3,915	2,634	67.3	1,941	1,679	86.5	1,974	955	48.4
	55～59	3,319	1,420	42.8	1,625	931	57.3	1,694	489	28.9
	60～64	3,461	712	20.6	1,661	527	31.7	1,801	185	10.3
	65～69	3,072	207	6.7	1,425	156	10.9	1,647	51	3.1
	70～74	2,776	84	3.0	1,215	61	5.0	1,561	23	1.5
75～	4,588	62	1.4	1,668	39	2.3	2,920	23	0.8	
計(15～64)	38,771	23,876	61.6	19,389	14,508	74.8	19,385	9,368	48.3	
計(15～)	49,207	24,229	49.2	23,697	14,764	62.3	25,513	9,465	37.1	
計/Total	57,478	24,229	42.2	27,952	14,765	52.8	29,525	9,465	32.1	
スウェーデン 8)	16～19	445	132	29.7	228	60	26.3	216	71	32.9
	20～24	520	339	65.2	265	181	68.3	254	158	62.2
	25～29	549	449	81.8	279	237	84.9	270	212	78.5
	30～34	611	535	87.6	310	284	91.6	300	251	83.7
	35～39	659	587	89.1	337	310	92.0	322	277	86.0
	40～44	607	542	89.3	310	281	90.6	297	261	87.9
	45～49	585	517	88.4	296	264	89.2	289	253	87.5
	50～54	589	507	86.1	298	261	87.6	292	246	84.2
	55～59	646	527	81.6	324	271	83.6	322	256	79.5
	60～64	525	325	61.9	265	173	65.3	260	151	58.1
計(16～64)	5,736	4,460	77.8	2,912	2,322	79.7	2,822	2,136	75.7	
計/Total	—	4,459	—	—	2,323	—	—	2,136	—	

7) イタリア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。

8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。対象は市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人で、軍人、徴兵も含む。

2 人口・労働力人口

		(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)								
国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
EU 2004	15～19	21,017	5,912	28.1	10,722	3,294	30.7	10,294	2,618	25.4
	20～24	23,336	15,112	64.8	11,717	8,151	69.6	11,619	6,961	59.9
	25～29	24,821	20,770	83.7	12,497	11,031	88.3	12,324	9,738	79.0
	30～34	27,764	23,925	86.2	13,980	13,183	94.3	13,784	10,743	77.9
	35～39	30,045	25,590	85.2	15,084	14,335	95.0	14,961	11,255	75.2
	40～44	29,277	24,876	85.0	14,688	13,848	94.3	14,590	11,028	75.6
	45～49	26,532	22,298	84.0	13,204	12,277	93.0	13,328	10,021	75.2
	50～54	25,052	19,842	79.2	12,384	10,923	88.2	12,669	8,918	70.4
	55～59	23,526	14,220	60.4	11,627	8,329	71.6	11,899	5,891	49.5
	60～64	20,834	5,865	28.2	10,181	3,816	37.5	10,653	2,049	19.2
	65～69	19,419	1,445	7.4	9,161	946	10.3	10,259	499	4.9
	70～74	14,906	426	2.9	6,724	293	4.4	8,182	133	1.6
	75～	25,074	204	0.8	9,278	142	1.5	15,796	61	0.4
計(15～64)	252,205	178,409	70.7	126,084	99,186	78.7	126,122	79,223	62.8	
計(15～)	311,604	180,483	57.9	151,246	100,567	66.5	160,358	79,916	49.8	
ロシア <sup>9)</sup> 2004	0～9歳	13,366	—	—	6,843	—	—	6,523	—	—
	10～14	9,247	—	—	4,726	—	—	4,522	—	—
	15～19	12,579	1,875	14.9	6,388	1,078	16.9	6,191	797	12.9
	20～24	11,941	7,388	61.9	6,038	4,025	66.7	5,903	3,363	57.0
	25～29	10,796	9,388	87.0	5,397	4,974	92.2	5,399	4,413	81.7
	30～34	10,024	8,917	89.0	5,002	4,645	92.9	5,022	4,272	85.1
	35～39	9,664	8,688	89.9	4,750	4,351	91.6	4,914	4,337	88.3
	40～44	12,166	10,939	89.9	5,893	5,353	90.8	6,273	5,586	89.0
	45～49	11,876	10,571	89.0	5,605	5,018	89.5	6,272	5,553	88.5
	50～54	10,416	8,520	81.8	4,771	4,035	84.6	5,644	4,485	79.5
	55～59	6,435	3,904	60.7	2,835	2,142	75.5	3,599	1,762	49.0
	60～64	6,368	1,579	24.8	2,571	860	33.4	3,797	719	18.9
	65～72	10,033	1,140	11.4	3,734	598	16.0	6,299	542	8.6
73～	9,258	—	—	2,471	—	—	6,787	—	—	
計(15～64)	102,264	71,769	70.2	49,250	36,481	74.1	53,014	35,287	66.6	
計(15～)	121,555	—	—	55,455	—	—	66,100	—	—	
計/Total	144,168	72,909	50.6	67,024	37,079	55.3	77,144	35,831	46.4	

9) ロシア統計局“Population Sample Survey of Employment (PSSE)”による定住人口。15歳から72歳までの非施設人口を対象。施設人口、6ヶ月以上不在のものは含まない。



(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
香港 10)	0~9歳	611	—	—	316	—	—	295	—	—
	10~14	427	—	—	220	—	—	207	—	—
	15~19	443	70	15.9	226	38	16.8	217	32	14.9
	20~24	454	327	72.0	225	160	71.2	229	167	72.8
	25~29	477	433	90.8	223	213	95.7	255	220	86.4
	30~34	575	494	85.8	245	238	97.0	330	256	77.4
	35~39	628	515	81.9	272	265	97.2	356	250	70.2
	40~44	709	566	79.8	330	319	96.8	379	246	65.0
	45~49	632	488	77.2	310	294	94.8	322	194	60.2
	HKG 50~54	496	351	70.8	247	222	89.8	250	130	51.9
	55~59	353	196	55.6	180	136	75.7	173	60	34.7
	60~64	231	68	29.2	124	54	43.6	107	14	12.6
	65~	797	44	5.5	374	36	9.6	423	8	1.9
	計(15~64)	4,999	3,507	70.2	2,382	1,939	81.4	2,618	1,568	59.9
計(15~)	5,796	3,551	61.3	2,755	1,975	71.7	3,041	1,576	51.8	
計/Total	6,834	3,551	52.0	3,291	1,975	60.0	3,543	1,576	44.5	
韓国 11)	15~19歳	3,070	301	9.8	1,582	135	8.6	1,488	165	11.1
	20~24	3,278	1,911	58.3	1,375	716	52.1	1,903	1,195	62.8
	25~29	3,793	2,778	73.3	1,926	1,586	82.4	1,866	1,192	63.9
	30~34	4,363	3,163	72.5	2,214	2,080	94.0	2,150	1,083	50.4
	35~39	4,150	3,214	77.4	2,120	2,019	95.2	2,031	1,196	58.9
	40~44	4,254	3,417	80.3	2,147	2,037	94.9	2,107	1,381	65.5
	2004 45~49	3,775	2,936	77.8	1,903	1,762	92.6	1,872	1,174	62.7
	50~54	2,701	1,970	72.9	1,356	1,214	89.5	1,345	756	56.2
	55~59	2,215	1,443	65.1	1,106	894	80.8	1,109	549	49.5
	KOR 60~64	1,924	1,032	53.7	914	594	65.0	1,010	439	43.4
	65~69	1,735	736	42.4	774	416	53.8	961	319	33.2
	70~74	1,156	337	29.1	479	183	38.1	676	154	22.8
	75~	1,304	179	13.7	418	92	22.0	886	87	9.8
	計(15~64)	33,523	22,165	66.1	16,641	13,036	78.3	16,882	9,129	54.1
計(15~)	37,717	23,417	62.1	18,312	13,727	75.0	19,405	9,690	49.9	
計/Total	—	23,417	—	—	13,727	—	—	9,690	—	

- 10) 香港センサス・統計局「一般家計調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。海上生活者、軍人、施設の被収容者は含まない。
- 11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の非施設の国内居住者。軍人、施設人口、在留外国人は含まない。

2 人口・労働力人口

		(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)									
国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female			
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	
シンガポール 12)	15～19歳	241	46	19.1	123	22	18.0	117	24	20.1	
	20～24	344	266	77.4	162	123	75.9	181	143	78.7	
	25～29	452	412	91.1	240	232	96.5	212	180	84.9	
	30～34	420	366	87.1	230	226	98.3	190	140	73.6	
	35～39	392	322	82.0	211	208	98.2	181	114	63.0	
	40～44	349	278	79.8	181	176	97.5	168	102	60.8	
	45～49	281	217	77.3	143	138	96.3	138	79	57.4	
	50～54	221	152	69.1	111	101	91.3	110	51	46.7	
	55～59	135	70	51.7	67	50	74.4	69	20	29.6	
	60～64	119	38	31.7	57	28	49.6	62	10	15.3	
	65～69	93	17	17.8	44	13	29.5	49	4	7.6	
	70～	150	9	5.9	63	7	10.8	88	2	2.2	
SGP	計(15～64)	2,954	2,167	73.4	1,525	1,304	85.5	1,428	863	60.4	
	計(15～)	3,197	2,192	68.6	1,633	1,324	81.1	1,564	868	55.5	
タイ 13)	0～14歳	15,750	—	—	7,978	—	—	7,772	—	—	
	15～19	5,518	1,733	31.4	2,794	1,040	37.2	2,724	693	25.4	
	20～24	5,753	4,152	72.2	2,919	2,330	79.8	2,834	1,821	64.3	
	25～29	5,797	5,093	87.9	2,949	2,817	95.5	2,848	2,277	79.9	
	30～34	5,573	5,047	90.6	2,839	2,743	96.6	2,734	2,304	84.3	
	35～39	5,171	4,716	91.2	2,600	2,526	97.2	2,571	2,190	85.2	
	40～49	8,993	8,036	89.4	4,443	4,296	96.7	4,550	3,739	82.2	
	50～59	6,195	4,998	80.7	3,009	2,757	91.6	3,187	2,241	70.3	
	THA	60～	6,448	2,516	39.0	2,945	1,531	52.0	3,503	985	28.1
		計(15～)	49,448	36,291	73.4	24,497	20,040	81.8	24,951	16,251	65.1
	計/Total	65,197	36,291	55.7	32,475	20,040	61.7	32,723	16,251	49.7	

12) シンガポール労働省「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。旅行者や短期滞在者、海外からの通勤者は含まない。

13) タイ統計局「労働力調査」による。13歳以上の非施設人口を対象。

(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate
1999 IDN	15～19歳	21,546	8,554	39.7	11,130	5,059	45.5	10,417	3,495	33.6
	20～24	17,594	12,589	71.6	8,483	7,688	90.6	9,111	4,901	53.8
	25～29	17,376	12,589	72.5	8,155	7,688	94.3	9,221	4,901	53.2
	30～34	15,721	12,014	76.4	7,577	7,407	97.8	8,144	4,607	56.6
	35～39	15,984	12,616	78.9	7,807	7,690	98.5	8,178	4,926	60.2
	40～44	12,831	10,453	81.5	6,703	6,622	98.8	6,127	3,831	62.5
	45～49	10,874	8,777	80.7	5,630	5,517	98.0	5,244	3,261	62.2
	50～54	8,146	6,358	78.1	4,120	3,943	95.7	4,027	2,415	60.0
	55～59	6,477	4,593	70.9	3,233	2,831	87.6	3,245	1,762	54.3
	60～	14,547	7,248	49.8	7,086	4,708	66.4	7,461	2,540	34.0
	計(15～)	—	95,793	—	—	59,153	—	—	36,640	—
	計/Total	141,096	95,793	67.9	69,922	59,153	84.6	71,174	36,640	51.5
フィリピン <sup>15)</sup>	15～24歳	16,180	8,039	49.7	8,244	5,023	60.9	7,936	3,015	38.0
	25～34	12,713	9,609	75.6	6,380	6,206	97.3	6,333	3,402	53.7
	35～44	9,718	7,698	79.2	4,827	4,762	98.7	4,891	2,936	60.0
	45～54	6,915	5,582	80.7	3,431	3,338	97.3	3,484	2,243	64.4
	55～64	4,427	3,216	72.6	2,172	1,924	88.6	2,256	1,292	57.3
	65～	3,608	1,483	41.1	1,654	893	54.0	1,953	589	30.2
	不明	8	2	25.0	3	1	33.3	6	1	16.7
		計(15～64)	49,953	34,144	68.4	25,054	21,253	84.8	24,900	12,888
PHL 2004	計(15～)	53,561	35,627	66.5	26,708	22,146	82.9	26,853	13,477	50.2
	計/Total	—	35,629	—	—	22,148	—	—	13,481	—

14) インドネシア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。6か月以上不在のものは含まない。

15) フィリピン統計局「労働力調査」(家計調査の一部)による。施設人口、軍人は含まない。

## 2 人口・労働力人口

		(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)									
国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female			
		人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	人口 Population	労働力人口 Labour force	労働力率 Labour force participation rate	
オーストラリア <sup>16)</sup>	0～9歳	2,594	—	—	1,330	—	—	1,264	—	—	
	10～14	1,387	—	—	712	—	—	675	—	—	
	15～19	1,383	821	59.3	708	409	57.8	676	412	60.9	
	20～24	1,407	1,134	80.6	719	600	83.4	688	534	77.6	
	25～29	1,357	1,110	81.8	683	610	89.3	674	499	74.1	
	30～34	1,519	1,199	79.0	754	684	90.6	765	516	67.5	
	35～39	1,460	1,158	79.3	725	657	90.6	735	502	68.2	
	40～44	1,541	1,262	81.9	767	685	89.3	773	577	74.5	
	45～49	1,432	1,192	83.3	711	632	88.9	721	560	77.7	
	50～54	1,321	1,025	77.6	657	560	85.3	664	465	70.0	
	55～59	1,202	764	63.5	606	450	74.3	596	313	52.6	
	60～64	904	371	41.0	457	239	52.3	448	133	29.6	
	65～69	745	114	15.3	368	79	21.5	377	35	9.2	
	70～	1,860	58	3.1	798	42	5.3	1,062	16	1.5	
2004	計(15～64)	13,525	10,035	74.2	6,787	5,526	81.4	6,738	4,509	66.9	
AUS	計(15～)	16,130	10,207	63.3	7,953	5,647	71.0	8,178	4,560	55.8	
	計/Total	20,111	10,207	50.8	9,995	5,647	56.5	10,117	4,560	45.1	
ニュージーランド <sup>17)</sup>	0～9歳	573	—	—	294	—	—	279	—	—	
	10～14	312	—	—	160	—	—	151	—	—	
	15～19	301	158	52.6	154	81	52.8	147	77	52.3	
	20～24	286	207	72.3	146	114	78.0	140	93	66.2	
	25～29	252	199	78.9	124	109	87.9	128	90	70.2	
	30～34	293	231	79.0	140	128	91.0	153	104	67.9	
	35～39	303	247	81.6	146	133	91.0	157	114	72.8	
	40～44	319	271	84.7	155	142	91.4	164	129	78.4	
	45～49	285	248	86.9	140	130	92.4	145	118	81.5	
	50～54	251	212	84.3	124	111	89.1	126	101	79.6	
	55～59	225	175	77.6	112	95	85.1	113	79	70.2	
	60～64	176	101	57.2	87	60	68.6	89	41	46.1	
	2004	65～69	140	34	24.5	68	21	30.3	72	14	18.9
		70～74	120	11	9.5	57	8	13.6	63	4	5.7
	75～	226	6	2.4	90	4	4.3	136	2	1.2	
NZL	計(15～64)	2,692	2,048	76.1	1,329	1,102	82.9	1,363	946	69.4	
	計(15～)	3,178	2,099	66.1	1,544	1,134	73.5	1,634	965	59.0	
	計/Total	4,063	2,099	51.7	1,998	1,134	56.8	2,064	965	46.7	

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口は含まない。

(千人、千人、%) (thousand people, thousand people, %)

国・ 地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total			男性 Male			女性 Female		
		人口 Population	労働力 人口 Labour force	労働力 率 Labour force participa- tion rate	人口 Population	労働力 人口 Labour force	労働力 率 Labour force participa- tion rate	人口 Population	労働力 人口 Labour force	労働力 率 Labour force participa- tion rate
ブラ ジ ル <sup>18)</sup>  2003  BRA	10～14歳	17,044	1,895	11.1	8,669	1,272	14.7	8,374	623	7.4
	15～19	17,763	9,002	50.7	9,000	5,346	59.4	8,763	3,656	41.7
	20～24	17,051	13,252	77.7	8,408	7,442	88.5	8,644	5,810	67.2
	25～29	14,848	12,189	82.1	7,215	6,800	94.2	7,634	5,390	70.6
	30～34	13,785	11,472	83.2	6,582	6,288	95.5	7,202	5,185	72.0
	35～39	13,068	10,922	83.6	6,252	5,954	95.2	6,816	4,968	72.9
	40～44	12,361	10,133	82.0	5,939	5,574	93.8	6,422	4,559	71.0
	45～49	10,597	8,278	78.1	5,040	4,642	92.1	5,557	3,636	65.4
	50～54	8,799	6,226	70.8	4,145	3,557	85.8	4,654	2,668	57.3
	55～59	6,769	4,099	60.6	3,173	2,464	77.6	3,595	1,636	45.5
	60～64	5,547	2,588	46.7	2,575	1,671	64.9	2,971	917	30.9
	65～69	4,383	1,419	32.4	1,929	909	47.2	2,455	510	20.8
	70～74	3,285	794	24.2	1,482	526	35.5	1,803	268	14.9
	75～ 不明	4,448 11	587 4	13.2 34.2	1,785 3	388 1	21.7 43.0	2,663 8	200 2	7.5 30.6
	計(15～64)	120,588	88,161	73.1	58,331	49,736	85.3	62,258	38,424	61.7
計(15～)	132,704	90,962	68.5	63,526	51,560	81.2	69,178	39,402	57.0	
計/Total	149,760	92,860	62.0	72,199	52,833	73.2	77,561	40,027	51.6	

18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。10歳以上の非施設人口を対象。施設人口、また、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口は含まない。

(参考) 男性65歳以上の労働力率

Reference: Labour force participation rates of males (65 years old and over)

(%)

国 Country	1975 年/Year	2004
日本 JPN	49.6	29.0
アメリカ USA	20.8	19.0
カナダ CAN	19.2	11.8
イギリス GBR	18.7	8.8
ドイツ DEU	11.0	4.3
フランス FRA	10.6	1.8
イタリア ITA	14.0	5.9
香港 HKG	31.0	9.6
シンガポール <sup>1)</sup> SGP	30.8	18.7

(注) 1) 2004 年は 2000 年の数値。

## 第2-11表 労働力人口

Table 2-11: Labour force

国 / Country		(千人 / thousand people)						
(歳 / Years old and more)	1990 年 / Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	63,840	66,660	67,660	67,520	66,890	66,660	66,420
(65～)		3,600	4,450	4,940	4,920	4,880	4,880	4,900
アメリカ	USA	125,182	132,304	140,864	141,815	144,863	146,510	147,401
(65～)		3,777	3,819	4,200	4,302	4,469	4,792	4,997
カナダ	CAN	13,681	14,928	15,999	16,246	16,690	16,954	17,184
(65～)		200	208	218	221	248	281	296
イギリス	GBR	28,805	28,486	29,412	29,638	29,933	29,235	29,369
(65～)		480	459	466	429	489	537	552
ドイツ	DEU	—	40,083	39,731	39,966	40,022	40,195	40,047
(65～)		—	327	375	406	424	444	454
フランス	FRA	25,342	26,083	26,226	26,385	26,653	27,125	27,447
(65～)		169	130	124	118	130	130	125
イタリア	ITA	24,075	22,734	23,720	23,901	24,085	24,229	—
(65～)		403	318	336	353	361	353	—
スウェーデン	SWE	4,491	4,319	4,362	4,415	4,421	4,451	4,459
(65～)		102	—	—	—	—	—	—
ロシア	RUS	—	69,469	—	—	71,919	72,212	72,909
(65～)		—	—	—	—	943	1,051	1,140
香港	HKG	2,778	3,001	3,383	3,427	3,488	3,501	3,551
(65～)		63	50	44	42	42	43	44
韓国	KOR	18,487	20,797	21,951	22,181	—	22,917	23,417
(65～)		624	—	1,064	1,167	—	1,146	1,252
シンガポール	SGP	1,347	1,748	2,192	2,120	2,129	2,150	—
(65～)		—	23	25	34	35	36	—
タイ	THA	31,750	—	33,972	34,488	—	35,311	36,291
(60～)		1,428	—	1,928	2,073	—	2,258	2,516
インドネシア	IDN	74,395	86,361	—	—	—	—	—
(65～)		2,823	3,182	—	—	—	—	—
フィリピン	PHL	25,311	28,040	30,908	33,354	33,673	35,109	35,627
(65～)		1,099	1,318	1,471	1,608	1,735	1,435	1,483
オーストラリア	AUS	8,459	9,001	9,682	9,796	9,943	10,067	10,207
(65～)		101	122	145	146	152	157	172
ニュージーランド	NZL	1,586	1,742	1,892	1,926	1,979	2,015	2,099
(65～)		24	23	33	37	42	44	51
ブラジル	BRA	64,468	74,138	77,467	83,952	86,917	88,803	92,860
(60～)		3,093	4,246	3,290	4,795	5,047	5,290	5,389

資料出所 イギリス: OECD “Labour Statistics Portal” (Online Database)

<http://www.oecd.org/statsportal/>その他: ILO “LABORSTA” (Online Database) <http://laborsta.ilo.org/>

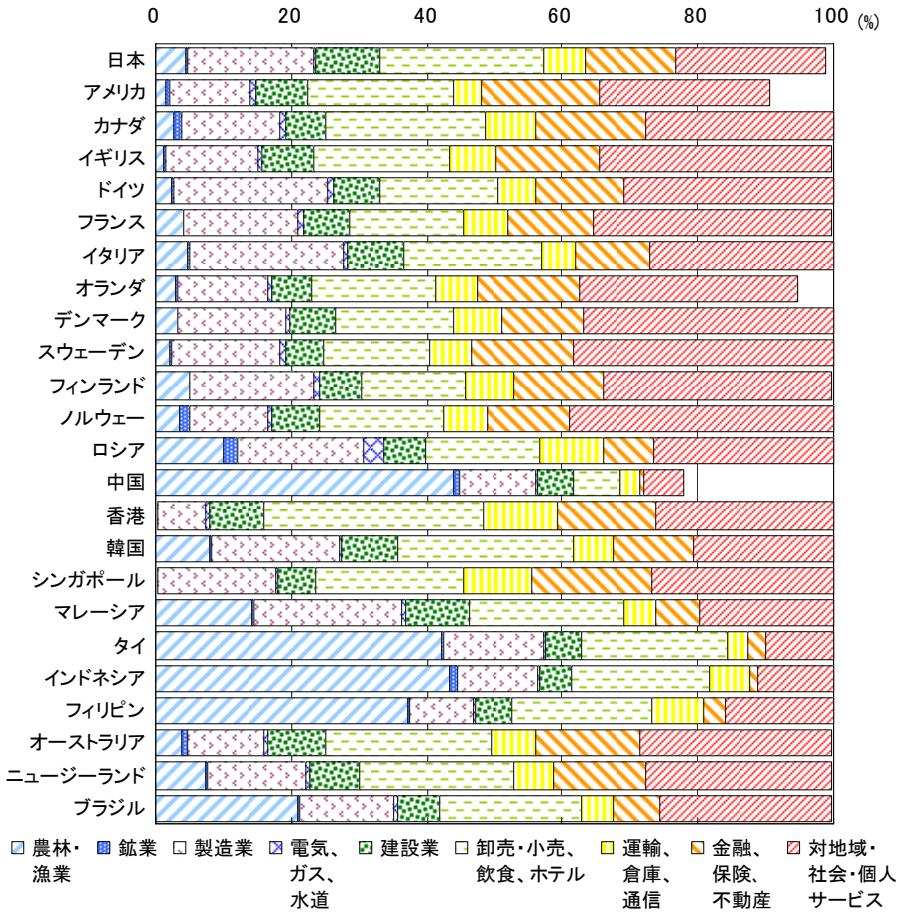
(注) 各国の労働力人口の定義、調査対象については第 2-10 表の注に準ずる。

### 3. 就業構造





## 3-1 就業者の産業別構成比（2004年）

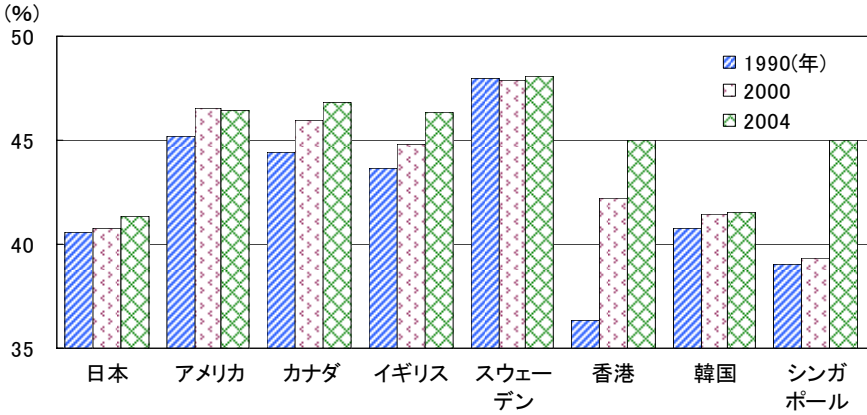


▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第3-2表 就業者の産業構成比(2004年)」(p.91)を参照。

経済の発展段階の違いによって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、2004年の日本や西欧、北米、オセアニア諸国では、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、飲食、ホテル」「金融、保険、不動産」「対地域・社会・個人サービス」部門の割合が約6割と非常に高い。一方で、中国やタイ、インドネシア、フィリピンなどは「農林、漁業」の割合が4割超となっている。

### 3 就業構造

#### 3-2 就業者に占める女性の割合



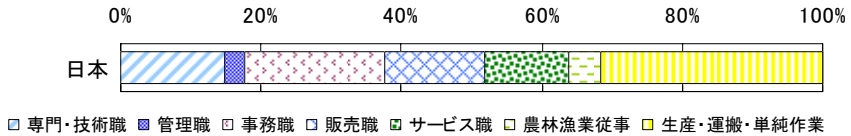
▶▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第3-4表 性・職業別就業者数」(p.97)を参照。  
(注) イギリスの1990年は1991年の値。

比較可能な各国において就業者における男女の比率をみると、女性の割合は1990年から2004年にかけて上昇している。ただし、スウェーデン、韓国では、ほぼ横這いである。

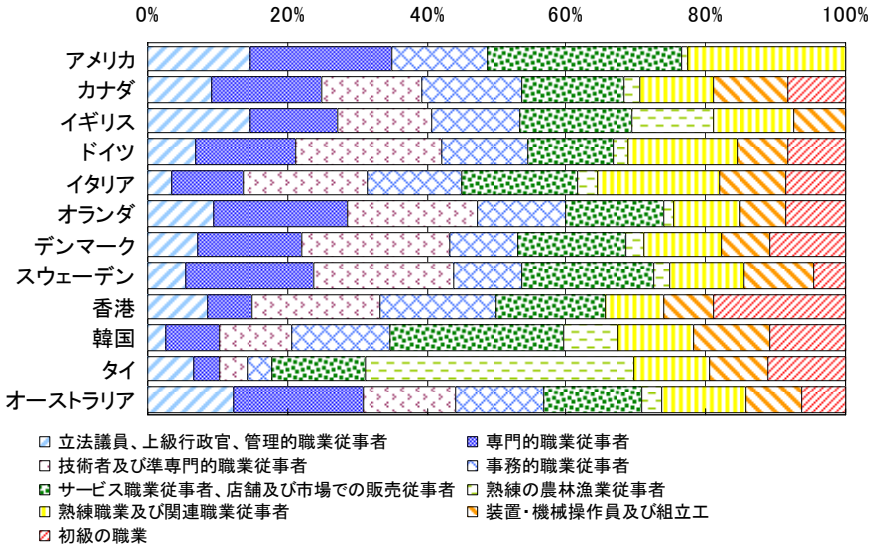
日本は主な先進国の中で女性の割合が最も低いのがわかる。グラフ「2-5 女性年齢階級別労働力率 (p57)」のように、日本においては、出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが、ひとつの要因としてあげられる。

## 3-3 就業者の職業別構成比（2004年）

(ICSO-68基準)



(ISCO-88基準)



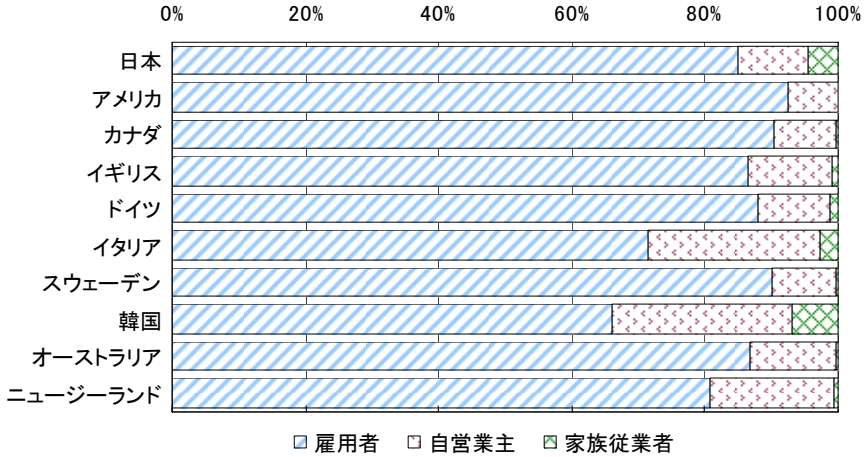
▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比(2004年)」(p.105)を参照。

国際職業分類は1988年に改定が行われ、ISCO-88が導入されたが、従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので、併記する。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが、ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため、両者の概念上の違いが大きく単純に比較することは難しい。

ISCO-68に準拠する日本では「生産・運搬・単純作業」、「事務職」の割合が大きく、「農林漁業従事者」の割合が小さいといえる。ISCO-88準拠の国をみると、欧米・オセアニアの先進国では、「立法議員・上級行政官・管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者・準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

### 3 就業構造

#### 3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2004年）

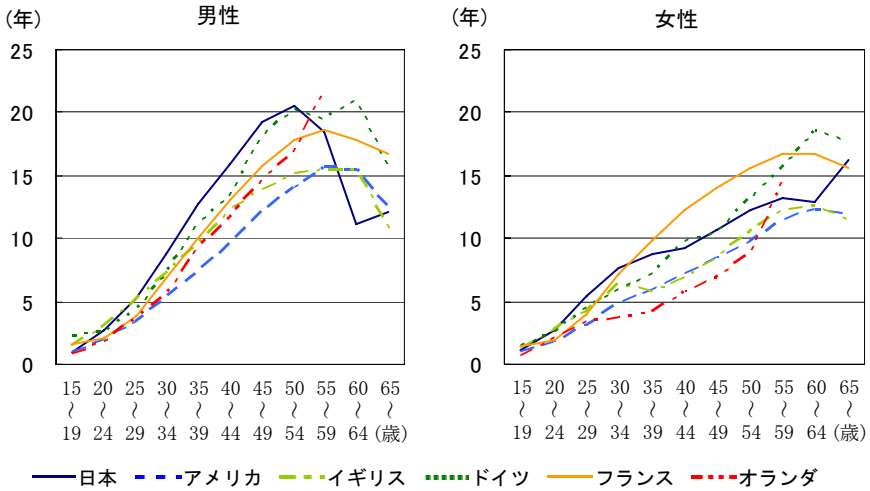


▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比（2004年）」(p.106)を参照。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟国では、各国とも「雇用者」の占める割合が最も高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は6～7割と他国に比べて小さく、「自営業主」の比率が2～3割と比較的大きな割合を占めるのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列で観察すると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代にすでに雇用者割合が8割を超えていたが、日本の雇用者割合は、5割（1960年）→6割（1970年）→7割（1980年）→8割（1990年）と徐々に増加してきた。この状況は韓国においても同様である。これらの傾向は、主要な産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へと産業構造が変化し、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

## 3-5 平均勤続年数（性、年齢階級別）



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第3-15表 平均勤続年数(性、年齢階級別)」(p.114)を参照。

グラフは日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダの性、年齢階層別に見た平均勤続年数である。まず、男性についてみると、年齢階級全般についてアメリカの平均勤続年数が他の国々より短いことがわかる。アメリカにおいては、年齢階級が5歳高まるにつれて、平均勤続年数が約2年ずつ長くなっている。これに対して、日本では50歳くらいまでは年齢階級が5歳高まるにつれて平均勤続年数が約3年ずつ長くなっている。また、他の国についてみると、勤続年数が相対的に長い日本、ドイツ、フランスのグラフの傾きは急である。60歳以降では、日本の平均勤続年数は急激に低下するが、他の国々の平均勤続年数は大きく変化しない。日本の労働者はいったん定年を迎え、その後再就職していることが、高齢者の勤続年数の大きな低下につながっていると考えられる。アメリカ、イギリス、ドイツについては65歳以降に低下が目立つ。

女性についてみると、フランスを除いてグラフの傾きが男性に比べて緩やかで、特に25歳以降は傾きが緩やかになっている。いずれの国においても、男性の方が30～49歳グループでかなり急になっている。これは、企業への残存率と労働力率の違いを反映していると思われる。

### 3 就業構造

#### 第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Number of employed persons by industry

国・地域 Country or region		全産業 <sup>1)</sup> All industries			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004
		(千人 / thousand people)					
日本 <sup>2)</sup>	JPN	62,490	64,460	63,290	4,510	3,260	2,860
アメリカ <sup>2) 3) 4) 5)</sup>	USA	118,793	135,208	139,252	3,394	3,457	2,232
カナダ <sup>6)</sup>	CAN	13,165	14,759	15,950	539	489	423
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	26,935	27,793	28,008	573	426	356
ドイツ	DEU	27,988	36,604	35,659	990	988	832
フランス	FRA	—	23,261	24,720	—	—	994
イタリア <sup>7) 16)</sup>	ITA	21,454	21,225	22,133	1,895	1,120	1,075
オランダ	NLD	6,356	7,733	7,782	289	239	236
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	2,670	2,722	2,720	147	90	85
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	4,449	4,159	4,213	153	98	90
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	2,525	2,356	2,387	222	142	117
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR	2,030	2,269	2,276	129	93	79
ロシア <sup>11)</sup>	RUS	75,325	65,070	67,275	10,449	9,431	6,832
中国 <sup>3) 12)</sup>	CHN	639,090	720,850	737,400	341,170	333,550	324,870
香港 <sup>3) 13)</sup>	HKG	2,712	3,207	3,309	23	9	9
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	18,085	21,156	22,557	3,237	2,243	1,825
シンガポール <sup>17) 18)</sup>	SGP	1,524	2,047	2,067	4	6	6
マレーシア <sup>3) 9) 16)</sup>	MYS	6,685	9,322	9,870	1,738	1,712	1,408
タイ <sup>3) 4) 14)</sup>	THA	30,842	33,001	35,712	19,726	16,096	15,115
インドネシア	IDN	75,851	89,838	93,722	42,378	40,546	40,608
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	22,532	27,775	31,741	10,185	10,401	11,785
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	7,859	8,951	9,636	439	444	363
ニュージーランド <sup>3)</sup>	NZL	1,481	1,779	2,017	157	154	152
ブラジル <sup>15) 17)</sup>	BRA	62,100	75,458	84,596	14,181	15,534	17,734

資料出所 ILO “LABORSTA” (Online Database)

(注) 1) 全産業には「その他」を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。

2) ホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

3) 軍人は除く。

4) 衛生サービスは「電気、ガス、水道業」に含まれる。

5) 16歳以上を対象。

6) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

7) 1990年の値は14歳以上を対象。

8) 15歳から66歳までを対象。ただし1990年の値は15歳以上74歳までを対象。

9) 15歳から64歳までを対象。

10) 15歳から74歳までを対象。

11) 15歳から72歳までを対象。1990年は旧ソ連の数値で雇用者数。

12) 再就職者は含まない。「金融・保険・不動産業」には、対事業所サービスは含まない。2004年は2002年の値。

13) 海上生活者、施設人口は除く。

14) 1990年、2000年は13歳以上を対象。「製造業」は修理業を含む、「卸売・小売、飲食、ホテル業」に金融、保険、不動産を含む。飲食、ホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

15) 10歳以上を対象とし、ロンドン、アクレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマバの農村人口は含まない。1990年、2000年は「鉱業」に電気・ガス・水道・下水道サービス業を含む。レストラン・ホテル・倉庫は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。「金融、保険、不動産」に国際機関、治外法権機関の活動を含む。

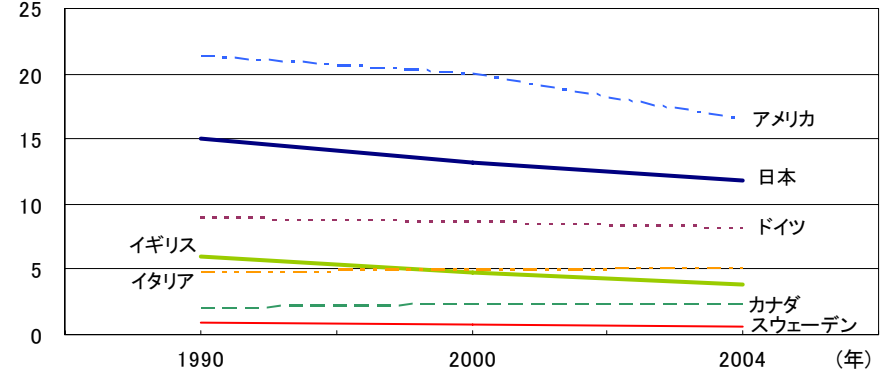
16) 2004年は2003年の値。

(千人 / thousand people)

国・地域 Country or region	鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing			
	1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	60	50	40	15,050	13,210
アメリカ <sup>2) 3) 4) 5)</sup>	USA	724	521	539	21,346	19,940	16,484
カナダ <sup>6)</sup>	CAN	200	160	187	2,021	2,254	2,297
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	233	101	86	5,991	4,740	3,776
ドイツ	DEU	190	152	120	8,841	8,542	8,135
フランス	FRA	—	—	36	—	—	4,168
イタリア <sup>7) 16)</sup>	ITA	229	64	59	4,757	4,918	4,990
オランダ	NLD	11	12	8	1,185	1,093	1,051
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	2	3	4	532	510	434
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	12	9	6	933	757	679
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	4	4	5	525	467	435
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR	22	34	33	310	291	264
ロシア <sup>11)</sup>	RUS	1,236	1,294	1,212	19,964	12,178	12,674
中国 <sup>3) 12)</sup>	CHN	8,820	5,970	5,580	86,240	80,430	83,070
香港 <sup>3) 13)</sup>	HKG	1	0	0	751	334	236
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	79	17	16	4,911	4,293	4,290
シンガポール <sup>17) 18)</sup>	SGP	0	1	1	430	384	357
マレーシア <sup>3) 9) 16)</sup>	MYS	37	27	30	1,333	2,126	2,131
タイ <sup>3) 4) 14)</sup>	THA	54	39	35	3,133	4,785	5,313
インドネシア	IDN	528	454	1,035	7,693	11,658	11,070
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	133	106	96	2,188	2,792	3,020
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	99	67	79	1,167	1,125	1,089
ニュージーランド <sup>3) 3)</sup>	NZL	6	4	4	253	282	292
ブラジル <sup>15) 17)</sup>	BRA	860	844	325	9,410	9,300	11,724

17) 2000年は2001年の値。  
18) 1990年は1991年の値。

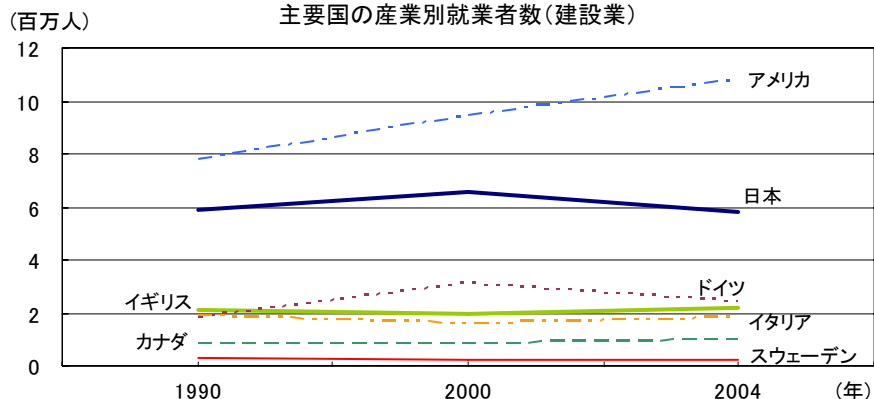
主要国の産業別就業者数(製造業)



### 3 就業構造

国・地域 Country or region		(千人 / thousand people)					
		電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004
日本 <sup>2)</sup>	JPN	300	340	310	5,880	6,530	5,840
アメリカ <sup>2) 3) 4) 5)</sup>	USA	1,582	1,447	1,168	7,764	9,433	10,768
カナダ <sup>6)</sup>	CAN	122	114	133	821	802	944
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	333	200	180	2,141	1,996	2,167
ドイツ	DEU	254	290	296	1,847	3,118	2,435
フランス	FRA	—	—	220	—	—	1,654
イタリア <sup>7) 16)</sup>	ITA	—	167	161	1,859	1,618	1,809
オランダ	NLD	41	35	42	409	472	462
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	20	15	16	172	184	184
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	36	30	27	310	225	242
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	28	22	19	201	149	148
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR	23	20	16	139	147	160
ロシア <sup>11)</sup>	RUS	930	1,686	2,001	8,168	3,329	4,127
中国 <sup>3) 12)</sup>	CHN	1,920	2,840	2,900	24,240	35,520	38,930
香港 <sup>3) 13)</sup>	HKG	19	17	15	226	302	268
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	70	64	72	1,346	1,580	1,820
シンガポール <sup>17) 18)</sup>	SGP	7	10	10	99	125	115
マレーシア <sup>3) 9) 16)</sup>	MYS	47	48	58	424	799	943
タイ <sup>3) 4) 14)</sup>	THA	109	173	99	1,026	1,280	1,878
インドネシア	IDN	135	72	231	2,060	3,537	4,540
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	91	116	121	974	1,430	1,643
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	106	65	74	594	690	803
ニュージーランド <sup>14) 3)</sup>	NZL	14	9	10	92	118	152
ブラジル <sup>15) 17)</sup>	BRA	—	—	354	3,823	4,922	5,354

主要国の産業別就業者数(建設業)



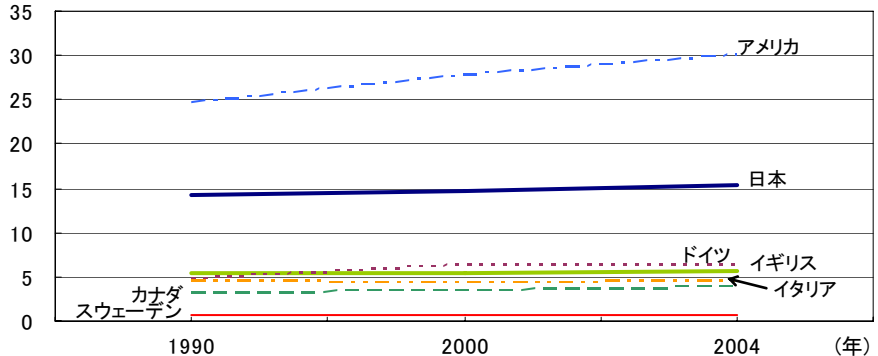


(千人 / thousand people)

国・地域 Country or region	卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade			運輸、倉庫、通信業 Transport storage and communication			
	1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	14,150	14,740	15,370	3,750	4,140
アメリカ <sup>2)3)4)5)</sup>	USA	24,622	27,832	30,000	6,586	8,294	5,844
カナダ <sup>6)</sup>	CAN	3,184	3,493	3,778	975	1,127	1,164
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	5,383	5,448	5,571	1,703	1,905	1,904
ドイツ	DEU	4,636	6,409	6,216	1,620	2,008	1,971
フランス	FRA	—	—	4,177	—	—	1,593
イタリア <sup>7)16)</sup>	ITA	4,537	4,191	4,483	1,146	1,190	1,162
オランダ	NLD	1,104	1,516	1,419	382	465	486
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	391	443	475	189	176	185
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	643	636	653	313	279	265
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	394	354	368	179	172	171
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR	358	419	415	162	168	149
ロシア <sup>11)</sup>	RUS	6,210	8,811	11,354	5,818	5,484	6,261
中国 <sup>3)12)</sup>	CHN	28,390	46,860	49,690	15,660	20,290	20,840
香港 <sup>3)13)</sup>	HKG	703	982	1,074	268	357	360
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	3,945	5,752	5,862	923	1,260	1,376
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	345	432	449	153	228	213
マレーシア <sup>3)9)16)</sup>	MYS	1,218	1,790	2,236	302	423	482
タイ <sup>3)4)14)</sup>	THA	2,976	4,802	7,658	733	951	1,068
インドネシア	IDN	11,067	18,499	19,119	2,313	4,551	5,481
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	3,145	4,587	6,586	1,137	2,024	2,446
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	1,947	2,214	2,377	531	588	617
ニュージーランド <sup>14)3)</sup>	NZL	312	404	454	93	111	119
ブラジル <sup>15)17)</sup>	BRA	7,976	10,785	17,676	2,440	3,168	3,994

主要国の産業別就業者数(卸売・小売、飲食、ホテル業)

(百万人)

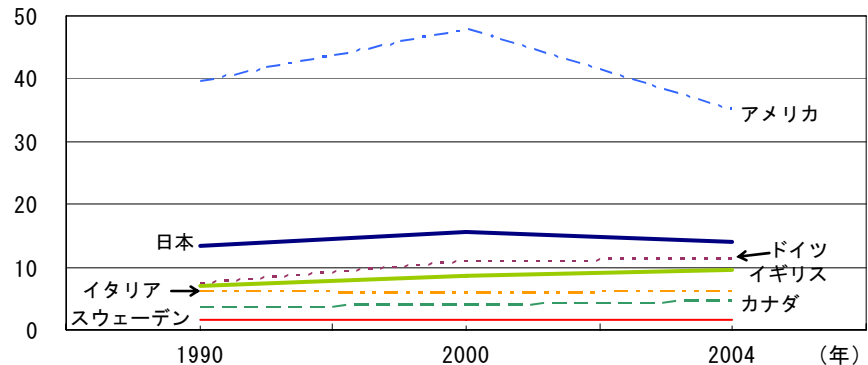


3 就業構造

(千人 / thousand people)

国・地域 Country or region	金融、保険、不動産業 Financing, insurance, real estate			対地域・社会・個人サービス Community, social and personal services			
	1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	5,160	6,160	8,430	13,320	15,640
アメリカ <sup>2)3)4)5)</sup>	USA	13,422	16,515	24,077	39,352	47,770	35,084
カナダ <sup>6)</sup>	CAN	1,770	2,344	2,597	3,533	3,976	4,426
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	3,324	4,272	4,339	7,065	8,632	9,557
ドイツ	DEU	2,375	4,256	4,572	7,235	10,841	11,081
フランス	FRA	—	—	3,157	—	—	8,638
イタリア <sup>7)16)</sup>	ITA	895	2,140	2,393	6,136	5,818	6,001
オランダ	NLD	646	1,204	1,153	2,229	2,352	2,517
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	246	335	329	952	960	1,003
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	371	586	632	1,671	1,533	1,615
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	268	287	315	701	751	802
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR	150	256	271	734	838	886
ロシア <sup>11)</sup>	RUS	6,415	2,871	5,037	15,917	19,988	17,778
中国 <sup>3)12)</sup>	CHN	2,620	4,270	4,580	16,730	20,250	43,900
香港 <sup>3)13)</sup>	HKG	209	453	482	512	755	865
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	945	2,113	2,652	2,638	3,833	4,644
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	163	352	361	322	509	557
マレーシア <sup>3)9)16)</sup>	MYS	258	462	628	1,329	1,935	1,955
タイ <sup>3)4)14)</sup>	THA	—	—	937	3,065	4,865	3,585
インドネシア	IDN	478	888	1,125	9,070	9,599	10,513
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	444	678	1,000	4,220	5,636	5,044
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	1,002	1,395	1,483	1,953	2,364	2,733
ニュージーランド <sup>14)3)</sup>	NZL	146	231	279	404	459	553
ブラジル <sup>15)17)</sup>	BRA	1,716	1,341	5,719	21,694	29,564	21,588

(百万人) 主要国の産業別就業者数 (対地域・社会・個人サービス)



## 第3-2表 就業者の産業別構成比（2004年）

Table 3-2: Composition of employed persons by industry

国・地域 Country or region	(%)									
	農林・ 漁業 Agriculture, fishery	鉱業 Mining	製造業 Manufac- turing	電気・ ガス、 水道 Electric- ity, gas, water supply	建設業 Con- struc- tion	卸売・小 売、飲食、 ホテル Wholesales retail sales, restaurant business, hotel	運輸・ 倉庫、 通信 Trans- portation , ware- house, commu- nication	金融・ 保険、不 動産 Finance, insur- ance, real estate	対地 域・社 会・個 人サー ビス Other services	
日本	JPN	4.5	0.1	18.6	0.5	9.2	24.3	6.2	13.3	22.1
アメリカ	USA	1.6	0.4	11.8	0.8	7.7	21.5	4.2	17.3	25.2
カナダ	CAN	2.6	1.2	14.4	0.8	5.9	23.7	7.3	16.3	27.7
イギリス	GBR	1.3	0.3	13.5	0.6	7.7	19.9	6.8	15.5	34.1
ドイツ	DEU	2.3	0.3	22.8	0.8	6.8	17.4	5.5	12.8	31.1
フランス	FRA	4.0	0.1	16.9	0.9	6.7	16.9	6.4	12.8	34.9
イタリア	ITA	4.9	0.3	22.5	0.7	8.2	20.3	5.3	10.8	27.1
オランダ	NLD	3.0	0.1	13.5	0.5	5.9	18.2	6.2	14.8	32.3
デンマーク	DNK	3.1	0.2	16.0	0.6	6.8	17.5	6.8	12.1	36.9
スウェーデン	SWE	2.1	0.1	16.1	0.6	5.7	15.5	6.3	15.0	38.3
フィンランド	FIN	4.9	0.2	18.2	0.8	6.2	15.4	7.2	13.2	33.6
ノルウェー	NOR	3.5	1.4	11.6	0.7	7.0	18.2	6.5	11.9	38.9
ロシア	RUS	10.2	1.8	18.8	3.0	6.1	16.9	9.3	7.5	26.4
中国	CHN	44.1	0.8	11.3	0.4	5.3	6.7	2.8	0.6	6.0
香港	HKG	0.3	0.0	7.1	0.4	8.1	32.5	10.9	14.6	26.1
韓国	KOR	8.1	0.1	19.0	0.3	8.1	26.0	6.1	11.8	20.6
シンガポール	SGP	0.3	0.0	17.3	0.5	5.5	21.7	10.3	17.5	26.9
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	14.3	0.3	21.6	0.6	9.5	22.7	4.9	6.4	19.8
タイ <sup>1)</sup>	THA	42.3	0.1	14.9	0.3	5.3	21.4	3.0	2.6	10.0
インドネシア <sup>1)</sup>	IDN	43.3	1.1	11.8	0.2	4.8	20.4	5.8	1.2	11.2
フィリピン <sup>2)</sup>	PHL	37.1	0.3	9.5	0.4	5.2	20.7	7.7	3.2	15.9
オーストラリア	AUS	3.8	0.8	11.3	0.8	8.3	24.7	6.4	15.4	28.4
ニュージーランド	NZL	7.5	0.2	14.5	0.5	7.6	22.5	5.9	13.8	27.4
ブラジル <sup>2)</sup>	BRA	21.0	0.4	13.9	0.4	6.3	20.9	4.7	6.8	25.5

資料出所 ILO “LABORSTA” (Online Database)

(注) 第3-1表(p.86)に準ずる。

「その他」の産業も含めて全産業を定義しているため、上記の数値を国ごとに合計しても100にはならない。

1) 2003年の数値。

2) 2002年の数値。

## 3 就業構造

## 第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Number of employees by industry

国・地域 Country or region		全産業 <sup>1)</sup> All industries			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004
		(千人 / thousand people)					
日本 <sup>2)</sup>	JPN	48,350	53,560	53,550	420	420	430
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	109,403	131,759	131,367	—	—	—
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	11,276	12,391	13,494	200	204	183
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	23,364	25,658	26,343	315	321	226
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	24,962	32,638	31,405	226	510	407
フランス	FRA	19,453	21,894	22,483	274	358	329
イタリア <sup>7)8)</sup>	ITA	—	15,276	16,125	—	451	453
オランダ <sup>9)</sup>	NLD	—	6,838	6,877	—	119	124
デンマーク <sup>10)</sup>	DNK	—	2,487	2,485	—	42	42
スウェーデン <sup>11)</sup>	SWE	4,074	3,731	3,796	60	37	35
フィンランド <sup>12)</sup>	FIN	2,116	2,016	2,064	50	40	34
ノルウェー <sup>13)</sup>	NOR	—	2,099	2,105	—	34	32
ロシア <sup>14)</sup>	RUS	—	58,512	62,189	—	5,605	4,414
中国 <sup>15)</sup>	CHN	140,590	112,590	105,760	7,800	4,940	4,381
香港	HKG	2,476	2,476	2,460	—	—	—
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	10,698	13,360	14,894	—	178	171
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	1,321	1,763	1,778	3	5	5
マレーシア <sup>7)</sup>	MYS	—	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>17)19)</sup>	PHL	10,440	13,827	16,407	2,199	2,404	3,016
インド <sup>7)20)</sup>	IND	26,353	27,960	27,000	1,423	1,418	1,401
オーストラリア <sup>16)</sup>	AUS	6,541	7,691	8,360	—	203	183
ニュージーランド <sup>16)17)21)</sup>	NZL	1,090	1,406	1,629	—	64	74
ブラジル <sup>18)22)</sup>	BRA	38,576	46,822	53,172	5,065	4,246	4,892

資料出所 ILO “LABORSTA” (Online Database)

(注) 1) 全産業には「その他」を含む。特に注記しない限り15歳以上を対象。

2) ホテル業は「対地域・社会・個人サービス業」に含まれる。

3) 下水処理・衛生事業は「電気・ガス・水道業」に含まれる。

4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。1999年より推計法を変更。

5) 1996年より推計法の変更。

6) 1990年は旧西ドイツ地域の値。

7) 2004年は2003年の数値。

8) 1990年は14歳以上を対象。

9) 1990年は15歳以上64歳までを対象。2000年より推計方法の変更。

10) 15歳以上66歳までを対象。

11) 15歳以上64歳までを対象。1993年に推計方法の変更。

12) 15歳以上74歳までを対象。

13) 16歳以上74歳までを対象。

14) 15歳以上72歳までを対象。1990年は旧ソ連の数値。

15) 国営企業、都市の集合企業、その他オーナーシップを対象。1998年より、一次的解雇は雇用者に含まない。「卸売・小売、飲食、ホテル業」にケータリングを含める。「金融・保険・不動産業」には対事業所サービスを含めない。「対地域・社会・個人サービス」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。

16) 軍人を除く。

17) 1990年は1991年の数値。

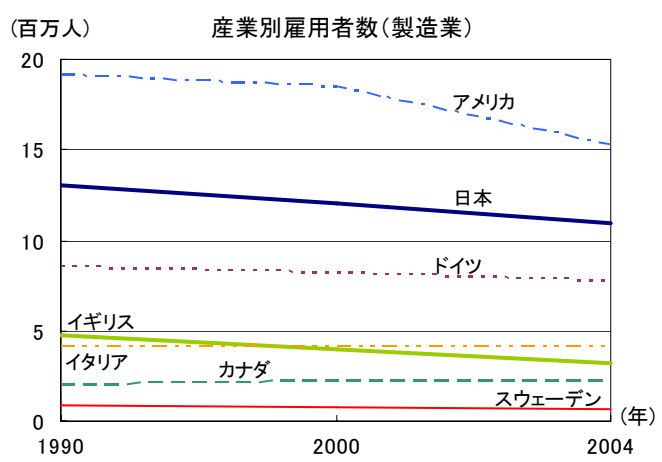
18) 2000年は2001年の数値。

19) 飲食、ホテルは「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

(千人 / thousand people)

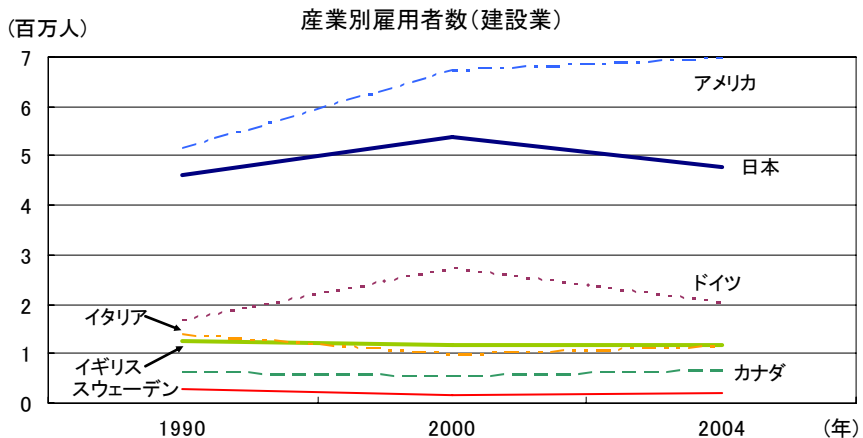
国・地域 Country or region	鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing			
	1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	60	50	40	13,060	12,050
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	709	543	523	19,076	18,469	15,246
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	191	150	171	1,937	2,163	2,203
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	163	73	58	4,756	3,954	3,253
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	189	149	118	8,462	8,141	7,723
フランス	FRA	76	42	37	4,410	3,877	3,679
イタリア <sup>7)8)</sup>	ITA	227	56	52	4,081	4,060	4,126
オランダ <sup>9)</sup>	NLD	11	12	8	1,145	1,042	993
デンマーク <sup>10)</sup>	DNK	—	3	4	385	488	419
スウェーデン <sup>11)</sup>	SWE	11	9	6	903	721	641
フィンランド <sup>12)</sup>	FIN	4	3	4	495	437	411
ノルウェー <sup>13)</sup>	NOR	21	33	33	301	284	255
ロシア <sup>14)</sup>	RUS	—	1,276	1,208	35,400	11,934	12,448
中国 <sup>15)</sup>	CHN	8,820	5,810	4,912	53,040	32,400	29,600
香港	HKG	1	0	0	716	226	165
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	73	15	15	4,260	3,564	3,655
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	0	1	1	409	365	335
マレーシア <sup>7)</sup>	MYS	33	—	—	842	—	—
フィリピン <sup>17)19)</sup>	PHL	94	80	61	1,717	2,000	2,247
インド <sup>7)20)</sup>	IND	1,069	1,005	913	6,327	6,615	6,004
オーストラリア <sup>16)</sup>	AUS	86	67	77	1,086	1,039	1,011
ニュージーランド <sup>16)17)21)</sup>	NZL	10	3	4	220	246	258
ブラジル <sup>18)22)</sup>	BRA	824	788	269	7,041	7,625	8,862

- 20) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。
- 21) 2003年より分類の変更。
- 22) 10歳以上を対象とし、ロンドン、アグレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマパの農村人口は含まない。1990年、2000年は「鉱業」に電気・ガス・水道・下水道サービス業を含む。レストラン・ホテル・倉庫は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。「金融、保険、不動産」に国際機関、治外法権機関の活動を含む。1990年は1992年の数値。



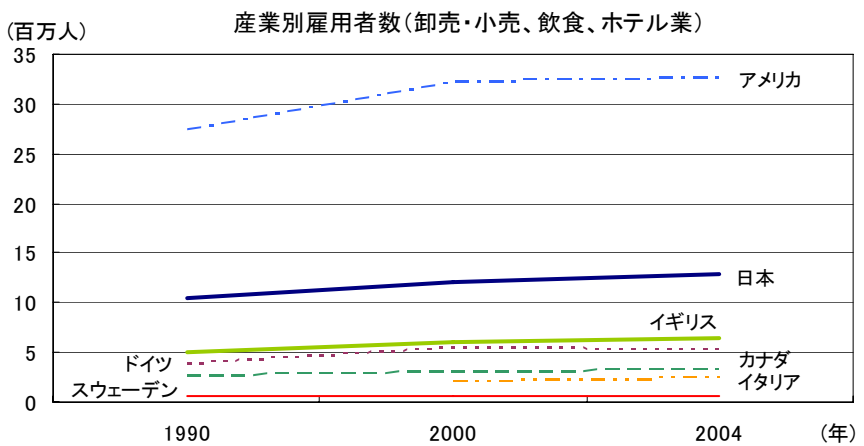
### 3 就業構造

国・地域 Country or region		(千人 / thousand people)					
		電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004
日本 <sup>2)</sup>	JPN	300	340	310	4,620	5,390	4,760
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	957	851	564	5,120	6,698	6,976
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	122	114	133	590	529	638
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	241	127	110	1,246	1,183	1,168
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	254	287	293	1,661	2,711	2,012
フランス	FRA	205	210	206	1,335	1,214	1,287
イタリア <sup>7)8)</sup>	ITA	—	159	152	1,371	984	1,135
オランダ <sup>9)</sup>	NLD	—	35	41	370	404	385
デンマーク <sup>10)</sup>	DNK	—	15	16	—	157	155
スウェーデン <sup>11)</sup>	SWE	35	30	27	274	181	194
フィンランド <sup>12)</sup>	FIN	28	22	19	167	120	117
ノルウェー <sup>13)</sup>	NOR	—	20	16	115	128	137
ロシア <sup>14)</sup>	RUS	—	1,668	1,995	12,550	3,245	3,947
中国 <sup>15)</sup>	CHN	1,920	2,820	2,940	8,960	7,440	7,777
香港	HKG	11	8	8	69	84	61
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	—	64	70	1,166	1,228	1,367
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	7	10	10	81	99	90
マレーシア <sup>7)</sup>	MYS	—	—	—	301	—	—
フィリピン <sup>17)19)</sup>	PHL	93	110	120	925	1,286	1,525
インド <sup>7)20)</sup>	IND	939	987	963	1,201	1,148	992
オーストラリア <sup>16)</sup>	AUS	—	64	73	347	454	539
ニュージーランド <sup>16)17)21)</sup>	NZL	15	8	9	53	69	97
ブラジル <sup>18)22)</sup>	BRA	—	—	351	2,231	2,530	2,690



(千人 / thousand people)

国・地域 Country or region	卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, restaurants and hotels			運輸、倉庫、通信業 Transport storage, telecommunications			
	1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	10,470	11,970	12,800	3,530	3,930
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	27,405	32,243	32,549	4,820	6,168	6,182
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	2,708	2,986	3,282	876	963	996
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	4,951	6,063	6,398	1,414	1,523	1,566
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	3,735	5,408	5,203	1,535	1,852	1,825
フランス	FRA	3,105	3,548	3,797	1,366	1,540	1,597
イタリア <sup>7)8)</sup>	ITA	—	2,052	2,330	972	979	962
オランダ <sup>9)</sup>	NLD	—	1,315	1,237	366	438	461
デンマーク <sup>10)</sup>	DNK	—	392	419	—	164	173
スウェーデン <sup>11)</sup>	SWE	582	531	554	286	254	244
フィンランド <sup>12)</sup>	FIN	330	298	314	157	148	147
ノルウェー <sup>13)</sup>	NOR	—	395	391	145	156	139
ロシア <sup>14)</sup>	RUS	—	7,195	9,702	10,225	5,270	5,939
中国 <sup>15)</sup>	CHN	17,150	9,770	5,509	8,950	6,590	5,984
香港	HKG	830	1,009	1,003	133	177	181
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	—	2,747	2,977	716	879	851
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	248	330	349	123	179	161
マレーシア <sup>7)</sup>	MYS	—	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>17)19)</sup>	PHL	697	1,175	2,407	737	1,175	1,458
インド <sup>7)20)</sup>	IND	441	493	542	3,075	3,146	3,018
オーストラリア <sup>16)</sup>	AUS	—	1,957	2,123	452	504	535
ニュージーランド <sup>16)17)21)</sup>	NZL	263	333	384	75	92	101
ブラジル <sup>18)22)</sup>	BRA	3,956	5,808	9,681	1,652	2,073	2,560

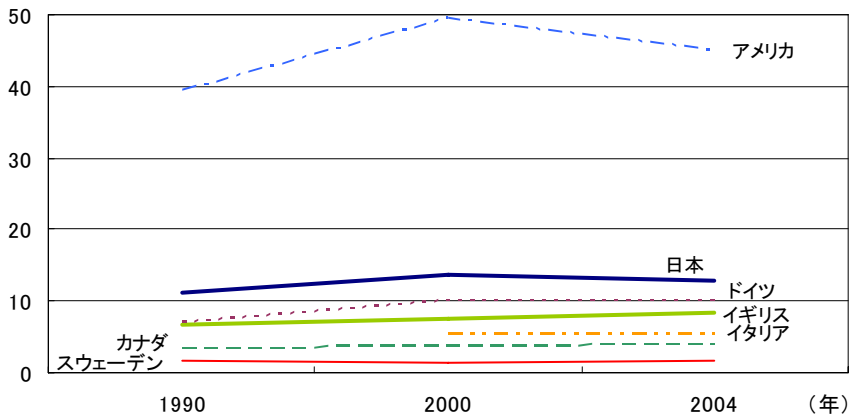


3 就業構造

(千人 / thousand people)

国・地域 Country or region	金融、保険、不動産業 Financing, insurance, real estate			対地域・社会・個人サービス Community, social and personal services			
	1990 年/Year	2000	2004	1990	2000	2004	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	4,670	5,630	7,430	11,110	13,580
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	11,848	17,418	24,438	39,467	49,369	44,889
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	1,435	1,736	1,942	3,215	3,530	3,951
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	3,670	4,814	5,184	6,609	7,600	8,379
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	1,949	3,518	3,671	6,951	10,062	10,153
フランス	FRA	2,503	3,433	3,671	6,179	7,672	7,880
イタリア <sup>7)8)</sup>	ITA	—	1,362	1,570	—	5,174	5,347
オランダ <sup>9)</sup>	NLD	—	1,052	984	—	2,172	2,345
デンマーク <sup>10)</sup>	DNK	—	294	288	—	927	966
スウェーデン <sup>11)</sup>	SWE	357	495	538	1,560	1,469	1,555
フィンランド <sup>12)</sup>	FIN	235	249	279	647	693	734
ノルウェー <sup>13)</sup>	NOR	—	237	248	—	808	852
ロシア <sup>14)</sup>	RUS	—	2,772	4,929	—	19,549	17,608
中国 <sup>15)</sup>	CHN	2,390	3,870	4,071	12,730	30,670	25,947
香港	HKG	277	434	447	250	355	435
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	—	1,771	2,245	—	2,913	3,543
シンガポール <sup>17)18)</sup>	SGP	150	307	311	300	469	517
マレーシア <sup>7)</sup>	MYS	—	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>17)19)</sup>	PHL	402	606	873	3,567	4,861	4,700
インド <sup>7)20)</sup>	IND	1,402	1,653	1,803	10,476	11,493	11,364
オーストラリア <sup>16)</sup>	AUS	—	1,219	1,280	—	2,183	2,522
ニュージーランド <sup>16)17)21)</sup>	NZL	141	166	202	315	418	496
ブラジル <sup>18)22)</sup>	BRA	1,159	1,002	4,426	16,648	22,750	19,401

(百万人) 産業別雇用者数(対地域・社会・個人サービス)





## 第3-4表 性・職業別就業者数

Table 3-4: Number of employed persons by sex and occupation

## ISCO-68基準

- 0/1.専門・技術職 / Professional, technical and related workers  
 2.管理職 / Administrative and managerial workers  
 3.事務職 / Clerical and related workers  
 4.販売職 / Sales workers  
 5.サービス業 / Service workers  
 6.農林漁業従業者  
 / Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters  
 7/8/9.生産・運搬・単純作業  
 / Production and related workers, transport equipment operators and labourers  
 X.分類不能 / Workers not classifiable by occupation  
 Y.軍隊 / Members of the armed forces

## ISCO-88基準

- 1.立法議員、上級行政官、管理的職業従事者 / Legislators, senior officials and managers  
 2.専門的職業従事者 / Professionals  
 3.技術者及び準専門的職業従事者 / Technicians and associate professionals  
 4.事務的職業従事者 / Clerks  
 5.サービス職業従事者、店舗及び市場での販売従事者  
 / Service workers and shop and market sales workers  
 6.熟練の農林漁業従事者 / Skilled agricultural and fishery workers  
 7.熟練職業及び関連職業従事者 / Craft and related trades workers  
 8.装置・機械操作員及び組立工 / Plant and machine operators and assemblers  
 9.初級の職業 / Elementary occupations  
 0.軍隊 / Armed forces  
 x.その他 / Others

日本 JPN

(千人/thousand people)

ISCO 68	1990年/Year			2000			2004		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	62,490	37,130	25,360	64,460	38,180	26,300	63,290	37,130	26,160
0/1	6,900	4,010	2,900	8,560	4,750	3,810	9,200	4,960	4,250
2	2,390	2,200	190	2,060	1,860	190	1,890	1,700	190
3	11,570	4,620	6,950	12,850	5,090	7,770	12,440	4,870	7,580
4	9,400	5,790	3,600	9,110	5,700	3,410	9,010	5,630	3,390
5	5,350	2,450	2,900	6,770	2,990	3,790	7,480	3,270	4,210
6	4,480	2,350	2,130	3,210	1,820	1,390	2,840	1,660	1,180
7/8/9 <sup>1)</sup>	22,120	15,530	6,590	21,520	15,730	5,790	19,790	14,670	5,130
X	300	190	110	370	230	140	630	370	250

3 就業構造

アメリカ <sup>2)3)</sup> USA				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	118,793	65,104	53,689	135,208	72,293	62,915	139,252	74,524	64,728	計/Total
0/1	19,666	9,702	9,964	25,498	11,846	13,652	20,235	11,718	8,517	1
2	14,802	8,872	5,931	19,774	10,814	8,960	28,297	12,418	15,879	2 <sup>4)</sup>
3	18,762	3,834	14,928	18,717	3,939	14,778	-	-	-	3
4	14,285	7,247	7,038	16,340	8,231	8,110	19,481	4,700	14,781	4
5	16,012	6,470	9,543	18,278	7,245	11,034	38,703	17,931	20,772	5
6	3,450	2,907	544	3,399	2,698	701	991	786	204	6
7/8/9	31,816	26,074	5,743	33,201	27,520	5,682	31,544	26,971	4,573	7 <sup>5)</sup>
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
										9
										0
										x

カナダ <sup>6)</sup> CAN				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	13,165	7,320	5,845	14,759	7,970	6,789	15,950	8,480	7,470	計/Total
	1,336	887	449	1,440	929	511	1,466	931	535	1
	1,809	886	923	2,336	1,133	1,203	2,514	1,190	1,323	2
	1,562	783	779	2,054	875	1,179	2,288	927	1,361	3
	2,029	416	1,613	2,036	443	1,593	2,246	510	1,737	4
	1,813	637	1,175	2,089	761	1,327	2,339	860	1,478	5
	481	369	113	431	330	101	387	296	91	6
	1,360	1,260	100	1,519	1,397	122	1,680	1,518	162	7
	1,483	1,191	292	1,628	1,285	342	1,689	1,347	342	8
	1,289	889	401	1,207	803	404	1,317	883	434	9
	3	2	1	5	3	1	4	3	1	0
							-	-	-	x

イギリス <sup>7)</sup> GBR				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1991年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	26,400	14,887	11,513	27,793	15,336	12,457	28,008	15,038	12,971	計/Total
	3,744	2,596	1,148	4,496	3,001	1,495	4,079	2,729	1,351	1
	2,470	1,519	951	3,042	1,819	1,223	3,482	1,999	1,483	2
	2,327	1,184	1,143	2,895	1,420	1,474	3,760	1,916	1,844	3
	4,188	1,056	3,132	4,096	1,056	3,040	3,503	700	2,803	4
	4,374	1,540	2,835	5,257	1,750	3,508	4,432	1,042	3,390	5
	2,347	1,134	1,213	2,138	1,127	1,011	3,273	1,783	1,490	6 <sup>8)</sup>
	4,005	3,575	431	3,258	3,026	232	3,164	2,912	252	7
	2,650	2,068	582	2,441	1,997	445	2,089	1,779	310	8
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	98	91	7	116	106	10	163	137	26	0
	197	125	72	55	34	21	63	41	23	x

ドイツ <sup>9)</sup> DEU				(千人/thousand people)						ISCO 88
ISCO 68	1991年/Year			2000			2004			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	29,685	17,718	11,965	36,604	20,680	15,924	35,659	19,681	15,978	計/Total
0/1	5,035	2,870	2,165	2,067	1,510	557	2,433	1,576	857	1
2	983	794	189	4,583	2,888	1,695	5,024	3,094	1,931	2
3	6,216	2,408	3,807	7,433	3,150	4,283	7,308	3,088	4,220	3
4	2,701	1,154	1,547	4,658	1,505	3,153	4,297	1,378	2,918	4
5	3,330	1,400	1,930	4,227	1,105	3,122	4,264	1,111	3,153	5
6	1,061	615	446	765	525	240	668	464	204	6
7/8/9	9,475	7,980	1,495	6,337	5,732	605	5,521	4,986	535	7
X	884	497	386	2,705	2,277	428	2,558	2,146	411	8
				2,983	1,355	1,628	2,863	1,302	1,561	9
				340	334	6	291	283	8	0
				506	299	207	432	252	180	x

イタリア <sup>10)</sup> ITA				(千人/thousand people)						ISCO 88
ISCO 68	1990年/Year			2000			2003			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	—	—	—	21,225	13,461	7,764	22,133	13,769	8,365	計/Total
	—	—	—	691	562	130	751	594	158	1
	—	—	—	2,109	976	1,133	2,250	1,000	1,250	2
	—	—	—	3,458	2,164	1,293	3,841	2,327	1,513	3
	—	—	—	2,903	1,316	1,587	2,948	1,297	1,651	4
	—	—	—	3,348	1,730	1,619	3,602	1,802	1,800	5
	—	—	—	687	489	198	636	465	171	6
	—	—	—	3,757	3,179	577	3,819	3,268	552	7
	—	—	—	2,023	1,597	427	2,036	1,632	404	8
	—	—	—	1,847	1,075	772	1,877	1,043	834	9
	—	—	—	351	351	—	312	312	—	0
	—	—	—	51	24	27	61	29	32	x

オランダ <sup>11)</sup> NLD				(千人/thousand people)						ISCO 88
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total <sup>1)</sup>	6,356	3,951	2,405	7,731	4,420	3,311	7,782	4,305	3,477	計/Total
0/1	1,509	867	642	994	729	265	732	549	184	1
2	274	237	37	1,290	754	537	1,488	787	700	2
3	1,122	471	651	1,325	649	676	1,421	695	726	3
4	692	396	296	925	299	626	975	314	661	4
5	778	230	548	995	307	687	1,085	325	761	5
6	314	239	75	143	100	43	120	93	27	6
7/8/9	1,535	1,394	141	738	698	40	727	698	29	7
X	45	31	14	479	425	54	495	440	55	8
				679	346	333	673	354	319	9
				37	34	3	37	34	3	0
				126	78	48	29	18	12	x

## 3 就業構造

デンマーク <sup>12)</sup> DNK				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	2,640	1,419	1,221	2,722	1,458	1,264	2,720	1,452	1,268	計/Total
0/1	633	237	396	194	149	45	196	146	49	1
2	108	93	16	379	227	152	403	230	174	2
3	497	173	324	532	234	299	568	235	332	3
4	203	106	97	302	81	221	268	67	201	4
5	283	78	205	412	89	323	417	104	313	5
6	124	109	15	59	50	9	64	53	11	6
7/8/9	778	615	163	312	295	17	303	290	13	7
X	14	8	6	182	136	46	183	142	41	8
				320	171	150	298	166	132	9
				16	15	1	18	16	1	0
				14	11	4	3	2	2	x

スウェーデン <sup>13)14)</sup> SWE				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	4,485	2,333	2,152	4,159	2,167	1,992	4,213	2,186	2,027	計/Total
0/1	1,434	525	909	192	135	56	223	152	70	1
2	—	—	—	689	337	351	780	377	402	2
3	732	261	472	844	449	396	841	418	423	3
4	424	217	207	436	123	313	403	115	287	4
5	422	144	278	762	160	601	800	197	603	5
6	154	117	37	90	69	21	89	68	21	6
7/8/9	1,306	1,059	247	452	424	28	444	416	28	7
X	13	10	3	462	378	84	430	360	70	8
				211	73	138	188	68	120	9
				11	11	—	10	9	1	0
				9	6	3	6	4	2	x

フィンランド <sup>15)</sup> FIN				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	2,525	1,329	1,196	2,356	1,248	1,108	2,387	1,250	1,137	計/Total
0/1	609	235	374	193	142	50	230	165	65	1
2	114	87	27	370	188	182	404	206	198	2
3	358	89	269	396	183	212	388	159	229	3
4	244	107	138	193	34	158	169	32	137	4
5	266	75	191	349	75	275	370	80	290	5
6	226	145	81	130	87	43	109	73	36	6
7/8/9	672	558	114	294	268	26	283	255	28	7
X	4	2	2	206	162	44	207	171	36	8
				190	75	115	194	79	116	9
				31	31	1	31	30	1	0
				4	3	2	1	1	—	x

ノルウェー <sup>13)</sup> NOR				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	2,030	1,115	915	2,269	1,212	1,057	2,276	1,201	1,074	計/Total
0/1	478	208	270	182	136	46	163	115	48	1
2	130	97	33	238	139	98	267	150	117	2
3	216	46	170	497	235	262	530	247	283	3
4	218	103	115	202	58	144	171	58	113	4
5	273	69	204	477	136	341	522	147	375	5
6	128	93	35	83	61	22	69	54	15	6
7/8/9	542	458	84	255	234	22	253	236	17	7
X	46	43	3	180	150	29	166	140	26	8
				128	37	91	114	36	78	9
				26	24	2	21	18	2	0
				—	—	—	—	—	—	x

香港 <sup>3)</sup> HKG				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	2,712	1,725	987	3,207	1,855	1,353	3,309	1,821	1,488	計/Total
0/1	220	128	92	233	177	57	280	205	75	1
2	116	97	18	183	124	59	210	135	75	2
3	521	187	333	550	331	219	610	356	255	3
4	343	235	108	588	162	426	546	146	400	4
5	471	276	194	462	256	205	521	260	260	5
6	24	17	7	9	6	3	8	6	2	6
7/8/9	1,017	783	234	333	323	10	273	261	12	7
X	—	—	—	263	227	37	240	213	27	8
				587	249	338	621	240	381	9
				—	—	—	—	—	—	0
				—	—	—	—	—	—	x

韓国 <sup>3)</sup> KOR				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	18,085	10,709	7,376	21,156	12,387	8,769	22,557	13,193	9,364	計/Total
0/1	1,307	752	555	465	442	23	576	536	40	1
2	268	257	11	1,403	787	615	1,731	945	786	2
3	2,352	1,413	939	2,074	1,487	587	2,324	1,568	756	3
4	2,627	1,380	1,247	2,512	1,227	1,285	3,188	1,607	1,581	4
5	2,018	788	1,230	5,501	2,137	3,364	5,643	2,145	3,498	5
6	3,216	1,726	1,490	2,115	1,131	984	1,700	936	764	6
7/8/9	6,298	4,394	1,904	2,688	2,065	623	2,455	2,031	424	7
X	—	—	—	2,292	1,987	305	2,490	2,145	345	8
				2,107	1,124	983	2,449	1,281	1,168	9
				—	—	—	—	—	—	0
				—	—	—	—	—	—	x

3 就業構造

シンガポール SGP				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1991年/Year			2001			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	1,469	896	574	2,095	1,271	824	2,067	1,138	929	計/Total
0/1	185	114	70	249	193	57	271	196	75	1
2	113	83	30	187	115	72	250	154	96	2
3	225	66	159	313	173	140	359	190	169	3
4	177	120	58	232	54	178	272	57	2,145	4
5	195	85	111	212	119	93	228	124	105	5
6	7	6	1	2	1	0	1	1	0	6
7/8/9	503	360	144	266	252	15	117	108	9	7
X	63	62	2	245	167	79	196	145	51	8
				336	148	188	293	85	208	9
				53	51	2	80	78	2	0 <sup>(6)</sup>
				—	—	—	—	—	—	x

マレーシア <sup>3)</sup> MYS				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2003			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	6,685	4,311	2,374	9,322	6,086	3,236	9,870	6,324	3,546	計/Total
0/1	520	278	242	985	545	440	794	609	184	1
2	145	127	18	371	296	75	530	303	227	2
3	656	318	338	990	419	572	1,220	750	470	3
4	759	503	256	1,051	655	396	938	312	626	4
5	763	431	332	1,150	581	569	1,399	781	618	5
6	1,751	1,156	595	1,713	1,263	450	1,250	881	368	6
7/8/9	2,093	1,498	595	3,061	2,327	734	1,236	1,037	199	7
X	—	—	—	—	—	—	1,421	990	431	8
							1,083	660	423	9
							—	—	—	0
							—	—	—	x

タイ <sup>3)</sup> THA				(千人/thousand people)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	30,842	16,456	14,386	33,001	18,165	14,836	35,712	19,699	16,013	計/Total
0/1	1,033	501	531	2,113	941	1,173	2,374	1,720	654	1
2	442	358	84	921	677	244	1,342	591	751	2
3	878	420	459	1,146	467	679	1,346	685	662	3
4	2,688	1,064	1,624	4,274	1,764	2,510	1,251	449	802	4
5	1,108	485	623	1,681	814	867	4,854	1,762	3,092	5
6	19,755	10,413	9,342	16,178	9,117	7,061	13,666	7,726	5,939	6
7/8/9	4,909	3,195	1,714	6,681	4,381	2,300	3,907	2,627	1,280	7
X	30	20	10	6	4	2	2,914	2,003	912	8
							4,035	2,123	1,912	9
							—	—	—	0
							22	13	9	x

フィリピン PHL				(千人/thousand people)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female			
計/Total	22,532	14,347	8,185	27,775	17,258	10,516	31,741	19,836	11,905	計/Total		
0/1	1,401	516	886	1,623	556	1,067	3,551	1,495	2,056	1		
2	264	191	73	645	421	225	1,378	442	935	2		
3	987	451	537	1,291	541	751	874	426	449	3		
4	3,025	1,048	1,977	4,315	1,367	2,948	1,360	495	865	4		
5 <sup>17)</sup>	2,084	874	1,209	2,990	1,276	1,714	2,847	1,446	1,402	5		
6	10,037	7,504	2,534	10,287	7,728	2,559	6,140	5,295	845	6		
7/8/9	4,634	3,708	926	6,589	5,350	1,240	2,836	2,114	722	7		
X	99	57	42	32	19	13	2,492	2,288	204	8		
							10,128	5,716	4,412	9		
							135	119	16	0		
							—	—	—	x		

オーストラリア <sup>3)</sup> AUS				(千人/thousand people)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female			
計/Total	7,859	4,600	3,259	8,951	5,006	3,945	9,636	5,338	4,298	計/Total		
0/1	866	658	208	1,031	692	339	1,185	750	435	1		
2	996	587	409	1,566	778	787	1,784	844	940	2		
3	460	254	206	1,154	471	683	1,239	507	732	3		
4	1,207	1,086	121	1,210	375	835	1,215	383	832	4		
5	1,345	307	1,038	1,228	417	812	1,348	466	882	5		
6	1,171	426	745	275	207	67	267	210	58	6		
7/8/9	1,792	1,265	527	1,171	1,100	71	1,161	1,095	66	7		
X	—	—	—	679	600	79	753	680	73	8		
				627	360	266	606	352	254	9		
				—	—	—	—	—	—	0		
				12	6	6	77	50	27	x		

ニュージーランド <sup>3) 18)</sup> NZL				(千人/thousand people)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			2004			ISCO 88		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female			
計/Total	1,472	831	641	1,779	973	806	2,017	1,095	922	計/Total		
0/1	268	135	133	231	143	88	246	157	88	1		
2	92	69	22	232	99	132	293	139	154	2		
3	244	56	188	217	107	109	230	110	121	3		
4	178	93	86	212	49	162	253	54	200	4		
5	164	57	107	275	98	177	326	107	219	5		
6	156	111	45	154	108	47	158	111	47	6		
7/8/9	366	308	59	171	158	13	191	181	10	7		
X	4	3	1	160	127	32	178	145	33	8		
				121	79	42	140	91	49	9		
				—	—	—	—	—	—	0		
				8	4	3	3	1	1	x		

### 3 就業構造

ブラジル BRA		(千人/thousand people)								
ISCO 68	1990年/Year			2001			2004			ISCO 88
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	62,100	—	—	75,458	44,748	30,710	84,596	49,242	35,354	計/Total
0/1	4,667	—	—	6,650	2,533	4,117	4,075	2,694	1,381	1
2	—	—	—	—	—	—	5,102	2,076	3,026	2
3	9,316	—	—	9,543	5,268	4,275	5,957	3,197	2,760	3
4	6,645	—	—	9,554	5,100	4,454	6,885	2,843	4,042	4
5	6,331	—	—	8,719	1,169	7,550	25,024	9,831	15,193	5
6	13,065	—	—	14,986	10,079	4,907	17,607	11,956	5,651	6
7/8/9 <sup>20)</sup>	14,687	—	—	17,181	14,196	2,985	15,721	13,023	2,698	7
X <sup>21)</sup>	7,389	—	—	8,825	6,403	2,422	1,828	1,308	520	8
							1,687	1,660	27	9
							654	622	32	0
							55	31	24	x

資料出所 ILO “LABORSTA” (Online Database)

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。

- 1) 清掃職を含む。
- 2) 16歳以上を対象。1994年以降推計方法の変更。
- 3) 軍隊を除く。
- 4) 分類3も含む。
- 5) 分類8も含む。
- 6) フルタイムの軍隊、居留地の先住民は含まない。1999年より推計法を変更。
- 7) 16歳以上を対象。
- 8) 分類9も含む。
- 9) 1991年の値は、旧西独の数値。
- 10) 1993年以降推計方法の変更。1993年以前は対象は14歳以上。
- 11) 2000年以降推計方法の変更。
- 12) 15歳から66歳までを対象。
- 13) 15歳から64歳までを対象。
- 14) 1990年の数値は、職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。1993年以降、推計方法に変更。
- 15) 15歳から74歳までを対象。
- 16) 分類Xも含む。
- 17) 一般家庭に居住する軍隊を含む。
- 18) 1997年以降推計方法に変更。
- 19) 10歳以上を対象とし、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、バラ及びアマバの農村人口は含まない。1992年以降推計方法を変更。
- 20) 郵便配達人・電話・電信オペレータを含む。
- 21) 軍隊を含む。



第3-5表 就業者の職業別構成比（2004年）

Table 3-5: Composition of employed persons by occupation (2004)

		(%)						
		ISCO-68基準						
国	Country	0/1 専門・ 技術職	2 管理職	3 事務職	4 販売職	5 サービス 業	6 農林従 業者	7/8/9 生産・運 搬・単純 作業
日本	JPN	14.5	3.0	19.7	14.2	11.8	4.5	31.3

		(%)								
		ISCO-88基準								
国・地域	Country or region	1 立法議 員、上級 行政官、 管理職 従事者	2 専門職 従事者	3 技術者 及び専 門職従 事者	4 事務職 従事者	5 サービス 従事者 及び店 舗市場 の従事 者	6 熟練農 業従事 者	7 熟練及 連従事 者	8 職機組 立工	9 初級 職
アメリカ	USA	14.5	20.3	-	14.0	27.8	0.7	22.7	-	-
カナダ	CAN	9.2	15.8	14.3	14.1	14.7	2.4	10.5	10.6	8.3
イギリス	GBR	14.6	12.4	13.4	12.5	15.8	11.7	11.3	7.5	-
ドイツ	DEU	6.8	14.1	20.5	12.1	12.0	1.9	15.5	7.2	8.0
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	3.4	10.2	17.4	13.3	16.3	2.9	17.3	9.2	8.5
オランダ	NLD	9.4	19.1	18.3	12.5	13.9	1.5	9.3	6.4	8.6
デンマーク	DNK	7.2	14.8	20.9	9.9	15.3	2.4	11.1	6.7	10.9
スウェーデン	SWE	5.3	18.5	20.0	9.6	19.0	2.1	10.5	10.2	4.5
フィンランド	FIN	9.6	16.9	16.3	7.1	15.5	4.6	11.9	8.7	8.1
ノルウェー	NOR	7.2	11.7	23.3	7.5	22.9	3.0	11.1	7.3	5.0
香港	HKG	8.5	6.3	18.4	16.5	15.7	0.3	8.2	7.2	18.8
韓国	KOR	2.6	7.7	10.3	14.1	25.0	7.5	10.9	11.0	10.9
シンガポール	SGP	13.1	12.1	17.4	13.1	11.0	0.1	5.7	9.5	14.2
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	8.0	5.4	12.4	9.5	14.2	12.7	12.5	14.4	11.0
タイ	THA	6.6	3.8	3.8	3.5	13.6	38.3	10.9	8.2	11.3
フィリピン	PHL	11.2	4.3	2.8	4.3	9.0	19.3	8.9	7.9	31.9
オーストラリア	AUS	12.3	18.5	12.9	12.6	14.0	2.8	12.1	7.8	6.3
ニュージーランド	NZL	12.2	14.5	11.4	12.5	16.2	7.8	9.5	8.8	6.9
ブラジル	BRA	4.8	6.0	7.0	8.1	29.6	20.8	18.6	2.2	2.0

ISCO-68 0/1. Professional, technical and related workers; 2. Administrative and managerial workers; 3. Clerical and related workers; 4. Sales Workers; 5. Service workers; 6. Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters; 7/8/9. Production and related workers, transport equipment operators and labourers

ISCO-88 1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations

資料出所 ILO "LABORSTA" (Online Database)

(注) 第3-4表(p.97)に順ずる。

1) 2003年の数値。

### 3 就業構造

#### 第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

(千人 / thousand people)

国 Country		自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
		1990年/Year	2000	2004	1990	2000	2004
日本	JPN	8,780	7,310	6,560	5,170	3,400	2,900
アメリカ	USA	10,097	10,013	10,431	358	141	116
カナダ	CAN	1,173	1,520	1,480	67	42	30
イギリス	GBR	3,572	3,218	3,565	477	252	228
ドイツ	DEU	3,156	3,650	3,920	—	320	398
フランス <sup>1)</sup>	FRA	2,907	2,179	2,162	—	—	—
イタリア	ITA	5,204	5,110	5,721	878	838	566
デンマーク	DNK	253	210	213	55	25	22
スウェーデン	SWE	397	415	405	15	13	11
フィンランド	FIN	353	304	290	35	15	11
ノルウェー	NOR	184	158	161	42	8	7
韓国	KOR	5,068	5,864	6,110	2,067	1,931	1,553
オーストラリア	AUS	1,121	1,189	1,239	65	72	37
ニュージーランド	NZL	285	360	377	19	15	11

資料出所 OECD “SourceOECD Employment and Labour Market Statistics” (Online Database)

(注) 軍人を除く。

1) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

#### 第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比 (2004年)

Table 3-7: Composition of employment by professional status

(%)

国 Country		就業者計 Civil Employment all status	雇用者 Employees	自営業主 Employers and persons working on own account	無賃家族従業者 Unpaid family workers
日本	JPN	100.0	84.6	10.4	4.6
アメリカ	USA	100.0	92.4	7.5	0.1
カナダ	CAN	100.0	90.5	9.3	0.2
イギリス	GBR	100.0	86.4	12.8	0.8
ドイツ	DEU	100.0	87.9	11.0	1.1
フランス <sup>1)</sup>	FRA	100.0	91.1	8.9	—
イタリア	ITA	100.0	71.6	25.8	2.6
デンマーク	DNK	100.0	91.3	7.9	0.8
スウェーデン	SWE	100.0	90.1	9.6	0.3
フィンランド	FIN	100.0	87.2	12.3	0.4
ノルウェー	NOR	100.0	92.5	7.1	0.3
韓国	KOR	100.0	66.0	27.1	6.9
オーストラリア	AUS	100.0	86.8	12.9	0.4
ニュージーランド	NZL	100.0	80.7	18.7	0.6

資料出所 OECD “SourceOECD Employment and Labour Market Statistics” (Online Database)

(注) 軍人を除く。

1) 家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-8表 就業者に占めるパートタイム労働者<sup>1)</sup>の割合

Table 3-8: Ratio of part-time workers

(男女計/Total)		(%)							
国 Country	1985 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>2)3)</sup> 実働週30時間未満 <sup>4)</sup>	JPN	16.6	19.2	20.1	22.6	24.9	25.1	26.0	25.5
		—	—	—	16.3	17.2	17.7	18.2	18.1
アメリカ	USA	14.7	14.1	14.0	12.6	12.8	13.1	13.2	13.2
カナダ	CAN	17.1	17.0	18.8	18.1	18.1	18.8	18.9	18.5
イギリス	GBR	19.7	20.1	22.3	23.0	22.7	23.4	23.8	24.1
ドイツ	DEU	11.0	13.4	14.2	17.6	18.3	18.8	19.6	20.1
フランス	FRA	11.7	12.2	14.2	14.2	13.8	13.7	12.9	13.3
イタリア	ITA	7.9	8.9	10.5	12.2	12.2	11.9	12.0	14.9
オランダ	NLD	19.5	28.2	29.4	32.1	33.0	33.9	34.6	35.0
デンマーク	DNK	20.3	19.2	16.9	16.1	14.7	16.2	15.8	17.5
スウェーデン	SWE	—	14.5	15.1	14.0	13.9	13.8	14.1	14.4
フィンランド	FIN	8.3	7.6	8.7	10.4	10.5	11.0	11.3	11.3
ノルウェー	NOR	—	21.8	21.4	20.2	20.1	20.6	21.0	21.1
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	—	4.5	4.3	7.0	7.3	7.6	7.7	8.4
オーストラリア <sup>2)3)</sup>	AUS	20.4	22.6	25.0	26.2	27.2	27.5	27.9	27.1
ニュージーランド	NZL	—	19.7	20.9	22.2	22.4	22.6	22.3	22.0

(男性/Male)		(%)							
国 Country	1985 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>2)3)</sup> 実働週30時間未満 <sup>4)</sup>	JPN	7.8	9.5	10.0	11.6	13.7	14.0	14.7	14.2
		—	—	—	7.4	8.0	8.6	8.9	8.8
アメリカ	USA	8.6	8.6	8.3	7.7	8.0	8.0	8.0	8.1
カナダ	CAN	8.8	9.2	10.8	10.3	10.5	11.0	11.1	10.9
イギリス	GBR	4.3	5.3	7.4	8.6	8.3	9.1	9.8	10.0
ドイツ	DEU	1.7	2.3	3.4	4.8	5.1	5.5	5.9	6.3
フランス	FRA	4.5	4.5	5.6	5.5	5.1	5.2	4.7	4.8
イタリア	ITA	3.8	4.0	4.8	5.7	5.4	4.9	4.9	5.9
オランダ	NLD	6.1	13.4	11.8	13.4	13.8	14.7	14.8	15.1
デンマーク	DNK	8.0	10.2	9.7	9.3	9.3	10.3	10.5	11.6
スウェーデン	SWE	—	5.3	6.8	7.3	7.3	7.5	7.9	8.5
フィンランド	FIN	4.7	4.8	5.9	7.1	7.3	7.5	8.0	8.0
ノルウェー	NOR	—	6.9	7.6	8.7	9.1	9.2	9.9	10.3
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	—	3.1	2.8	5.1	5.2	5.4	5.3	5.9
オーストラリア <sup>2)3)</sup>	AUS	10.1	11.3	13.5	14.8	15.8	16.3	16.5	16.1
ニュージーランド	NZL	—	7.9	9.5	10.9	10.9	11.3	10.8	10.7

### 3 就業構造

(女性/Female)		(%)							
国 Country	1985 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	30.0	33.4	34.9	38.6	41.0	41.2	42.2	41.7
実働週30時間未満		—	—	—	29.1	30.3	30.9	31.5	31.3
アメリカ	USA	21.6	20.2	20.2	18.0	18.0	18.5	18.8	18.8
カナダ	CAN	28.3	26.7	28.5	27.2	27.0	27.7	27.9	27.2
イギリス	GBR	41.1	39.5	40.8	40.8	40.3	40.0	40.1	40.4
ドイツ	DEU	25.4	29.8	29.1	33.9	35.0	35.3	36.3	37.0
フランス	FRA	21.6	22.5	24.8	24.9	24.4	24.1	22.7	23.5
イタリア	ITA	16.6	18.4	21.1	23.4	23.7	23.5	23.6	28.8
オランダ	NLD	45.5	52.5	55.1	57.2	58.1	58.8	59.7	60.2
デンマーク	DNK	35.2	29.7	25.8	24.0	21.0	23.0	21.9	24.3
スウェーデン	SWE	—	24.5	24.1	21.4	21.0	20.6	20.6	20.8
フィンランド	FIN	12.3	10.6	11.7	13.9	14.0	14.8	15.0	14.9
ノルウェー	NOR	—	39.8	37.5	33.4	32.7	33.4	33.4	33.2
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	—	6.5	6.6	9.8	10.4	10.6	11.2	11.9
オーストラリア <sup>2)3)</sup>	AUS	36.9	38.5	40.2	40.7	41.7	41.4	42.2	40.8
ニュージーランド	NZL	—	34.8	35.4	35.8	36.1	36.1	35.8	35.4

資料出所 OECD “SourceOECD Employment and Labour Market Statistics” (Online Database)、  
総務省統計局「労働力調査」(2006)

- (注) 1) パートタイム労働者の定義は、特記しない限り、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。  
2) 通常の労働時間ではなく、実労働時間を対象。オーストラリアに関しては2000年まで。  
3) 労働時間が週35時間未満の者。  
4) 賃金・給与労働者のみを対象。

第3-9表 全パートタイム労働者に占める女性の割合<sup>1)</sup>

Table 3-9: Female ratio of part-time employment

		(%)							
国	Country	1985 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004
日本 <sup>2) 3)</sup>	JPN	71.7	70.5	70.3	69.7	67.5	67.0	66.7	67.4
	実働週30時間未満	—	—	—	73.1	72.4	71.4	71.2	71.5
アメリカ	USA	68.6	68.2	68.7	68.1	67.5	68.3	68.8	68.3
カナダ	CAN	70.4	69.9	68.8	69.2	68.9	68.8	68.8	68.8
イギリス	GBR	87.1	85.1	81.7	79.4	79.8	79.2	77.8	77.8
ドイツ	DEU	90.3	89.7	86.3	84.5	84.6	83.7	83.3	82.8
フランス	FRA	77.3	78.6	77.9	78.8	79.6	79.5	80.2	80.7
イタリア	ITA	67.4	70.5	70.8	70.5	72.6	74.4	74.7	76.1
オランダ	NLD	79.3	70.4	76.2	76.2	76.3	75.4	76.1	76.0
デンマーク	DNK	78.3	71.1	68.1	69.4	66.0	66.2	64.2	64.5
スウェーデン	SWE	—	81.1	76.8	72.9	72.7	71.8	70.8	69.5
フィンランド	FIN	71.1	67.0	64.6	63.8	63.4	64.6	63.5	63.3
ノルウェー	NOR	—	82.7	80.7	77.0	76.0	76.2	75.2	74.1
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	—	58.7	61.6	57.7	58.8	58.3	59.4	59.0
オーストラリア <sup>2) 3)</sup>	AUS	69.5	70.8	69.2	68.6	67.8	67.0	67.2	67.1
ニュージーランド	NZL	—	77.4	74.7	73.3	73.6	72.9	73.7	73.6

資料出所 OECD “Source OECD Employment and Labour Market Statistics” (Online Database)、  
総務省統計局「労働力調査」(2006)

(注) 1) パートタイム労働者の定義は、特記しない限り、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 通常の労働時間ではなく、実労働時間を対象。オーストラリアに関しては2000年まで。

3) 労働時間が週35時間未満の者を対象。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

### 3 就業構造

#### 第3-10表 テンポラリー雇用者 (temporary employment) の割合

Table 3-10: Ratio of temporary workers

国		(%)							
Country or region	1990 年/Year	1995	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	10.6	10.5	11.9	12.5	12.8	13.5	13.8	13.9
アメリカ	USA	—	5.1	4.5	—	4.0			
カナダ	CAN	—	—	12.0	12.5	12.8	12.9	12.4	12.8
イギリス	GBR	5.2	7.0	6.8	6.7	6.7	6.1	5.8	5.7
ドイツ	DEU	10.5	10.4	13.1	12.7	12.4	12.0	12.2	
フランス	FRA	10.5	12.3	14.0	15.5	14.9	14.1	12.4	12.3
イタリア	ITA	5.2	7.2	9.8	10.1	9.5	9.9	9.5	11.9
オランダ	NLD	7.6	10.9	12.0	14.0	14.3	14.3	14.6	14.6
ベルギー	BEL	5.3	5.3	10.3	9.0	8.8	7.6	8.6	8.7
ルクセンブルク	LUX	3.4	—	3.4	3.4	4.4	4.3	3.2	
デンマーク	DNK	10.8	12.1	10.2	10.2	9.4	8.9	9.6	9.8
スウェーデン	SWE	—	—	15.9	15.2	14.8	14.8	14.7	15.1
フィンランド	FIN	—	—	16.9	16.5	16.4	16.1	16.4	16.2
ノルウェー	NOR	—	—	10.1	9.3	9.3	9.9	9.4	9.9
スペイン	ESP	29.8	35.0	32.7	32.1	31.6	31.2	30.6	30.4
オーストリア	AUS	—	6.0	7.9	7.9	8.0	7.4	7.2	8.9
EU		10.4	11.4	13.2	13.5	13.4	13.0	12.7	13.3

資料出所 OECD “Labour Market Statistics” (Online Database)

(注) Temporary ÷ Total declared employment × 100より算出。

#### 参考 テンポラリー雇用者の定義

#### Reference: Definitions of temporary workers

国	Country	定義	Definitions
日本	JPN	臨時雇(1か月以上1年未満の雇用期間の者)及び日雇(日々または1か月未満の雇用期間の者)	
カナダ	CAN	雇用期限の定められた者	
欧州各国	Europe	多くの国では、ほとんどの雇用は書面での契約に基づいている。しかしながら、いくつかの国では、この種の契約は特定の場合のみに存在する(公共部門の仕事、企業内の見習いその他職業訓練を受ける者)。これら異なる慣習を考慮して、「テンポラリー雇用」と「期間の定めのある労働」(または「常用雇用」と「期間の定めのない労働」)は、異なる慣習上の枠組みの下で、類似の状態を表している。仕事は、その終了を、特定の日、業務の完成、または一時的に異動していた雇用者の帰還といった特定の条件で定めることを使用者と雇用者が合意しているとき。	

資料出所 OECD “Employment Outlook” (2002)

第3-11表 男女別・年齢別にみたテンポラリー雇用者割合（2000年）

Table 3-11: Ratio of temporary workers by sex and age

国 Country		男性 Male	女性 Female	歳 Age group		
				15~24	25~54	55~
日本	JPN	7.7	20.9	24.8	9.5	17.9
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	3.9	4.2	8.1	3.2	3.8
カナダ	CAN	11.8	13.3	29.5	8.8	10.5
イギリス	GBR	5.9	7.7	12.0	4.9	5.8
ドイツ	DEU	12.5	13.1	38.9	6.1	3.8
フランス	FRA	14.3	15.7	34.8	6.6	3.0
イタリア	ITA	8.8	12.2	14.7	5.4	5.5
オランダ	NLD	11.5	17.2	24.3	6.9	6.7
ベルギー	BEL	6.6	12.1	19.7	4.5	2.1
ルクセンブルク	LUX	2.6	4.6	11.3	1.8	1.0
デンマーク	DNK	8.8	11.7	30.6	6.5	5.1
スウェーデン	SWE	12.3	16.9	41.3	10.5	7.5
フィンランド	FIN	14.5	20.9	49.5	14.3	5.1
ノルウェー	NOR	7.8	11.8	33.6	8.6	5.2
オーストラリア	AUS	5.0	6.6	6.1	5.7	5.0

資料出所 OECD “Employment Outlook”(2002)

(注) 1) 2001年。

第3-12表 派遣労働者の全労働者に占める割合（1998年）

Table 3-12: Ratio of dispatched workers to total employment

国 Country		Dispatched workers / Total employment
日本	JPN	2.12
(2005年/year)		
(2000年/year)		0.68
イギリス	GBR	1.00
ドイツ	DEU	0.60
フランス <sup>1)</sup>	FRA	1.90
オランダ	NLD	2.50
ベルギー	BEL	1.40
ルクセンブルク	LUX	3.00
デンマーク	DNK	0.20
スウェーデン	SWE	0.44
フィンランド	FIN	0.40
ノルウェー	NOR	0.50

資料出所 日本:総務省「労働力調査詳細結果」(2005)、「労働力調査特別調査」(2000.2)

欧州:EIRO “Temporary agency work in Europe” (Jan, 1999)

(注) 1) フルタイムに換算した人数の割合。

3 就業構造

第3-13表 有料職業紹介

Table 3-13: Non-government labour supply

国 Country	有料職業紹介についての法規制 Legislation	有料職業紹介の現状 Present status
日本 <sup>1)</sup> JPN	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている。</li> <li>・港湾運送業務の職業</li> <li>・建設業務の職業</li> <li>・労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料職業紹介事業所は2005年度、10,375事業所あり、約30万人が就職。</li> <li>・公共職業安定機関を通じて、1994年度紹介件数392万件、121万人が就職。安定所と学校が連携した形での職業紹介による就職34万人。その他公開情報による直接応募20万人(推計)。</li> </ul>
アメリカ USA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の職業安定法に該当するような、有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが、各州(一部都市)が独自に許可等の規制を行っている。</li> <li>・各州の規制の概要(全50州) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可制をとっている州 43州</li> <li>(2) 料金規制 35州</li> <li>(3) 一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。</li> </ul> </li> <li>(マサチューセッツ州、バージニア州、メリーランド州)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。</li> </ul>
イギリス GBR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料職業紹介事業については、許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが、1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら、新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は、一部職種を除き禁止され、記録の作成、保存等の義務も課されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1994年12月時点で約14,000事業所。利用率は16%。</li> <li>・民間事業者は専門・技術職、管理職中心。</li> </ul>
ドイツ DEU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年4月、職業紹介業に係る許可制を廃止し、職業紹介パウチャー制を導入。</li> <li>・職業紹介パウチャー制度では、一定の水準を満たす求職者に官がパウチャーを渡し、民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間に支払う。</li> </ul>	—
フランス FRA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介は国の機関が独占的に行っている。有料職業紹介については廃止されるべきものとして位置づけられており、1945年以前に許可した以下の2部門の紹介所のみが営業を認められている。</li> <li>演劇、劇場、演奏、演芸、映画等芸術関係従事者、家事労働者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術関係従事者の紹介所は全国で約400か所。</li> <li>・公共部門、直接雇用、労働者派遣事業を含めた雇用活動全体に占める有料職業紹介の割合は小さい。</li> </ul>

資料出所 労働省「雇用政策研究会」(1996年12月)、Department of Trade and Industry Web site (<http://www.dti.gov.uk/>)等を元に労働政策研究・研修機構作成

(注) 1) 1999年12月1日より改正職業安定法が施行され、有料職業紹介についての法規制は変更された。表中の日本についての法規制の記述は改正後の制度についてである。



## 第3-14表 従業員の勤続年数（1995年）

Table 3-14: Length of service of employees

		日本 <sup>1)</sup>	アメリカ <sup>2)</sup>	カナダ <sup>3)</sup>	イギリス	ドイツ	フランス
		JPN	USA	CAN	GBR	DEU	FRA
勤続年数	Length of service						(%)
6か月未満	Less than 6 months	—	12.6	14.8	10.5	7.9	10.1
6か月～1年未満	6 months to less than a year	7.6	13.4	7.9	9.1	8.2	4.9
1～2年未満	1 year to less than 2 years	15.0	8.5	—	10.7	9.4	8.0
2～5年未満	2 years to less than 5 years	13.9	20.0	28.0	19.5	22.0	17.7
5年未満	Less than 5 years	36.5	54.5	50.8	49.8	47.5	40.6
5～10年未満	5 years to less than 10 years	20.7	19.8	19.8	23.5	17.2	17.4
10～20年未満	10 years to less than 20 years	21.5	16.8	18.1	17.3	18.4	23.3
20年～	Over 20 years	21.4	9.0	11.3	9.4	17.0	18.7
平均	Average	11.3	7.4	7.9	7.8	9.7	10.7
中位数	Medium	8.3	4.2	5.9	5.0	10.7	7.7
平均勤続年数	Average length of service						(年/Years)
男性	Male	12.9	7.9	8.8	8.9	10.6	11.0
女性	Female	7.9	6.8	6.9	6.7	8.5	10.3
年齢階級別	By age group						
15～24(歳/age)		2.5	1.6	1.6	2.2	2.4	1.6
25～44		9.5	6.2	6.5	7.0	7.7	9.0
45～		18.0	12.4	13.8	12.2	16.2	17.5

		オランダ	スペイン	フィンランド	スイス	オーストリア	オーストラリア <sup>4)</sup>
		NLD	ESP	FIN	CHE	AUT	AUS
勤続年数	Length of service						(%)
6か月未満	Less than 6 months	9.8	27.3	12.1	8.5	7.6	15.8
6か月～1年未満	6 months to less than a year	6.5	8.2	5.5	7.2	5.0	9.4
1～2年未満	1 year to less than 2 years	11.4	4.9	6.2	9.0	8.9	12.6
2～5年未満	2 years to less than 5 years	20.4	11.1	13.4	20.8	21.2	21.6
5年未満	Less than 5 years	48.1	51.4	37.2	45.5	42.7	59.4
5～10年未満	5 years to less than 10 years	20.3	14.4	23.1	22.9	19.0	19.5
10～20年未満	10 years to less than 20 years	19.8	17.7	22.3	18.3	22.5	14.3
20年～	Over 20 years	11.9	16.5	17.3	13.3	15.7	6.8
平均	Average	8.7	8.9	10.5	9.0	10.0	6.4
中位数	Medium	5.5	4.6	7.8	6.0	6.9	3.4
平均勤続年数	Average length of service						(年/Years)
男性	Male	9.9	9.8	10.5	10.4	11.0	7.1
女性	Female	6.9	7.2	10.4	7.1	8.6	5.5
年齢階級別	By age group						
15～24(歳/age)		1.8	1.0	1.7	2.4	2.8	1.9
25～44		7.6	7.3	8.2	6.7	8.8	5.9
45～		16.0	16.1	16.6	14.6	17.8	11.1

資料出所 OECD “Employment Outlook” (1995)、各国資料

(注) 1) 区分は1年未満、1～2年、3～4年、0～4年、5～9年、10～14年、15～19年、20年～。平均勤続年数における対象労働者は、製造業の給与所得者及び生産労働者である。

2) 1996年。区分は6か月未満、6か月～1年、13か月～23か月、2年～5年未満、5年未満、5年～10年未満、10年～15年未満、15年～20年未満、20年～。

3) 区分は6か月以下、7～12か月、1～5年、5年以下、6～10年、11～20年、20年～。

4) 1996年。

3 就業構造

第3-15表 平均勤続年数（性、年齢階級別）

Table 3-15: Average length of service (by sex and age group)

		(年 / Years)											
国 Country	計 Total	15~ 19	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65~ 歳/age	
日本 <sup>1)</sup>	JPN												
男性	Male	12.5	1.0	2.7	5.2	8.8	12.8	16.0	19.2	20.5	18.4	11.2	12.1
女性	Female	7.3	1.1	2.7	5.4	7.7	8.8	9.3	10.7	12.3	13.2	12.9	16.2
アメリカ <sup>1)</sup>	USA												
男性	Male	7.5	1.0	1.9	3.3	5.3	7.3	9.5	12.1	14.0	15.6	15.4	12.2
女性	Female	5.9	0.9	1.8	3.0	4.7	5.9	7.2	8.4	9.7	11.5	12.3	12.0
イギリス <sup>1)</sup>	GBR												
男性	Male	9.2	1.5	3.0	5.1	7.2	9.6	12.3	13.9	15.2	15.4	15.5	10.6
女性	Female	6.3	1.3	2.7	4.2	6.3	5.7	6.8	8.5	10.5	12.2	12.6	11.4
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU												
男性	Male	12.1	2.2	2.5	4.3	7.1	11.1	13.4	18.2	20.3	19.5	21.0	15.4
女性	Female	8.0	1.5	2.6	4.4	5.9	7.2	9.7	10.3	13.2	15.6	18.4	17.6
フランス <sup>1)</sup>	FRA												
男性	Male	10.6	1.6	2.0	3.8	6.9	10.1	13.1	15.8	17.8	18.7	17.8	16.7
女性	Female	9.6	1.4	1.9	4.0	7.2	9.8	12.3	14.0	15.6	16.7	16.7	15.6
オランダ <sup>2)</sup>	NLD												
男性	Male	—	0.8	1.7	3.6	5.4	9.3	11.7	14.7	16.8	21.8	—	—
女性	Female	—	0.6	2.0	3.4	3.6	4.1	5.7	6.8	8.8	14.5	—	—

資料出所 (財)高年齢者雇用開発協会「高齢社会統計要覧」、各国資料

原資料は、OECD “Employment Outlook 1993” で、各国の資料は以下の通り。

日本 : 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

アメリカ : Census Bureau “Current Population Survey Occupational Mobility Supplement Data (1月調査, テープ)”

イギリス : Department of Employment “Labour Force Survey(4月調査)” からの未公表データ。

ドイツ : Sonderforschungsbereich 3 of the Universities of Frankfurt and Mannheim and Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung in Berlin, Socio-economic Panel” からの未公表データ。

フランス : INSEE “Labour Force Survey(3月調査)” からの未公表データ。なお、上記の数値はINSEE提供。

オランダ : “Arbeitsaanbodspanel” からの未公表データ。

(注) 勤続年数は、継続して同一の使用者のもとで働いた年数と定義されている。

1) 1991年の数値。

2) 1990年の数値。

第3-16表 企業内定着率（5年間の継続就業率（年齢、勤続年数別））

Table 3-16: Propensity of workers to settle in the same enterprise  
(five-year historical retention rates of workers by age and service at starting year)

国、年齢 Country and age groups		勤続0-4年の者の割合 / Percent with 0-4 years of service at year		継続就業率 / Service intervals					
				0-4 ~ 5-9 (年 / Years)		5-9 ~ 10-14		10-14 ~ 15-19	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
日本 JPN								(1984-1989年/Year)	
20-24 ~ 25-29	86.7	89.0	68.5	31.4	79.1	31.0	—		
25-29 ~ 30-34	50.7	46.7	71.6	35.4	81.9	43.5	90.3	62.5	
30-34 ~ 35-39	22.1	41.5	65.3	59.4	79.0	65.4	89.0	81.1	
35-39 ~ 40-44	16.5	45.3	68.8	68.8	75.4	71.9	84.9	77.1	
40-44 ~ 45-49	13.5	41.7	69.6	70.2	78.2	73.4	80.2	78.3	
45-49 ~ 50-54	13.3	32.2	65.7	65.6	77.2	72.0	78.1	71.7	
50-54 ~ 55-59	14.8	25.0	64.9	52.7	67.2	56.9	63.7	49.7	
55-59 ~ 60-64	28.5	24.1	36.1	37.1	37.0	37.4	29.1	29.0	
ドイツ DEU								(1984-1989年/Year)	
20-24 ~ 25-29	74.5	81.0	45.9	37.4	44.0	29.5	—		
25-29 ~ 30-34	50.0	52.8	39.2	31.5	61.1	46.3	54.8	44.4	
30-34 ~ 35-39	38.1	42.8	38.5	32.6	56.3	46.3	73.2	61.4	
35-39 ~ 40-44	27.5	38.4	62.0	40.3	45.9	62.5	61.8	67.6	
40-44 ~ 45-49	15.5	37.5	43.1	52.6	51.7	73.8	72.5	40.4	
45-49 ~ 50-54	10.5	31.5	51.2	49.3	46.3	64.4	64.4	52.5	
50-54 ~ 55-59	12.2	25.8	64.5	35.5	51.7	83.3	36.7	45.8	
55-59 ~ 60-64	6.6	7.9	33.3	37.5	23.8	20.0	25.8	13.3	
フランス FRA								(1986-1991年/Year)	
20-24 ~ 25-29	85.4	88.0	42.7	43.4	41.9	34.6	—		
25-29 ~ 30-34	53.8	49.8	53.8	50.8	70.1	72.8	48.7	40.3	
30-34 ~ 35-39	32.2	30.1	48.7	60.3	84.2	78.5	76.7	78.7	
35-39 ~ 40-44	21.7	27.2	55.6	56.9	71.4	80.0	86.0	98.2	
40-44 ~ 45-49	18.6	22.8	51.0	60.8	69.1	64.4	85.5	71.8	
45-49 ~ 50-54	14.8	21.3	59.6	62.8	59.2	67.4	76.1	68.6	
50-54 ~ 55-59	12.5	16.9	42.0	51.3	66.9	68.6	70.1	64.3	
55-59 ~ 60-64	9.8	11.3	25.3	46.4	15.4	48.4	20.4	30.8	
オランダ NLD								(1985-1990年/Year)	
20-24 ~ 25-29	82.8	81.1	47.2	26.3	54.5	25.0	—		
25-29 ~ 30-34	58.0	59.6	22.8	14.9	46.5	21.6	50.0	25.0	
30-34 ~ 35-39	30.3	46.9	28.8	20.8	42.4	17.9	48.2	33.3	
35-39 ~ 40-44	24.2	45.2	32.8	23.8	47.1	43.3	52.8	30.0	
40-44 ~ 45-49	20.1	39.5	38.8	33.3	31.5	46.9	50.0	62.5	
45-49 ~ 50-54	15.4	21.0	34.8	23.1	32.1	45.5	30.3	15.8	
50-54 ~ 55-59	—	—	—	—	—	—	—	—	
55-59 ~ 60-64	—	—	—	—	—	—	—	—	
フィンランド FIN								(1985-1990年/Year)	
20-24 ~ 25-29	90.7	94.0	28.0	22.0	51.0	41.0	—		
25-29 ~ 30-34	67.5	68.1	35.0	30.0	59.0	51.0	67.0	62.0	
30-34 ~ 35-39	46.6	50.1	38.0	35.0	61.0	54.0	73.0	70.0	
35-39 ~ 40-44	33.6	41.0	40.0	40.0	60.0	58.0	73.0	72.0	
40-44 ~ 45-49	26.6	33.2	42.0	43.0	61.0	61.0	73.0	72.0	
45-49 ~ 50-54	21.0	27.0	42.0	43.0	60.0	60.0	69.0	70.0	
50-54 ~ 55-59	16.5	21.3	37.0	36.0	50.0	49.0	54.0	55.0	
55-59 ~ 60-64	12.8	16.6	28.0	26.0	31.0	30.0	32.0	29.0	

資料出所 OECD "Employment Outlook" (1993)

この表は日本、ドイツ、フランス、オランダ、スペイン及びフィンランドの5年間の継続就業率を示したものである。最初の行は、期首における勤続年数が短い労働者の比率が記載されている。この表の他の行を横に見ていくと、定着率についての「年齢効果」がわかる。すなわち、任意の所与の勤続年数に関して、年齢の高い労働者が若年の労働者に比べて企業にとどまる蓋然性が高いかどうかということがわかる。列を下に見ていくことによって、「勤続年数効果」の指標を知ることができる。すなわち、一つの企業により長く勤めていた所与の年齢の労働者が、短い勤続年数の労働者に比べて同じ雇い主のところにとどまる蓋然性が高いかどうかができる。(OECD "Employment Outlook 1993", p.128)

## 3 就業構造

## 第3-17表 労働移動率

Table 3-17: Labour turnover ratio

(%)

国 Country	労働移動率 Labour turnover ratio	入職率 Hiring ratio	離職率 Separations ratio	勤続年数1年以内の雇用割合 Ratio of enterprise service of less than 1 year	
				1985年/Year	1991
日本 JPN	39.1	20.2	18.9	9.4	9.8
アメリカ USA	126.4	64.6	61.8	28.9	28.8
カナダ CAN	92.6	48.2	44.4	26.7	23.5
ドイツ DEU	62.0	31.6	30.4	8.5	12.8
イタリア ITA	68.1	34.5	33.6	—	15.6
フランス FRA	58.0	—	—	13.4	16.8
オランダ NLD	22.0	11.9	10.1	11.7	24.0
デンマーク DNK	57.9	29.0	29.0	26.8	—

資料出所 OECD “Employment Outlook” (1996)

## 第3-18表 青少年（18～24歳）の転職についての考え方

Table 3-18: Views of youths (18 - 24 years old) regarding job changes

(%)

国 Country	計 Total	一生一つの職 場で働き続け るべき	転職すること もやむをえな い	不満があれば 転職する方が よい	積極的に転職 する方がよい	わからない ・無回答
		One workplace for one life	Job change is unavoidable	Better to change job if have a complaint	Better to change job often	No idea / No answer
日本 JPN	100.0	10.3 (9.6)	53.0 (45.7)	17.9 (20.8)	14.2 (22.0)	4.6 (2.0)
アメリカ USA	100.0	2.5 (3.4)	21.9 (20.0)	56.2 (49.3)	15.0 (23.7)	4.4 (3.6)
イギリス <sup>1)</sup> GBR	100.0	(2.5)	(24.8)	(46.9)	(25.3)	(0.5)
ドイツ DEU	100.0	2.1 (3.0)	34.4 (32.3)	49.2 (47.0)	11.1 (15.9)	3.1 (1.9)
フランス <sup>1)</sup> FRA	100.0	(10.8)	(19.5)	(46.7)	(21.8)	(1.1)
スウェーデン SWE	100.0	0.8 (0.3)	6.1 (6.9)	49.7 (40.2)	42.0 (50.7)	1.5 (1.9)
ロシア <sup>1)</sup> RUS	100.0	(3.9)	(31.4)	(51.1)	(7.6)	(6.0)
韓国 KOR	100.0	8.4 (11.7)	43.0 (42.0)	19.0 (18.9)	27.7 (26.8)	1.9 (0.6)
タイ <sup>1)</sup> THA	100.0	(23.6)	(22.5)	(15.4)	(38.3)	(0.2)
フィリピン <sup>1)</sup> PHL	100.0	(21.9)	(28.6)	(27.5)	(21.9)	(0.1)
ブラジル <sup>1)</sup> BRA	100.0	(14.0)	(50.1)	(10.2)	(24.5)	(1.2)

資料出所 内閣府「第7回 世界青年意識調査」(2004年)

(注) 括弧内は第6回調査(1998年)の数値。

1) 第7回調査の非対象国。

第3-19表 雇用創出率・雇用喪失率・雇用再分配率・雇用純増率

Table 3-19: Job creation rate, job destruction rate, job redistribution rate and job net increase rate

		(%)									
国 Country	産 業 Industry	調査期間 (年) Consultation period (year)	変動 単位 Firm size	雇用創出率(JCR)		雇用喪失率(JDR)		雇用再分配率(JRR)		雇用純増率(NET)	
				事業 拡張 Business expansion	事業 新設 Newly established business	事業 縮小 Business contrac- tion	事業 廃止 Business closure	拡張 ・縮小 Expansion or contraction	新設 ・廃止 New establish- ment or closure	拡張 ・縮小 Expansion or contraction	新設 ・廃止 New establish- ment or closure
日本	全産業	1985-95	事業所	4.4	4.0 <sup>3)</sup>	3.9	3.3 <sup>3)</sup>	8.3	7.3 <sup>3)</sup>	0.5	0.7 <sup>3)</sup>
JPN	製造業	1985-95	事業所	3.5	—	3.9	—	7.4	—	-0.4	—
アメリカ	製造業	1985-88	事業所	6.7	1.6	7.6	2.7	14.3	4.3	-0.9	-1.1
USA	製造業	1973-88	事業所	9.1		10.3		19.4		-1.2	
カナダ	全産業	1983-91	企業	11.2	3.2	8.8	3.1	20.0	6.3	2.4	0.1
CAN	製造業	1973-86	事業所	10.6		10.0		20.6		0.6	
イギリス	全産業	1980, 84, 90	事業所	4.2	—	5.2	—	9.5	—	-1.0	—
GBR	製造業	1980, 84, 90	事業所	3.8	—	6.9	—	10.7	—	-3.1	—
ドイツ	全産業	1983-90	事業所	6.5	2.5	5.6	1.9	12.1	4.4	0.9	0.6
DEU	全産業	1977-89	事業所	6.2	2.3	5.8	1.7	12.0	4.0	0.4	0.6
フランス	全産業	1984-92	事業所	6.7	7.2	6.3	7.0	13.0	14.2	0.4	0.2
FRA											
イタリア	全産業	1984-93	企業	8.1	3.8	7.4	3.7	15.5	7.5	0.7	0.1
ITA	製造業	1984-93	企業	6.8	3.3	6.9	3.6	13.7	6.9	-0.1	-0.3
ベルギー	製造業	1980-83	企業	3.0	—	3.5	—	6.5	—	-0.5	—
BEL											
デンマーク	全産業	1983-89	事業所	9.9	6.1	8.8	5.0	18.7	11.1	1.1	1.1
DNK											
フィンランド	全産業	1986-91	事業所	6.5	3.9	8.7	3.4	15.2	7.3	-2.2	0.5
FIN											

資料出所 玄田有史「失業問題と雇用創出」(学習院大学経済経営研究所年報第13巻、1999年)

(注) 1) 「雇用創出率(JCR)」とは、1年間に雇用量が増加した事業所についての雇用増加総数の全雇用者数に対する割合をいい、「雇用喪失率(JDR)」とは、1年間に雇用者数が減少した事業所における減少した雇用者総数の全事業所の雇用者総数に対する割合をいう。

2) 「雇用再分配率(JRR)」「雇用純増率(NET)」は、  
 雇用再分配率(JRR) = 雇用創出率(JCR) + 雇用喪失率(JDR)  
 雇用純増率(NET) = 雇用創出率(JCR) - 雇用喪失率(JDR)  
 により定義される。

3) 数値について「平成11年版労働白書 第2-(2)-2表 各国の雇用創出・雇用喪失」により計算。  
 なお、数値については1991年～1994年にかけての変化率。

3 就業構造

第3-20表 労働者派遣事業

Table 3-20: Worker dispatching services

国 Country	労働者派遣事業についての法規制 System	労働者派遣事業の現状 Present status
日本 JPN	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制、一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。</li> <li>・港湾運送業務、建設業務、警備業務、一部を除く医療関係の業務は禁止。</li> <li>・派遣期間は、3年に制限(施行から3年間は、特定製造業務については1年)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力調査による2006年1～3月の派遣労働者数は、121万人。</li> <li>・政令で定める26業務の中では、事務用機器操作、ファイリング、財務処理の順に多い。</li> <li>・平均派遣期間 全体 3.8年 登録者 2.8年 常用型 5.0年 (「労働者派遣事業実態調査(2004年)」)</li> </ul>
アメリカ USA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦法、州法ともに労働者派遣事業について特段の規制を行っていない。労務者の派遣については規制している州もある(ジョージア州、テキサス州)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働統計局の調査による2001年2月の派遣労働者数は、約116万9千人。</li> <li>・管理部門補助職(含事務員)、オペレーター、組立及び肉体労働職などの職種が多い。</li> <li>・平均派遣期間は約2週間。</li> </ul>
イギリス GBR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間職業紹介と同様、1994年法により許可制が廃止された。届出も不要。</li> <li>・取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。ただし、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年の派遣労働者数は29万人で雇用者に占める割合は1.2%。</li> <li>・産業別派遣先は金融不動産業(31%)、行政・教育・健康産業(22%)、製造業(20%)。</li> </ul>
ドイツ DEU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。</li> <li>・建設業についての労働者派遣業は禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数は2005年平均で44万4千人。</li> <li>・職種別割合は、錠前工、機械工13.2%、補助工32.3%、その他16.1%、技術職4.1%、その他のサービス業12.8%、団体、行政、事務所10.3%、電気工6.3%、その他の加工業4.9%。</li> </ul>
フランス FRA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。</li> <li>・利用事由としては恒常的業務であってはならず、①欠席社員等の代理要員、②一時的な追加業務、③本来的に一時的な業務(季節労働等)、④雇用政策上の措置としての派遣労働の利用のいずれかでなければならない。</li> <li>・危険業務、特定の化学物質が放出される現場における業務、発ガス性の作業現場における業務、核物質・放射性物質のある現場における業務は禁止。</li> <li>・派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Unedic(全国商工業雇用連合)発表のデータによると、2004年10月末現在、派遣労働者数は、63万4922人で、増加傾向にある。</li> <li>・産業別には、建設業、加工業等第2次産業での利用が多い。</li> <li>・平均派遣期間は約2.15週間。</li> </ul>

資料出所 厚生労働省「海外労働白書 1999年」、日本労働研究機構「欧米主要国における労働者派遣法の実態」、高梨昌編著「[第二版] 詳解労働者派遣法」等をもとに労働政策研究・研修機構情報解析部作成

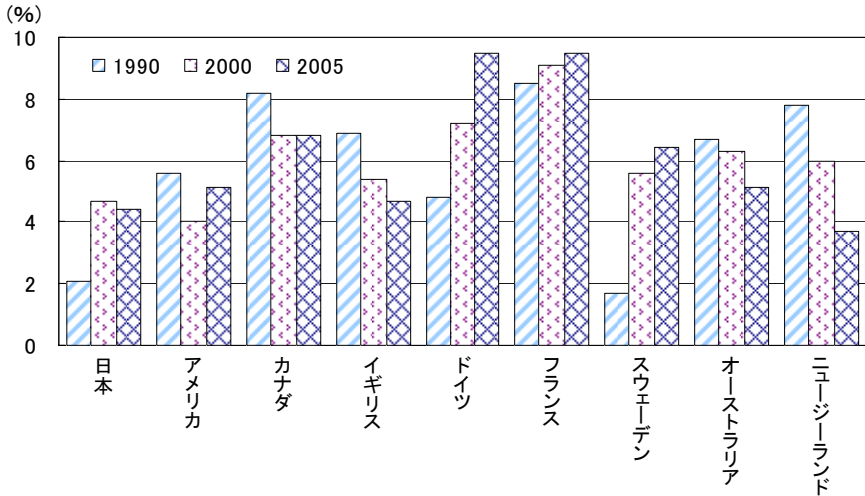
(注) 日本は2003年の法改正の内容を含む。なお、2006年より医療関連業務については産休等の代替要員、医師についてはへき地に限り派遣が認められている。

## 4. 失業・失業保険・雇用調整





## 4-1 ILO 定義失業率

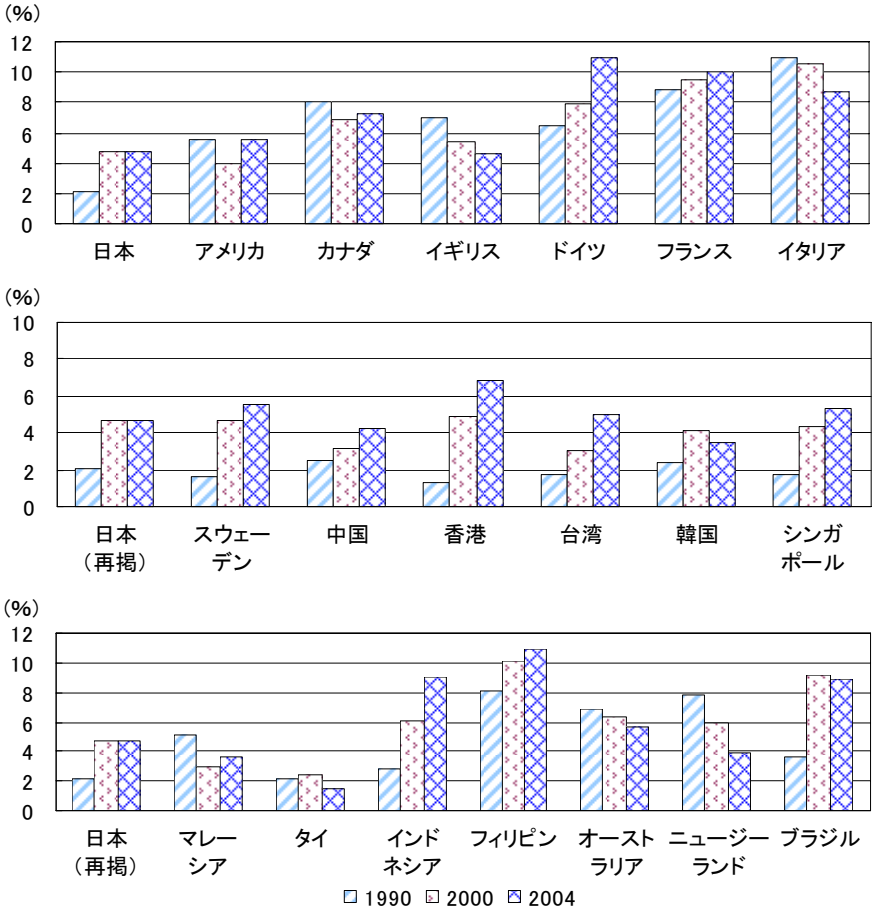


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第 4-1 表 標準化失業率」(p.129)を参照。

(注) スウェーデンの 2005 年は 2004 年値を使用。

各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なっているため、そのままでは国際比較することができない。ILO では、ILO 基準の失業率を定義している。この定義に基づいて OECD は各国の失業率が比較可能となるように試算している。その結果、日本は長期的に失業率の上昇がみられるものの、アメリカはヨーロッパ各国と比べ低い水準にある。

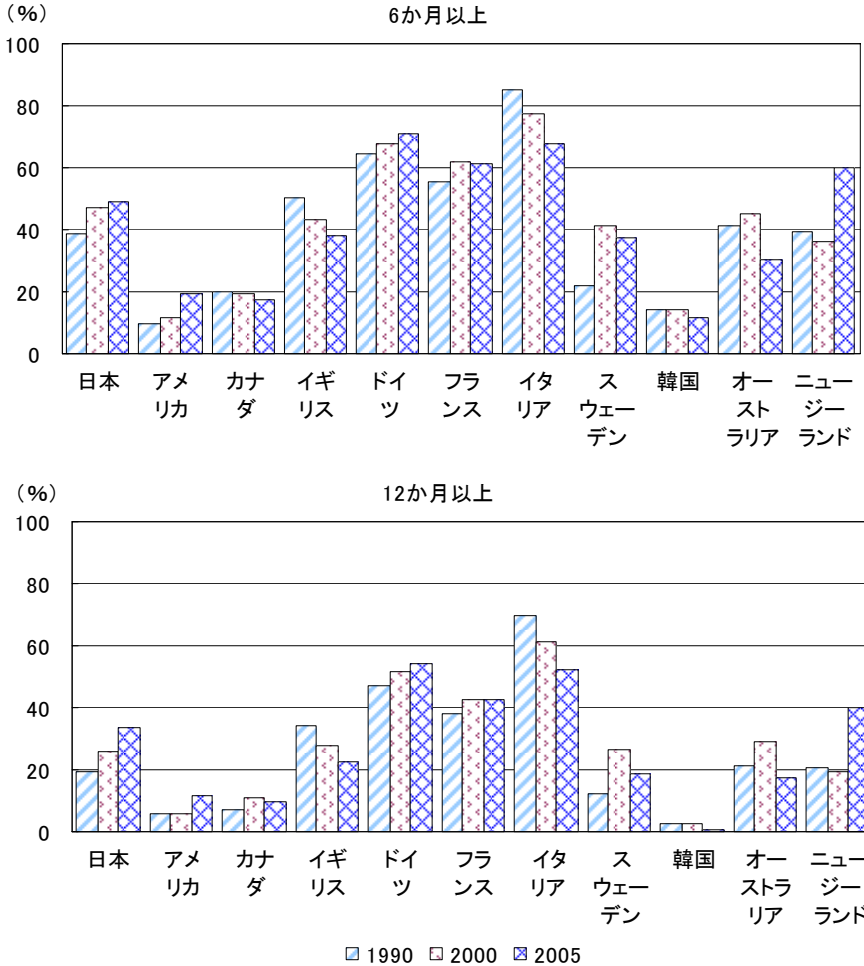
4-2 失業率(各国公表値)



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.130)を参照。  
 (注) イタリア、台湾、マレーシアの2004年は2003年値、インドネシアの2004年は2002年値、ブラジルの2000年は2002年値を使用。

各国の1990年代から2004年にかけての失業率の動きをみると、日本をはじめとするアジアの国・地域やブラジルでは、失業率が上昇傾向を示しているが、イギリス、イタリアやオセアニアでは、一旦高まった失業率が低下傾向を示している。こうした違いの背景には、成長率の違いなどの景気動向ばかりでなく、年齢、民族などの人口構成や政策制度面での違いなどの構造的要因もあると考えられる。なお、失業率は各国ごとに定義が違っているので、公表値をそのまま比較することは適当でない。

### 4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの具体的な数値及び出所については、「第4-5表 長期失業者の割合」(p.135)を参照。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、イタリア、ドイツ、フランス、日本などで高く、北米、韓国などでは比較的低い。

失業期間は、失業者の年齢や、失業する以前の就職経験などで違いがみられる。

4 失業・失業  
保険・雇用調整

4 失業・失業保険・雇用調整

4-4 日米の失業率の違い

失業者の定義について、日米ともILOの基準に従い、「仕事をもたず」、「現在就業可能であり」、「仕事を探していた」の3要件を満たす者とされているが、求職活動期間や家族従業者の取り扱いで以下の表のように若干の違いがある。

また、レイオフ（一時休業）については、アメリカではレイオフされ復職を待っている者は求職活動の有無を問わず失業者に含めるが、日本の一時休業は雇用関係が一般に継続しているため、就業者に含めている。

日、米失業者の定義の相違

	求職活動期間		求職活動の結果を待っている	家族従業者（就業時間）		就業内定者
	過去1週間	過去2～4週		週15時間未満	週15時間以上	
日本	失業者	非労働力人口	失業者	就業者	就業者	非労働力人口
アメリカ	失業者	失業者	非労働力人口	非労働力人口	就業者	非労働力人口

注) 求職活動の結果を待っている場合（アメリカ）や、就業内定の場合でも、求職活動を行っていれば失業者にカウントされる。

日本定義からアメリカ定義への修正については、おおむね以下の①から③の修正を行うことになる。

- ① 過去2～4週間に求職活動を行った者 : 非労働力人口→失業者
- ② 求職活動の結果を待っている者
  - イ 過去2～4週間に求職活動を行った者 : 変更なし
  - ロ 過去1か月以内に求職活動を行っていない者 : 失業者→非労働力人口
- ③ 家族従業者のうち、週15時間未満の就業者 : 就業者→非労働力人口

総務省「労働力調査年報詳細結果(平成17年)」を活用して、上記①～③の修正を行い、日本定義の失業者数等をアメリカ定義に変更すると、以下のようになる。

(日本定義)

失業者数：294万人、労働力人口：6,637万人、完全失業率：4.4%

(注：上記の数字は、全て2005年の原数値。)

- ① に該当する者（非労働力人口のうち過去1か月に求職活動があり、仕事にすぐ就ける者。ただし、「家事・育児のため仕事があっても続けられそうにない」者を除く）  
→26万人
- ② のロに該当する者（完全失業者のうち、過去1か月以内に求職活動を行っていない者）  
→74万人
- ③ に該当する者（家族従業者のうち、1週間の就業時間が15時間未満の者）  
→37万人

(アメリカ定義への修正)

失業者数	：	246万人	(=294+26-74)
労働力人口	：	6,552万人	(=6,637+26-74-37)
完全失業率	：	3.8%	(= (246÷6,552)×100)

資料出所 厚生労働省「労働経済白書(平成14年版)」を参考に作成。

## 4-5 失業率の国際比較

失業率とは、失業者数／労働力人口×100で算定される指標です。労働力人口とは、就業者数と失業者数とを合計した人数ですから、失業率を求めるためには就業者と失業者がどのようなものであるかを明らかにする必要があります。これらの定義については、1982年に開催された国際労働機関（ILO）国際統計家会議において、現在使われているILO基準の定義が決議されました。ILO基準では、就業者は、特定の短い期間に、「有給就業者」又は「自営就業者」で、一定の年齢以上のすべての者としています。また、失業者は、特定の短い期間に、①「仕事を持たず」②「現在就業が可能であり」③「仕事を探していた」一定年齢以上のすべての者としています。

その後、各国においてILO基準に添うように就学・不就業などの把握方法の見直しが行われ、また、国際機関が各国の失業率をILO基準に調整して公表するなど国際比較のための環境は整備されつつあります。

ただし、ILO基準に準拠している失業率といっても、各国の実情に合わせて定義そのものに幅を持たしているため、公表している国や機関によって厳密な定義は異なります。

アメリカでは、労働省労働統計局が行っているCurrent Population Surveyによって失業率が把握されています。さらに、各国の失業率をアメリカの基準に合わせた数値を公表しています（参考1）。

わが国では、総務省統計局が行っている労働力調査によって、失業率が毎月公表されています。従来、失業の周辺情報を詳細に調べていた労働力調査特別調査が2002年1月から労働力調査に統合され、四半期ごとに詳細結果が明らかにされるようになりました。「4-4 日米の失業者の定義の違い(p.124)」で労働力調査特別調査を用いて失業率をアメリカの定義に合わせる方法について述べましたが、総務省統計局でも2005年の詳細結果を用いてアメリカの定義に合わせた失業者数を試算しています（参考2）。アメリカの定義に合わせた失業者数を用いて2005年の日本の失業率を試算すると3.8%となり、公表値の4.4%より0.6ポイント低下します。

また、欧州連合（EU）では、各国が独自に公表している失業率のほかに、欧州統計局（Eurostat）がILO基準の失業率を毎月公表しています。基本となるのはEU各国で行われている労働力調査です。EUでは1983年から国際比較が可能な調査が行われています。現在の調査の枠組みは、1998年のEUのCouncil Regulationによって定められました。その後、調査事項については、2000年のCommission Regulationによって詳細に定められ、これに基づき調査が行われています。ただし、調査は4半期か年ごとに実施することとされているなど、国の事情によって実施状況に差があります。

欧州統計局で用いられている失業者の定義は、特定の期間に①「仕事を持たず」、②「2週間以内に就業が可能で」、③「過去4週間に何か仕事を探していた」15歳から74歳までの

ものをいい、日本、アメリカの定義とも違いがあります。

欧州統計局における失業率の推計手順をみてみましょう。

はじめに、労働力調査からその月の就業者数と失業者数を推計します。

失業者数については、労働力調査を年に1回しか行っていないフランスやドイツなどでは、公共職業安定所等への失業者の登録データを利用しています。これらのデータは労働力調査の失業者の定義とは異なりますので、その増減状況が、失業者数の増減に反映されるように推計されます。就業者数についても、労働力調査の結果から推計されます。

次に、失業者数及び就業者数が、各国ごとに4つの区分（25歳未満の男・女、25歳以上の男・女）で計算されます。その後これらの系列はそれぞれ季節調整され、各国の数値とEUの合計が計算されます。

このような推計方法をとっているため、各国の労働力調査の最新結果が利用可能となったときに、公表されていた失業率の値が改定されることがあります。

雇用問題が大きな関心を集める中、失業率の国際比較には様々な取組みがなされていることが分かります。しかしながら、失業率の水準そのものを的確に比較することは大変難しいといえます。国際比較を行うに当たっては目的に合わせて水準だけでなく失業率の動きや性・年齢別などの失業率の構造など様々な面からみる必要があります。

参考文献：総務省「平成17年労働力調査年報」

BLS “Monthly Labor Review”

EU “Official Journal of European Communities”

Eurostat “EURO-INDICATORS news release”

“European social statistics -Labour force survey results”

## 参考1 アメリカの定義で調整した失業率

		(%)								
国 / Country		1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
日本	JPN	2.1	3.2	4.8	5.1	5.4	5.3	4.8	4.5	
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	5.6	5.6	4.0	4.7	5.8	6.0	5.5	5.1	
カナダ	CAN	7.7	8.6	6.1	6.5	7.0	6.9	6.4	6.0	
イギリス	GBR	7.1	8.7	5.5	5.1	5.2	5.0	4.8	4.8	
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	5.0	8.2	7.8	7.9	8.6	9.3	10.3	11.2	
フランス	FRA	8.6	11.3	9.1	8.4	9.0	9.6	9.8	9.7	
イタリア	ITA	7.0	11.3	10.2	9.2	8.7	8.5	8.1	7.8	
オランダ	NLD	5.9	6.6	2.8	2.2	2.8	3.7	4.6	4.7	
スウェーデン	SWE	1.8	9.1	5.8	5.0	5.1	5.8	6.6	7.7	
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	6.3	6.8	6.4	6.1	5.5	5.1	

資料出所 Bureau of Labor Statistics “Comparative Civilian Labor Force Statistics, Ten Countries, 1960-2005” (<http://www.bls.gov/>)

(注) 1) アメリカの変更は事実上失業率には影響しない。

2) 1990年は旧西ドイツ地域。

## 参考2 失業率の試算

		(万人)		
		男女計	男	女
失業者	原数値(2005年平均の日本の公表値)	294	178	116
	(控除項目)			
	・調査月以前の求職者(過去の求職結果待ちの者)	74	51	23
	(追加項目)			
	・調査週間を除く調査月中の求職者で仕事に「すぐつける」者 <sup>1)</sup>	26	9	17
	試算値	246	136	110

資料出所 総務省「平成17年労働力調査詳細結果」(2006)

(注) 1) 「すぐつける」者のうち「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」を除いた。

上記の試算は「労働力調査詳細結果(平成17年平均)」を用いて一定の前提の下に行ったものである。

2) この試算値を用いて失業率を試算すると、2005年の就業者数は6,343万人なので、

公表失業率  $294 \div (6,343 + 294) \times 100 = \text{約 } 4.4\%$

アメリカ基準の失業率  $246 \div (6,343 + 246) \times 100 = \text{約 } 3.7\%$

となる。



## 第 4-1 表 標準化失業率

Table 4-1: Standardized unemployment rate

(%)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	5.4	5.3	4.7	4.4
アメリカ	USA	5.6	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1
カナダ	CAN	8.2	9.6	6.8	7.7	7.6	7.2	6.8
イギリス	GBR	6.9	8.5	5.4	5.1	5.0	4.6	4.7
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	4.8	8.0	7.2	8.2	9.1	9.5	9.5
フランス	FRA	8.5	11.1	9.1	8.9	9.5	9.7	9.5
イタリア	ITA	8.9	11.2	10.1	8.6	8.4	8.0	7.7
オランダ	NLD	5.9	6.6	2.8	2.8	3.7	4.6	4.8
ベルギー	BEL	6.6	9.7	6.9	7.5	8.2	8.4	8.4
ルクセンブルク	LUX	1.6	2.9	2.3	2.8	3.7	4.8	5.3
デンマーク	DNK	7.2	6.8	4.4	4.6	5.4	5.4	4.8
スウェーデン	SWE	1.7	8.8	5.6	4.9	5.6	6.4	—
オーストリア	AUT	—	3.9	3.7	4.2	4.3	4.9	5.2
フィンランド	FIN	3.2	15.2	9.8	9.1	9.0	8.9	8.4
アイルランド	IRL	13.4	12.3	4.3	4.3	4.6	4.5	4.3
ノルウェー	NOR	5.8	5.5	3.4	3.9	4.5	4.4	4.6
ポルトガル	PRT	4.8	7.3	4.1	5.0	6.2	6.7	7.6
スペイン	ESP	13.1	18.4	11.1	11.1	11.1	10.6	9.2
スイス	CHE	—	3.5	2.7	3.2	4.2	4.4	4.5
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	6.3	6.4	6.1	5.5	5.1
ニュージーランド	NZL	7.8	6.3	6.0	5.2	4.6	3.9	3.7

資料出所 OECD “Employment Outlook” (2006)

(注) 「標準化失業率」とは、ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、労働年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む。)を積極的に行った者と定義され、失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合をいう。

1) 1990年の数値は旧西ドイツ地域。

## 第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rate (officially announced)

（％）

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	
日本	JPN	2.1	3.2	4.7	5.4	5.3	4.7	4.4
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	5.6	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1
カナダ	CAN	8.1	9.5	6.8	7.7	7.6	7.2	6.8
イギリス <sup>2)</sup>	GBR	7.0	8.8	5.4	5.1	5.0	4.6	4.7
ドイツ <sup>1)3)9)</sup>	DEU	6.4	10.1	7.9	8.7	10.0	11.0	11.1
フランス	FRA	8.9	11.4	9.5	9.0	9.7	10.0	—
イタリア	ITA	11.0	11.3	10.5	9.0	8.7	—	—
スウェーデン <sup>2)9)</sup>	SWE	1.6	7.7	4.7	4.0	4.9	5.5	6.0
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	—	9.5	9.8	7.9	8.0	7.8	—
中国 <sup>3)4)</sup>	CHN	2.5	2.9	3.1	4.0	4.3	4.2	4.2
香港	HKG	1.3	3.2	4.9	7.3	7.9	6.8	5.6
台湾	TWN	1.7	1.8	3.0	5.2	5.0	—	—
韓国	KOR	2.4	2.0	4.1	3.1	3.4	3.5	3.7
シンガポール <sup>3)5)</sup>	SGP	1.7	2.7	4.4	5.2	5.4	5.3	—
マレーシア <sup>6)</sup>	MYS	5.1	2.8	3.0	3.5	3.6	—	—
タイ <sup>2)3)</sup>	THA	2.2	1.1	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4
インドネシア <sup>3)</sup>	IDN	2.8	7.2	6.1	9.1	—	—	—
フィリピン <sup>3)9)</sup>	PHL	8.1	8.4	10.1	10.2	10.2	10.9	7.4
オーストラリア <sup>7)</sup>	AUS	6.9	8.4	6.4	6.4	6.0	5.6	5.1
ニュージーランド	NZL	7.8	6.3	6.0	5.2	4.7	3.9	3.7
ブラジル <sup>2)3)8)</sup>	BRA	3.7	6.1	—	9.2	9.7	8.9	—

資料出所 ILO “Yearbook of Labour Statistics” (2005)

日本:総務省統計局「労働力調査」(2005)

イギリス:National Statistics “Labour Market Trends” (2005)

(注) 失業者の定義については第4-8表を参照。

- 1) 1990年は旧西ドイツ地域。
- 2) アメリカ、イギリスは16歳以上、タイは13歳以上、ブラジルは10歳以上、スウェーデンは16～64歳、ロシアは15～72歳、マレーシアは15～64歳。その他は15歳以上。
- 3) 中国は12月、シンガポールは6月、フィリピンは10月(1985年は第4四半期)、ブラジルは9月、タイは8月、インドネシアは5月、ドイツは4月の数値。
- 4) 都市部の数値。
- 5) 1990年は人口調査。
- 6) 100%から就業率を引いた数値。
- 7) 1985年は15時間未満の無給家族従業者を含む。1995年は国勢調査に基づく推定値。
- 8) 6大都市の平均。
- 9) 2005年の値は統計法が変更されたため、厳密な比較はできない。

第4-3表 年齢階級別失業者数構成比（2004年）

Table 4-3: Composition of unemployed persons by age group

(男女計 <sup>3)</sup> / Total)		(千人 / thousand people, %)							
国・地域 Country or region		15～19 歳 / Years		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	130.0	(4.2)	480.0	(15.3)	480.0	(15.6)	390.0	(12.5)
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	1,208.0	(14.8)	1,431.0	(17.5)	955.0	(11.7)	829.0	(10.1)
カナダ	CAN	204.5	(16.6)	175.5	(14.2)	140.4	(11.3)	114.0	(9.2)
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	273.7	(20.1)	216.4	(15.9)	281.9		(20.7)	
ドイツ	DEU	141.0	(3.2)	460.0	(10.5)	425.0	(9.7)	459.0	(10.5)
フランス	FRA	119.8	(4.4)	489.4	(17.9)	406.7	(14.9)	355.6	(14.6)
イタリア	ITA	152.0	(7.3)	448.0	(21.4)	452.0	(21.6)	330.0	(15.7)
スウェーデン	SWE	17.0	(6.9)	41.0	(16.7)	35.0	(14.2)	28.0	(11.4)
香港	HKG	18.4	(7.6)	30.0	(12.4)	22.5	(9.3)	23.1	(9.5)
韓国	KOR	42.0	(4.9)	189.0	(22.0)	181.0	(21.0)	108.0	(12.6)
シンガポール	SGP	3.8	(3.4)	18.0	(16.2)	16.7	(15.0)	11.6	(10.4)
フィリピン	PHL	661.0	(17.0)	1081.0	(27.8)	990.0		(23.6)	
オーストラリア	AUS	128.9	(22.6)	96.8	(17.0)	62.5	(11.0)	53.6	(9.4)
ニュージーランド	NZL	19.9	(24.3)	14.2	(17.3)	8.3	(10.1)	8.4	(10.2)
国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	300.0	(8.1)	230.0	(7.3)	210.0	(6.7)	270.0	(8.6)
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	799.0	(10.3)	779.0	(9.5)	724.0	(8.9)	565.0	(6.9)
カナダ	CAN	129.4	(11.8)	142.9	(11.6)	113.4	(9.2)	90.7	(7.4)
イギリス <sup>4)</sup>	GBR			369.5					
ドイツ	DEU	552.0	(12.6)	593.0	(73.1)	551.0	(12.6)	535.0	(12.2)
フランス	FRA	344.3	(12.6)	313.3	(290.4)	240.7	(8.8)	246.2	(9.0)
イタリア	ITA	250.0	(11.9)	169.0	(143.8)	118.0	(5.6)	88.0	(4.2)
スウェーデン	SWE	27.0	(11.0)	25.0	(8.5)	19.0	(7.7)	17.0	(6.9)
香港	HKG	26.0	(10.7)	32.7	(12.7)	35.6	(14.7)	28.9	(11.9)
韓国	KOR	88.0	(10.2)	77.0	(33.9)	70.0	(8.1)	41.0	(4.8)
シンガポール	SGP	12.7	(11.4)	15.7	(68.3)	15.1	(13.6)	12.7	(11.4)
フィリピン	PHL	438.0		(12.0)		365.0		(8.4)	
オーストラリア	AUS	53.3	(9.3)	56.6	(67.4)	43.9	(7.7)	31.1	(5.5)
ニュージーランド	NZL	7.3	(8.9)	6.5	(106.6)	4.9	(6.0)	5.1	(6.2)
国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total	
日本	JPN	270.0	(8.6)	270.0	(8.6)	100.0	(3.2)	3,130.0	
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	437.0	(5.3)	245.0	(3.0)	178.0	(2.2)	8,179.0	
カナダ	CAN	77.3	(6.3)	36.1	(2.9)	9.5	(0.8)	1,233.7	
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	217.3	(16.0)			2.2	(0.2)	1,361.0	
ドイツ	DEU	469.0	(10.7)	200.0	(4.6)	3.0	(0.1)	4,388.0	
フランス	FRA	183.1	(6.7)	27.3	(1.0)	0.8	(0.0)	2,727.2	
イタリア	ITA	56.0	(2.7)	26.0	(1.2)	9.0	(0.4)	2,096.0	
スウェーデン	SWE	20.0	(8.1)	18.0	(7.3)	—	—	246.0	
香港	HKG	18.8	(7.8)	5.3	(2.2)	1.2	(0.5)	242.5	
韓国	KOR	38.0	(4.4)	18.0	(2.1)	18.0	(2.1)	860.0	
シンガポール	SGP	6.9	(6.2)	2.1	(1.9)	1.1	(1.0)	111.2	
フィリピン	PHL	243.0		(5.1)		111.0	(2.9)	3,888.0	
オーストラリア	AUS	28.8	(5.0)	13.3	(2.3)	1.7	(0.3)	570.6	
ニュージーランド	NZL	4.3	(5.2)	2.5	(3.0)	0.5	(0.6)	82.0	

4 失業・失業者  
雇用調整

## 4 失業・失業保険・雇用調整

(男性 / Male)		(千人 / thousand people, %)							
国・地域 Country or region		15~19 歳 / Years		20~24		25~29		30~34	
日本	JPN	70.0	(3.6)	280.0	(14.6)	290.0	(15.1)	220.0	(11.5)
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	664.0	(14.9)	811.0	(18.2)	535.0	(12.0)	446.0	(10.0)
カナダ	CAN	110.8	(16.2)	107.9	(15.8)	83.9	(12.3)	60.1	(8.8)
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	160.1	(20.3)	117.5	(14.9)	167.8		(21.3)	
ドイツ	DEU	81.0	(3.2)	295.0	(11.6)	268.0	(10.5)	268.0 (10.5)	
フランス	FRA	67.9	(5.1)	257.6	(19.4)	208.1	(15.7)	153.6 (11.6)	
イタリア	ITA	79.0	(7.9)	227.0	(22.8)	217.0	(21.8)	148.0 (14.9)	
スウェーデン	SWE	9.0	(6.6)	23.0	(16.8)	19.0	(13.9)	15.0 (10.9)	
香港	HKG	11.0	(6.7)	19.2	(11.7)	14.6	(8.9)	13.3 (8.1)	
韓国	KOR	20.0	(3.7)	84.0	(15.7)	131.0	(24.5)	75.0 (14.0)	
シンガポール	SGP	0.9	(1.4)	6.1	(9.4)	8.8	(13.5)	6.1 (9.4)	
フィリピン	PHL	365.0	(15.8)	596.0	(25.8)	597.0		(25.8)	
オーストラリア	AUS	66.1	(21.4)	55.1	(17.8)	36.0	(11.7)	27.7 (9.0)	
ニュージーランド	NZL	10.0	(25.3)	7.0	(17.7)	3.9	(9.9)	3.6 (9.1)	
国・地域 Country or region		35~39		40~44		45~49		50~54	
日本	JPN	160.0	(8.3)	130.0	(6.8)	120.0	(6.3)	170.0 (8.9)	
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	430.0	(9.6)	409.0	(9.2)	388.0	(8.7)	296.0 (6.6)	
カナダ	CAN	67.9	(9.9)	72.6	(10.6)	60.9	(8.9)	48.3 (7.1)	
イギリス <sup>4)</sup>	GBR			192.5	(24.4)				
ドイツ	DEU	310.0	(12.2)	330.0	(12.9)	307.0	(12.0)	293.0 (11.5)	
フランス	FRA	166.0	(12.5)	136.4	(10.3)	106.3	(8.0)	119.6 (9.0)	
イタリア	ITA	104.0	(10.4)	67.0	(6.7)	54.0	(5.4)	45.0 (4.5)	
スウェーデン	SWE	14.0	(10.2)	13.0	(9.5)	11.0	(8.0)	9.0 (6.6)	
香港	HKG	15.1	(9.2)	18.4	(11.2)	22.7	(13.8)	19.2 (11.7)	
韓国	KOR	57.0	(10.7)	48.0	(9.0)	42.0	(7.9)	28.0 (5.2)	
シンガポール	SGP	8.5	(13.1)	9.2	(14.2)	9.9	(15.2)	8.4 (12.9)	
フィリピン	PHL	270.0		(11.7)		248.0		(10.7)	
オーストラリア	AUS	26.0	(8.4)	28.1	(9.1)	22.5	(7.3)	17.6 (5.7)	
ニュージーランド	NZL	3.3	(8.4)	3.1	(7.8)	2.3	(5.8)	2.4 (6.1)	
国・地域 Country or region		55~59		60~64		65~		計 Total	
日本	JPN	180.0	(9.4)	210.0	(10.9)	80.0	(4.2)	1,920.0	
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	240.0	(5.4)	133.0	(3.0)	104.0	(2.3)	4,456.0	
カナダ	CAN	44.5	(6.5)	21.8	(3.2)	6.2	(0.9)	684.8	
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	150.3	(19.1)			—	—	788.1	
ドイツ	DEU	258.0	(10.1)	139.0	(5.4)	2.0	(0.1)	2,551.0	
フランス	FRA	97.2	(7.3)	13.7	(1.0)	—	—	1,326.5	
イタリア	ITA	33.0	(3.3)	19.0	(1.9)	4.0	(0.4)	996.0	
スウェーデン	SWE	13.0	(9.5)	10.0	(7.3)	—	—	137.0	
香港	HKG	14.5	(8.8)	4.7	(2.9)	1.2	(0.7)	164.8	
韓国	KOR	28.0	(5.2)	13.0	(2.4)	8.0	(1.5)	534.0	
シンガポール	SGP	4.5	(6.9)	1.7	(2.6)	0.9	(1.4)	65.0	
フィリピン	PHL	171.0		(7.4)		64.0	(2.8)	2,312.0	
オーストラリア	AUS	17.4	(5.6)	10.9	(3.5)	1.4	(0.5)	308.8	
ニュージーランド	NZL	2.1	(5.3)	1.6	(4.1)	0.3	(0.8)	39.5	

(女性 / Female)

(千人 / thousand people, %)

国・地域 Country or region		15~19 歳 / Years	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	60.0 (5.0)	200.0 (16.5)	190.0 (15.7)	170.0 (14.0)
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	543.0 (14.7)	619.0 (16.8)	420.0 (11.4)	384.0 (10.4)
カナダ	CAN	83.6 (15.2)	71.6 (13.0)	57.5 (10.5)	58.7 (10.7)
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	113.6 (19.8)	98.9 (17.3)	114.1 (19.9)	
ドイツ	DEU	60.0 (3.3)	165.0 (9.0)	156.0 (8.5)	191.0 (10.4)
フランス	FRA	51.9 (3.7)	231.8 (16.5)	198.6 (14.2)	202.0 (14.4)
イタリア	ITA	73.0 (6.6)	221.0 (20.1)	235.0 (21.3)	182.0 (16.5)
スウェーデン	SWE	8.0 (7.3)	18.0 (16.5)	16.0 (14.7)	13.0 (11.9)
香港	HKG	7.4 (8.4)	10.8 (12.2)	7.9 (8.9)	9.8 (11.1)
韓国	KOR	22.0 (6.7)	105.0 (32.2)	49.0 (15.0)	32.0 (9.8)
シンガポール	SGP	2.9 (5.6)	11.8 (22.7)	7.7 (14.8)	6.5 (12.5)
フィリピン	PHL	296.0 (18.8)	485.0 (30.8)	393.0 (24.9)	
オーストラリア	AUS	62.8 (24.0)	41.7 (15.9)	26.5 (10.1)	25.9 (9.9)
ニュージーランド	NZL	9.9 (23.3)	7.2 (17.0)	4.4 (10.4)	4.8 (11.3)
国・地域 Country or region		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	140.0 (11.6)	100.0 (8.3)	90.0 (7.4)	100.0 (8.3)
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	369.0 (10.0)	370.0 (10.0)	335.0 (9.1)	269.0 (7.3)
カナダ	CAN	69.1 (12.6)	71.8 (13.1)	53.1 (9.7)	42.4 (7.7)
イギリス <sup>4)</sup>	GBR		177.0 (30.9)		
ドイツ	DEU	242.0 (13.2)	263.0 (14.3)	244.0 (13.3)	242.0 (13.2)
フランス	FRA	178.3 (12.7)	176.9 (12.6)	134.5 (9.6)	126.8 (9.1)
イタリア	ITA	146.0 (13.3)	102.0 (9.3)	64.0 (5.8)	43.0 (3.9)
スウェーデン	SWE	13.0 (11.9)	12.0 (11.0)	8.0 (7.3)	8.0 (7.3)
香港	HKG	10.9 (12.3)	14.3 (16.1)	12.9 (14.6)	9.0 (10.2)
韓国	KOR	31.0 (9.5)	29.0 (8.9)	28.0 (8.6)	12.0 (3.7)
シンガポール	SGP	5.4 (10.4)	5.6 (10.8)	6.1 (11.8)	3.5 (6.7)
フィリピン	PHL		167.0 (10.6)		116.0 (7.4)
オーストラリア	AUS	27.3 (10.4)	28.5 (10.9)	21.4 (8.2)	13.4 (5.1)
ニュージーランド	NZL	4.0 (9.4)	3.4 (8.0)	2.6 (6.1)	2.7 (6.4)
国・地域 Country or region		55~59	60~64	65~	計 Total
日本	JPN	90.0 (7.4)	60.0 (5.0)	20.0 (1.7)	1,210.0
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	197.0 (5.3)	112.0 (3.0)	74.0 (2.0)	3,694.0
カナダ	CAN	28.4 (5.2)	11.0 (2.0)	2.8 (0.5)	549.8
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	67.1 (11.7)		2.2 (0.4)	572.9
ドイツ	DEU	210.0 (11.4)	61.0 (3.3)	1.0 (0.1)	1,836.0
フランス	FRA	85.8 (6.1)	13.6 (1.0)	0.8 (0.1)	1,400.8
イタリア	ITA	23.0 (2.1)	7.0 (0.6)	5.0 (0.5)	1,101.0
スウェーデン	SWE	7.0 (6.4)	8.0 (7.3)	—	109.0
香港	HKG	4.3 (4.9)	0.6 (0.7)	0.1 (0.1)	88.6
韓国	KOR	10.0 (3.1)	5.0 (1.5)	4.0 (1.2)	326.0
シンガポール	SGP	1.8 (3.5)	0.1 (0.2)	0.4 (0.8)	51.9
フィリピン	PHL		72.0 (4.6)	46.0 (2.9)	1,576.0
オーストラリア	AUS	11.4 (4.4)	2.4 (0.9)	0.3 (0.1)	261.7
ニュージーランド	NZL	2.2 (5.2)	0.9 (2.1)	0.2 (0.5)	42.4

資料出所 ILO "Yearbook of Labour Statistics" (2005)

- (注) 1) 各項目の右側、カッコ内の数字は構成比(%)。  
 2) フランスは公式推定、その他の国は労働力標本調査及び総合世帯標本調査。  
 3) 男女計としての数値がないため、男性、女性の数値をたしあけて算出した。  
 4) アメリカ、イギリス、スウェーデンの15~19歳は16~19歳。

## 第4-4表 年齢階級別失業率（時系列）

Table 4-4: Unemployment rate by age group (time series)

(%)

国・地域 Country or region		1990年/Year			2000			2005		
		15~24 <sup>1)</sup> 歳 Years	25~54	55~64	15~24 <sup>1)</sup>	25~54	55~64	15~24 <sup>1)</sup>	25~54	55~64
日本	JPN	4.3	1.6	2.7	9.2	4.1	5.6	8.7	4.2	4.1
アメリカ	USA	11.2	4.6	3.3	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3
カナダ	CAN	12.4	7.4	6.1	12.6	5.8	5.4	12.4	5.8	5.4
イギリス	GBR	10.1	5.8	7.2	11.8	4.4	4.4	11.8	3.5	2.7
ドイツ	DEU	4.5	4.6	7.7	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7
フランス	FRA	19.8	7.8	6.5	20.7	9.2	7.9	22.8	8.7	6.8
イタリア	ITA	31.5	7.7	2.3	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5
オランダ	NLD	11.1	7.2	3.8	5.3	2.3	1.9	—	—	—
ベルギー	BEL	14.5	6.5	3.6	15.2	5.8	3.2	19.9	7.2	4.4
ルクセンブルク	LUX	3.6	1.4	0.6	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1
デンマーク	DNK	11.5	7.9	6.1	6.7	4.1	4.0	7.9	4.2	4.9
スウェーデン	SWE	4.6	1.3	1.5	11.9	4.9	6.1	—	—	—
オーストリア	AUT	—	—	—	6.3	4.3	6.7	10.3	4.4	3.6
フィンランド	FIN	9.4	2.0	2.3	21.5	8.0	9.4	19.9	6.9	6.8
アイルランド	IRL	17.7	12.5	8.4	6.4	4.0	2.5	8.3	3.7	2.9
ノルウェー	NOR	11.8	4.3	2.5	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7
ポルトガル	PRT	9.6	3.8	2.1	8.6	3.5	3.3	16.1	7.3	6.2
スペイン	ESP	30.2	13.1	8.0	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1
スイス <sup>2)</sup>	CHE	3.2	1.6	1.1	4.8	2.3	2.7	8.8	3.8	3.8
EU <sup>3)</sup>		16.3	6.8	5.7	15.6	7.3	7.5	17.0	8.2	6.0
韓国	KOR	7.0	1.9	0.8	10.2	3.7	2.6	10.2	3.4	2.5
オーストラリア	AUS	13.2	5.1	5.4	11.8	4.7	3.9	10.8	3.9	3.2
ニュージーランド	NZL	14.1	6.1	4.6	13.2	4.5	4.7	9.4	2.7	1.9

資料出所 OECD "Employment Outlook" (2006)

(注) 1) アメリカ、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、スペインは16~24歳。

2) 1990年は1991年の数値。

3) 上記の各国のみを対象として算出した数値。

## 第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

国 Country or region		(%)							
		1990年/Year		1995		2000		2005	
		～か月以上 / months or more							
		6	12	6	12	6	12	6	12
日本	JPN	39.0	19.1	37.7	18.1	46.9	25.5	49.1	33.3
アメリカ	USA	10.0	5.5	17.3	9.7	11.4	6.0	19.6	11.8
カナダ	CAN	20.3	7.3	27.8	14.1	19.5	11.2	17.2	9.6
イギリス	GBR	50.3	34.4	60.8	43.6	43.2	28.0	38.2	22.4
ドイツ	DEU	64.7	46.8	65.9	48.7	67.6	51.5	71.0	54.0
フランス	FRA	55.6	38.1	64.0	42.3	62.0	42.6	61.2	42.5
イタリア	ITA	85.2	69.8	80.2	63.6	77.6	61.3	67.7	52.2
オランダ	NLD	63.6	49.3	80.4	46.8	—	—	59.9	40.1
スウェーデン	SWE	22.2	12.1	45.6	27.8	41.5	26.4	—	—
ベルギー	BEL	81.4	68.5	77.7	62.4	71.8	56.3	68.3	51.6
ルクセンブルク <sup>1)</sup>	LUX	68.4	47.4	49.5	23.8	37.0	22.4	51.0	26.3
チェコ	CZE	—	—	52.5	30.6	69.9	48.8	72.7	53.6
デンマーク	DNK	53.2	29.9	46.6	27.9	38.1	20.0	43.8	25.9
フィンランド <sup>2)</sup>	FIN	32.6	9.2	56.6	37.6	46.5	29.0	41.8	24.9
ギリシャ	GRC	72.0	49.8	72.7	51.4	73.5	56.4	72.6	53.7
ハンガリー <sup>3)</sup>	HUN	46.4	20.4	73.0	50.6	69.8	49.0	63.4	46.1
アイスランド	ISL	13.6	6.7	33.3	16.8	18.6	11.8	—	—
アイルランド	IRL	81.0	66.0	77.9	61.4	—	—	52.6	34.3
ノルウェー	NOR	40.8	20.4	39.1	24.1	16.6	5.3	25.3	9.5
ポーランド <sup>3)</sup>	POL	62.8	34.7	63.1	40.0	63.0	37.9	71.6	52.2
ポルトガル	PRT	62.3	44.9	65.1	50.9	60.0	42.9	69.3	48.6
スペイン	ESP	70.2	54.0	72.8	56.9	64.8	47.6	47.7	32.6
スイス <sup>2)</sup>	CHE	27.5	17.0	50.4	33.6	45.7	29.0	59.2	38.8
トルコ	TUR	72.6	47.0	60.3	36.3	36.0	21.1	55.6	39.6
オーストリア	AUT	—	—	42.8	25.6	39.7	25.8	43.2	25.3
韓国	KOR	13.9	2.6	16.9	3.4	14.3	2.3	11.6	0.8
オーストラリア	AUS	41.0	21.6	51.3	30.8	45.4	29.1	30.2	17.7
ニュージーランド	NZL	40.2	21.8	43.3	25.5	36.2	19.2	59.9	40.1
メキシコ	MEX	—	—	7.9	1.5	5.0	1.1	6.8	2.4

資料出所 OECD “Employment Outlook” (2006)

(注) 1) サンプルサイズが小さいために注意が必要。

2) 1990年は1991年の値。

3) 1990年は1992年の値。

## 第4-6表 失業期間別構成比（2003年）

Table 4-6: Composition of unemployment duration

国・地域 Country or region		合計 Total	1か月 未満 Less than 1 month	1～3か月 未満 1 to 3 months	3～6か月 未満 3 to 6 months	6か月～ 1年未満 6 to 12 months	1年以上 12 months and more
日本	JPN	100.0	13.7	20.1	15.7	15.7	33.9
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	100.0	31.7	29.8	16.4	10.2	11.8
イギリス	GBR	100.0	15.9	25.9	20.6	14.5	23.1
ドイツ	DEU	100.0	5.2	11.2	15.1	18.5	50.0
フランス	FRA	100.0	8.7	13.1	13.1	24.3	40.8
イタリア	ITA	100.0	4.6	8.4	12.9	15.8	58.3
オランダ	NLD	100.0	7.1	24.3	19.6	19.9	29.1
ベルギー	BEL	100.0	6.3	13.4	15.8	18.5	46.1
ルクセンブルク <sup>2)</sup>	LUX	100.0	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7
デンマーク	DNK	100.0	17.0	21.1	21.8	21.8	18.4
スウェーデン	SWE	100.0	17.6	19.1	28.5	18.4	16.4
ギリシャ	GRC	100.0	4.1	8.2	13.2	18.1	56.5
スペイン	ESP	100.0	6.4	16.8	20.3	22.9	33.6
アイルランド	IRL	100.0	—	18.4	19.7	23.7	38.2
オーストリア	AUT	100.0	2.6	20.1	26.6	23.4	27.3
ポルトガル	PRT	100.0	6.0	16.6	19.6	25.0	32.8
フィンランド	FIN	100.0	10.4	26.3	24.8	16.9	21.6
EU15か国	EU 15 countries	100.0	7.6	15.6	16.7	18.5	41.6

資料出所 日本:総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(2004)

アメリカ:BLS “Employment and Earnings” (2004)

EU:EUROSTAT “Labour Force Survey” (2002)

(注) 1) アメリカは、

1か月未満:5週間未満

1～3か月未満:5～14週間

3～6か月未満:15～26週間

6か月～1年未満:27～51週間

1年以上:52週間以上

2) サンプルサイズが小さいため、注意が必要。



第4-7表 失業者のプールへのフロー<sup>1)</sup>

Table 4-7: Monthly flows into unemployment pool

		(%)								
国 Country	1993 年/Year	1994	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
日本	JPN	0.38	0.37	0.44	0.52	0.56	0.59	0.53	0.53	0.49
アメリカ	USA	2.06	1.73	1.69	1.48	1.63	1.65	1.56	1.49	1.45
カナダ	CAN	2.40	2.25	—	—	—	—	—	—	—
イギリス	GBR	0.67	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	DEU	0.57	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	FRA	0.34	0.37	—	—	—	—	—	—	—
イタリア	ITA	0.41	—	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	SWE	1.25	1.14	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	0.79	0.87	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド	NZL	1.07	1.06	—	—	—	—	—	—	—

資料出所 1993、1994年については、OECD “Employment Outlook” (1995)

1995年以降については、下記資料をもとに労働政策研究・研修機構情報解析部が作成した。

日本：総務省統計局「労働力調査特別調査」(1995、2000)、

「労働力調査詳細結果」(2001、2002、2003、2004、2005)

アメリカ：Bureau of Labor Statistics (<http://stats.bls.gov>)

(注) 1) 失業者のプールへのフローとは、生産年齢人口から失業者を減じた人口に対する失業期間1か月未満の失業者の割合。

## 第4-8表 失業者の定義

Table 4-8: Definitions of unemployment

国・地域 Country or region	失業者と失業率の定義 Definition of unemployment and unemployment rate	
日本 JPN	労働力調査。調査週において仕事がなく、かつ求職活動を行い、就業可能であった15歳以上の者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
アメリカ USA	労働力調査。調査週において仕事がなく、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行い、かつ就業可能（一時的な病気の場合は除く）であった16歳以上の者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}}$
カナダ CAN	労働力調査。調査週において仕事がなく、過去4週間以内に求職活動を行い、かつ就業可能であった15歳以上の者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}}$
イギリス GBR	労働力調査。調査期間中に全く仕事をしなかった者のうち、2週間以内に就業が可能で、4週間以内に求職活動を行った者、あるいは既に就業先が決まっいて、仕事を始めるのを待っている者。（ILO失業者）	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
ドイツ DEU	職業安定機関業務統計。調査日において職業安定所に求職登録している者で、週18時間以上及び3か月以上の雇用を希望しており、就業可能である15歳以上65歳未満の者。	$\frac{\text{登録失業者}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}}$
フランス FRA	雇用省により発表される失業者数は、通常、カテゴリ-1（または同1+6）の求職者を示す。カテゴリ-1の求職者とは、無期限契約・フルタイム就労を望む求職者としてANPE（職業安定所）に登録をしていて、現在の就労時間が月0～78時間の者（カテゴリ-6は、月78時間以上）である。同時に、経済モデルを使って算出したILO定義による推計失業者数も発表される。失業率に関しては、ILOの算出方法に従ったものが、発表される。	$\frac{\text{推計失業者}}{\text{全労働力人口}}$
イタリア ITA	労働力調査。調査週からさかのぼること4週間以内に仕事がなくかつ求職活動を行っている15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}}$
スウェーデン SWE	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上64歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
ロシア RUS	働く意思及び能力を有するにも関わらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。ただし、次の者を除く。①16歳未満の者。②老齢年金の受給者。③求職登録後10日以内に職業安定所が紹介する2件の適職（求職者の職業資格、前職、健康状態及び通勤の便を考慮して当該失業者に妥当性がある職業は適職と見なされる。）を拒否した者。なお、職業経験のない者及び職業資格のない者については2件の職業訓練又は職業を拒否した場合。④求職登録の後10日以内において正当な理由なく、職業安定所による適職の紹介を受けるために職業安定所へ出頭しなかった者。	$\frac{\text{登録失業者}}{\text{全労働力人口}}$
中国 CHN	統計では都市部のデータを発表している。都市部（以下城鎮）失業者は、次の4つの条件を満たした者と定義されている。①城鎮戸籍を持っている。②労働年齢に達している（16歳～）。③労働能力と労働の意思がある。④職業紹介機構で待業あるいは求職の登録を済ませ、「待業（求職証）」を取得している。	$\frac{\text{城鎮失業者}}{\text{（城鎮就業者数+城鎮失業者数）}}$
香港 HKG	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$

国・地域 Country or region	失業者と失業率の定義 Definition of unemployment and unemployment rate	
台湾 TWN	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}}$ (軍人を除く)
韓国 KOR	労働力調査。仕事がなく、求職の意思があり、求職活動を行っている15歳以上の者。悪天候あるいは一時的な病気のために求職活動ができなかった者や新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$ (軍人を除く)
シンガポール SGP	労働力調査。調査週に仕事がなく、就業可能で求職活動を行っている者。一時的な病気あるいは悪天候のために求職活動ができなかった者や待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
マレーシア MYS	労働力調査。調査週に仕事がなく、就業可能で求職活動を行っている15歳～64歳までの者。一時的な病気あるいは悪天候のために求職活動ができなかった者や待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
タイ THA	労働力調査。仕事がなく、就業可能で求職活動を行っている13歳以上の者。病気で求職活動ができない者、事業開始または農繁期にむけて待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
フィリピン PHL	労働力調査。調査週において1時間以上の労働に従事しておらず、就業可能で求職活動を行っている15歳以上(2001年から。2000年までは13歳。)の者。病気で求職活動ができない者、事業開始または農繁期に向けて待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$ (軍人を除く)
オーストラリア AUS	労働力調査。調査期間中に仕事がなく、調査週からさかのぼること4週間以内に求職活動を行っている者、新聞の求人欄などを見ているだけの者を含む、求人への応募結果を待っている者、求職状態にあり4週間以内に職場復帰する予定の者。全て就労可能な15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
ニュージーランド NZL	労働力調査。15歳以上で働く意欲も能力も有し、かつ実際に求職活動を行っている者で、調査時点から過去4週間に職のない者。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
ブラジル BRA	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$
EU <sup>3)</sup>	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査以前4週間以内に求職活動をしている15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者}}{\text{全労働力人口}}$

資料出所 ILO “Statistical Sources and Methods Vol.10” (2000)、  
日本労働研究機構「ロシアの労働事情」(1999)、  
Eurostat “THE EUROPEAN UNION LABOUR FORCE SURVEY Methods and definitions”  
(2004) 及び各国資料

- (注) 1) 全労働力人口は、軍人(日本の場合は自衛隊員)を含む。  
2) 外国人労働者の統計上の取扱いは、国によって異なるが、正規入国で労働許可を有している者は労働力人口に含まれる。  
3) EUは、欧州統計局による定義。

## 第4-9表 失業保険制度

Table 4-9: Unemployment insurance

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
根拠法 Law	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1996年)
適用範囲 Range of application	全雇用者。65歳以上の者、公務員、船員は適用除外。	原則として、一暦年中に少なくとも20週は、1日1人以上の労働者を雇用する事業主(ただし、非営利団体は4人以上。)、又は一暦年のうち各四半期において1,500ドル以上の賃金支払のあった事業主。各州少なくとも連邦失業税法の課税対象事業主は適用対象とする。	原則として、義務教育終了年齢(通常15歳)以上であって年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満であるすべての被用者。
受給要件 Qualification as a recipient	(基本手当) ・離職前1年間に6か月以上被保険者期間があること。 ・公共職業安定所に求職の申込みをすること。 ・自己都合による離職の場合には3か月間の給付制限がかかる。	主要な要件(州によって異なる) ・基準年(通常、失業時から遡り最後の四半期を除いた4四半期分)における所得と雇用期間。州ごとに計算式が異なる。 ・失業に至る原因が本人の過失ではないこと。 ・再就職の意思と能力があること。 ・各州の資格要件を満たすこと。	・原則18歳以上で年金支給開始年齢未満である。 ・失業しているか、または就労時間が週16時間未満であること。 ・週40時間以上就労する意志と能力があり、積極的に求職を行っていること。ジョブセンターとの間で、求職活動等に関する「求職者協定」を締結すること。 ・保険料拠出に基づく給付の場合は、過去2年間に一定以上の保険料を納付していること。所得に基づく給付の場合は、保険料拠出に基づく給付の受給資格のないこと、貯蓄額が一定水準以下であること、配偶者が働いている場合、就労時間が週24時間未満であること。
給付(基本額) Basic benefit	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)	州、従前所得、就労期間により異なる。2005年週平均給付額266.69ドル。	週57.45ポンド(25歳以上)
給付(扶養加算) Benefit (dependant allowance)		全州、コロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島で実施	扶養家族を有する定額基本給付の受給者に対し行われる。
給付(給付期間) Benefit (period of benefit)	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日	申請者の基準年における賃金額、就労日数に応じて州ごとに異なる(支給期間:1～30週)。	保険料拠出に基づく給付は最大182日(26週)。所得に基づく給付は、所得援助制度として、低所得かつ求職者要件を満たしていれば、無期限で支給される。

	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
根拠法 Law	社会法典第3編「雇用促進」	根拠法令はなく、労使協約に基づき実施	失業保険法および失業保険基金法(1998年)
適用範囲 Range of application	原則として、すべての被用者。官吏、満65歳に達した者、職業軍人、昼間学生、短時間就業者(週15時間未満等)は適用除外。	原則として、すべての被用者。国、地方自治体及び公営共事業体に雇用される公務員は適用除外。	65歳未満の労働者又は自営業者。失業保険基金への加入に先立つ5週間に最低4週間就労しており、かつ加入時においても同様の条件で就労している者。
受給要件 Qualification as a recipient	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業者であって、職業紹介に応じ得ること。</li> <li>・離職前2年間に通算12か月以上の被保険者期間があること。</li> <li>・公共職業安定所に失業申告をしていること。満65歳未満であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業安定機関に登録し、労働の能力を有し仕事に応じられること。</li> <li>・離職前22か月のうち適用事業所における雇用期間が6か月以上あること。</li> <li>・60歳未満であること。</li> <li>・季節労働者も条件を満たせば、受給できる。</li> <li>・季節的労働者でないこと。</li> <li>・正当な理由がなく自己退職した者でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)公共職業安定所に対して求職者登録を行っていること。</li> <li>(2)適職がある場合は就職することを希望していること。</li> <li>(3)1日最低3時間、各週を平均して週17時間の就労が可能なこと。</li> <li>(4)自発的退職又は自らに責任がある解雇による離職でないこと。就労要件は、失業に先立つ12か月間に、6か月間に少なくとも1月70時間以上の労働を行っていたこと又は連続する6か月間に少なくとも450時間被用者であったこと。</li> <li>(5)失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。</li> </ul>
給付(基本額) Basic benefit	失業手当は法律上の控除額を差し引いた前職賃金の67%(扶養する子がいない者は60%)(失業給付 I)	離職前賃金(税込)と勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。例えば、フルタイムの場合、賃金月額が990.40ユーロ以下の場合の賃金月額の75%から賃金月額が1,791.18～9,904ユーロの場合の賃金日額の57.4%まで幅がある。	従前所得の80%に相当する額(日額上限は、580クロウネ)。
給付(扶養加算) Benefit (dependant allowance)	配偶者および子についてあり	最高額:基準賃金日額の75%	
給付(給付期間) Benefit (period of benefit)	被保険者期間の長短、年齢に応じて6～18か月。	年齢および離職前雇用期間に応じて7～42か月(年齢と失業時期によっては、旧協定の給付期間が適用される)	原則一律300日。この期間内に就職ができない場合、直前の受給期間内に合計6か月間の就労又は就労プログラム等への参加を行っていれば、さらに300日支給。

4 失業・失業保険・雇用調整

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
給付(その他の給付) Benefit (other benefits)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦公務員失業補償</li> <li>・退役軍人失業補償</li> <li>・延長失業給付</li> <li>・災害失業援助</li> <li>・貿易再調整手当</li> <li>・自営業手当</li> </ul>	職場復帰ボーナス
財源 Financial resources	<p>給付総額の4分の1を国庫負担、残りが保険料。</p> <p>保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の19.5であり、失業等給付分として1000分の16.0を労使が折半し、残り1000分の3.5を雇用保険3事業分として使用者が負担することになっている。</p>	<p>&lt;労働者&gt;3州を除き負担なし</p> <p>&lt;使用者&gt;連邦失業保険税と州失業保険税を負担する。</p> <p>・連邦失業保険税では、各被用者に支払われる年間賃金のうち7,000ドルが課税対象額。税率は6.2%、うち5.4%は州失業保険税で相殺されるため、実質税率は0.8%。</p> <p>・州失業保険税は、各州ごとに7,000ドル以上の課税対象額を設定。基準税率は5.4%、事業主の安定雇用実績に応じて税率は変動。2005年平均課税対象額は11,068ドル、平均税率は2.8%。</p> <p>&lt;政府&gt;次のものを負担。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度運営の管理費</li> <li>・延長給付の費用の50%</li> <li>・予備財源を使い切った州への融資</li> </ul>	労使の保険料および国庫負担
管理運営機構 Organization in charge	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦政府の補助を受け、各州政府が管理運営する。 連邦政府…労働省 州政府…州政府の職業安定機関	中央…雇用年金省 地方…ジョブセンターブラス庁及び各ジョブセンターブラス(ジョブセンター)
備考 Remarks	3種類の延長給付がある(最長延長期間2年間)。	失業率の高い州等のほか失業保険受給率や失業率が一定水準以上の場合、給付期間は最長39週間まで延長される。	

	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
給付(その他の給付) Benefit (other benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練受講者の生計手当</li> <li>・雇用促進のための求職活動費</li> <li>・操短手当</li> <li>・悪天候手当</li> <li>・パート失業保険手当</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業保険の給付を受給できない者又は受給期間が切れた者に対する連帯手当</li> <li>・年金開始時までの所得補償手当</li> <li>・その他</li> </ul>	
財源 Financial resources	<p>拠出金…賃金支払額の4.2%を労使折半。</p> <p>連邦政府…支出が収入及び予備金で賄えないときに限り、不足分を全額負担。 特別負担金…建設事業主から徴収し、通年雇用対策にあてる。</p>	<p>保険料率：賃金上限(月額)10,356ユーロまでにつき、被用者2.44%、使用者4.04%</p> <p>失業保険制度における財源の9割以上は、労使の保険料であり、国庫負担はない(以前に国庫補助を求めたことはある)。連帯手当の主な財源は、国庫収入(租税)である。</p> <p>65歳以上の労働者については、保険料負担は不要。</p>	<p>労働者負担の保険料と国からの補助金。被保険者は、基金によって異なる保険料(月69クローネ～238クローネ)を支払う。使用者の保険料拠出はない。政府が失業保険給付全体に要する経費の9割以上を負担。</p>
管理運営機構 Organization in charge	<p>監督…連邦労働社会省 運営…連邦雇用エージェンシー(本部) 徴収…疾病金庫等の疾病保険の徴収機構</p>	<p>中央…全国商工業雇用協会(UNEDIC) 地方…商工業雇用協会(ASSEDIC)全国53か所</p>	<p>監督…労働市場庁 管理運営…全国に37ある失業保険基金</p>
備考 Remarks	<p>失業保険の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が受給費を負担する失業給付 II 制度がある。この額は、基本手当として、345ユーロ(ほか扶養手当あり)。</p> <p>公的機関による職業紹介を拒否した場合、給付が減額されるなど、強い就業努力義務が課せられる。</p>		

資料出所 イギリス、スウェーデン：厚生労働省「2002～2003年海外情勢報告」(2003)、  
 その他：厚生労働省職業安定局雇用保険課資料、労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.15 フランス・ドイツにおける雇用政策の改革」(2004)、「労働政策研究報告書No.69 ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—」(2006)、各国資料

## 第4-10表 失業保険給付受給者数

Table 4-10: Recipients of unemployment insurance

(千人 / thousand people)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本 <sup>1)</sup> JPN	482	837	1,029	1,106	1,048	839	682	
アメリカ <sup>2)</sup> USA	2,575	2,639	2,146	3,012	3,624	3,573	2,999	2,710
イギリス <sup>3)</sup> GBR	331	427	1,071	949	919	928	820	845
ドイツ <sup>4)</sup> DEU	1,232	2,762	3,152	3,202	3,591	3,919	4,047	6,711
フランス <sup>5)</sup> FRA	1,823	2,247	2,144	2,146	2,376	2,589	2,660	2,581

資料出所 日本 : 国立社会保障・人口問題研究所編「平成17年版社会保障統計年報」(2006)

アメリカ : G.P.O. “2006 Economic Report of the President” (2006)

イギリス : 国家統計局 “Annual Abstract of Statistics 2006” (2006)

ドイツ : 連邦労働社会省 “Statistisches Taschenbuch” (2006)

フランス : UNEDIC (全国商工業雇用協会連合) “Bénéficiaires en fin de mois” (2006)

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。基本手当基本分(短時間分を含む)。
- 2) 週平均受給者数で、失業期間1週間以上の労働者のみ。州のプログラムによるものを含む。
- 3) 各年5月。1995年は、北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付」となったため、2000年以降は連続しない。
- 4) 失業給付受給者と失業扶助受給者の合計。
- 5) 労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者と失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度の給付の受給者の計で、月平均。

## 第4-11表 雇用調整速度(四半期毎)

Table 4-11: Speed of employment adjustment (every quarter)

(%)

国 Country	1980~89年 /Year	1990~99	全期間 Total
日本 JPN	0.055	0.095	0.060
アメリカ USA	0.385	0.254	0.295
イギリス GBR	0.142	0.161	0.135

資料出所 経済企画庁「平成12年経済白書」(2000)

(注) 表の雇用調整速度を $\gamma$ とすると、最適雇用量と実際の雇用量の差のうちおおむね $\gamma$ の割合が3か月の間に調整されることになる。

例: 最適雇用量が10万で実際の雇用量が11万のとき、雇用調整速度が0.055だとすると、おおむね10万と11万の差の1万の5.5%の550人が3か月で減少することになる。



## 第4-12表 解雇法制

Table 4-12, Job dismissal laws

国 Country	個別的解雇 Individual layoff	集団的解雇 Mass layoff
日本 JPN	<p>制定法上、期間の定めのない契約について、解雇は原則として自由。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。</li> <li>・業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、ならびに女性が妊娠・出産期において休業する期間とその後の30日間における解雇は禁じられている。</li> <li>・国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、労働組合員であることや正当な組合活動に従事したことなどを理由とする解雇は禁じられている。</li> <li>・「解雇権濫用法理」として、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と法定(2003年改正、2004年1月施行。)。ここにいう合理的理由は、①労働提供不可能、②能力・適格性の欠如、③義務違反・規律違反(懲戒解雇)、④やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、⑤ユニオン・ショップ協定に基づく解雇である。</li> </ul>	<p>整理解雇については、判例法上、次の基準を満たさなければ、「解雇権の濫用」として違法・無効とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員削減の必要があったこと</li> <li>・解雇回避努力義務を尽くしたこと</li> <li>・被解雇者選定基準に合理性があったこと</li> <li>・労働者又は労働組合との協議を尽くしたこと</li> </ul>
アメリカ USA	<p>原則自由だが、制定法により以下の解雇は制限されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人種・皮膚の色、宗教、性、障害及び出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、②年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、③組合活動や組合加入を理由とする解雇、④その他法律上の権利行使や手続きの利用に対する報復としての解雇。</li> <li>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。</li> <li>①使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、②適法な内部告発を理由とする解雇、など。</li> <li>また、州によっては、差別禁止事由として以下のような解雇が禁止されている。</li> <li>①ホモセクシュアルやレズビアンといった性的志向を理由とする解雇、②既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、③過去の逮捕歴を理由とする解雇。</li> <li>労働協約で、解雇に対して「正当事由」を求める条項がある場合、この協約の適用を受ける労働者は、不当な解雇がなされた場合、労働協約上の苦情処理手続きを通じて救済を求めうる。契約に正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。</li> <li>契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。</li> </ul>	<p>解雇は原則自由であるが、大量解雇が行われる場合、使用者は、セニオリティールール(先任権制度)を定めている場合には、そのルールに従って被解雇者を選出する。</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量レイオフ及び工場閉鎖を予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上の労働者を使用する使用者)は、労働組合がそれがない場合には被用者、ならびに州および地方政府の関係機関に事前にその旨を通知しなければならない。事前の通知は、レイオフ等の実施日の60日以上前に行わなければならない。</li> <li>・使用者が予告義務に違反した場合、被用者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。</li> </ul>
イギリス GBR	<p>1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間</li> <li>・解雇事由の開示(勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は育児休業中の女性を解雇する場合)</li> <li>また、以下の事由による解雇は不正解雇とされる。</li> <li>①労働組合への加入の有無、②労働組合活動への参加、③妊娠及び出産、④安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、⑤法定の権利を主張したこと、⑥一定の条件下で日雇勤務を拒否したこと、⑦業務譲渡に関すること(経済的・技術的等の理由がある場合を除く)、⑧従業員代表としての行動、⑨企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案。</li> <li>不正解雇について雇用審判所へ不服申立てを行うことができる。雇用審判所は、不正解雇と認められる場合には①職場復帰又は再雇用の命令、②補償金といった救済を与える。</li> </ul>	<p>1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間終了前に求職又は職業訓練の受講のための有給のタイムオフが与えられる。</li> <li>・被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。</li> </ul>

4 失業・失業  
保険雇用調整

4 失業・失業保険・雇用調整

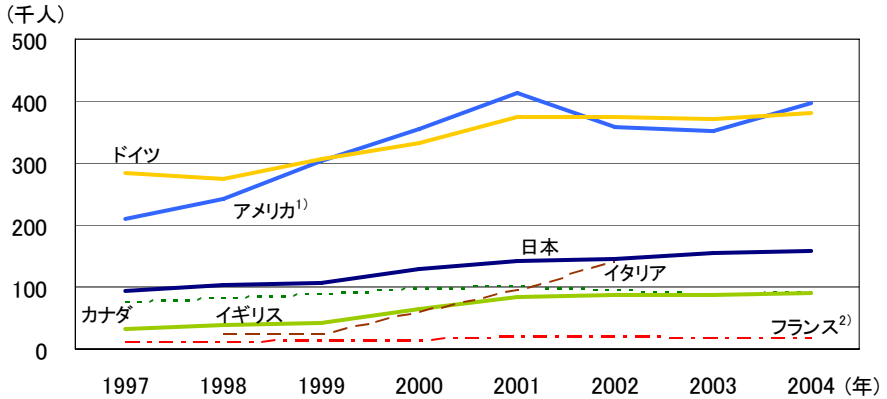
国 Country	個別的解雇 Lay off of a worker	集団的解雇 Mass layoffs
ドイツ DEU	<p>民法典第134条は、法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外は、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な解約を認めている。</p> <p>1969年に制定された解雇制限法(2003年改正)は、次の解雇は、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。</p> <p>①労働者の一身に基づく理由がない場合、②労働者の行動に基づく理由がない場合、③緊急の経営上の必要性に基づかない場合、④事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、⑤労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合、等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような解雇制限がある。</p> <p>①事業所委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、②6ヶ月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、③妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、④法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、⑤兵役に就いている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇(職場保護法)、⑥訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)</p>	<p>経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。</p> <p>・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。</p> <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。</p>
フランス FRA	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中と産前産後休業中の解雇</li> <li>・労働に起因する傷病期間及び再訓練期間中の解雇</li> <li>・出身・性・家族状況</li> <li>・民族・人種・政治的意見</li> <li>・労働組合権の通常の行使</li> <li>・宗教的信条</li> </ul> <p>また、解雇には真実かつ重大な理由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは①労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、②事実に基づいて証明でき、③契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、①事前面談への召還、②事前面談、③解雇通知の送付、④解雇予告期間の遵守、⑤解雇手当の支払いといった手続きが必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な理由」が必要であり、次のような特別な手続きが必要。</p> <p>&lt;個人(1人)解雇の場合&gt;(2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談</li> <li>・労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。)</li> <li>・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与</li> <li>・行政官庁への解雇実施計画の届出・通知</li> </ul> <p>&lt;2人以上10人未満の解雇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議</li> <li>・10人以上の解雇</li> <li>・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。</li> </ul> <p>・50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。</p> <p>・企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。</p> <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」をもとに労働政策研究・研修機構情報解析部作成。

## 5. 国際労働移動・外国人労働者



## 5-1 新規に許可された外国人労働者数



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第5-4表 新規に許可された外国人労働者」(p.154)を参照。

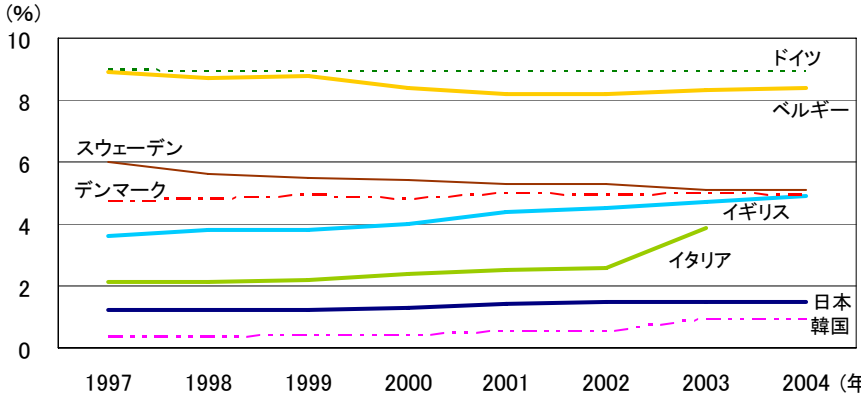
(注) 1) 一時的労働者の数値。

2) 永住労働者とAPTの合計値。

1990年代以降、労働力の国際移動は高まってきている。先進諸国は、不熟練労働力の無秩序な流入に対する規制を強化したため、90年代半ば以降、やや落ち着きを取り戻した。イギリスやフランスは、日本と同様またはそれ以上に新規の外国人労働者受入れを抑制している。ドイツでは、中・東欧を含め周辺諸国からの労働力の流入が比較的高水準である。また、アメリカでは、専門・技術労働者を中心に非移民労働者の受入れが、いわゆるIT不況に至るまでの時期に急速に拡大した。

なお、新規に許可された労働者以外に、国によって、亡命希望者、不法就労者、定住移民、かつて移民した者の子孫など、労働者以外の地位・資格で入国して就労する外国人が相当程度いることに注意すべきである。

5-2 外国人人口比率



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第5-2表 外国人人口および全人口に占める比率」(p.152)を参照。

外国人人口が全人口に占める割合をみると、ベルギーやドイツなどでは、人口の8%以上に達しているが、イギリスでは4%を上回る程度である。1980年代後半以後に外国人労働力の流入が本格化した日本やイタリアなどでは、外国人人口の比率は上昇傾向にあるものの、1~2%程度にとどまっている。直近についてみると、日本では横ばいとなっているが、イタリアでは4%弱まで上昇している。

なお、アメリカでは、外国生まれ人口の全人口に占める比率は高まっており、1997年には10%を超えた。

## 第5-1表 外国人人口の流入

Table 5-1: Inflows of foreign population

(千人 / thousand people)

国 Country	1995 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
日本 <sup>1)</sup> JPN	209.9	274.8	265.5	281.9	345.8	351.2	343.8	373.9	372.0
アメリカ USA									
(定住 / Permanent)	720.5	798.4	654.5	646.6	849.8	1,064.3	1,063.7	705.8	946.1
(一時的 / Temporary)	—	999.6	997.3	1,106.6	1,429.4	1,375.1	1,282.6	1,233.4	1,299.3
カナダ CAN									
(定住 / Permanent)	212.9	216.0	174.2	189.9	227.3	250.5	229.1	221.4	235.8
(一時的 / Temporary)	179.7	195.1	199.2	234.1	262.9	283.7	263.5	244.7	245.7
イギリス GBR	228.0	237.2	287.3	337.4	379.3	373.3	418.2	406.8	494.1
ドイツ DEU	788.3	615.3	605.5	673.9	648.8	685.3	658.3	601.8	602.2
フランス FRA	52.2	78.1	113.5	83.6	93.0	107.6	124.8	135.1	140.1
イタリア ITA	—	—	111.0	268.0	271.5	232.8	388.1	—	319.3
オランダ <sup>2)</sup> NLD	67.0	76.7	81.7	78.4	91.4	94.5	86.6	73.6	65.1
ベルギー <sup>3)</sup> BEL	53.1	49.2	50.7	68.5	68.6	66.0	70.2	68.8	72.4
ルクセンブルク <sup>4)</sup> LUX	9.6	9.4	10.6	11.8	10.8	11.1	11.0	11.5	11.3
デンマーク <sup>5)</sup> DNK	33.0	20.4	21.3	20.3	22.9	25.2	22.0	18.7	18.8
スウェーデン <sup>6)</sup> SWE	36.1	33.4	35.7	34.6	42.6	44.1	47.6	48.0	47.6
フィンランド <sup>7)</sup> FIN	7.3	8.1	8.3	7.9	9.1	11.0	10.0	9.4	11.5
ノルウェー <sup>8)</sup> NOR	16.5	22.0	26.7	32.2	27.8	25.4	30.8	26.8	27.9
オーストラリア AUS									
(定住 / permanent)	87.4	101.0	92.4	101.6	114.6	138.3	119.8	130.2	150.7
(一時的 / temporary)	124.4	147.1	173.2	194.1	224.0	245.1	340.2	244.7	261.6
ニュージーランド NZL	55.9	32.9	27.4	31.0	37.6	54.4	47.5	43.0	36.2

資料出所 OECD “International Migration Outlook, 2006 Edition” (2006)

(注) 外国人人口は、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、オーストラリア、ニュージーランド以外の各国のデータは住民(外国人)登録による。登録する者の要件は国により異なるため、データは完全には比較可能ではない。オランダ、ノルウェー、特にドイツについては、相当数の亡命希望者を含む。

- 90日以内の短期滞在者を除く新規入国者。再入国者は除外されている。
- 居住許可を持ち4か月を超えて滞在する意思を有する者。亡命希望者を含む。ただし、受入センターに滞在する亡命希望者は含まない。
- 居住許可を持ち3か月を超えて滞在する意思を有する者。亡命希望者を除く。
- 居住許可を持ち3か月を超えて滞在する意思を有する者。
- 居住許可を持ち3か月を超えて滞在する意思を有する者。1年以上の滞在者。亡命希望者及び短期滞在許可者は除く。
- 居住許可を持ち1年以上滞在する意思を有する者。亡命希望者及びテンポラリーワーカーを除く。
- 居住許可を持ち1年以上滞在する意思を有する者。フィンランド出身の外国籍者を含む。
- 6か月を超えて滞在する意思を有する者。

第5-2表 外国人人口<sup>1)</sup>および全人口に占める比率

Table 5-2: Foreign population

(千人 / thousand people, %)

国 Country	1995 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
日本 <sup>2)</sup> (人口比 / % of total)	JPN 1,362 (1.1)	1,483 (1.2)	1,510 (1.2)	1,556 (1.2)	1,686 (1.3)	1,779 (1.4)	1,852 (1.5)	1,915 (1.5)	1,974 (1.5)
イギリス <sup>3)</sup>	GBR 1,948 (3.4)	2,066 (3.6)	2,207 (3.8)	2,208 (3.8)	2,342 (4.0)	2,587 (4.4)	2,584 (4.5)	2,742 (4.7)	2,857 (4.9)
ドイツ	DEU 7,174 (8.8)	7,366 (9.0)	7,320 (8.9)	7,344 (8.9)	7,297 (8.9)	7,319 (8.9)	7,336 (8.9)	7,335 (8.9)	6,739 (8.9)
フランス <sup>4)</sup>	FRA — (—)	— (—)	— (—)	3,263 (5.6)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
イタリア <sup>5)</sup>	ITA 729 (1.7)	1,023 (2.1)	1,091 (2.1)	1,341 (2.2)	1,380 (2.4)	1,448 (2.5)	1,503 (2.6)	2,228 (3.9)	— (—)
オランダ <sup>6)</sup>	NLD 725 (4.7)	678 (4.3)	662 (4.2)	652 (4.1)	668 (4.2)	690 (4.3)	700 (4.3)	702 (4.3)	699 (4.3)
ベルギー	BEL 910 (9.0)	903 (8.9)	892 (8.7)	897 (8.8)	862 (8.4)	847 (8.2)	850 (8.2)	860 (8.3)	871 (8.4)
ルクセンブルク <sup>7)</sup>	LUX 138 (33.4)	148 (34.9)	153 (35.6)	159 (36.0)	165 (37.3)	167 (37.5)	171 (38.1)	174 (38.6)	177 (39.0)
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK 223 (4.2)	250 (4.7)	256 (4.8)	259 (4.9)	259 (4.8)	267 (5.0)	265 (4.9)	271 (5.0)	268 (4.9)
スウェーデン	SWE 532 (5.2)	522 (6.0)	500 (5.6)	487 (5.5)	477 (5.4)	476 (5.3)	474 (5.3)	458 (5.1)	463 (5.1)
フィンランド <sup>9)</sup>	FIN 69 (1.3)	81 (1.6)	85 (1.6)	88 (1.7)	91 (1.8)	99 (1.8)	104 (1.9)	107 (2.0)	108 (2.1)
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR 161 (3.8)	158 (3.6)	165 (3.6)	179 (3.7)	184 (4.0)	186 (4.1)	198 (4.1)	205 (4.3)	213 (4.6)
韓国 <sup>11)</sup>	KOR 110 (0.2)	177 (0.3)	148 (0.3)	169 (0.4)	210 (0.4)	230 (0.5)	253 (0.5)	438 (0.9)	469 (0.9)

資料出所 OECD “International Migration Outlook, 2006 Edition”(2006)

(注) 1) イギリス、フランス、イタリアを除き、住民(外国人)登録データによる数値。

2) 90日を超えて滞在している者等に係る外国人登録者数による。

3) 各年の労働力調査からの推定値。

4) 季節労働者及び越境労働者は除く。

5) 居住許可を得ている者。

6) 行政記録による修正及び亡命希望者を含む。

7) 3か月以内以下の滞在者を含まない。越境労働者は除く。

8) 亡命者、難民、一時滞在ビザ保有者を含まない

9) フィンランド出身の外国籍者を含む。

10) 亡命申請中の亡命希望者を含む。

11) 90日を超えて滞在している者等に係る外国人登録者数による。



第5-3表 外国生まれ人口とその全人口に占める比率

Table 5-3: Foreign-born population

		(千人 / thousand people, %)								
国 Country	1995 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
アメリカ (人口比 / % of total)	USA	24,648 (9.3)	29,272 (10.7)	29,893 (10.8)	29,592 (10.6)	31,108 (11.0)	32,341 (11.3)	35,312 (12.3)	36,521 (12.6)	37,592 (12.8)
カナダ	CAN	4,867.4 (16.6)	5,082.5 (17.0)	5,165.6 (17.1)	5,233.8 (17.2)	5,327.0 (17.4)	5,448.5 (17.5)	5,568.2 (17.7)	5,670.6 (17.9)	5,781.3 (18.0)
イギリス	GBR	4,030.7 (6.9)	4,222.4 (7.2)	4,335.1 (7.4)	4,486.9 (7.6)	4,666.9 (7.9)	4,865.6 (8.2)	5,075.6 (8.6)	5,290.2 (8.9)	5,552.7 (9.3)
ドイツ	DEU	9,377.9 (11.5)	9,918.7 (12.1)	10,002.3 (12.2)	10,172.7 (12.4)	10,256.1 (12.5)	10,404.9 (12.6)	10,527.7 (12.8)	10,620.8 (12.9)	—
フランス	FRA	—	—	—	5,868.2 (10.0)	—	—	—	—	—
イタリア	ITA	—	—	—	—	—	1,446.7 (2.5)	—	—	—
オランダ	NLD	1,407.1 (9.1)	1,469.0 (9.4)	1,513.9 (9.6)	1,556.3 (9.8)	1,615.4 (10.1)	1,674.6 (10.4)	1,714.2 (10.6)	1,731.8 (10.7)	1,736.1 (10.6)
ベルギー	BEL	983.4 (9.7)	1,011.0 (9.9)	1,023.4 (10.0)	1,042.3 (10.2)	1,058.8 (10.3)	1,112.2 (10.8)	1,151.8 (11.1)	1,185.5 (11.4)	—
ルクセンブルク	LUX	127.7 (30.9)	134.1 (31.9)	137.5 (32.2)	141.9 (32.8)	145.0 (33.2)	144.8 (32.8)	147.0 (32.9)	148.5 (33.0)	149.6 (33.1)
デンマーク	DNK	249.9 (4.8)	276.8 (5.2)	287.7 (5.4)	296.9 (5.6)	308.7 (5.8)	321.8 (6.0)	331.5 (6.2)	337.8 (6.3)	343.4 (6.3)
スウェーデン	SWE	936.0 (10.5)	954.2 (10.8)	968.7 (11.0)	981.6 (11.8)	1,003.8 (11.3)	1,028.0 (11.5)	1,053.5 (11.8)	1,078.1 (12.0)	1,100.3 (12.2)
フィンランド	FIN	106.3 (2.0)	118.1 (2.3)	125.1 (2.4)	131.0 (2.5)	136.2 (2.6)	145.1 (2.7)	152.1 (2.8)	158.9 (2.9)	166.4 (3.2)
ノルウェー	NOR	240.3 (5.5)	257.7 (5.8)	273.3 (6.1)	292.4 (6.5)	305.0 (6.8)	315.2 (6.9)	333.9 (7.3)	347 (7.6)	361 (7.8)
オーストラリア	AUS	4,164.1 (23.0)	4,315.8 (23.3)	4,334.8 (23.2)	4,373.3 (23.1)	4,417.5 (23.0)	4,482.0 (23.1)	4,565.8 (23.2)	4,655.3 (22.8)	4,751.1 (23.6)

資料出所 OECD “International Migration Outlook, 2006 Edition”(2006)

## 第5-4表 新規に許可された外国人労働者

Table 5-4: Inflows of foreign workers

(千人 / thousand people)

国 Country	1995 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
日本 <sup>1)</sup> JPN	81.5	93.9	101.9	108.0	129.9	142.0	145.1	155.8	158.9
アメリカ <sup>2)</sup> USA									
(定住者/Permanent settlers)	85.3	90.6	77.5	56.8	107.0	179.2	175.0	82.1	155.3
(一時的労働者/Temporary workers)	—	208.1	242.0	303.7	355.1	413.6	357.9	352.1	396.7
カナダ <sup>3)</sup> CAN	69.7	75.8	80.3	87.1	97.0	99.1	93.3	85.5	90.7
イギリス <sup>4)</sup> GBR	24.2	31.7	37.5	42.0	64.6	85.1	88.6	85.8	89.5
ドイツ <sup>5)</sup> DEU	270.8	285.4	275.5	304.9	333.8	373.8	374.0	372.2	380.3
フランス <sup>6)</sup> FRA									
(永住労働者/Permanent workers)	6.1	5.2	5.4	6.3	6.4	9.2	8.0	6.9	7.0
(APT/Provisional work permits)	4.5	4.7	4.3	5.8	7.5	9.6	9.8	10.1	10.0
イタリア <sup>7)</sup> ITA	—	—	21.6	21.4	58.0	92.4	139.1	—	—
オランダ NLD	—	11.1	15.2	20.8	27.7	30.2	34.6	38.0	44.1
ベルギー <sup>8)</sup> BEL	2.8	2.5	7.3	8.7	7.5	7.0	6.7	4.6	4.3
ルクセンブルク <sup>9)</sup> LUX	16.5	18.6	22.0	24.2	26.5	25.8	22.4	22.6	22.9
デンマーク <sup>10)</sup> DNK	2.2	3.1	3.2	3.1	3.6	5.1	4.8	2.3	4.3
フィンランド FIN	—	—	—	—	10.4	14.1	13.3	13.8	14.2
ノルウェー NOR	—	—	—	15.3	15.9	19.0	24.2	25.7	33.0
オーストラリア <sup>11)</sup> AUS									
(定住者/Permanent settlers)	20.2	19.7	26.0	27.9	32.4	35.7	36.0	38.5	51.5
(一時的労働者/Temporary workers)	14.3	31.7	37.3	37.0	39.2	45.7	43.3	48.8	43.1
ニュージーランド NZL									
(定住者/Permanent settlers)	—	—	5.0	5.1	6.7	9.8	13.8	12.0	8.2
(一時的労働者/Temporary workers)	—	—	25.4	29.5	32.5	43.1	54.6	63.4	69.8

資料出所 OECD “International Migration Outlook, 2006 Edition” (2006)

(注) 1) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。一時滞在や再入国は含まれない。在留許可の更新者は含む。

2) 一時的労働者は、各年の10月から9月までの数値。

3) 一時的労働許可を付与された者。

4) 労働許可付与者。扶養家族及び欧州経済地域(EU及びアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)の国民は除く。

5) 新たに労働許可が発給された者。データは基本的には新たに入国した外国人労働者、契約労働者及び季節労働者を指す。EUの市民は除く。

6) パーマネントワーカーと、9か月以内の一時的労働者の計。労働市場に初めて参入する外国人労働者と共に居住する家族は除く。

7) EU以外の外国人で新たに労働許可が付与された者。

8) 新規入国の賃金及び給与労働者であって労働許可が発給された者。EUの市民を含まない。

9) 新規入国の労働者及び既に国内に居住している外国人で、初めて労働許可を取得した者。

10) 雇用目的の滞在許可が発給された者。北欧及びEUの市民を除く。

11) 各年の7月から翌年の6月までの数値。1997年からは、新しい受入れ計画による者を含むので、1995年と接続しない。

## 第5-5表 外国人労働力人口

Table 5-5: Foreign and foreign-born labour force

(千人 / thousand people)

国 Country	1995 年/Year	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	88.0 ( 610 )	107.3 ( 660 )	119.0 ( 670 )	125.7 ( 670 )	154.7 ( 710 )	168.8 ( 740 )	179.6 ( 760 )	185.6 ( 787 )	192.1 ( 799 )
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	13,492	16,712	17,373	17,068	18,055	19,020	20,964	21,564	21,985
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	862	949	1,039	1,005	1,107	1,229	1,251	1,322	1,445
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	2,569	3,575	3,501	3,545	3,546	3,616	3,634	3,703	3,701
フランス <sup>5)</sup>	FRA	1,573.3	1,569.8	1,586.7	1,593.8	1,577.6	1,617.6	1,623.8	1,515.9	1,537.6
イタリア	ITA	332.2	539.6	614.6	747.6	850.7	800.7	840.8	1,479.4	—
オランダ <sup>6)</sup>	NLD	282.1	275.2	269.5	267.5	300.1	302.6	295.9	317.2	299.4
ベルギー	BEL	363.7	380.5	394.9	382.7	387.9	392.5	393.9	396.0	427.7
ルクセンブルク <sup>7)</sup>	LUX	111.8	124.8	134.6	145.7	152.7	169.3	175.1	180.4	187.5
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	83.8	93.9	98.3	96.3	96.8	100.6	101.9	101.5	106.9
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	220	220	219	222	222	227	218	221	216
フィンランド	FIN	—	—	—	—	41.4	45.4	46.3	47.6	48.6
ノルウェー <sup>10)</sup>	NOR	52.6	59.9	66.9	104.6	111.2	133.7	138.4	140.6	149.3
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	52.2	106.8	76.8	93.0	122.5	128.5	137.3	415.0	297.8
オーストラリア <sup>2)</sup>	AUS	2,200.4	2,270.1	2,313.7	2,318.1	2,372.8	2,394.4	2,438.1	2,486.8	2,524.1

資料出所 OECD “International Migration Outlook, 2006 Edition” (2006)

(注) イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、イギリス以外の国は失業者を含む。基本的に越境・季節労働者は含まない。

- 1) 括弧内の数値は、厚生労働省職業安定局による推計で、不法残留者を含む。
- 2) アメリカとオーストラリアは15歳以上の外国生まれ労働者。
- 3) 労働力調査による。失業者は除く。
- 4) 失業者及び自営業者を含む。
- 5) 労働力調査に基づき、2002年までは各年3月の状況を示す。
- 6) 労働力調査に基づく各年3月の数値。15歳以上の労働者。
- 7) 各年10月1日現在で、雇用労働者を対象とし、徒弟、研修生及び越境労働者を含む。失業者は除く。
- 8) 住民登録に基づく。各年12月末日現在。
- 9) 労働力調査の年平均による。
- 10) 住民登録による。第2四半期の数値。1995、1999、2000年は第4四半期の数値。2000年までは失業者と自営業者は除く。
- 11) 登録された外国人労働者で滞在90日未満の者を除き、研修生を含む。

第5-6表 外国人雇用<sup>1)</sup>の産業別分布 (1998・1999年平均)

Table 5-6: Foreign employment by industry (1998-1999 average)

国 Country	計 Total	(%)								
		農林 水産業 <sup>a)</sup>	鉱工業 <sup>b)</sup>	建設業 <sup>c)</sup>	卸・小売 ・ホテル 業 <sup>d)</sup>	医療・教 育・社会 サービス 業 <sup>e)</sup>	家事 サービス 業 <sup>f)</sup>	公務 <sup>g)</sup>	その他 サービス 業 <sup>h)</sup>	
日本	JPN	100.0	0.3	62.2	2.0	8.2	—	—	—	27.3
アメリカ	USA	100.0	3.6	18.6	6.1	22.9	2.2	2.0	20.8	23.7
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	100.0	2.4	19.6	5.0	24.1	24.6	—	3.8	20.4
イギリス	GBR	100.0	1.6	19.3	7.1	19.8	24.1	0.5	6.0	21.6
ドイツ	DEU	100.0	1.6	35.3	8.7	23.0	15.0	0.6	2.0	13.8
フランス	FRA	100.0	2.9	20.5	16.7	18.3	12.3	7.2	2.6	19.3
イタリア	ITA	100.0	6.0	29.0	9.4	17.7	11.1	10.4	3.0	13.4
オランダ	NLD	100.0	2.7	24.1	4.4	20.7	17.8	0.3	5.0	25.1
ベルギー	BEL	100.0	1.7	23.4	8.9	22.6	16.3	0.7	8.8	17.7
ルクセンブルク	LUX	100.0	1.1	10.9	15.4	20.5	11.5	3.7	11.7	25.2
デンマーク	DNK	100.0	5.0	16.2	3.3	21.7	30.3	0.0	3.5	20.0
スウェーデン	SWE	100.0	2.3	21.3	2.1	22.0	32.4	0.0	1.9	18.1
フィンランド	FIN	100.0	4.2	15.8	5.3	24.6	31.1	0.0	0.4	18.7
ノルウェー	NOR	100.0	1.6	16.9	4.7	20.8	33.3	0.5	1.9	20.3
アイルランド	IRL	100.0	2.8	20.5	5.9	21.9	22.5	1.9	1.3	23.2
オーストリア	AUT	100.0	1.2	27.9	12.3	25.0	13.5	0.9	1.7	17.6
スイス	CHE	100.0	1.0	23.5	8.8	22.4	21.9	1.6	3.6	17.1
スペイン	ESP	100.0	9.0	11.6	8.8	26.1	14.2	16.4	1.3	12.5
オーストラリア	AUS	100.0	2.1	18.8	7.9	22.4	16.1	3.2	3.1	26.4

a) Agriculture, fishing; b) Mining & manufacturing; c) Construction; d) Wholesale, retail & accommodation; e) Health, education & social services; f) Households; g) Public administration & ETO; h) Other services

資料出所 OECD “Employment Outlook, June 2001”(2001)

(注) 1) アメリカ、カナダ、オーストラリアは外国生まれの者、その他の国は、外国国籍を有する者に関する数値である。

2) 1996年の数値。

第5-7表 外国人または外国出生者<sup>1)</sup>の労働力率および失業率（1998年）

Table 5-7: Labour force participation rate and unemployment rate of foreigners and foreign-born persons

(%)

国・地域 Country or region		労働力人口に占める外国人の比率 Ratio of foreign labour force	労働力率 Participation rate				失業率 Unemployment rate			
			男 Male		女 Female		男 Male		女 Female	
			自国人 Nationals	外国人 Foreigners	自国人 Nationals	外国人 Foreigners	自国人 Nationals	外国人 Foreigners	自国人 Nationals	外国人 Foreigners
日本	JPN	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ	USA	11.7	74.2	79.7	60.8	52.7	4.3	4.9	4.5	6.0
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	19.2	73.8	68.4	60.2	52.9	10.3	9.9	9.5	11.6
イギリス	GBR	3.9	83.0	78.1	67.4	56.1	6.8	10.7	5.2	9.4
ドイツ	DEU	9.1	79.4	77.3	63.4	48.7	8.5	17.3	10.1	15.9
フランス	FRA	6.1	75.0	76.1	62.5	49.0	9.6	22.0	13.5	26.8
イタリア	ITA	1.7	73.6	89.1	44.4	54.0	9.6	5.1	16.7	17.6
オランダ	NLD	2.9	83.2	66.5	63.5	40.8	3.1	11.6	5.6	14.1
ベルギー	BEL	8.8	72.9	69.0	55.1	40.7	6.5	18.9	10.9	24.1
ルクセンブルク	LUX	57.7	74.6	78.3	43.9	53.5	1.5	2.6	2.8	6.0
デンマーク	DNK	3.2	84.1	69.4	76.0	51.6	3.8	7.3	6.1	16.0
スウェーデン	SWE	5.1	79.1	70.5	73.4	52.9	9.3	23.2	7.5	19.4
フィンランド	FIN	—	76.0	81.0	70.2	57.8	12.7	36.0	13.3	43.7
ノルウェー	NOR	3.0	87.0	85.5	78.1	64.8	3.4	5.9	4.0	6.0
アイルランド	IRL	3.2	77.4	73.3	52.1	50.9	8.0	12.4	7.3	10.4
オーストリア	AUT	9.9	79.8	84.3	62.4	63.4	4.8	10.3	5.3	8.9
スイス	CHE	17.3	93.1	90.5	73.2	75.5	2.1	6.8	3.0	8.7
スペイン	ESP	1.2	75.9	84.0	47.7	52.2	14.0	10.9	26.6	24.0
オーストラリア	AUS	24.8	74.8	70.8	57.1	48.7	8.3	8.6	6.9	8.2

資料出所 OECD “Employment Outlook, June 2001”(2001)

(注) 1) アメリカ、カナダ、オーストラリアは外国生まれの者、その他の国は、外国国籍を有する者に関する数値である。

2) 1996年の数値。

第5-8表 東アジア諸国・地域における国際労働力移動（原則として2000年）

Table 5-8: International migration of labour in East Asia

国・地域 Country or region		労働力 人口 <sup>1)</sup> Labour force	フロー（就労目的） Flow (for working)		ストック Stock	
			外国人の入国 Entry of foreigners	自国人の出国 Departure of nationals	国内の	国外の
					外国人労働者 Domestic foreign workers	自国人労働者 Nationals working abroad
日本 <sup>2)</sup>	JPN	67,660	130(108)	55(53)	710(670)	61(61)
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	21,950	37(32)	251(237)	285(217)	[56]
中国 <sup>4)</sup>	CHN	739,920	—	…(335)	…(85)	—
香港 <sup>5)</sup>	HKG	3,370	20(16)	—	217(193)	[50]
台湾 <sup>6)</sup>	TWN	9,784	—	—	307(279)	[120]
シンガポール <sup>7)</sup>	SGP	2,192	—	—	612(530)	[15]
マレーシア <sup>8)</sup>	MYS	9,616	—	—	800(819)	…(200)
タイ <sup>9)</sup>	THA	33,973	77(74)	…(165)	1,103(1,090)	[550]
インドネシア <sup>10)</sup>	IDN	95,651	15(21)	435(427)	33(35)	[1,600]
フィリピン <sup>11)</sup>	PHL	30,908	[6]	867(841)	[29]	4,940(4,925)
ベトナム <sup>12)</sup>	VNM	* 38,643	—	32(22)	—	300

資料出所 井口泰「国際的な人の移動の動向と外国人労働者対策の課題」(厚生労働省広報室「労働時報 No.51-6」)(1998)

(注) 上記掲載の各国データを更新。使用されたデータは各国統計及び公式推計。

( )は1999年。

- 1) 日本とベトナム以外は、アジア開発銀行“Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries”による。  
日本は総務庁統計局、ベトナム(就業者)は Central Statistical Office。
- 2) 国内の外国人労働者は、不法残留者を含み、永住者を除く推計。国外の自国人労働者は2000年10月現在のアジアにおける長期滞在者のうち企業関係者(家族を除く)。  
世界全体では、140千人。
- 3) 国内の外国人労働者は不法滞在者、研修生を含む推計(12月数値)。  
国外の自国人労働者は1990年12月。
- 4) 就労目的の自国人の出国は、中国政府による人力輸出による出国者数。
- 5) 国外の自国人労働者は1990年で、香港から中国への通勤者。
- 6) 国外の自国人労働者は1996年。
- 7) 国内の外国人労働者は不熟練労働者と専門・技術労働者の合計。
- 8) 国内の外国人労働者は登録された労働者数。国外の自国人労働者は1996年。
- 9) 国内の外国人労働者は合法就労者と不法就労者の合計。  
国外の自国人労働者は国外で不法就労するタイ人の推計。
- 10) 就労目的外国人の入国は1994年下半年～1995年上半年。
- 11) 就労目的の外国人労働者の入国と国内の外国人労働者は1998年。
- 12) \*は就業者数。国外の自国人労働者数は推定。

第5-9表 労働者送金（雇用者報酬、受取）

Table 5-9: Workers' remittances and compensation of employees, received

(100万ドル/million \$)

国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	
日本	JPN	1,374	1,984	1,821	1,079	930	1,080
アメリカ	USA	2,835	2,931	2,943	2,976	3,038	3,043
イギリス	GBR	3,614	4,825	4,485	5,029	6,350	6,722
ドイツ	DEU	3,644	3,933	4,685	5,697	6,557	6,542
フランス	FRA	8,631	9,194	10,353	11,310	12,662	12,827
イタリア	ITA	1,937	2,266	2,263	2,140	2,172	2,396
中国	CHN	6,244	8,385	13,012	17,814	19,014	22,492
ロシア	RUS	1,275	1,403	1,359	1,453	2,668	3,117
オランダ	NLD	1,157	1,357	1,215	2,024	2,164	2,227
ベルギー	BEL	4,005	3,811	4,674	5,871	6,863	7,166
ルクセンブルク	LUX	578	576	826	1,034	1,169	1,202
デンマーク	DNK	667	699	785	941	1,075	-
スウェーデン	SWE	510	543	540	578	643	-
オーストラリア	AUS	1,903	1,783	1,795	2,228	2,744	-
フィンランド	FIN	473	491	476	524	577	-
ノルウェー	NOR	246	254	302	356	392	429
韓国	HKG	735	652	662	827	832	-
マレーシア	MYS	981	792	959	987	987	-
タイ	THA	1,697	1,252	1,380	1,607	1,622	1,187
インドネシア	IDN						
フィリピン	PHL	6,212	6,164	7,381	10,767	11,634	-
インド	IND	12,890	14,285	15,754	21,727	19,843	-
ニュージーランド	NZL	452	1,034	1,381	1,355	1,280	-
ブラジル	BRA	1,649	1,775	2,449	2,822	3,576	3,540
メキシコ	MEX	7,525	10,146	11,029	14,911	18,143	21,772

資料出所 World Bank "World Development Indicators"(Online Database)



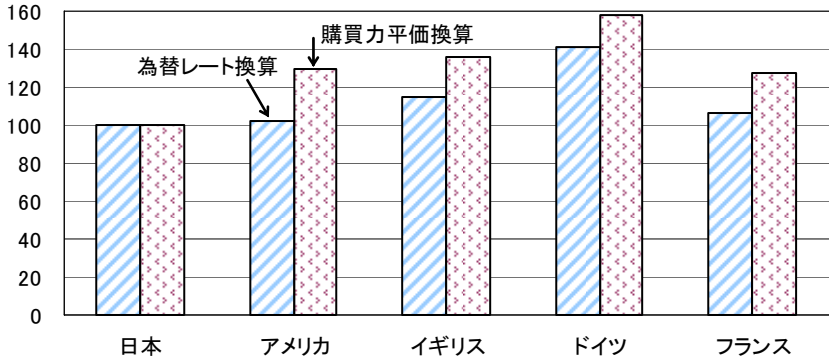


## 6. 賃金・労働費用



## 6-1 製造業の時間当たりの賃金（試算、2004年）

（日本=100）



▶グラフの具体的な数値および資料出所については、「第6-1表 製造業の時間当たりの賃金(試算、2004年)」(p.167)を参照。

賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために換算するレートとして為替レートを使うことは、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態（物価水準）を考慮していないという問題がある。

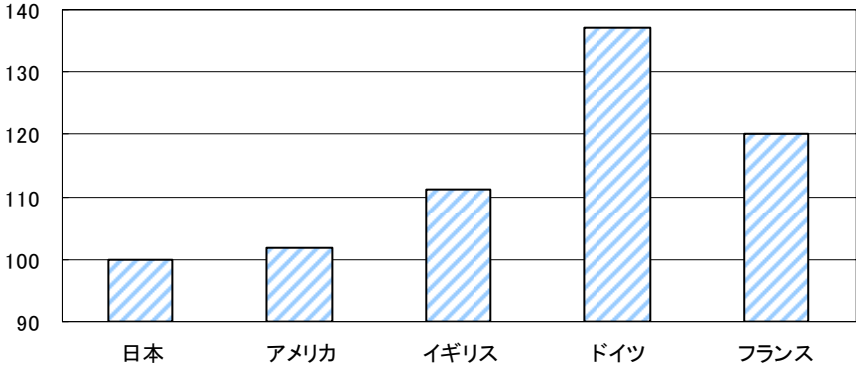
ここでは製造業の全労働者（日本はパートを含む常用労働者）について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した（資料出所及び推計計算方法については第6-1表参照）。なお、事業所規模については日本は5人以上、アメリカは全規模、欧州については10人以上という違いがある。

為替レートによる比較では円高の影響で日本の賃金はほぼ同水準であるが、購買力平価による比較では各国を下回っており、生活の原資という意味での賃金は国際的にみてまだ低い水準である。

## 6 賃金・労働費用

### 6-2 製造業の労働費用（試算、為替レート換算、2004年）

（日本=100）

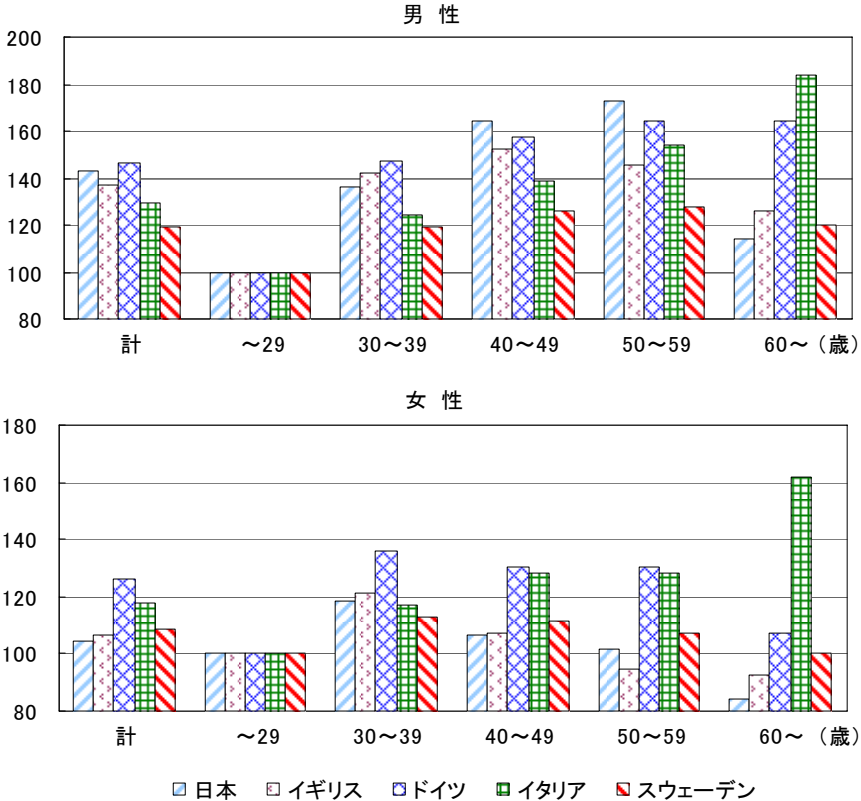


▶グラフの具体的な数値および資料出所については、「第6-9表 製造業の労働費用(試算)」(p.175)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降傾向的に高まり、2000年には5か国中最も高かったが、2004年をみるとアメリカとほぼ同水準となっている。

このように、我が国の労働費用が国際的にみて高い水準となってきた中で、引き続き我が国産業の発展と勤労者の生活の向上を図っていくためには、労働生産性の向上がこれまでも増して重要であると考えられる。

### 6-3 賃金の年齢階級別格差（製造業）



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第6-4表 賃金の年齢別格差（製造業）」(p.171)を参照。

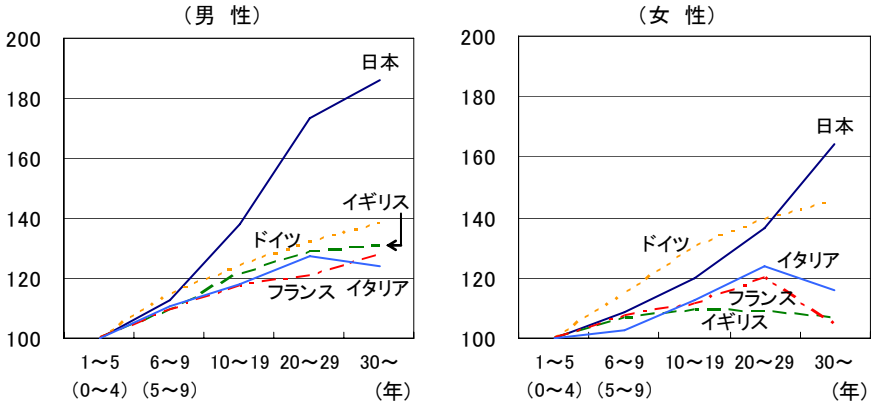
グラフは日本、イギリス、ドイツ、イタリア、スウェーデンについて、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数（格差）である。

まず男性についてみると、日本では、年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50～59歳で最大約1.7倍となるが、60歳以上になると差は縮まる。他の国々において、29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は、イギリスの40～49歳（1.5倍）、ドイツの60歳以上（1.6倍）、イタリアの60歳以上（1.8倍）、そしてスウェーデンの50～59歳（1.3倍）である。一方、女性の場合は、男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さいといえる。

これらの数値を理解するためには、さらに、年齢階級別の労働力率の数値もあわせてみる必要がある。特に、EU諸国において高齢者の労働力率が低いことは注意すべきである。

6-4 賃金の勤続年数別格差（製造業、2002年）

（勤続年数1～5年（日本は0～4年）の賃金＝100）



▶グラフの具体的な数値および資料出所については、「第6-5表 賃金の勤続年数別格差(製造業)」(p.172)を参照。

グラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアについて、勤続年数1～5年（日本については0～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）である。

まず男性についてみると、日本については勤続年数が長くなるにつれて、勤続年数別賃金指数が上昇し、勤続年数20～29年までその成長スピードも増す。特に勤続年数30年以上では勤続年数0～4年の約1.8倍に達する。他の国々においては、イギリス、ドイツ、フランスでは勤続年数30年以上で約1.3倍、そしてイタリアの勤続年数20～29年で約1.3倍となる。一方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さいといえる。

第6-1表 製造業の時間当たり賃金（試算、2004年）

Table 6-1: Hourly wages in manufacturing (preliminary calculation, 2004)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ <sup>3)</sup> DEU	フランス <sup>4)</sup> FRA
賃金 / Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(マルク/Mark)	(フラン/Franc)
1985	1,523	11.35	4.79	25.58	65.40
1990	1,821	13.82	7.38	31.92	82.45
1995	2,176	16.06	9.22	38.06	96.62
				(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,266	18.79	11.55	21.85	16.22
2001	2,276	19.60	12.14	22.54	16.68
2002	2,238	20.27	12.65	23.10	17.32
2003	2,248	20.75	12.82	23.74	17.51
2004	2,289	21.58	13.30	23.96	18.01
日本を100とした場合の格差 / Wage gap: JPN=100 (為替レート換算/Conversion of exchange rates)					
1985	100	178	97	136	114
1990	100	110	105	157	120
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	80
2002	100	114	106	122	91
2003	100	107	108	138	102
2004	100	102	115	141	106
(消費購買力平価換算/Conversion of PPPs)					
2004	100	129	136	158	127
換算レート Exchange rates for conversion		(円/ドル) (Yen/Dollar)	(円/ポンド) (Yen/Pound)	(円/ユーロ) (Yen/Euro)	(円/ユーロ) (Yen/Euro)
	100	137.0	234.0	151.2	161.4

資料出所 厚生労働省「平成16年毎月勤労統計調査」(2004)

Bureau of Labor Statistics “Employer Costs for Employee Compensation”, “Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950-1995 (Index: 1992=100)”

Eurostat “Labour Costs (Eurostat Databases)”

ILO “Yearbook of Labour Statistics 2004”, “Laborsta”(Online Database)

OECD “National Accounts”(2006), “Purchasing Power Parities and Real Expenditures: 2002 Benchmark Year”(2004), “Labour Market Statistics”, “Economic Outlook”(2004), “Main Economic Indicators, July 2006”

Ministère de l’emploi, de la cohésion sociale et du logement “Bulletin Mensuel Des Statistiques Du Travail (=BMST)”(2005)

(注) 1) 消費購買力平価はOECDの2002年の消費購買力平価をもとに、消費者物価上昇率で延長推計した。

2) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。ただし、1985年については、30人以上雇用事業所の常用労働者についての数値から5人以上雇用事業所の数値を推計した。

米国：Employer Costs for Employee Compensationの製造業全労働者について、Wages and salaries、Paid leave 及び Supplemental payを合計した。ただし、1985年は“Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950-1995 (Index: 1992=100)”を用いて推計した。また、2003年以降は、第1四半期のデータである。

欧州：“Labour Costs”の10人以上規模製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。ただし、表示のない年は労働費用中の現金給与割合で実労働時間当たり賃金を算出し、データのない中間年についてはILOの賃金伸び率を用いて推計した。

なお、ドイツについては、1990年までは旧西ドイツ地域、1991年以降は統合後のドイツをいう。また、フランスについては、本国データであるBMSTを用いて延長推計した。

3) 1995年まではマルク、2000年以降はユーロによる表示。

4) 1995年まではフラン、2000年以降はユーロによる表示。

## 第6-2表 賃金（製造業）

Table 6-2: Wages (manufacturing)

(男女計 / Total)

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	
日本(E) <sup>2)</sup>	(円/月) Yen/month	JPN	352,020	390,600	406,707	401,469	410,817	419,768
	(円/日) Yen/day		17,006	19,727	20,645	20,483	20,854	21,200
	(円/時間) Yen/hour		1,909	2,383	2,469	2,451	2,481	2,503
アメリカ(E) <sup>3)</sup>	US\$/h	USA	10.83	12.37	14.37	15.30	15.74	16.14
カナダ(E) <sup>4)</sup>	CA\$/h	CAN	14.19	16.62	18.29	19.10	19.70	20.23
イギリス(E) <sup>5)</sup>	Pound/h	GBR	6.05	7.85	9.86	11.08	11.40	—
ドイツ(E) <sup>6)</sup>	Euro/h	DEU	20.07	25.48	27.78	14.72	15.09	15.40
フランス(E) <sup>7)</sup>	Euro/h	FRA	45.46	52.78	1,477	1,563	—	—
イタリア(R) <sup>8)</sup>	(Dec.2000=100)	ITA	100.0	128.7	113.1	104.2	106.9	110.0
スウェーデン(E) <sup>9)</sup>	Krona/h	SWE	87.33	106.95	111.30	118.20	122.00	126.10
ロシア(E) <sup>10)</sup>	Ruble/m	RUS	—	833,428	—	—	—	—
中国(E)	Yuan/m	CHN	172.25	430.75	729.17	916.75	1,041.33	1,169.42
香港(R)	HK\$/d	HKG	179.5	278.0	335.4	326.1	322.2	324.3
韓国(E) <sup>11)</sup>	1,000 Won/m	KOR	590.8	1,123.9	1,601.0	1,907.0	2,074.0	2,279.7
シンガポール(E) <sup>12)</sup>	SG\$/m	SGP	1,395	2,157	3,036	3,154	3,265	3,350
タイ(R) <sup>13)</sup>	Baht/m	THA	3,357	4,994	5,839	6,795.3	6,432.2	6,129
フィリピン(E) <sup>14)</sup>	Peso/m	PHL	4,405	6,654	7,300	—	—	—
インド(E)	Rupee/m	IND	988.4	1,211.0	1,280.8	—	—	—
オーストラリア(E) <sup>15)</sup>	AU\$/h	AUS	12.89	15.59	18.16	20.45	—	22.77
ニュージーランド(E) <sup>16)</sup>	NZ\$/h	NZL	13.31	14.78	16.99	18.00	18.82	19.29
ブラジル(E) <sup>17)</sup>	Real/m	BRA	26,076	631.20	763.11	901.85	—	—

(男性 / Male)

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	
日本(E) <sup>2)</sup>	(円/月) Yen/month	JPN	436,135	475,620	491,697	479,723	487,417	490,121
	(円/日) Yen/day		—	—	—	—	—	—
	(円/時間) Yen/hour		—	—	—	—	—	—
アメリカ(E) <sup>3)</sup>	US\$/h	USA	—	—	—	—	—	—
カナダ(E) <sup>4)</sup>	CA\$/h	CAN	—	—	—	—	—	—
イギリス(E) <sup>5)</sup>	Pound/h	GBR	6.54	8.42	10.40	11.61	11.91	—
ドイツ(E) <sup>6)</sup>	Euro/h	DEU	21.29	26.77	29.10	15.37	15.74	16.00
フランス(E) <sup>7)</sup>	Euro/h	FRA	48.38	55.79	1,591	1,669	—	—
イタリア(R) <sup>8)</sup>	(Dec.2000=100)	ITA	—	—	—	—	—	—
スウェーデン(E) <sup>9)</sup>	Krona/h	SWE	89.46	109.07	113.30	120.20	124.10	128.40
ロシア(E) <sup>10)</sup>	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—
中国(E)	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—
香港(R)	HK\$/d	HKG	224.5	357.7	428.8	419.2	406.1	380.4
韓国(E) <sup>11)</sup>	1,000 Won/m	KOR	724.5	1,314.7	1,826.0	2,177.0	—	—
シンガポール(E) <sup>12)</sup>	SG\$/m	SGP	1,797.5	2,644	3,653	3,762	3,881	—
タイ(R) <sup>13)</sup>	Baht/m	THA	—	6,234	6,612	7,449	7,344.8	—
フィリピン(E) <sup>14)</sup>	Peso/m	PHL	—	7,529	—	—	—	—
インド(E)	Rupee/m	IND	—	—	—	—	—	—
オーストラリア(E) <sup>15)</sup>	AU\$/h	AUS	13.45	16.07	19.13	20.82	—	23.40
ニュージーランド(E) <sup>16)</sup>	NZ\$/h	NZL	14.28	15.71	17.85	18.90	19.81	20.24
ブラジル(E) <sup>17)</sup>	Real/m	BRA	29,850	712.43	854.15	1,009.75	—	—



(女性 / Female)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004
日本(E) <sup>2)</sup> (円/月) Yen/month JPN	180,253	205,726	212,515	208,452	214,646	225,593
(円/日) Yen/day	—	—	—	—	—	—
(円/時間) Yen/hour	—	—	—	—	—	—
アメリカ(E) <sup>3)</sup> US\$/h USA	—	—	—	—	—	—
カナダ(E) <sup>4)</sup> CA\$/h CAN	—	—	—	—	—	—
イギリス(E) <sup>5)</sup> Pound/h GBR	4.45	5.96	7.86	9.06	9.40	—
ドイツ(E) <sup>6)</sup> Euro/h DEU	15.48	19.73	21.39	11.37	11.64	11.89
フランス(E) <sup>7)</sup> Euro/h FRA	38.17	44.31	1,206	1,308	—	—
イタリア(R) <sup>8)</sup> (Dec.2000=100) ITA	—	—	—	—	—	—
スウェーデン(E) <sup>9)</sup> Krona/h SWE	79.51	98.21	103.40	109.40	112.90	116.80
ロシア(E) <sup>10)</sup> Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—
中国(E) Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—
香港(R) HK\$/d HKG	155.8	233.5	278.1	268.2	262.7	280.0
韓国(E) <sup>11)</sup> 1,000 Won/m KOR	364.26	711.1	1,056.0	1,211.0	—	—
シンガポール(E) <sup>12)</sup> SG\$/m SGP	983.3	1,541.2	2,181	2,283	2,374	—
タイ(R) <sup>13)</sup> Baht/m THA	—	4,250	5,052	6,143.7	5,538.8	—
フィリピン(E) <sup>14)</sup> Peso/m PHL	—	5,592	—	—	—	—
インド(E) Rupee/m IND	—	—	—	—	—	—
オーストラリア(E) <sup>15)</sup> AU\$/h AUS	11.09	13.67	16.80	18.45	—	19.91
ニュージーランド(E) <sup>16)</sup> NZ\$/h NZL	10.63	12.20	14.47	15.34	15.94	16.55
ブラジル(E) <sup>17)</sup> Real/m BRA	15,990	405.39	524.04	618.61	—	—

資料出所 ILO “Yearbook of Labour Statistics” (2005)

厚生労働省「毎月勤労統計調査」(2005)

(注) 1) (E)=実収賃金、(R)=賃金率

2) 毎月勤労統計調査の30人以上雇用事業所の常用労働者。賞与等の特別に支払われた賃金を含む、労働時間は総実労働時間。

3) 民間部門の製造及び建設労働者・非管理職。

4) 時間給の雇用者。

5) 毎年4月の数値、北アイルランドを除く、成人フルタイム労働者の賃金率。

6) 1995年以前は旧西ドイツ地域、使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ=1.95583マルク

7) 毎年10月の数値、1998年以後調査対象変更。1995年以前の単位はフラン/時間。1ユーロ=6.55957フラン。

8) 1990年を100とした指数、2000年以降は1995年12月を100とした指数。

9) 毎年第2四半期成人の数値、1995年以前は休暇手当、疾病休暇中の手当及び現物給与の評価額を含む、1993年以降産業分類変更。

10) 1995年は1997年値。1997年以降新ルーブル。1新ルーブル=1000旧ルーブル。

11) 単位1,000、家族手当及び現物給与の評価額を含む、1993年以降産業分類変更。

12) 1998年以降産業分類変更。

13) 毎年3月の数値、公企業を除く(1994年以降)、所定労働時間に対する賃金率。

14) 10人以上規模企業、年間給与に基づき算出(1997年以前)。20人以上規模企業対象(1998年以降)。

15) フルタイム非管理職、毎年5月の数値、1994年及び1996年以降産業分類変更。

16) フルタイム従業員0.5人以上(相当)規模企業(2000年以降)、フルタイム従業員1人以上(相当)規模企業(1989年～1999年)、1994年以降産業分類変更。

17) 毎年12月の数値。1994年以前はクルゼイロ。1クルゼイロ=2750×1000リアル。

6  
賃金・  
労働費用

## 第6-3表 産業別賃金（2004年）

Table 6-3: Wages by industry

国・地域 Country or region	非農業部門 Non-agriculture	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	運輸、倉庫、 通信業 Transport, storage and communication	
日本(E) <sup>2)</sup>	JPN	376,964	419,768	463,445	433,235	365,068
アメリカ(E) <sup>3)</sup>	USA	14.77	15.30	17.76	18.87	17.29
カナダ(E) <sup>4)</sup>	CAN	—	20.23	25.31	21.74	18.55
イギリス(E) <sup>5)</sup>	GBR	12.03	11.40	14.41	11.00	10.78
ドイツ(E) <sup>6)</sup>	DEU	—	15.40	14.60	13.87	—
フランス(E) <sup>7)</sup>	FRA	1,501	1,563	1,949	1,360	1,647
スウェーデン(E) <sup>8)</sup>	SWE	121.80	126.10	147.00	135.30	121.80
ロシア(E) <sup>9)</sup>	RUS	—	5,603	13,912	6,177	7,471
中国(E) <sup>10)</sup>	CHN	—	1,169.42	1,406.17	1,064.17	1,531.75
香港(R) <sup>11)</sup>	HKG	398.6	324.3	—	—	491.3
韓国(E) <sup>12)</sup>	KOR	2,373	2,280	2,457	2,352	—
シンガポール(E) <sup>13)</sup>	SGP	3,329	3,350	—	2,453	3,439
タイ(R) <sup>14)</sup>	THA	5,839.6	6,432.2	5,329.8	4,728.7	9,448.8
フィリピン(E) <sup>15)</sup>	PHL	7,700	7,300	8,200	6,800	7,800
インド(E) <sup>16)</sup>	IND	—	1,158.6	—	—	—
オーストラリア(E) <sup>17)</sup>	AUS	21.40	22.77	32.08	23.11	22.86
ニュージーランド(E) <sup>18)</sup>	NZL	20.17	19.29	20.17	18.03	19.63
ブラジル(E) <sup>19)</sup>	BRA	905.83	901.85	1,517.46	637.16	924.31

資料出所 日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（2005）  
 その他：ILO “Yearbook of Labour Statistics”（2005）  
 単位は第6-2表に同じ。

(注) 1) (E)=実収賃金、(R)=賃金率

2) 30人以上規模企業の現金給与総額、民間部門。現金給与総額の平均月額。

3) 民間部門の生産及び建設従事者、非管理職。運輸、倉庫、通信業の値には電気、ガス、水道業の値を含む。2002年の値。

4) 時間給の労働者。時間外手当を含む。

5) 2003年4月の数値、北アイルランドを除く。フルタイム雇用者のみ。時間外手当は含まない。鉱業及び採石業の値は2002年のもの。

6) 常雇用者。単位はユーロ。1ユーロ=1.95583マルク。時間当たり賃金。

7) 月当たり実収賃金。単位はユーロ。1ユーロ=6.55957フラン。2002年の数値。

8) 2004年9月の数値。休暇手当、疾病休業手当及びその他手当を含まない。非農業部門の値は全産業の集計値。

9) 単位は新ルーブル。1新ルーブル=1000旧ルーブル。2003年の数値。

10) 鉱業及び採石業は鉱業のみ、公営企業を対象。

11) 非農業部門の値は鉱業及び採石業、建設、小売業を除く。運輸、倉庫、通信業の値は倉庫、通信業を除いたもの。

12) 単位1,000、家族手当及び現物給与の評価額を含む。10人以上規模企業の常用雇用者。

13) 非農業部門の値は全産業の集計値。

14) 2003年の数値。非農業部門の値は全産業の集計値。

15) 2000年の数値。単位はペソ/月。年収を元に推定。賞与及び所定外給与は含まない。20人以上規模の企業を対象。

16) 月当たり実収賃金。2002年の数値。

17) フルタイム非管理職。2004年3月の数値。

18) 2004年2月の数値。フルタイム常用雇用者。非農業部門の集計は自営及び在外企業の値を含まない。また、公的企業及び教育部門を完全には含まない。

19) 2002年12月の数値。

第6-4表 賃金の年齢階級別格差（製造業、2002年）

Table 6-4: Wage gap by age group (manufacturing, in 2002)

計 / Total (～29歳/Years=100)

国 Country	性別 Sex	計 Total	～29歳 Years	30～39	40～49	50～59	60～
日本	男性 Male	143.0	100.0	136.0	164.0	172.8	114.1
	女性 Female	104.8	100.0	118.4	106.3	101.4	84.5
イギリス	男性 Male	137.4	100.0	142.2	152.1	145.9	126.4
	女性 Female	106.3	100.0	121.2	107.5	94.5	92.6
ドイツ	男性 Male	146.7	100.0	147.6	157.6	163.9	164.1
	女性 Female	125.9	100.0	135.6	130.7	130.5	107.1
イタリア	男性 Male	129.4	100.0	124.3	139.1	153.8	183.4
	女性 Female	117.7	100.0	117.2	128.5	128.5	161.6
スウェーデン	男性 Male	119.3	100.0	119.2	126.3	127.7	120.2
	女性 Female	108.5	100.0	112.7	111.8	107.0	100.3

生産労働者 / Production workers (～29歳/Years=100)

国 Country	性別 Sex	計 Total	～29歳 Age	30～39	40～49	50～59	60～
日本	男性 Male	131.2	100.0	129.7	150.4	154.8	101.9
	女性 Female	98.9	100.0	107.0	98.1	97.7	83.0

管理・事務労働者 / Management and office workers (～29歳/Years=100)

国 Country	性別 Sex	計 Total	～29歳 Age	30～39	40～49	50～59	60～
日本	男性 Male	153.6	100.0	138.4	172.2	189.5	135.5
	女性 Female	115.7	100.0	124.1	128.3	128.4	108.5

資料出所 日本:厚生労働省「平成14年賃金構造基本統計調査」(2002)

その他:EU “Structure of Earnings Statistics 2002”

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額、EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

## 第6-5表 賃金の勤続年数別格差（製造業、2002年）

Table 6-5: Wage gap by length of service (manufacturing, in 2002)

(勤続年数1～5年(日本は0～4年)の賃金=100)  
(Payment by length of service: 1-5 year (JPN: 0-4 years) = 100)

計 / Total								
国 Country	性別 Sex	1～5 (0～4)	6～9 (5～9)	10～19	20～29	年/Year 30～		
日本	JPN	男性 Male	100.0	112.6	138.0	173.3	185.9	
		女性 Female	100.0	108.5	119.7	136.2	164.3	
イギリス	GBR	男性 Male	100.0	109.2	121.2	128.9	130.7	
		女性 Female	100.0	106.6	109.1	108.4	106.5	
ドイツ	DEU	男性 Male	100.0	114.8	124.1	131.7	137.9	
		女性 Female	100.0	114.4	130.6	139.2	144.7	
フランス	FRA	男性 Male	100.0	109.5	117.6	120.7	128.3	
		女性 Female	100.0	107.3	110.9	119.8	104.2	
イタリア	ITA	男性 Male	100.0	110.5	117.7	127.5	123.9	
		女性 Female	100.0	102.7	112.8	123.9	116.1	

## 生産労働者 / Production workers

国 Country	性別 Sex	1～5 (0～4)	6～9 (5～9)	10～19	20～29	年/Year 30～		
日本	JPN	男性 Male	100.0	113.5	133.2	161.0	177.1	
		女性 Female	100.0	107.9	117.1	130.3	160.9	

## 管理・事務労働者 / Management and office workers

国 Country	性別 Sex	1～5 (0～4)	6～9 (5～9)	10～19	20～29	年/Year 30～		
日本	JPN	男性 Male	100.0	110.0	135.7	172.1	182.9	
		女性 Female	100.0	110.0	124.9	149.1	170.4	

資料出所 日本:厚生労働省「平成14年賃金構造基本統計調査」(2002)

その他:EU “Structure of Earnings Statistics 2002”

(注) ( )内は日本。日本は月間所定内給与額、EU各国は月間総収入についての数値。

なおEU資料の2002版には、生産労働者/管理・事務労働者の各数値がないため、本年は合計数のみを掲載。

## 第6-6表 賃金の規模間格差（全産業、2002年）

Table 6-6: Wage gap by establishment size (all industries, in 2002)

(1,000人以上=100)(over one thousand people = 100)

国 Country	1~9人	10~49 (5~29)	50~249 (30~99)	250~499 (100~499)	500~999	1,000~
日本 JPN (製造業/manufacturing)	— (—)	54.2 (50.1)	63.0 (56.4)	76.3 (75.0)	88.9 (91.4)	100.0 (100.0)
アメリカ USA (製造業/manufacturing)	56.6 (64.4)	59.5 (66.9)	70.7 (70.8)	78.7 (73.0)	86.5 (78.6)	100.0 (100.0)
イギリス GBR	89.4	95.5	104.0	108.0	107.1	100.0
ドイツ DEU	64.6	73.0	81.0	88.0	90.9	100.0
フランス FRA	—	81.6	85.7	92.2	96.1	100.0
イタリア ITA	—	76.9	91.5	99.9	102.8	100.0
スウェーデン SWE	—	93.8	96.0	100.9	102.5	100.0

資料出所 日本:厚生労働省「平成15年毎月勤労統計調査」(2003)

アメリカ:“2002 Economic Census”

その他:EU “Structure of Earnings Statistics 2002”

(注) 1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模で、EUは企業規模。( )内は日本の規模区分。

2) 日本は現金給与総額(total cash earnings)、EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings)、アメリカは年間給与総額(annual payroll)を雇用量で除したものから指数を作成。

3) 日本の全産業は、調査産業計の値。アメリカの全産業の値は、入手可能な産業の数値を集計して作成。日本、アメリカともに農林水産業は含まない。

## 第6-7表 所得のジニ係数

Table 6-7: Gini coefficient of income

国 Country	(年) (Year)	ジニ係数 Gini coefficient
日本 JPN	(2002)	0.322
アメリカ USA	(2000)	0.368
イギリス GBR	(1999)	0.345
ドイツ DEU	(2000)	0.252
フランス FRA	(1994)	0.288
スウェーデン SWE	(2000)	0.252

資料出所 厚生労働省「平成14年所得再分配調査報告書」(2002)

(注) 日本は等価再分配所得のジニ係数、日本以外は等価可処分所得のジニ係数を示す。

## 6 賃金・労働費用

## 第6-8表 実収賃金伸び率（製造業、時間当たり賃金）

Table 6-8: Changes of hourly net income (manufacturing)

(%)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	5.3	3.3	1.9	-0.2	-1.1	2.3	2.2
アメリカ	USA	3.3	2.5	3.5	2.5	2.8	2.7	2.6
カナダ	CAN	4.7	1.4	2.6	1.6	2.7	1.3	2.7
イギリス <sup>2)</sup>	GBR	9.3	4.5	2.4	6.1	3.6	1.9	3.7
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	5.5	3.3	0.9	2.5	2.2	0.9	2.1
フランス <sup>4)</sup>	FRA	4.6	2.4	—	—	—	2.8	2.7
イタリア <sup>4)</sup>	ITA	7.2	3.1	2.0	1.8	3.6	2.2	2.9
スウェーデン	SWE	9.4	5.4	4.2	1.0	1.5	1.0	2.6
香港 <sup>5)</sup>	HKG	14.3	4.3	0.2	2.1	-4.8	-1.2	-0.7
台湾 <sup>5)</sup>	TWN	13.3	5.7	2.9	-1.3	-0.1	2.6	2.6
韓国 <sup>5)</sup>	KOR	20.2	9.9	8.5	6.3	12.2	11.3	10.0
シンガポール <sup>5)</sup>	SGP	12.2	8.1	8.3	2.7	1.2	3.5	2.6
オーストラリア <sup>6)</sup>	AUS	6.3	1.7	—	—	—	2.0	4.2
ニュージーランド <sup>7)</sup>	NZL	4.3	1.8	0.5	2.4	3.5	4.6	2.5

資料出所 日本:厚生労働省「毎月勤労統計調査」(2005)

台湾:台湾行政経済建設委員会“Taiwan Statistical Data Book”(2005)

香港、シンガポール、ニュージーランド:ILO“Yearbook of Labour Statistics”(2005)

その他:OECD“Main Economic Indicators, August 2005”

(注) 1) 月当たり現金給与総額、事業所規模30人以上。

2) 週当たり賃金。

3) 1990年は旧西ドイツ地域。

4) 建設業を除く全産業。

5) 平均賃金月額を元に計算。

6) 全産業。

7) 労働コスト指数。

第6-9表 製造業の労働費用（試算）

Table 6-9: Labour costs (preliminary calculation, manufacturing)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用 Labour costs					
1985	100	185	93	145	132
1990	100	110	95	161	140
1995	100	71	60	122	99
2000	100	87	80	97	82
2001	100	100	89	107	91
2002	100	106	99	118	101
2003	100	105	103	134	114
2004	100	102	111	137	120
うち現金給与 Cash wages					
1985	100	178	97	136	114
1990	100	110	105	157	120
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	80
2002	100	114	106	122	91
2003	100	107	108	138	102
2004	100	102	115	141	106

資料出所 総務省統計局「平成16年労働力調査」(2004)、厚生労働省「平成16年毎月勤労統計調査」(2004)、「平成14年就労条件総合調査」(2002)、Bureau of Labor Statistics “Employer Costs for Employee Compensation”, “Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950—1995 (Index: 1992=100)”, Eurostat “Labour Costs (Eurostat Databases)”, OECD “National Accounts” (2006), “Labour Market Statistics”

(注) 1) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模、EU諸国は10人以上規模、日本は5人以上規模(推計値)である。

2) アメリカの1985年の数値は延長推計等による推計値である。また、2003年以降は、第1四半期のデータである。

3) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 就労条件総合調査(ただし1995年以前は賃金労働時間制度等総合調査)の製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに、製造業の実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: Employer Costs for Employee Compensationの製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。

欧州: Labour Costsの製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに、製造業の実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。ただし、名目雇用者報酬の時間当たりの換算にあたっては、製造業生産労働者の実労働時間の推計値を用いた。

なお、ドイツについては、1990年までは旧西ドイツ地域である。

## 第6-10表 労働費用の対前年上昇率

Table 6-10: Changes of labour cost

(%)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	4.7	1.0	0.1	-1.3	-1.3	0.8
アメリカ	USA	4.6	2.3	6.7	3.6	4.7	5.2
カナダ	CAN	4.3	2.3	5.5	1.8	2.6	4.4
イギリス	GBR	9.8	2.7	6.0	5.2	3.6	4.0
ドイツ	DEU	4.7	3.4	2.0	1.6	0.2	0.2
フランス	FRA	3.8	1.4	2.3	2.3	3.2	3.0
イタリア	ITA	8.5	4.9	1.9	3.2	3.4	2.8
スウェーデン	SWE	9.7	2.4	7.6	2.4	4.3	4.2
韓国	KOR	16.3	15.0	3.2	7.0	4.4	4.4
オーストラリア	AUS	7.5	2.8	2.7	2.9	5.6	3.9

資料出所 OECD “Economic Outlook” (June, 2006)

(注) 1) 公共部門を除いた商業部門における従業員一人当たり報酬の対前年伸び率である。

## 第6-11表 労働費用費目別構成(製造業)

Table 6-11: Composition of labour cost (manufacturing)

(%)

費目 Item	国 Country (年/Year)	日本 JPN (2002)	アメリカ USA (2004)	イギリス GBR (2000)	ドイツ DEU (2000)	フランス FRA (2000)
労働費用計	Total Labour Cost	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	Total wages	80.3	77.0	76.8	75.8	64.8
うち賃金、俸給	Wages and salaries, supplemental pay	(62.2)	(69.6)	(67.9)	(65.1)	(58.4)
不就業給	Paid leave	(18.1)	(7.4)	(9.4)	(10.7)	(6.5)
その他の労働費用計	Other labour cost	19.7	23.1	23.2	24.2	35.2
うち法定福利費	Legally required benefits	(9.3)	(8.6)	(8.3)	(15.7)	(20.5)
法定外福利費 <sup>3)</sup>	Not legally required benefits	(2.9)		(8.7)	(7.0)	(8.9)
退職金等の費用	Retirement and savings	(6.8)	(14.5)	(1.0)	(0.6)	(2.2)
現物給与	Wages and salaries in kind	(0.3)		(2.3)	(0.4)	(0.1)
職業訓練費	Vocational training costs	(0.3)		(2.4)	(0.5)	(1.5)
その他	Other benefits	(0.2)		(0.0)	(0.3)	(2.1)

資料出所 厚生労働省「平成14年就労条件総合調査」(2002)、

Bureau of Labor Statistics “Employer Costs for Employee Compensation”(March 2004)、

EUROSTAT “Labour Costs Survey 2000”(2003 release)

(注) 1) 日本は企業規模計、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。

2) ( )内は内数。

3) イギリス、ドイツ、フランスは見習いの福利費を含む。

アメリカの内訳は以下の通り。

Insurance: 9.1(%)

Retirement and savings: 4.9

Other benefits: 0.5



第6-12表 時間当たり労働費用(製造業)

Table 6-12: Hourly labour cost (manufacturing)

(アメリカ/USA=100)

国・地域 Country or region	1985 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本	JPN	49	85	138	112	95	88	91	95
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	88	111	97	85	80	79	87	92
イギリス	GBR	49	86	81	86	81	85	95	107
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	74	148	177	116	111	115	136	140
フランス	FRA	59	104	113	79	77	81	96	103
イタリア	ITA	60	117	93		68	71	84	88
オランダ	NLD	69	122	141	99	97	102	122	133
ベルギー	BEL	70	130	162	111	103	108	126	129
ルクセンブルク	LUX	59	109	137	90	85	89	105	115
デンマーク	DNK	64	125	149	117	115	121	146	146
スウェーデン	SWE	76	141	126	104	91	96	115	123
オーストリア <sup>3)</sup>	AUT	60	122	148	99	94	98	116	122
ノルウェー	NOR	82	148	146	116	115	129	144	150
ポルトガル	PRT	12	24	30	23	23	24	28	30
スペイン	ESP	36	77	75	55	53	56	68	74
フィンランド <sup>4)</sup>	FIN	65	144	143	100	98	103	124	132
ギリシャ	GRC	29	45	53	—	—	—	—	—
アイルランド <sup>5)</sup>	IRL	47	80	81	66	67	73	87	95
スイス	CHE	75	140	170	108	106	113	127	131
香港 <sup>5)</sup>	HKG	14	22	28	28	28	27	25	24
台湾	TWN	12	26	35	32	30	27	27	26
韓国	KOR	10	25	43	42	38	43	47	50
シンガポール	SGP	19	25	42	38	36	33	34	32
スリランカ	LKA	2	2	3	2	2	2	—	—
オーストラリア	AUS	65	89	91	74	66	73	91	100
ニュージーランド	NZL	34	54	57	41	37	41	51	56
イスラエル	ISR	29	52	56	59	60	52	53	53
メキシコ	MEX	13	11	9	11	12	12	11	11

資料出所 Bureau of Labor Statistics 試算 (2005)

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

2) 1990年以前の値は旧西ドイツ地域。

3) 手工業、出版、印刷業は含まない。

4) 鉱業、電力業を含む。

5) 一部の製造業の平均値。

## 第6-13表 最低賃金制度

Table 6-13: Minimum wage systems

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
最低賃金額	673円/時間 (2006年加重平均)	5.15ドル/時間 (1997年9月～)	5.35ポンド(一般)/時間 4.45ポンド(若年者)/時間 (2006年10月～)
改定	<p>〈審議会方式〉 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。</p> <p>〈労働協約拡張方式〉 一定の地域内の同種の労働者及び使用者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で、労働協約の締結当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったときに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会に諮問の上、当該協約に基づき同種の労働者及び使用者の全部に適用する最低賃金として決定。</p>	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。
影響率等	1.4%(2005年)	全被用者の1.6%(2005年末)	全被用者の5.0%(150万人) (2005年末)
適用除外・減額措置	以下については労働基準局長の許可を受けることにより適用除外 ①精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ②試用期間中の者 ③職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ④所定労働時間の特に短い者 ⑤軽易な業務に従事する者 ⑥断続的労働に従事する者	20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が5.15ドルに満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	18歳～21歳までは時給4.45ポンド 16歳及び17歳は時給3.30ポンド。 訓練生等については適用除外。
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

	フランス FRA	オランダ NLD	ベルギー BEL
最低賃金額	8.27ユーロ/時間 (2006年7月1日～)	1,284.60ユーロ/月 (2006年7月1日～)	1,234ユーロ/月 (2005年8月～)
改定	〈定時改定方式〉 全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	年2回(1月1日及び7月1日)の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。
影響率等	全被用者の13%(290万人) (2005年末)	全被用者の2.1%(130万人) (2005年末)	—
適用除外・減額措置	17歳10%減、 17歳未満20%減、 (ただし、6か月以上勤務で減額措置なし) 障害者10～20%減、 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を受けている者22～75%減	15～22歳(15～70%減)	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳は6%減、19歳は12%減、18歳は18%減、17歳は24%減、16歳以下は30%減。
パートタイム労働者の取扱	—	労働時間に応じた額	労働時間に応じた額
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり

	ルクセンブルク LUX	スペイン ESP	ポルトガル PRT
最低賃金額	1,503.42ユーロ/月 (2005年10月～)	540.90ユーロ/月、 18.03ユーロ/日 (2006年1月～)	374.70ユーロ/月 (2005年1月～)
改定	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき毎年政府が改定。
影響率等	フルタイム被用者の15.1%(2005年末)	全被用者の1-3%(2005年末)	フルタイム被用者の4.0%(2005年末)
適用除外・減額措置	15～18歳は20～25%減、障害者も減額可。	養成訓練生は、10～30%減	障害者最大50%減、養成訓練生20%減
パートタイム労働者の取扱	労働時間に応じた額	労働時間に応じた額	労働時間に応じた額
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり

6 賃金・労働費用

	ギリシャ GRC	中国 CHN	韓国 KOR
最低賃金額	591.18ユーロ／月（2004年9月～）	640元／月（北京市・2006年）	3,100ウォン／時間 24,800ウォン／日（2006年）
改定	通常2年に1度中央協定により改定（法的拘束力のある中央協定）。	全国統一のものはない。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金工資規定」により、各地は2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年3月末までに労働部長官が審議会に諮問）。適用時期は毎年1月1日（2007年より）。
影響率等			全体の10.3%（150万人）（2006年）
適用除外・減額措置			労働部長官の認可を受けた者。 ①精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 ②その他最低賃金を適用することが適当でないと思われる者
パートタイム労働者の取扱	労働時間に応じた額		
労働協約拡張適用制度	あり		

	タイ THA	インドネシア IDN	フィリピン PHP
改定	ほぼ毎年、政労使からなる最低賃金委員会が審議し、政府に諮問。	ほぼ毎年、各州毎に設置された政労使からなる審議会が審議し、州知事に答申。	政労使からなる地方三者賃金生産性委員会が改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家生産性委員会に不服申し立てが可能。
適用除外・減額措置	中央行政機関・地方行政機関、地方自治体、農業、国営企業等については適用除外。	企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については、25%を限度とする減額措置。経営不振で最低賃金額の支給が不可能な企業は適用除外申請が可能。	農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用人、内職者等は適用除外。常用労働者10人以下の企業は、適用除外の申請可能。

資料出所 厚生労働省国際課海外情報室資料

## 第6-14表 最低賃金額の推移

Table 6-14: Transition of the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本 <sup>1)</sup> JPN	(円/時間)(Yen/hour)							
	611	659	664	664	664	665	668	673
	(円/日)(Yen/day)							
	4,866	5,256	5,292	—	—	—	—	—
アメリカ USA	(ドル/時間)(US\$/hour)							
	4.25	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15
カナダ <sup>2)</sup> CAN	(カナダドル/時間)(C\$/hour)							
	4.75						6.25	6.70
	~6.85						~8.05	~8.50
イギリス GBR	(ポンド/時間)(£/hour)							
一般 (23~歳/years)		3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05	5.35 <sup>3)</sup>
若年者 (18~22歳/years)		3.20	3.50	3.60	3.80	4.10	4.25	4.45 <sup>3)</sup>
フランス <sup>4)</sup> FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)			(ユーロ/時間)(Euro/hour)				
	36.98	42.02	43.72	6.83	7.19	7.61	8.03	8.27
中国 CHN	(元/月)(Yuan/month)							
深圳市/Shenzhen	360	—	574	—	610	—	590	700
天津市/Tianjin	210	—	412	450	480	530	590	670
上海市/Shanghai	270	—	490	—	570	635	690	750
北京市/Beijing	240	—	414	—	545	—	580	640
韓国 KOR	(ウォン/時間)(Won/hour)							
	1,275	1,865	2,100	2,275	2,510	2,840	3,100	3,100
	(ウォン/日)(Won/day)							
	10,200	14,920	16,800	18,200	20,080	22,720	24,800	24,800
タイ THA	(バーツ/日)(Baht/day)							
バンコク周辺/ Bangkok プーケット/Phuket	}	145	162	165	168	175 <sup>5)</sup>	181 <sup>6)</sup>	184
								181
フィリピン <sup>7)</sup> PHL	(ペソ/日)(Peso/day)							
非農業/Non-agriculture							325	350 <sup>8)</sup>
農業/Agriculture							(マニラ首都圏/Manila cap.)	
プランテーション/Plantation							}	288
非プランテーション/Non-plantation								
インドネシア <sup>9)</sup> IDN	(ルピア/日)(Rupiah/day)							
ジャカルタ首都 特別州/Jakarta	4,600	286,000	426,250	591,266	631,554	671,550	711,843	819,100

資料出所 厚生労働省国際課海外情報室資料

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額、2002年度以降より時間額表示。加重平均。

2) カナダは州別最低賃金。1995年は1996年の数値、2005年は2005年10月1日の数値。

2006年は7月1日現在の数値。

3) イギリスは2006年10月から。

4) フランスは各年7月時の額。

5) 2005年1月から。

6) 2005年8月から。

7) 緊急生活手当(ECOLA)を含む。

8) 2006年7月から。

9) インドネシアは1997年4月より月額表示。

10) 各国通貨の円換算額については、内閣府「海外経済データ」(2006.8)による。

1ドル=110.22円

1カナダドル=91.09円

1ポンド=200.37円

1ユーロ=137.07円

1元=13.45円

1ウォン=0.108円

1バーツ=2.74円

1ペソ=2.00円

1ルピア=0.011円 (すべて2005年値)



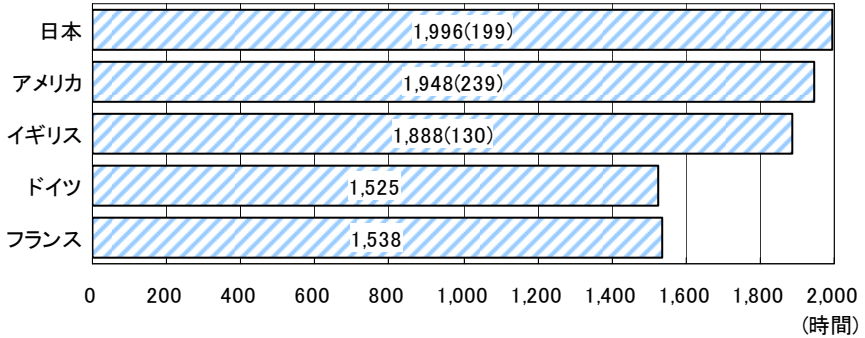
## 7. 労働時間・労働時間制度





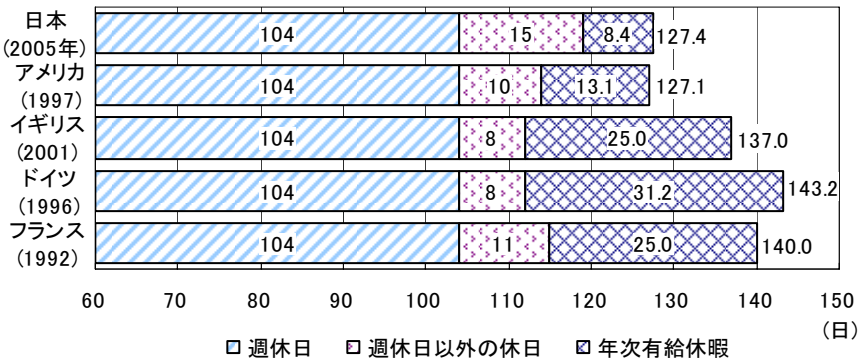
## 7-1 年間総実労働時間（製造業・生産労働者、2004年）及び年間休日日数

年間総実労働時間の比較(製造業・生産労働者)



▶グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 年間総実労働時間(推計値、原則として製造業・生産労働者)」(p.187)を参照。  
 (注) 括弧内は所定外労働時間。

年間休日日数の比較



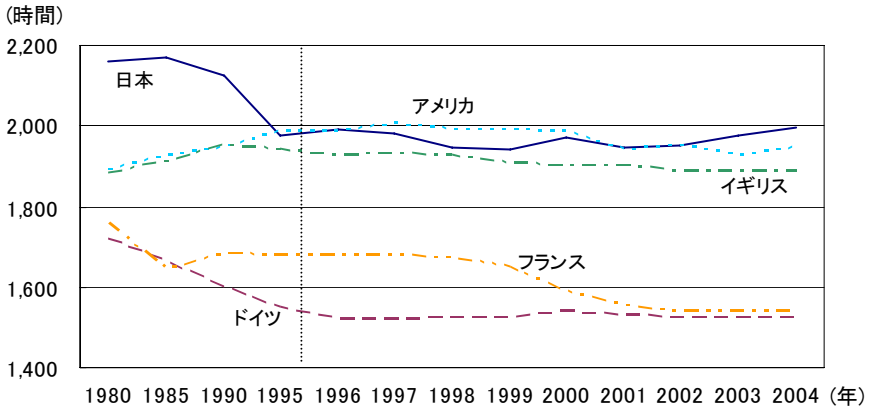
▶グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-4表 年間休日日数」(p.189)を参照。

2004年の日本の年間総実労働時間は1,996時間となり、アメリカ（1,948時間）、イギリス（1,888時間）とほぼ同じ水準になった。ドイツは1,525時間、フランス1,538時間であった。

日本の年間休日日数は約127日と、比較した5か国中アメリカに次いで少なく、所定内労働時間は1,797時間と多い。一方、イギリスの年間休日日数は137日と比較的多く、所定内労働時間は1,758時間となっている。さらにドイツは休日日数が約143日と最も多い。所定外労働時間は、アメリカが239時間と最も長く、日本は199時間、イギリスは130時間となっている。

7 労働時間・労働時間制度

7-2 年間総実労働時間（製造業・生産労働者、時系列）



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第7-1表 年間総実労働時間(推計値、原則として製造業、生産労働者)」(p.187)を参照。

日本と主要諸外国との労働時間を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に、日本の労働時間は着実に減少しており、この結果、1988年以降主要諸外国との労働時間の格差は縮小してきている。

第7-1表 年間総実労働時間（推計値、原則として製造業、生産労働者）  
 Table 7-1: Working hours per year (estimated), (in principle, manufacturing and production workers )

年 Year	(時間 / hours)							
	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA			
1980	2,162 (209)	1,893 (146)	1,883 (125)	1,719 (104)	1,759			
1985	2,168 (230)	1,929 (172)	1,910 (161)	1,663 (83)	1,644			
1990	2,124 (219)	1,948 (192)	1,953 (187)	1,598 (99)	1,683			
1995	1,975 (152)	1,986 (234)	1,943 (198)	1,550 (88)	1,680			
1996	1,993 (168)	1,986 (234)	1,929 (182)	1,517 (68)	1,679			
1997	1,983 (179)	2,005 (250)	1,934 (187)	1,517 (68)	1,677			
1998	1,947 (152)	1,991 (239)	1,925 (177)	1,525 (57)	1,672			
1999	1,942 (155)	1,991 (239)	1,906 (151)	1,525 (57)	1,650			
2000	1,970 (175)	1,986 (239)	1,902 (151)	1,538	1,589			
2001	1,948 (159)	1,943 (203)	1,902 (151)	1,529	1,554			
2002	1,954 (171)	1,952 (213)	1,888 (135)	1,525	1,539			
2003	1,975 (189)	1,929 (218)	1,888 (130)	1,525	1,538			
2004	1,996 (199)	1,948 (239)	1,888 (130)	1,525	1,538			

資料出所 厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計

(注) 1) ( )内は所定外労働時間。ただし、ドイツ(2000年以降)、フランスは不明。

2) 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。

## 第7-2表 週労働時間（製造業、ILO統計報告）

Table 7-2: Working hours per week (manufacturing, ILO labour statistics report)

		(週あたり時間) (Hours/week)								
国・地域 Country or region	1985 年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	備考 <sup>1)</sup> Remarks	
日本(労働) (毎勤)	JPN	46.2	45.7	43.5	43.7	42.8	43.1	43.5	a	
アメリカ	USA	40.5	40.8	41.6	41.6	40.7	40.9	—	b	
カナダ	CAN	38.6	38.2	38.7	38.9	38.9	39.1	38.9	b	
イギリス <sup>2)</sup>	GBR	43.7	42.3	42.2	41.4	41.3	41.0	—	a	
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	40.7	39.5	38.3	37.9	37.8	37.6	37.7	b	
フランス <sup>4)</sup>	FRA	38.60	38.73	40.18	38.63	37.93	37.40	37.18	a	
スウェーデン	SWE	38.3	38.5	—	—	38.2	37.9	37.5	a	
香港	HKG	44.8	44.2	43.7	45.3	45.4	45.6	45.4	a	
韓国	KOR	53.8	49.8	49.2	49.3	48.3	47.7	47.6	a	
シンガポール	SGP	46.5	48.5	49.3	49.8	48.6	48.9	49.0	b	
タイ <sup>5)</sup>	THA	—	48.3	49.4	49.6	59.3	—	—	b	
フィリピン	PHL	46.1	50.1	50.2	43.9	43.2	43.6	44.1	a	
インド	IND	—	46.4	46.5	47.2	46.7	46.9	47.0	a	
オーストラリア <sup>6)</sup>	AUS	36.9	38.1	38.8	38.6	38.5	38.5	38.5	a	
ニュージーランド <sup>7)</sup>	NZL	40.7	40.7	41.8	37.0	37.4	37.9	38.0	b	

資料出所 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ILO “Yearbook of Labour Statistics” (2005)

(注) 1) a: 実労働時間 b: 支払労働時間

2) 毎年4月の数値。北アイルランドを除く。時間外勤務を含む。

3) 1995年以前は旧西ドイツ地域

4) 1995年以降は、フルタイム労働者を対象とした数値。

5) 1995年以前は毎年5月の数値。時間外勤務は含まない。

6) 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。

7) 1985年: フルタイム労働者1名以上(相当)企業、1990~1995年: フルタイム労働者2名以上(相当)企業。

## 【実労働時間】

これは労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は除かれる。厚生労働省「毎月勤労統計調査」(毎勤)の労働時間は実労働時間のことである。

## 【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日<sup>(※)</sup>、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

なお、ILO “Yearbook of Labour Statistics” に掲載されているアメリカ、カナダ、ドイツの労働時間はこの支払労働時間である。

## ※有給休日

休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対して通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

### 第7-3表 週労働時間50時間以上の労働者割合（2000年）

Table 7-3: Ratio of workers working in excess of 50 hours per week (2000)

国		週労働時間50時間以上の労働者割合
Country		Ratio of workers working in excess of 50 hours per week
日本	JPN	28.1
アメリカ	USA	20.0
イギリス	GBR	15.5
ドイツ	DEU	5.3
フランス	FRA	5.7
イタリア	ITA	4.2
オランダ	NLD	1.4
ベルギー	BEL	3.8
デンマーク	DNK	5.1
スウェーデン	SWE	1.9
フィンランド	FIN	4.5
オーストラリア	AUS	20.0
ニュージーランド	NZL	21.3

資料出所 ILO “Working Time and Worker’s Preferences in Industrialized Countries: Finding the Balance” (2004)

### 第7-4表 年間休日数

Table 7-4: Number of annual holidays

国		(日 / Number of days)			
Country		週休日 Holidays	週休日以外の休日 Legal holidays	年次有給休暇 Paid holidays	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15	(2005年) 8.4	127.4
アメリカ	USA	104	10	(1997) 13.1	127.1
イギリス	GBR	104	8	(2001) 25.0	137.0
ドイツ	DEU	104	8	(1996) 31.2	143.2
フランス	FRA	104	11	(1992) 25.0	140.0

資料出所 厚生労働省「平成16年就労条件総合調査」(2004)、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局監督課推計

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」をいい、ここでは完全週休2日制と仮定した。  
2) 年次有給休暇は付与日数(一部各国資料から厚生労働省労働基準局監督課推計)。日本は取得日数。

## 第7-5表 法定祝日

Table 7-5: Legal holidays

	日本 <sup>4)</sup> JPN	アメリカ <sup>5)</sup> USA (ニューヨーク・シカゴ・ヒューストン・ロサンゼルス・サンフランシスコ・アトランタ・デンバー)	カナダ CAN (トロント・モントリオール・バンクーバー)
	2007年/Year	2006	2006
法定祝日	1.1 元旦	1.1 新年	1.1 新年
Legal holidays	1.8 成人の日 (1月第2月曜)	1.16 キング牧師誕生日	4.14 聖金曜日
	2.11 建国記念の日	2.20 大統領の日	4.17 復活祭月曜日
	3.21 春分の日	5.29 戦没者記念日	5.22 ビクトリア女王記念日
	4.29 昭和の日	7.4 独立記念日	7.1 建国記念日
	5.3 憲法記念日	9.4 労働感謝の日	9.4 労働感謝の日
	5.4 みどりの日	10.9 大陸発見記念日	10.9 感謝祭
	5.5 こどもの日	11.11 退役軍人の日	11.11 戦没者記念日
	7.16 海の日 (7月第3月曜)	11.23 感謝祭	12.25 クリスマス
	9.17 敬老の日 (9月第3月曜)	12.25 クリスマス	12.26 ボクシングデー
	9.23 秋分の日		
	10.8 体育の日 (10月第2月曜)		
	11.3 文化の日		
	11.23 勤労感謝の日		
	12.23 天皇誕生日		

資料出所 日本:内閣府HP「平成19年の国民の祝日について」(2006)、  
その他:日本貿易振興機構「世界の祝祭日2006年版」(2006)

(注) 1) 日付は2006年におけるものである(ただし日本は2007年)。

2) 同一国内でも、州や市により独自の祝祭日进行を設けるなど、地域によって異なる場合があり、注意を要する。

3) 祝祭日の後の( )内の都市名は、当該都市のみの祝祭日であることを示し、その記載がないものは全国ベースの祝祭日を意味する。

4) 2/12、4/30、9/24及び12/24は休日。

5) ほかに2/12(リンカーン誕生日)など、州や地域によって休みとなる日がある。

6) 法定祝祭日ではないが、当地の慣習にならって休業とするものであり、州内でも地域により異なる。

イギリス GBR (ロンドン)	ドイツ <sup>6)</sup> DEU (デュッセルドルフ・フランクフルト・ミュンヘン・ベルリン)	フランス FRA (パリ・リヨン)	イタリア ITA (ミラノ)
2006	2006	2006	2006
1.1 新年	1.1 新年	1.1 新年	1.1 新年
1.2 新年振替休日	4.14 聖金曜日	4.16 復活祭	1.6 主頭祭
4.14 聖金曜日	4.16 復活祭	4.17 復活祭月曜日	4.16 復活祭
4.16 復活祭	4.17 復活祭月曜日	5.1 メーデー	4.17 復活祭月曜日
4.17 復活祭月曜日	5.1 メーデー	5.8 第二次大戦戦勝記念日	4.25 解放記念日
5.1 アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.25 キリスト昇天祭	5.25 キリスト昇天祭	5.1 メーデー
5.29 スプリング・バンク・ホリデー	6.4 聖霊降臨祭	6.4 聖霊降臨祭	6.2 共和国記念日
8.28 サマー・バンク・ホリデー	6.5 聖霊降臨祭月曜日	7.14 革命記念日	8.15 聖母被昇天祭
12.25 クリスマス	10.3 ドイツ統一記念日	8.15 聖母昇天祭	11.1 万聖節
12.26 ボクシングデー	12.25 クリスマス ～26	11.1 万聖節	12.8 聖母受胎祭
		11.11 第一次世界大戦休戦記念日	12.25 クリスマス
		12.25 クリスマス	12.26 クリスマス(聖ステファノの日)

## 第7-6表 労働時間制度

Table 7-6: Working hour legislation

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
根拠法 Implementing law	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間 Legal working hours	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む) 1週平均)※17週平均
罰則 Penalty	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係 Application	[適用除外] ・農業、水産業 ・管理監督又は機密の事務を取り扱う者 ・監視又は継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの(他の法律の適用) ・船員 ・公務員	[適用除外] ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤セールスマン(ホワイトカラーエグゼンプション) ・農業 ・水産業 ・船員 ・コンピュータ解析者、プログラマー、SE ・自動車運送業、鉄道運送業、航空運輸業の被用者 ・アナウンサー、ニュース編集者等 ・タクシー運転手 ・8人以下の林業労働者等 ・季節的な娯楽施設及び教育施設の労働者	[適用除外] ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる。



ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	EU指令
労働時間法の統一及び弾力化のための法律(1994年制定)	労働法典第2巻:(1972年制定):労使交渉による労働時間短縮に関する法律(2000年制定) 時短緩和法(2005年3月成立)	工業的又は商業的経営における工員及び職員についての労働時間の制限に関する法律(1923年制定) 雇用創出に関する法律	労働時間の設定に関する指令(1993年)
1日8時間	1週35時間	1週40時間(1日8時間)	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
法定労働時間を超えて労働させた場合、3万ドイツマルク以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康を損ねる危険にさらした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金。	法定労働時間を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	法定労働時間を超えて労働させた場合、罰金。	[適用除外] ・空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] ・保安、監視の業務等
[適用除外] ・事業所組織法5条3項の幹部職員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理人で、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・世話をされる者と共同生活をし、教育、看護又は世話をする労働者 ・聖職者(他の法律の適用) ・船員(船員法) ・製パン業、(製菓業(販売を含む)(パン・ケーキ製造・販売業における労働時間に関する法律) ※事業所組織法5条3項の幹部職員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[適用除外] ・土地の耕作、畜産、林業等(農事法典) ・海洋漁業、商船等(海上労働法典) ・公立の病院・医療施設等(公衆衛生法典) ・国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・商業代理人(判例、学説) ・家事使用人(判例、学説) ・住込み不動産管理人 ・守衛(判例、学説) ・取締役 ・上級幹部職員(幹部職カードル) ・家内労働者 ・坑内労働者	[適用除外] ・家事労働者 ・管理者 ・外勤セールスマン ・監視・断続・待機労働(管理人、警備員、電話交換手等) (他の法律の適用) ・船員・公務員	

7 労働時間・労働時間制度

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
法定労働時間の特例 Exceptions to legal working hours	<p>・商業、映画、演劇業、保健衛生業、接客娯楽で10人未満の事業場 週44時間制</p>	<p>特定の業種、企業に関して特例あり</p> <p>・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等) 1日12時間、1週56時間の特例</p> <p>・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない</p> <p>・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等</p>	<p>・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、</p> <p>・警備産業の場合、</p> <p>・役務または生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。</p> <p>・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。</p>
弾力的労働時間制度 Flex time system	<p>[1箇月単位の変形労働時間制]</p> <p>1箇月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。</p> <p>[1年単位の変形労働時間制度]</p> <p>1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日。</p> <p>[1週間単位の変形労働時間制]</p> <p>1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。</p>	<p>[26週単位の変形制]</p> <p>労働協約により26週あたり1040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1040時間以内であることが必要。</p> <p>ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。</p> <p>これを怠った場合又は1040時間を超えて労働させた場合は、26週のおのおのについて1週40時間の規定が適用される。</p> <p>[52週単位の変形制]</p> <p>労働協約により52週について1840時間以上2080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、</p> <p>かつ、2240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。</p> <p>1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。</p> <p>これを怠った場合又は2240時間を超えて労働させた場合は52週のおのおのについて1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。</p>	<p>基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務または生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故または緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。</p> <p>週の最高労働時間については17時間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。(52時間まで労使協定により延長可)。</p>

ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	EU指令
<p>・通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能</p> <p>※通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長を労働保護法上有害でないと認める程度、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・換算制度(特定の業種について35時間を超える労働時間を命令で定め、これを35時間とみなす制度)</p> <p>(1)河川運輸(船上従業員)59時間28分、(2)製パン・菓子製造業42時間54分、(3)食品小売商店(販売員)42時間52分、(4)守衛・監視企業52時間39分、建築現場及び土木作業の守衛60時間27分、(5)私立の病院、診療所、救護所等(医師、歯科医師、助産婦を除く)41時間55分、(6)ホテル、カフェ、レストラン調理人44時間54分 その他の従業員47時間46分、(7)小売薬局(従業員1人雇用)40時間57分、(8)理髪店、美容院、マッサージ、かつら製造 41時間55分～48時間45分、(9)消防業務 44時間51分、(10)道路運輸42～48時間等</p>	<p>・農業労働者及び季節的労働者は1日10時間、1週60時間</p> <p>・他の業種・職種であっても関係当事者の協定により1日10時間、1週60時間まで延長可能</p>	<p>使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。</p>
<p>[6か月又は24週間単位の変形制]</p> <p>6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。</p>	<p>[1年変形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1600時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること(労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であることを要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することが〔サイクル労働〕)</p> <p>労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、</p> <p>(1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。</p>	<p>[1週間単位の変形制]</p> <p>1週48時間以内であれば1日については自由</p> <p>[1年単位の変形制]</p> <p>1週を超える(1年を上限)変形制は、農業及び技術的又は季節的要請に基づくものについて大統領令又は関係当事者の協定により可。</p>	<p>週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。</p>

7 労働時間・労働時間制度

## 7 労働時間・労働時間制度

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
<b>時間外労働 (上限規制、 割増賃金率)</b>  <b>Overtime labour (maximum limit, rate of extra pay)</b>	[上限規制] 36協定で定められる一定期間 についての延長時間の限度  1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間  [割増賃金率] 25%	[上限規制] 連邦法上の規定なし          [割増賃金率] 50%	[上限規制] 週労働時間の上限を時間外 労働を含め平均して週48時 間とする(17週平均)。 ※最大52週まで労使協定に より延長可。 1日の休息期間を最低連続 11時間とする(若年労働者 (18歳未満)については12時 間以上)。       [割増賃金率] 法令上の規定なし
<b>休日労働 (割増賃金 率)</b> <b>Work on day off (rate of extra pay)</b>	1週1日又は4週4日以上の休 日を与えなければならない。  [割増賃金率] 35%	連邦法上の規定なし       [割増賃金率] 法令上の規定なし	1週1日の休日(若年労働者 について2日)       [割増賃金率] 法令上の規定なし

ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	EU指令
<p>[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより年に最高60日を限度に、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。1日10時間を超える労働が認められる場合は、次のとおり。 (1)通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要) (2)緊急事態又は非常事態が発生した場合 (3)建設工事、組立工事の現場、継続的交代制の事業所において、監督官庁により許可を得た場合</p>	<p>[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、または労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引き上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当ての支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることにはできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。</p>	<p>[上限規制] 1日2時間かつ1週12時間以内であること、労使間に合意が存在すること、連続する9週間を超えない期間を通算し、1週間当たりの平均時間外労働時間が12時間以内であれば、ある特定日・週の時間外労働がこの上限を超えることが可能。</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(つまり、1日の労働時間の上限は13時間)。</p>
<p>[割増賃金率] 法令上の規定なし 原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。</p>	<p>[割増賃金率] 中・大規模企業(従業員数21人以上):25% なお、従業員数20人未満の小規模企業については、これまで、割増賃金率を10%に設定する暫定措置がとられていたが、「時短緩和法」により、同暫定措置は2008年12月末までの延長が決定した。</p>	<p>[割増賃金率] 賃金の10%以上の割増賃金のほか、従業員が15人以上を超える企業には、全国社会保険公社の特別基金に時間外労働に対する賃金の5%の払い込みが義務づけられている。</p>	
<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。  [割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、 (1)1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、(2)週休は少なくとも継続する24時間、(3)日曜日に与えなければならない。 ただし、一定の場合に適用除外あり  [割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、 (1)日曜日、(2)連続する24時間の休息、(3)午前0時からの開始、(4)一斉付与の要件を満たす休日を与えなければならない。 [割増賃金率] 法令上の規定なし(産業別労働協約に定められている)。 週休日に労働し、当該週に代休が与えられなかった場合、通常賃金と休日割増手当のほか、週休日を享受できなかったことによる損害賠償分として、別個に当日の通常賃金相当額を請求できる。 祝祭日(年間10日)については労働することなしに通常支払われる1日分の給与(祝祭日手当)が支払われる。 祝祭日に労働させた場合に祝祭日手当のほか、労働時間に対応する通常賃金及び祝祭日割増賃金が支払われなければならない。</p>	

労働時間・労働時間制度

## 7 労働時間・労働時間制度

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
年次有給休暇制度における継続勤務要件 Requirements for receipt of annual paid holidays	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数 Annual paid holidays	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	4労働週
年次有給休暇の連続付与 Continuous paid holidays	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法 Method for granting paid holidays	使用者は、労働者の請求する時期に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については計画付与制度あり。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇は、分割して取得することができる。</li> <li>・年次有給休暇は、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。</li> <li>・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。</li> <li>・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。</li> </ul>
未消化年休の取扱い Unused paid holidays	次年度への繰越しが認められている	法令上の規定なし	法令上の規定なし

資料出所 イギリス: 労働政策研究・研修機構「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書(2005)、  
イタリア: 大内伸哉著「イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー」(2003)  
その他: 山口浩一郎他「変容する労働時間制度」(1988)、日本労働協会/日本労働研究機構「労働時間制度の運用実態」(1994)、各国資料

ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	EU指令
労働契約が成立してから6か月(6か月未満でも勤務1か月当たり12分の1の休暇を付与)	年休基準年度(6月1日～翌年5月31日)の間に、同一の使用の下で最低でも1か月間勤務すること。	法令上の規定なし。ILO132年5月31日)の間に、同一の国内法としての効力を有する。 (勤続年数1年未満の者に対して比例付与)	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
歴週24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	労働者一般としての包括的な法令上の規定なし。	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	12労働日を超えない有給休暇は、継続して与えなければならない。ただし最高24労働日。	できるだけ継続した期間であるべき旨規定。 ILO条約により最低限2労働週の連続付与を要する。	
使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。ただし、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。 一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。ただし、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。 また、「労働時間貯金制度」を、業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	使用者が年休の時期を決定する。(企業内組合代表の意見を聴き、事前に労働者に予告(予告は法令上の義務)する形で使用者が指定する形が多い。)特約のない限り、労働者からの一方的な休暇時期の決定不可。	
休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。		使用者による一方的な休暇の繰越しは違法とされているが、慣行して休暇の積立が行われている。	

(注) EU指令 …「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)

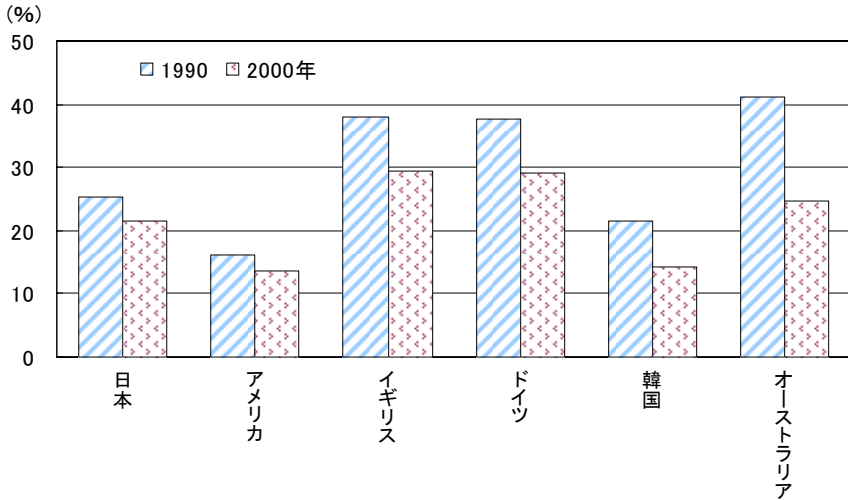




## 8. 労働組合・労使関係・労働災害



## 8-1 労働組合組織率の推移

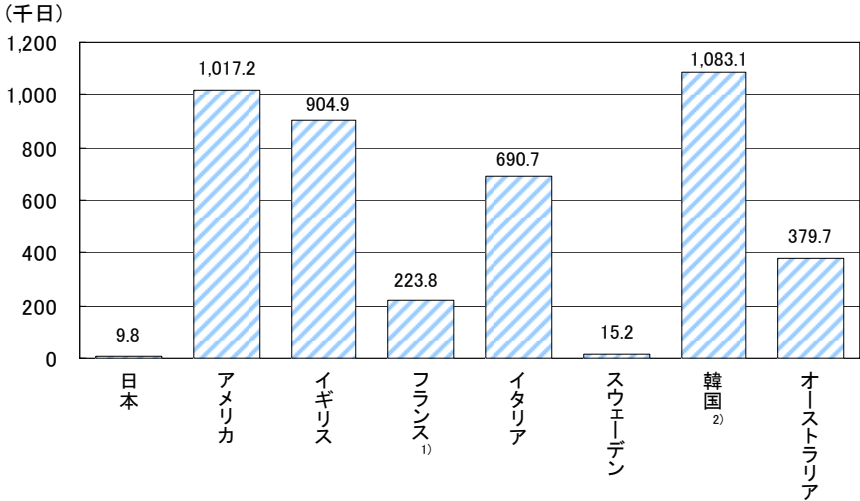


▶▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第8-1表 労働組合組織率」(p.205)を参照。

各国の労働組合組織率は2000年をみると、イギリスが29.5%、ドイツが29.0%と高くなっており、アメリカは13.5%と低くなっている。

また、1990年から2000年までの10年間の変化をしてみると、全体的に低下傾向になっており、特にオーストラリアでの低下が目立つ。

## 8-2 労働損失日数(2004年)



▶グラフの資料出所については、「第8-3表 労働争議件数、労働争議参加人員、労働損失日数」(p.207)を参照。

(注) 1) 2003年の数値。

2) 2001年の数値。

労働争議の状況を見ると、各国の労働争議統計で採用されている定義が異なっているため、厳密な国際比較はできないが、労働損失日数は韓国が最も多く、アメリカ、イギリス、イタリア等も比較的多い。日本はかなり少ない。

労働争議件数については、フランス、イタリア、オーストラリアが特に多く、日本、アメリカ、スウェーデンはいずれも50件以下と少ない。年ごとに大きな変動があるものの、長期的にみるとほとんどの国において減少傾向を示している。

また、労働争議参加人員については、イタリア、ブラジルなどで多い。

## 第8-1表 労働組合組織率

Table 8-1: Unionization rates

(千人 / thousand people, %)

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005
日本 JPN							
組合員数 / Membership	12,265	12,614	11,539	10,801	10,531	10,309	10,138
組織率 / Unionization rate	25.2	23.8	21.5	20.2	19.6	19.2	18.7
アメリカ <sup>1)</sup> USA							
組合員数 / Membership	16,740	16,360	16,258	16,145	15,776	15,472	15,685
組織率 / Unionization rate	16.1	14.9	13.5	13.3	12.9	12.5	12.5
イギリス <sup>1)</sup> GBR							
組合員数 / Membership	8,835	7,532	7,580	7,390	7,420	6,513	6,394
組織率 / Unionization rate	38.1	32.3	29.5	29.0	29.1	28.8	29.0
ドイツ <sup>2)</sup> DEU							
組合員数 / Membership	9,619	11,242	9,740	9,200	—	—	—
組織率 / Unionization rate	37.7	36.0	29.0	26.6	—	—	—
韓国 KOR							
組合員数 / Membership	1,887	1,615	1,527	1,538	1,550	1,537	1,506
組織率 / Unionization rate	21.5	15.1	14.3	13.5	13.0	12.4	11.9
シンガポール SGP							
組合員数 / Membership	—	235	314	390	417	444	—
組織率 / Unionization rate	—	13.8	15.0	19.3	20.5	21.5	—
タイ THA							
組合員数 / Membership	309	242	—	—	—	—	—
組織率 / Unionization rate	3.8	2.3	—	—	—	—	—
フィリピン PHL							
組合員数 / Membership	3,055	3,587	3,778	3,889	—	—	—
組織率 / Unionization rate	—	—	27.2	26.0	—	—	—
オーストラリア AUS							
組合員数 / Membership	2,660	2,252	1,902	—	—	—	—
組織率 / Unionization rate	41.0	32.7	24.7	—	—	—	—

資料出所 日本:「労働組合基礎調査」(2005)

韓国:韓国労働研究院HP (<http://www.kli.re.kr>)

その他:厚生労働省「2003～2004年海外情勢白書」(2004)

(注) 1) 2004、2005年データは、アメリカは「Current Population Survey 2006」、イギリスは「Trade Union Membership 2005」より。

2) 1990年は旧西ドイツ地域。

## 第8-2表 労働組合組織率 (ILO)

Table 8-2: Unionization rate according to ILO labour statistics

		(%)	
国	Country	1985 年/Year	1995
日本	JPN	28.8	24.0
アメリカ	USA	18.0	14.2
カナダ	CAN	36.7	37.4 <sup>1)</sup>
イギリス	GBR	45.5	32.9
ドイツ	DEU	35.0 <sup>2)</sup>	28.9
フランス	FRA	14.5	9.1
イタリア	ITA	47.6	44.1 <sup>3)</sup>
オランダ	NLD	28.7	25.6
デンマーク	DNK	78.3	80.1 <sup>3)</sup>
スウェーデン	SWE	83.8	91.1 <sup>3)</sup>
フィンランド	FIN	68.3	79.3
オーストリア	AUT	51.0	41.2
スイス	CHE	28.8	22.5 <sup>3)</sup>
韓国	KOR	12.4	12.7
マレーシア	MYS	—	13.4
タイ	THA	4.3	4.2
フィリピン	PHL	20.7	38.2
オーストラリア	AUS	50.0	35.2
ニュージーランド	NZL	54.1 <sup>4)</sup>	24.3
ブラジル	BRA	—	43.5 <sup>5)</sup>

資料出所 ILO “World Labour Report 1997-98” (1998)

(注) 労働組合の定義:「主に雇用者で成り立っている組織であり、組合員のために賃金交渉や労働条件に関する活動を主に行っている。」

- 1) 1993年の数値。
- 2) 1991年の数値。
- 3) 1994年の数値。
- 4) 1986年の数値。
- 5) 1991年の数値。

第8-3表 労働争議件数、労働争議参加人員、労働損失日数

Table 8-3: Number of labour disputes, workers involved, and working days lost

労働争議件数 / Number of labour disputes		(件 / cases)						
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	284	209	118	90	74	47	51
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	44	31	39	29	19	14	22
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	579	328	377	381	294	266	298
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	630	235	212	194	146	133	130
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	777	361	46	48	938	—	—
フランス <sup>6)</sup>	FRA	1,790	2,066	2,768	2,131	745	785	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	1,094	545	966	746	616	710	738
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	126	36	2	20	10	11	9
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	260	8,856	817	291	80	67	5,933
香港 <sup>10)</sup>	HKG	15	9	5	1	0	1	2
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	322	88	250	235	322	—	—
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	17	13	11	13	4	2	—
タイ	THA	9	39	13	5	6	5	2
インドネシア	IDN	61	276	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	183	94	60	43	36	38	25
インド <sup>14)</sup>	IND	1,825	1,066	656	674	579	552	477
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	1,193	643	698	675	766	643	691
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	137	69	21	42	46	28	34
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	1,846	1,056	532	439	281	333	304

労働争議参加人員 / Workers involved		(千人 / thousand people)						
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	84.3	37.5	15.3	12.2	7.0	4.4	7.0
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	184.9	191.5	393.7	99.1	45.9	129.2	173.3
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	270.5	149.2	143.6	220.5	167.9	79.5	25.9
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	298.2	174.0	183.2	179.9	942.9	150.6	292.7
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	257.2	183.3	7.4	60.9	428.3	39.7	101.4
フランス <sup>6)</sup>	FRA	18.5	43.5	18.5	11.9	66.7	62.5	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	1,634.0	445.0	687.0	1,125.0	5,442.0	2,560.7	695.3
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	73.2	125.5	0.2	9.8	0.7	80.5	2.4
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	99.5	489.4	31.0	13.0	3.9	5.7	195.5
香港 <sup>10)</sup>	HKG	1.5	1.3	0.4	0.1	0.0	0.3	0.1
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	133.9	49.7	178.0	88.5	—	—	—
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	98.5	1.7	3.0	2.2	0.5	—	—
タイ	THA	4.3	16.8	6.0	0.5	1.9	3.5	0.2
インドネシア	IDN	31.2	126.9	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	68.4	54.4	21.4	7.9	18.2	10.0	—
インド <sup>14)</sup>	IND	1,307.9	989.7	689.6	687.8	1,079.4	1,815.9	2,072.2
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	729.9	344.3	325.4	225.7	159.7	275.6	193.8
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	50.0	32.1	2.6	22.0	23.3	5.1	6.1
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	14,243.0	2,277.9	3,579.2	3,836.6	1,241.3	1,263.7	1,289.3

労働組合労働  
関係労働災害

労働損失日数 / Working days lost		(千日 / thousand days)						
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	144.5	77.0	35.1	29.1	12.3	6.7	9.8
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	5,925.5	5,771.2	20,419.4	1,151.3	659.6	4,077.4	1,017.2
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	5,079.2	1,583.1	1,661.6	2,198.9	3,033.5	1,736.3	3,224.5
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	1,903.0	415.0	498.8	525.1	1,323.3	499.1	904.9
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	363.5	247.5	10.8	26.8	310.1	163.3	50.7
フランス <sup>6)</sup>	FRA	528.0	784.0	807.76	691.91	248.11	223.80	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	5,181.3	909.3	884.1	1,026.0	4,861.0	1,961.7	690.7
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	770.4	627.3	0.3	11.1	0.8	627.5	15.2
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	207.7	1,367.0	236.4	47.1	29.1	210.9	—
香港 <sup>10)</sup>	HKG	3.5	1.0	0.9	0.8	0.0	0.2	0.4
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	4,487.2	392.6	1,893.6	1,083.1	—	—	—
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	302.0	4.9	6.1	5.6	1.6	—	—
タイ	THA	71.6	219.9	225.8	6.1	23.9	24.1	0.5
インドネシア	IDN	262	1,300	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	1,344.6	584.2	319.2	206.5	358.2	150.5	53.4
インド <sup>14)</sup>	IND	24,086.2	16,289.6	16,720.8	23,766.8	26,585.9	30,255.9	23,866.4
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	1,376.0	547.6	469.1	393.1	259.0	439.4	379.7
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	330.9	53.4	11.5	54.4	34.4	19.4	6.2
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	17	22,160	225,000	828,380	49,673	294,319	150,184

資料出所 日本:厚生労働省「平成16年労働争議統計調査」(2004)

ドイツ:ドイツ連邦統計局“Statistisches Jahrbuch”(2004)

その他:ILO“Yearbook of Labour Statistics”(2004)

- (注) 1) 件数は半日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 2) 1,000人未満の争議、1日に満たない争議を除き、件数及び参加人員は当該年に開始された争議。  
 3) 半日以上継続し、かつ、労働損失日数が10労働日以上争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合には、1日に満たない争議、10人未満の争議、10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。  
 5) 件数・参加人員及び労働損失日数は1990年は、旧西ドイツ地域。労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。1995年以降は公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 6) 局所的紛争(一企業レベルの争議)、農業及び公務を除く。争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。  
 7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。  
 8) 8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 9) 1日に満たない争議を除く。  
 10) 労働損失日数が100労働日を超える場合には、1日に満たない争議、10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 11) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 14) 件数は政治及び同情ストを除き、10人未満の争議を除く。  
 15) 件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。1995年以降は新しい産業分類による数値。参加人員は争議に関係した企業の全雇用者数。  
 16) 件数は、労働損失日数が10日に満たない争議を除く。1985年は公共部門の争議を除く。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。  
 17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。



第8-4表 労働災害の被災者数（うち死亡者数）、労働損失日数

Table 8-4: Victims of industrial accidents and occupational diseases (including fatally injured), working days lost

(千人/thousand people)(千日/thousand days)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004
日本 JPN							
被災者数 <sup>a)</sup>	207.6	165.0	134.5	134.1	126.4	126.1	123.1
うち死亡者数 <sup>b)</sup>	2.6	2.4	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6
労働損失日数 <sup>c)</sup>	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ <sup>1)</sup> USA							
被災者数	3,126.7	2,767.6	2,587.0	2,409.4	—	—	—
うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.9	5.5	5.6	5.7
労働損失日数	64,746.3	—	—	—	—	—	—
カナダ <sup>2)</sup> CAN							
被災者数	594.9	411.2	393.4	374.1	360.1	349.8	—
うち死亡者数	0.9	0.7	0.9	0.9	0.9	1.0	—
労働損失日数	18,500	16,585	16,607	16,490	16,471	—	—
イギリス <sup>3)</sup> GBR							
被災者数	184.0	150.3	165.5	161.7	159.8	164.9	155.2
うち死亡者数	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ <sup>4)</sup> DEU							
被災者数	1,672.3	1,814.0	1,513.7	1,395.6	1,306.8	—	—
うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	1.1	1.1	1.1	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—
フランス FRA							
被災者数	761.0	672.2	744.2	738.2	760.7	721.9	—
うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	—
労働損失日数	26,542.3	26,021.3	30,684.0	—	—	—	—
イタリア <sup>5)</sup> ITA							
被災者数	87.2	657.4	652.9	625.0	594.1	589.1	576.6
うち死亡者数	1.4	1.1	1.2	1.2	0.9	0.9	0.9
労働損失日数	22,728.0	13,066.9	15,595.1	14,521.6	13,657.6	13,567.7	13,588.7
スウェーデン <sup>6)</sup> SWE							
被災者数	87.2	33.7	39.3	37.5	37.1	—	—
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—
労働損失日数	—	874.0	1,354.9	1,696.2	1,575.7	—	—
ロシア RUS							
被災者数	432.4	270.7	—	—	—	—	—
うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	4.4	—	—	—
労働損失日数	10,153.6	7,230.6	—	—	—	—	—
中国 <sup>7)</sup> CHN							
被災者数	—	28.5	15.7	16.7	18.7	—	—
うち死亡者数	—	20.0	11.7	12.6	14.9	—	—
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—
香港 <sup>8)</sup> HKG							
被災者数	94.9	59.4	58.1	53.7	47.0	42.0	44.0
うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	753.8	614.9	530.3	535.2	490.8	411.7	420.9
韓国 <sup>9)</sup> KOR							
被災者数	132.9	78.0	—	—	—	—	—
うち死亡者数	2.2	2.7	1.4	1.3	—	—	—
労働損失日数	43,587.8	—	—	—	—	—	—
シンガポール SGP							
被災者数	4.9	3.9	3.5	3.8	3.4	3.2	3.2
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数	103.7	87.7	49.2	54.9	48.1	48.3	51.5

8 労働組合労働  
関係労働災害

8 労働組合・労使関係・労働災害

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004
マレーシア <sup>10)</sup> MYS							
被災者数	121.1	105.8	95.0	85.9	81.8	—	—
うち死亡者数	0.4	0.8	1.0	1.0	0.9	—	—
労働損失日数	—	1,315.9	2,038.4	2,302.8	1,706.8	—	—
タイ <sup>11)</sup> THA							
被災者数	80.1	216.3	50.7	50.7	53.1	57.0	57.6
うち死亡者数	0.6	1.0	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—
インドネシア <sup>12)</sup> IDN							
被災者数	4.6	14.2	—	—	—	—	—
うち死亡者数	1.1	0.9	—	—	—	—	—
労働損失日数	161.6	—	—	—	—	—	—
フィリピン PHL							
被災者数	40.9	48.7	26.5	—	21.8	23.3	—
うち死亡者数	0.7	0.3	0.2	—	0.3	0.2	—
労働損失日数	2,222.2	1,423.3	202.9	—	318.5	156.0	—
インド <sup>13)</sup> IND							
被災者数	1.6	1.4	1.1	1.2	0.9	0.9	0.8
うち死亡者数	0.9	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	1,045.1	—	—	—	—	—	—
オーストラリア <sup>14)</sup> AUS							
被災者数	161.0	139.1	128.1	127.2	118.9	106.4	102.5
うち死亡者数	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	1,347.0	1,021.2	5,099.0	5,642.7	5,067.4	3,520.8	4,222.9
ニュージーランド <sup>15)</sup> NZL							
被災者数	49.1	29.0	20.4	22.6	24.5	25.3	23.7
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数	—	2,056.6	1,308.4	1,413.0	1,509.8	1,550.2	1,054.5
ブラジル <sup>16)</sup> BRA							
被災者数	693.6	422.3	326.1	—	—	3.0	—
うち死亡者数	5.4	4.0	2.5	—	—	—	—
労働損失日数	641.1	—	—	—	—	—	—

a) Industrial injuries and occupational diseases, b) fatally injured, c) working days lost

資料出所 ILO "Yearbook of Labour Statistics" (2005)

(注) 1) 職業病を含む。1990年は労働者数11人以上の企業。1995年以降の被災者数は死亡者を含まない。

2) 職業病を含む。

3) 雇用者の数値。交通事故を除く。4月から翌年3月までの数値。

4) 通勤災害を除く。

5) 通勤災害を含む。被災者数は3日以上休業した者の数。労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償対象となった日数。

6) 雇用者の数値。被災者数は労働時間の損失を伴わない歯科災害を含む。

7) 国有企業のみ。

8) 通勤災害、職業病を含む。

9) 通勤災害、職業病を含む。被災者数は労働時間の損失を伴わない4日以上医療を受けたものを含む。

10) 通勤災害、職業病を含む。

11) 通勤災害、職業病を含む。1990年は労働日の損失のない事例も含む。

12) 通勤災害を含む。

13) 被災者数は建設業のもの。

14) 職業病を含む。当該年に終了した会計年度の数値。

15) 通勤災害、職業病を含む。1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。労働日の損失のない事例も含む。

16) 通勤災害、職業病を含む。

## 第8-5表 労働災害の度数率

Table 8-5: Incidence rates of industrial accidents

日本 JPN

度数率 Incidence rate		1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004
調査産業計 Total of surveyed industries	常用雇用者数 100人以上 Regular employees = 100-	1.88	1.82	1.79	1.77	1.78	1.85
	常用雇用者数 30~99人 Regular employees = 30-99	3.94	3.52	3.70	3.51	3.40	3.89
	総合工事業 Contractors	2.25	1.10	1.61	1.04	1.61	1.77

資料出所 厚生労働省「労働災害動向調査」(2004)

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延実労働時間数) × 1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上を負傷または疾病(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上または工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。

アメリカ USA

度数率 Incidence rate		1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004
産業計	Total industries	8.1	6.1	5.7	5.3	5.0	4.8

資料出所 Bureau of Labor Statistics “Workplace Injury and Illness” (2004)

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの負傷者数(死亡者数は含まない)の比率。

算出方法 (負傷者数 / 延労働時間数) × 200,000 (=100人×40h×50週)

2) 負傷者数は、休業1日以上の負傷者をいう。

3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

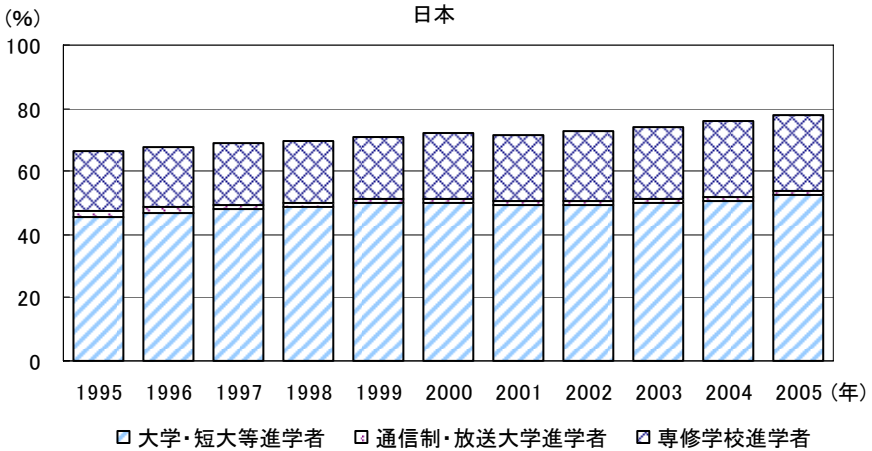
(ただし、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)



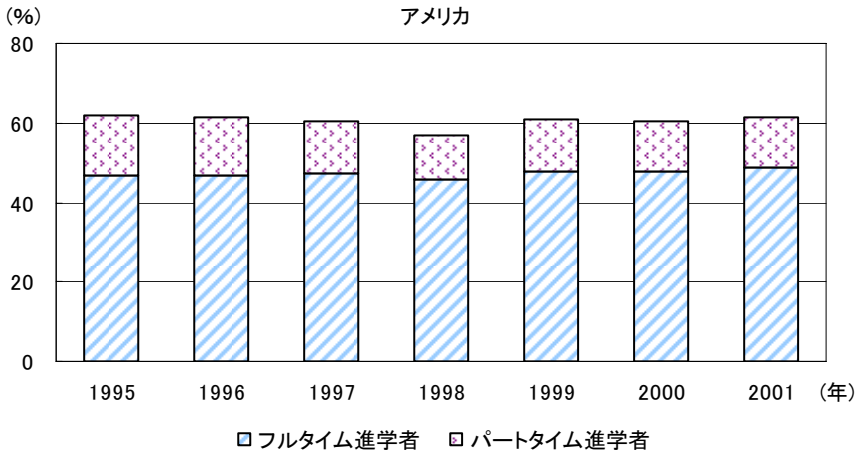
## 9. 教育・能力開発



## 9-1 高等教育機関への進学率

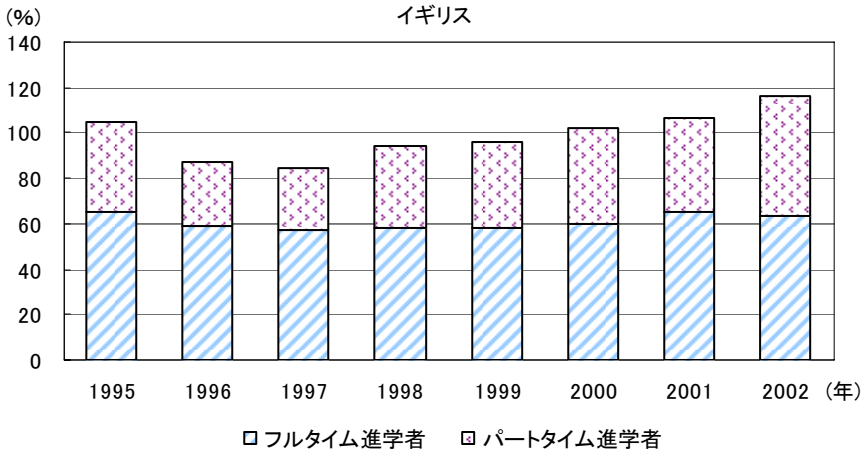


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-1-1表 高等教育への進学率 日本(該当年齢18歳)」(p.218)参照。

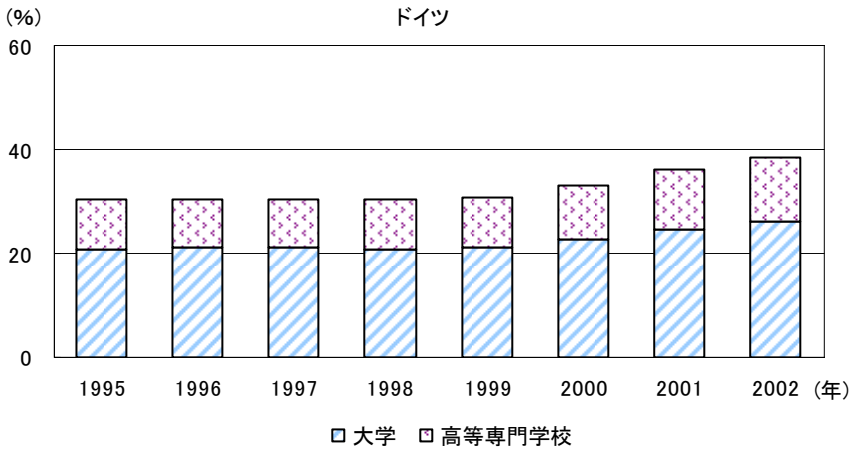


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-1-2表 高等教育への進学率 アメリカ(該当年齢18歳)」(p.218)参照。

9 教育・能力開発

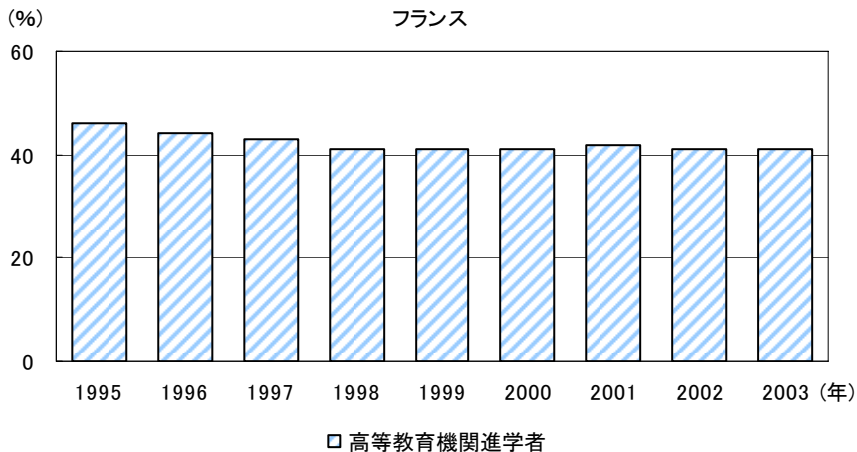


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-1-3表 高等教育への進学率 イギリス(該当年齢18歳)」(p.219)参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-1-4表 高等教育への進学率 ドイツ(該当年齢19歳)」(p.219)参照。





▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-1-5表 高等教育への進学率 フランス(該当年齢18歳)」(p.220)参照。

高等教育機関への進学率を国際比較することは、教育制度が異なっているので簡単ではない(第9-2表の各国の学校系統図参照)。ただ、各国とも概ね安定して推移している。

日本についてみると、進学率は、ゆるやかに上昇している。アメリカについては1998年に60%を割り込んだがその後持ち直している。イギリスの進学率は急上昇しているが、これについては注意が必要である。1992年の継続・高等教育法により教育制度が改革された結果、大学の数が増加したため、進学率が急増したものである。ドイツの高等教育への進学率は諸外国に比べて低いが、ハウプトシューレや職業学校、職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていない(第9-2-4表のドイツの学校系統図参照)。フランスの進学率の算出基礎となった数値は、複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること、通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれているので、注意が必要である。

第9-1-1表 高等教育への進学率 日本（該当年齢18歳）

Table 9-1-1: Ratio of students receiving higher education in Japan  
(at 18 years of age)

年 Year	専修学校(専門課程) 入学者を含む <sup>3)</sup> Including special course schools								
	通信制・放送大学 進学者を含む <sup>2)</sup> Including correspondence courses or University of the Air								
	大学・短大等進学者 <sup>1)</sup> Universities or junior colleges								
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
1996	45.2	48.5	46.8	46.8	50.2	48.5	65.0	70.8	67.8
1997	46.8	49.1	47.9	48.1	50.7	49.4	66.3	71.6	68.9
1998	48.2	49.6	48.9	49.3	51.0	50.2	67.2	72.2	69.6
1999	49.7	49.9	49.8	50.9	51.4	51.2	69.0	73.4	71.1
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7

資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

進学率＝高等教育機関入学者／当該年齢人口

(注) 1) 大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。

2) 通信制・放送大学進学者は、正規の課程への入学者である。

3) 該当年齢以外の進学者を含む。

第9-1-2表 高等教育への進学率 アメリカ（該当年齢18歳）

Table 9-1-2: Ratio of students receiving higher education in the United States  
(at 18 years of age)

年 Year	パートタイム進学者を含む Including part-time students					
	フルタイム進学者 Full-time students					
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2	61.9
1996	42.4	51.7	46.9	55.2	68.1	61.4
1997	42.5	52.0	47.1	54.1	66.9	60.3
1998	41.5	50.3	45.8	51.4	63.0	57.1
1999	43.4	52.1	47.6	54.9	66.8	60.7
2000	43.1	52.7	47.7	54.2	67.1	60.4
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4

資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

(注) 1) 高等教育進学者数は、2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。

2) フルタイム進学とは、通常の修業年限(又はその中での各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学とは、一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学の場合でも、所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

第9-1-3表 高等教育への進学率 イギリス (該当年齢18歳)

Table 9-1-3: Ratio of students receiving higher education in the United Kingdom (at 18 years of age)

年 Year	パートタイム進学者を含む Including part-time students (%)					
	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0
1996	56.2	62.3	59.2	79.1	95.6	87.2
1997	53.7	61.6	57.5	75.8	94.5	84.9
1998	53.9	57.9	58.1	84.1	97.3	94.6
1999	53.4	63.6	58.4	83.0	110.0	96.2
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6

資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

- (注) 1) 進学者数は大学、高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢以外の進学者及び外国人学生(overseas students)を含む。1980年代後半から、高等教育の拡大政策に伴い、当該進学年齢層の進学者に加え、成人学生(21歳以上)の進学者が急増している。なお、19歳以下でフルタイムの高等教育課程に進学した者を18歳人口で除した2002年の進学率は38.0%である。
- 2) フルタイム在学者は全日の学習を前提とするコースの在学者で、パートタイム在学者は1日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースの在学者である。
- 3) 外国人学生(overseas students)は、入学前の主な居住地がイギリス以外の学生。イギリス国籍の扱いについては不明。

第9-1-4表 高等教育への進学率 ドイツ (該当年齢19歳)

Table 9-1-4: Ratio of students receiving higher education in Germany (at 19 years of age)

年 Year	パートタイム進学者を含む Including part-time students (%)									
	大学 University			高等専門学校 Technical college			計 Total			
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	
1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9	30.5	
1996	19.9	22.8	21.3	11.1	7.2	9.2	31.0	30.0	30.5	
1997	19.5	22.7	21.0	10.8	7.5	9.2	30.3	30.2	30.2	
1998	19.3	22.3	20.8	11.1	7.9	9.5	30.4	30.2	30.3	
1999	19.2	22.9	21.0	11.2	8.0	9.7	30.4	30.9	30.7	
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2	
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1	
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4	

資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

- (注) 一部の州・地域では、18歳で大学に進学することが可能であるが、該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学、高等専門学校のほか、中等後教育機関として専門学校、職業アカデミー、看護学校等があるが、本統計には含まれない。

## 第9-1-5表 高等教育への進学率 フランス（該当年齢18歳）

Table 9-1-5: Ratio of students receiving higher education in France  
(at 18 years of age)

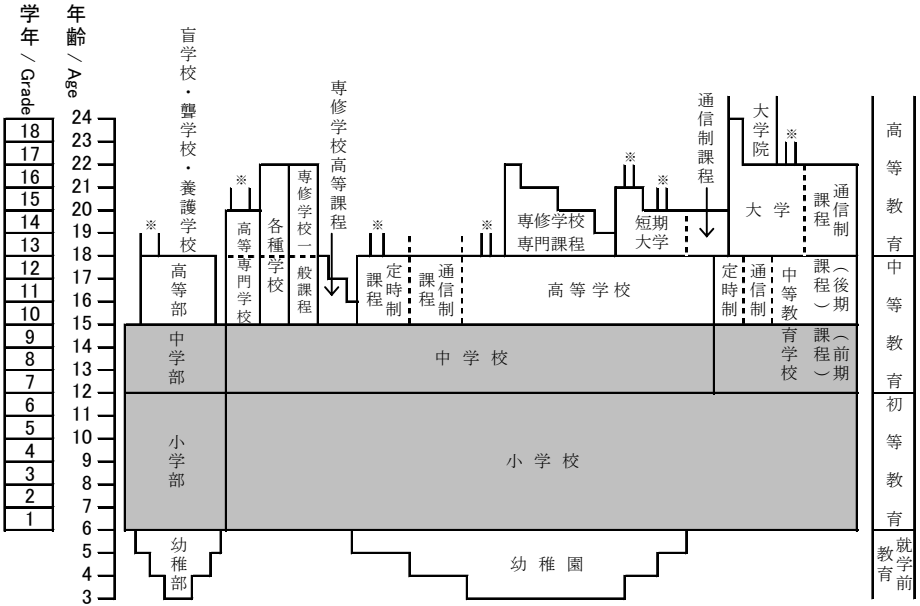
(%)	
年 Year	高等教育機関進学率 Ratio of students receiving higher education
1995	約 46
1996	約 44
1997	約 43
1998	約 41
1999	約 41
2000	約 41
2001	約 42
2002	約 41
2003	約 41

資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

(注) 高等教育機関入学者は、国立大学（技術短期大学部を含む）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程、一部のグランゼコール（商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する）等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては、複数の機関（国立大学とその他の機関）に登録している者の実数が公表されていないので、国立大学入学者の約3割（国民教育省）という比率に基づき、この数を全体の入学者数から除いて算出した。

# 第9-2-1表 日本の学校系統図

Table 9-2-1: School system in Japan



資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

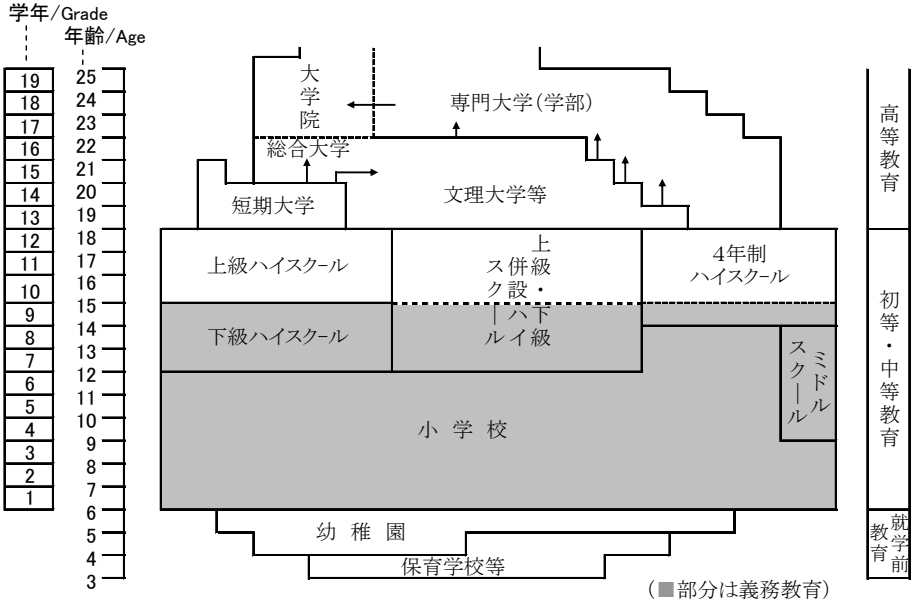
(注) 1) ■部分は義務教育を示す。

2) ※印は専攻科を示す。

3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、盲学校、聾学校・養護学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第9-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 9-2-2: School system in the United States



資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

就学前教育— 就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育— 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

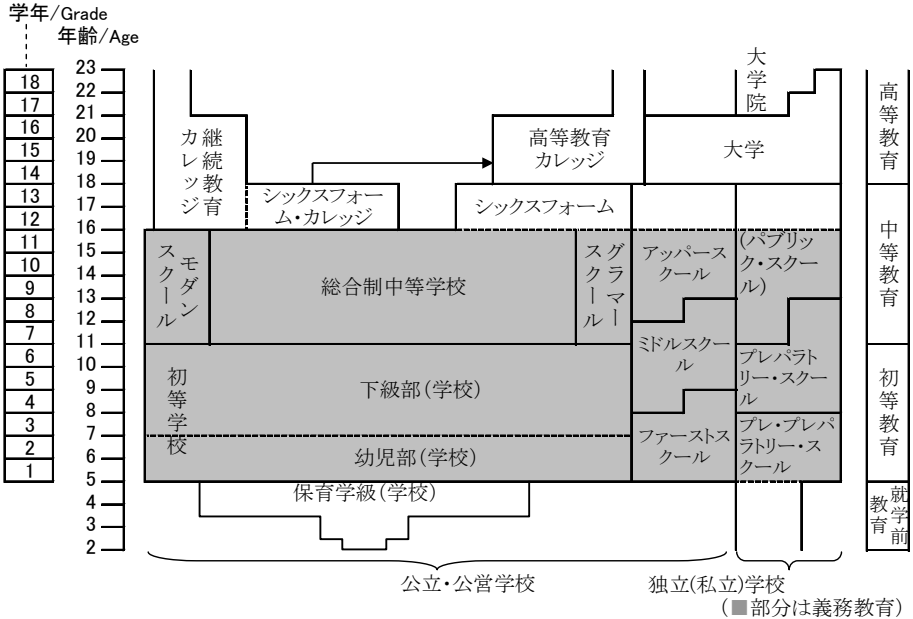
初等・中等教育— 初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は[1]6-3(2)-3(4)年制、[2]8-4年制及び[3]6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミッドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方にまたがる学校もある。

2001年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.9%、5年制小学校32.9%、6年制小学校19.9%、8年制小学校7.6%、ミッドルスクール17.0%、初等中等併設型学校7.5%、その他8.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)12.0%、上級ハイスクール(3年制)2.5%、4年制ハイスクール48.8%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)12.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.3%及びその他5.5%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部)(Professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

# 第9-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 9-2-3: School system in the United Kingdom



資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

就学前教育 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育 義務教育は5歳から16歳までの11年間。

初等教育 初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7～11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5～8歳、5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳、9～13歳など)が設けられている。

中等教育 中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマール・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。

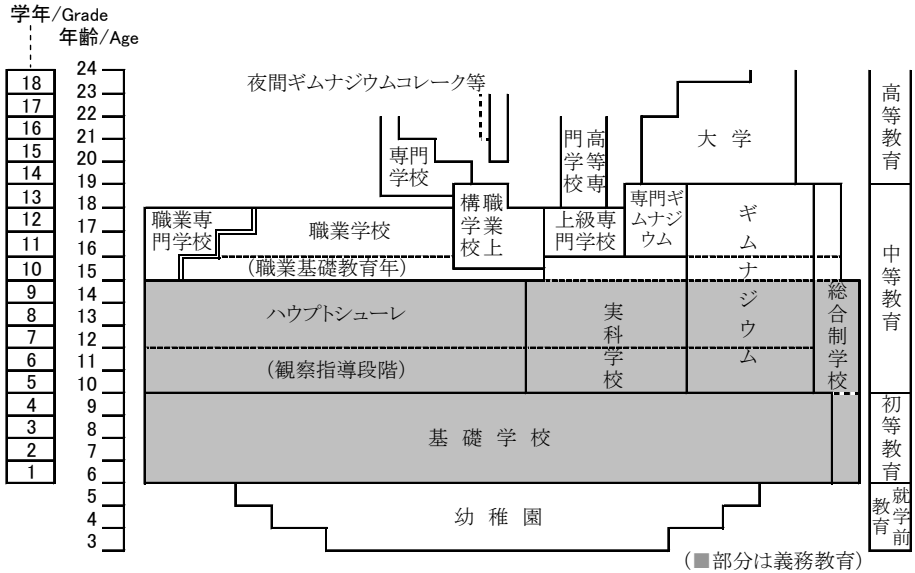
ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校であったものが、地方教育当局の所管を離れ、国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である(1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付)。また、独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11、13～18歳)やプレパトリー・スクール(8～11歳、13歳)などが含まれる。

高等教育 高等教育機関には、大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ(後述)においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育 継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第9-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 9-2-4: School system in Germany



資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

就学前教育— 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育— 義務教育は9年(一部の州は10年)である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育— 初等教育は、基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育— 生徒の能力・適性に応じて、 Hauptシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。

後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は少なくとも3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

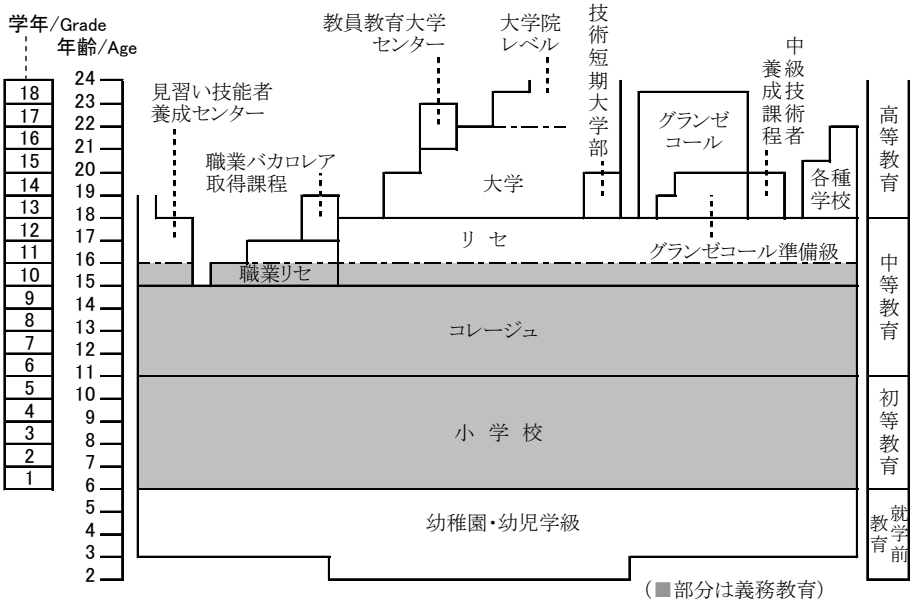
なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、 Hauptシューレと実科学校を合わせた学校種(5年で Hauptシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育— 高等教育機関として、大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされているが、これを超えて在学する者が多い。



# 第9-2-5表 フランスの学校系統図

Table 9-2-5: School system in France



資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

**就学前教育**— 就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

**義務教育**— 義務教育の年限は6歳から16歳までの10年間。

**初等教育**— 初等教育は、小学校で5年間行われる。

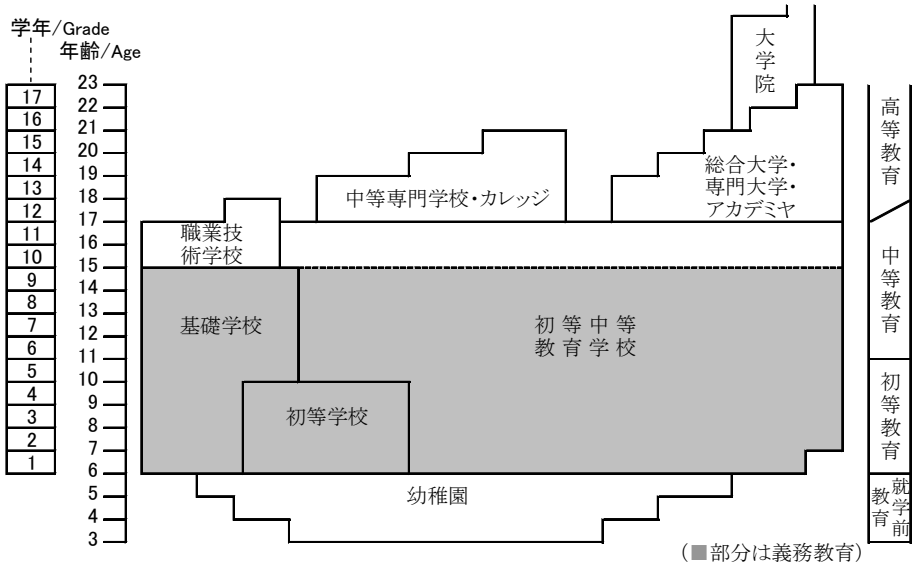
**中等教育**— 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。第3、4学年では普通教育課程のほか技術教育課程などで将来の進路に合わせた学習内容が提供される。技術教育課程は職業リセに設けられる場合もある。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ(2年制)。職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年)等で行われる。

**高等教育**— 高等教育は、国立大学(学部レベル3～4年制、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない、年限も多様)、3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

9  
能力  
開発

第9-2-6表 ロシアの学校系統図

Table 9-2-6: School system in Russia

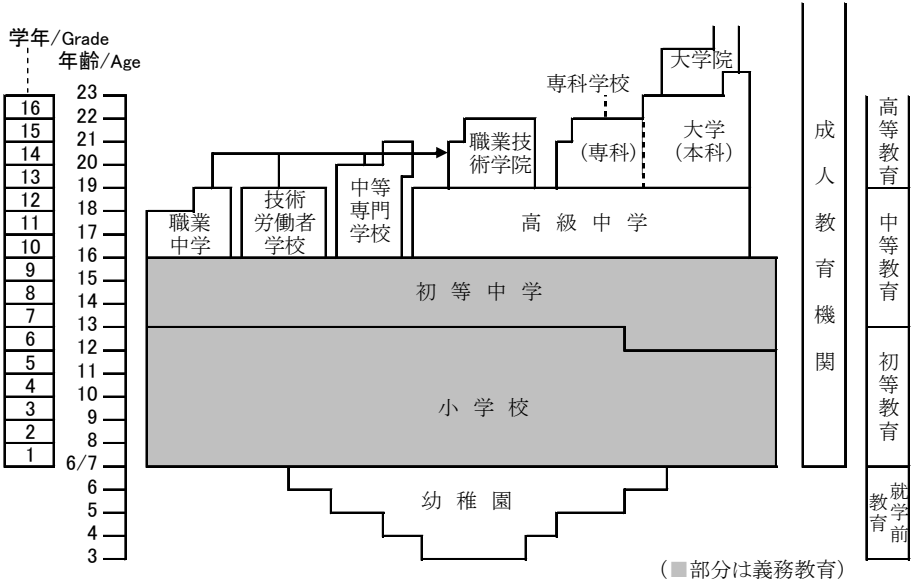


資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

- 就学前教育— 生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。ただし、育児休暇制度等により、1歳半までは家庭で保育される場合が多い。
- 義務教育— 「ロシア連邦教育法」は、15歳までに初等・前期中等教育を履修することを義務と定めている。同法は、義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが、実態は6歳から15歳までの9年間である。なお、現在、義務教育年限の1年間延長が一部で実験的に行われている。
- 初等・中等教育— いずれの学校に入学しても第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了後のコースは、主として[1]初等中等教育学校第10・11学年と、[2]職業技術学校があり、生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には初等中等教育学校第11学年修了を入学資格とする課程もある。修業年限は専門分野によって異なる。中等専門学校とカレッジは、一般的に初等中等教育第11学年修了を入学資格とし、卒業後、高等教育機関の第2・3学年に編入できる。中等専門学校には第9学年修了を入学資格とする課程もある。
- 高等教育— 総合大学、専門大学及びアカデミアがあり、修業年限は2～6年である。(課程により2～3年、4年～、5年～の3タイプがある)総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントウラ:博士候補養成課程、3年制、及びドクトラントウラ:博士号取得課程、アスピラントウラ修了後3年以内)が設けられている。

# 第9-2-7表 中国の学校系統図

Table 9-2-7: School system in China



(■部分は義務教育)

資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006)

- 就学前教育- 就学前教育は、幼稚園(幼児園)または小学校付設の幼児学級で、通常3~6歳の幼児を対象として行われる。
- 義務教育- 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2003年までに全国の92%の地域で9年制義務教育が実施されている。
- 初等教育- 小学校(小学)は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかんがりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。
- 中等教育- 初級中学(3~4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等專業学校、一般に4年)、技術労働者学校(技工学校、一般に3年)、職業中学(2~3年)などがある。
- 高等教育- 大学(大学・学院)には、学部レベル(4~5年)の本科と短期(2~3年)の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。
- 成人教育- 上述の全日制教育機関のほか、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

### 第9-3表 9つの産業における年間離職率とフォーマルな企業内教育の実施割合

Table 9-3: Annual job-leave rates and incidence of formal in-house training by selected industries

産業 Industry	日本 JPN 1989年/Year			アメリカ USA 1991		
	年間 離職率 Annual job -leave rate	入社以来 Since joining the firm	入社1年 目 In the first year at the firm	年間 離職率 Annual job -leave rate	入社以来 Since joining the firm	入社1年 目 With service of less than 1 year
	繊維 Textiles	11.2	60.4	37.7	19.4	6.9
建設 Construction	11.2	76.0	42.5	21.3	8.7	4.9
卸売・小売 Wholesale/retail trade	13.1	77.0	55.4	27.3	10.2	5.5
金属 Metals	6.9	76.9	45.1	18.5	11.7	4.3
その他のサービス Other services	14.7	69.2	37.6	21.1	14.4	5.7
その他の製造業 Other manufacturing	7.1	71.2	43.9	15.4	18.8	7.8
金融・保険・不動産 Finance, insurance, real estate	18.4	85.2	58.8	20.3	24.7	20.2
通信・公益事業 Communication, utilities	8.0	73.4	43.2	14.1	26.6	14.7
化学 Chemicals	7.3	82.3	52.1	17.6	26.8	8.6
平均 Unweighted average (標準偏差/Standard deviaton)	10.9 (3.8)	74.6 (6.9)	46.3 (7.1)	19.4 (3.6)	16.5 (7.5)	8.4 (5.2)

資料出所 OECD "Employment Outlook" (1993)

第9-4表 フォーマルな企業内教育の実施割合（現在の勤め先の勤続年数別）  
 Table 9-4: Incidence of formal in-house training (by service with current employer)

		(%)									
国 Country	0~1年 Year(s)	2	3	4	5	0~5	6~9	10~14	15~19	20~	
日本 <sup>1)</sup> (1989年/Year)	JPN	79.3	—	—	—	—	76.2	74.1	75.2	—	—
アメリカ (1991)	USA	8.4	14.8	15.8	16.5	18.1	12.5	22.4	23.4	24.8	26.2
フィンランド <sup>2)</sup> (1989)	FIN	24.3	38.6	43.6	46.6	—	—	49.9	49.3	53.0	51.4
ノルウェー <sup>3)</sup> (1989)	NOR	21.3	—	33.2	—	—	32.1	37.8	33.7	37.0	28.6
オランダ (1990)	NLD	19.1	24.1	28.6	20.7	21.0	22.1	29.0	29.5	29.7	23.3
オーストラリア <sup>4)</sup> (1991)	AUS	27.4	35.5	36.7	—	37.8	32.8	40.2	—	39.4	36.4

資料出所 OECD “Employment Outlook” (1993)

- (注) 1) 入社後のフォーマルな企業内訓練。勤続年数の区分は1年未満、1年以上3年未満、3年以上10年未満及び10年以上である。
- 2) 前年のフォーマルな企業内訓練コース。勤続年数の区分は1年未満、1年、2年、3~4年、5年以上10年未満、10年以上15年未満、15年以上20年未満及び20年以上である。
- 3) 前年の企業の費用負担による訓練。最初の2つの勤続年数の区分は9か月未満及び9か月から5年未満に関するものである。
- 4) 前年の社内訓練コース。勤続年数の区分は1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上5年未満、5年以上10年未満、10年以上20年未満、及び20年以上である。

第9-5表 企業内教育を受けた従業員の割合と勤続年数（事業所規模別）  
 Table 9-5: Incidence of employees with formal in-house training, and service  
 (by establishment size)

日本<sup>1)</sup> JPN (1989年/Year)

事業所規模 Establishment size (人/employees)	企業内教育を受けた者 <sup>1)</sup> (%) Percent of employees with formal in-house training	平均勤続年数(年) Average service (years)	勤続年数1年未満の者(%) Percent of employees with less than one-year service
25～99	59.5	8.9	11.2
100～499	75.5	} (10.2)	} (8.4)
500～999	83.6		
1,000～	89.5	13.7	5.1

アメリカ<sup>2)</sup> USA (1991年/Year)

事業所規模 Establishment size (人/employees)	企業内教育を受けた者(%) Percent of employees with formal in-house training (種類不問/Any kind of training)	平均勤続年数(年) Average service (years)	勤続年数1年未満の者(%) Percent of employees with less than one-year service
25～99	10.6 (34.5)	5.4	23.2
100～499	13.2 (41.9)	6.8	18.4
500～999	18.4 (47.7)	7.0	16.4
1,000～	26.2 (52.2)	8.4	15.5

資料出所 OECD “Employment Outlook”(1993)

(注) 1) 企業内教育については正規従業員30～99人、100～499人、500～999人および1,000人以上の企業規模。勤続年数については正規従業員10～99人、100～999人および1,000人以上の企業規模。教育訓練実施率の100～499人は100～299人および300～499人規模の単純平均である。

2) 「種類を問わず」とは、スクーリング、企業内の集合教育、インフォーマルなOJTおよびその他を通じた技能向上訓練を意味する、全て賃金俸給労働者に関するものである。

## 第9-6表 企業内教育を受けた新卒採用者の割合

Table 9-6: Share of young new recruits who received formal in-house training

(%)

国・地域 Country or region	企業内教育を受けた新卒採用者の割合 Share of young new recruits who received formal in-house training	
日本 JPN	高卒新規採用者(1984年)	67.1
	新規採用者、従業員回答(1989年)	32.3
アメリカ USA	(1980年代)	
	学卒後の初職	4.8
	学卒後7年以内に就いた職での教育訓練	10.2
旧西ドイツ地域 FWG	デュアルシステム・アプレンティス(1989年)	71.5
フランス FRA	1980年に20~29歳で、1980年から1985年の間に訓練を受けた者	23.6

資料出所 OECD “Employment Outlook” (1993)

(注) 第9-3表から第9-6表までの能力開発データの原資料は、以下の通り。

日本 : 厚生労働省「民間教育訓練実態調査」(1985、1989、1991)

アメリカ : “Current Population Survey” (第9-3表、第9-4表、第9-5表)、“National Longitudinal Survey” (第9-6表)

旧西ドイツ地域 : Federal Statistical Office (1989)、“Mikrozensus”からの未公開データ。

フランス : Institute national de la statistique et des etudes economiques (INSEE) “enquete formation qualification professionnelle de 1985”

オランダ : Organisaite voor Strategisch Arbeidmarktonderzoek “Arbeidsaanbodspanel for 1990”からの未公開世帯データ。

フィンランド : Central Statistical Office “Labour Force Survey 1989”からの未公開データ。

ノルウェー : Institute for Social Research (provided by the Ministry of Labour) “Norwegian Survey of Organizations and Employees 1989”

オーストラリア : Australian Bureau of Statistics “How Workers Get Their Training 1990”

## 第9-7表 仕事に関連した教育訓練の受講率(2003年)

Table 9-7: Participation rate in job-related continuing education and training

(2003)

(%)

国 Country	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本 (2005年)	JPN 28.6	33.0	19.4
(2003年)	32.1	35.7	23.7
アメリカ	USA 44	41	47
カナダ <sup>1)</sup>	CAN 29	28	31
イギリス	GBR 34	32	36
ドイツ	DEU 14	14	15
フランス	FRA 23	23	24
イタリア	ITA 6	5	7
ベルギー	BEL 22	22	22
ルクセンブルク	LUX 16	16	16
デンマーク	DNK 46	44	49
スウェーデン	SWE 45	42	48
フィンランド	FIN 44	40	48

資料出所 日本 : 厚生労働省「平成17年度能力開発基本調査」(2006)、「平成14年度能力開発基本調査」(2003)

その他: OECD “Education at a Glance”(2005)

(注) 1) カナダは2002年値。

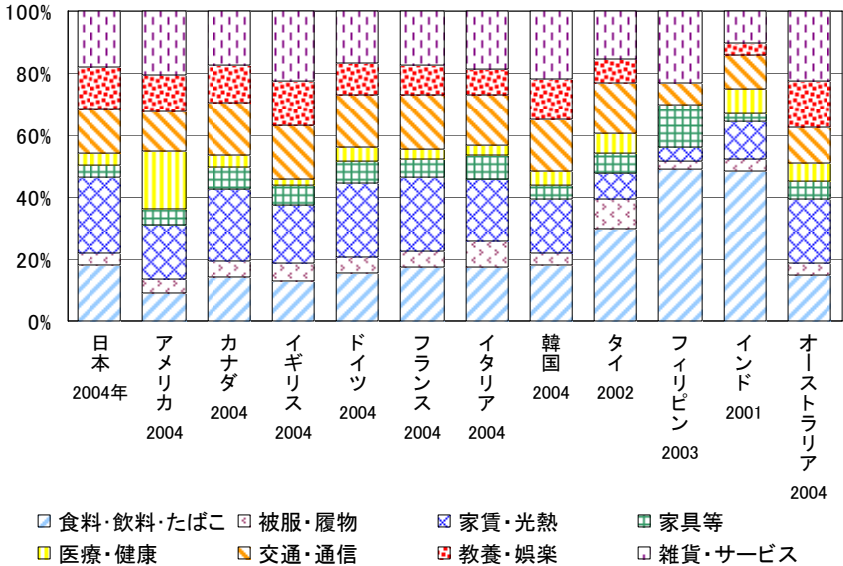




## 10. 勤労者生活・その他



## 10-1 家計消費支出の分布



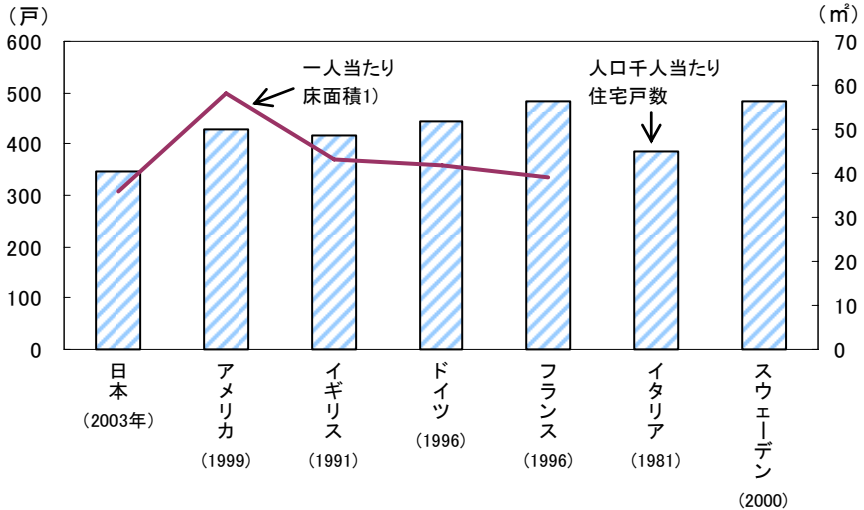
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第10-6-2表 国内家計最終消費支出の分布」(p.241)を参照。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める飲食費の割合（エンゲル係数）は、一般に所得が高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総支出額（USドル換算値）が高い国ほど低い割合になっていることが分かる。

日本のエンゲル係数は、1970年代では30%ほどだったのが、2004年では18.1%に低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためであり、先進国にこの傾向が強く現れている。

先進諸国の食料・飲料・たばこの占める割合は、10～20%前後と低いが、東南アジアなどは高く、特にフィリピン、インドは5割を占める。また、家賃・光熱費に関しては、逆に先進諸国で高く、東南アジア諸国で低い。

## 10-2 住宅水準



▶ グラフの具体的な数値および資料出所については、「第10-8表 住宅水準」(p.246)を参照。

(注) グラフ内の調査年は、人口千人当たり住宅戸数についてである。

1) 一人当たりの床面積は、イギリスが1996年、ドイツが1998年の値。

日本の人口千人当たりの住宅戸数は348戸（2003年）で、アメリカ428戸（1999年）、イギリス417戸（1991年）、ドイツ445戸（1996年）、フランス484戸（1996年）、スウェーデン483戸（2000年）よりかなり低い水準である。

1人当たり床面積においても、日本が36㎡と比較的低い水準になっている。国によってその測り方が異なっているため単純に比較できないことに注意しなければならないが、日本の1戸当たり床面積は、アメリカを除いた他の先進諸国に比べて決して狭くないにもかかわらず、平均世帯人員数が比較的高いことと、借家における1戸当たり床面積が他の先進国に比べて極端に狭くなっていることが要因となり、日本の1人当たり床面積を狭くしていると考えられる。

### 第10-1表 5分位階級所得割合<sup>1)</sup>

Table 10-1: Distribution of income or consumption

国・地域 (年) Country (Year)		第1十分位 Lowest 10%	第1五分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第9十分位 Highest 10%	ジニ 係数 <sup>2)</sup> Gini index
日本	(1993) JPN	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	24.9
アメリカ	(2000) USA	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	40.8
カナダ	(1998) CAN	2.5	7.0	12.7	17.0	22.9	40.4	25.0	33.1
イギリス	(1999) GBR	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	36.0
ドイツ	(2000) DEU	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	28.3
フランス	(1995) FRA	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	32.7
イタリア	(2000) ITA	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	36.0
ロシア <sup>3)</sup>	(2002) RUS	3.3	8.2	12.7	16.9	23.0	39.3	23.8	31.0
スウェーデン	(2000) SWE	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	25.0
中国 <sup>3)</sup>	(2001) CHN	1.8	4.7	9.0	14.2	22.1	50.0	33.1	44.7
オーストラリア	(1994) AUS	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	35.2

資料出所 World Bank "World Development Indicators 2005"(http://www.worldbank.org/)

(注) 1) 5分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお、本表では、5分位階級に加えて、第1十分位、第9十分位階級割合も表示している。

2) ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0であれば完全に平等であり、100であれば完全に不平等になる。

3) 中国、ロシアは消費に対する割合。

### 第10-2表 相対的貧困率<sup>1)</sup>

Table 10-2: Relative poverty rates among the entire population

国・地域 (年) Country(year)		(%)
日本	JPN (2000)	15.3
	(1994-2000)	1.6
アメリカ	USA (2000)	17.1
	(1995-2000)	0.4
カナダ	CAN (2000)	10.3
	(1995-2000)	0.8
イギリス	GBR (2000)	11.4
	(1995-2000)	0.5
ドイツ	DEU (2001)	8.9
	(1994-2001)	0.6
フランス	FRA (2000)	7.0
	(1994-2000)	-0.4
イタリア	ITA (2000)	12.9
	(1995-2000)	-1.3
スウェーデン	SWE (2000)	5.3
	(1995-2000)	1.6
オーストラリア	AUS (1999)	11.2
	(1994-1999)	1.9

資料出所 OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s"(2005)

(注) 1) 相対的貧困率とは、所得の分布における中央値の50%に満たない人々の割合である。

2) 下段は変化幅で単位は%ポイントである。

### 第10-3表 十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった経験

Table 10-3: Unable to afford food, medical and health care, clothing

(%)

国 Country	食料 to buy food	医療 to pay for medical and health care	被服 to buy clothing
日本 JPN	4	4	5
アメリカ USA	15	26	19
カナダ CAN	10	13	16
イギリス GBR	11	11	20
ドイツ DEU	5	8	10
フランス FRA	8	5	12
イタリア ITA	11	12	16
ロシア RUS	50	54	68
中国 CHN	18	45	23
韓国 KOR	18	15	21

資料出所 Global Attitudes Project “What the world thinks in 2002”(2002)

(注) 過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあったかどうか、という質問に対して、買えなかったことがあったと回答した人の割合である(医療、被服についても同様)。

### 第10-4表 家計・非営利団体金融資産残高

Table 10-4: Financial assets of private nonprofit institutions and households

国 Country	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本(10億円) JPN (billions of yen)	—	1,452,914	1,432,423	1,421,641	1,457,239	1,480,340	
アメリカ(10億ドル) USA (billions of dollars)	—	33,308	31,760	29,366	33,648	36,500	37,611
イギリス(10億ポンド) GBR (billions of pounds)	1,965	3,130	2,929	2,699	2,940	3,152	3,573
ドイツ(10億ユーロ) DEU (billions of euro)	2,658	3,603	3,697	3,672	3,912	4,078	4,260
フランス(10億ユーロ) FRA (billions of euro)	1,668	2,521	2,499	2,541	2,711	2,850	3,152

資料出所 日 本: 内閣府経済社会総合研究所「平成18年版国民経済計算年報」(2006)

アメリカ: Board of Governors of the Federal Reserve “Flow of Funds Accounts of the United States”(Jun. 2006)

イギリス: National Statistics of UK “National Accounts -BLUE BOOK 2006 edition-”(Jul. 2006)

ドイツ: Deutsche Bundesbank “Financial accounts for Germany 1991 to 2005”(Jul. 2006)

フランス: Banque de France “Annual Financial Accounts, June 2005”(2006)

第10-5表 家計・民間非営利団体の受取と支払の構成（2003年）

Table 10-5: Composition of households and NPISH resources and uses  
(in 2003)

		(%)								
国 Country	受取計 Resources	雇用者報酬 <sup>a)</sup>	営業余剰 <sup>b)</sup>	混合所得 <sup>c)</sup>	財産所得 <sup>d)</sup>	現金による社会給付 <sup>e)</sup>	社会負担 <sup>f)</sup>	その他の経常移転 <sup>g)</sup>	年金基金準備金の変動 <sup>h)</sup>	
日本	JPN	100.0	68.1	12.6	6.7	5.6		6.6	0.3	
アメリカ	USA	100.0	57.8	5.0	12.1	12.9	12.0	0.3		
カナダ	CAN	100.0	65.0		12.1	9.2	13.2	0.4		
イギリス	GBR	100.0	53.2	5.9	5.9	10.5	19.4	4.1	1.0	
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	100.0	48.9	4.4	10.1	13.7	19.0	0.0	0.7	
フランス	FRA	100.0	52.5	8.9	7.1	7.9	20.4	3.3	0.0	
イタリア	ITA	100.0	40.6	8.7	13.0	16.3	18.7	0.2	1.9	
オランダ	NLD	100.0	51.1	4.9	7.1	9.7	18.0	0.2	4.6	
ベルギー	BEL	100.0	52.3	4.6	10.1	10.7	18.7	0.1	2.9	
デンマーク <sup>2)</sup>	DNK	100.0	58.5	10.6		6.0	21.4		2.3	
スウェーデン	SWE	100.0	60.1	5.0	6.4	2.7	21.0		2.5	
韓国	KOR	100.0	53.9	18.3		12.2	6.9		8.6	
オーストラリア	AUS	100.0	55.1	9.1	9.8	9.3		16.6	0.2	
ニュージーランド <sup>2)</sup>	NZL	100.0	48.6	7.6		22.7		17.4	2.6	
国 Country	支払計 Uses	最終消費支出 <sup>i)</sup>	財産所得 <sup>j)</sup>	社会負担 <sup>k)</sup>	所得・富等に課される経常税 <sup>l)</sup>	現金による社会給付 <sup>m)</sup>	その他の経常移転 <sup>n)</sup>	貯蓄 <sup>o)</sup>		
日本	JPN	100.0	58.1	3.1	29.2	4.9	4.7			
アメリカ	USA	100.0	74.5	7.4	7.4	9.6	1.1			
カナダ	CAN	100.0	74.8	1.3	6.7	15.8	1.3			
イギリス	GBR	100.0	64.7	4.9	15.8	12.1	2.5			
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	100.0	53.8	4.3	18.9	9.2	0.0	3.3		
フランス	FRA	100.0	55.2	2.2	20.6	8.9	0.1	2.7		
イタリア	ITA	100.0	58.8	1.8	15.3	10.9	0.1	1.9		
オランダ	NLD	100.0	47.8	5.7	25.7	7.7	0.1	4.3		
ベルギー	BEL	100.0	52.6	2.2	19.9	13.4	0.1	2.3		
デンマーク <sup>2)</sup>	DNK	100.0	50.6	7.2	6.8	28.4		2.5		
スウェーデン	SWE	100.0	51.4	3.1	20.3	17.4		1.2		
韓国	KOR	100.0	65.5	4.9	10.8	4.6		6.6		
オーストラリア	AUS	100.0	70.6	6.2	3.5	14.5		0.2		
ニュージーランド <sup>2)</sup>	NZL	100.0	68.8	5.1	6.0	18.1		2.4		

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social benefits other than social transfers in kind; f) Social contributions; g) Other current transfers; h) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds; i) Final consumption expenditure; j) Property income; k) Social contributions; l) Current taxes on income, wealth, etc.; m) Social benefits other than social transfers in kind; n) Other current transfers; o) Saving, gross

資料出所 UN "National Accounts 2004"(2006)

(注) 1) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

2) ドイツ、デンマークは2002年、ニュージーランドは2000年。

第10-6-1表 項目別国内家計最終消費支出（国民一人当たり）

Table 10-6-1: Final consumption expenditure of domestic households by purpose

国 Country	年 Year	家計最終消費支出 Final consumption expenditure					
		食料・ 飲料・ たばこ <sup>a)</sup>	衣料・ 履物 <sup>b)</sup>	家賃・ 水道・ 光熱 <sup>c)</sup>	家具等 <sup>d)</sup>		
日本(千円)	JPN	2004	2,180	396	80	526	81
アメリカ(ドル)	USA	2004	27,806	2,539	1,291	4,801	1,333
カナダ(カナダドル)	CAN	2004	21,494	3,016	1,083	5,053	1,455
イギリス(ポンド)	GBR	2004	12,299	1,550	737	2,272	771
ドイツ(ユーロ)	DEU	2004	15,423	2,298	807	3,580	1,075
フランス(ユーロ)	FRA	2004	15,193	2,665	766	3,662	911
イタリア(ユーロ)	ITA	2004	13,947	2,484	1,172	2,867	1,109
スウェーデン(クローナ)	SWE	2004	131,294	21,166	6,943	38,255	6,484
韓国(千ウォン)	KOR	2004	8,247	1,460	346	1,399	332
シンガポール(シンガポールドル)	SIN	1997	15,694	2,309	814	2,133	1,310
タイ(バーツ)	THA	2002	49,242	15,389	5,265	4,453	3,435
フィリピン(ペソ)	PHL	2003	37,272	18,173	964	1,833	4,994
インド(ルピー)	IND	2001	145,912	68,970	6,028	16,810	4,202
オーストラリア(AUドル)	AUS	2004	26,206	3,910	991	5,054	1,465
ニュージーランド(NZドル)	NZL	2004	21,462	3,782	1,036	4,120	2,442

国 Country	年 Year	家計最終消費支出				
		医療・ 保健 <sup>e)</sup>	交通・ 通信 <sup>f)</sup>	教養・ 娯楽 <sup>g)</sup>	雑貨・ サービス <sup>h)</sup>	
日本(千円)	JPN	2004	91	299	292	394
アメリカ(ドル)	USA	2004	5,270	3,672	3,222	5,679
カナダ(カナダドル)	CAN	2004	923	3,600	2,570	3,718
イギリス(ポンド)	GBR	2004	211	2,095	1,708	2,752
ドイツ(ユーロ)	DEU	2004	705	2,504	1,522	2,561
フランス(ユーロ)	FRA	2004	521	2,658	1,535	2,639
イタリア(ユーロ)	ITA	2004	457	2,318	1,156	2,659
スウェーデン(クローナ)	SWE	2004	3,607	21,587	15,921	16,925
韓国(千ウォン)	KOR	2004	386	1,347	1,087	1,757
シンガポール(シンガポールドル)	SIN	1997	774	2,839	2,352	3,712
タイ(バーツ)	THA	2002	3,353	8,352	4,059	8,077
フィリピン(ペソ)	PHL	2003	—	2,656	—	8,653
インド(ルピー)	IND	2001	11,205	18,838	5,276	14,877
オーストラリア(AUドル)	AUS	2004	1,366	2,353	4,015	5,546
ニュージーランド(NZドル)	NZL	2004	—	3,159	—	4,125

a) Food and beverages, tobacco; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation and culture; h) Miscellaneous goods and services

資料出所 OECD諸国:OECD “National Accounts Vol.2 2006”

その他:UN “National Accounts 2004”

人口: IMF “International Financial Statistics Yearbook 2005”

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

なお、日本は平成13年版国民経済計算年報から93SNAに基づいている。



第10-6-2表 国内家計最終消費支出の分布（2004年）

Table 10-6-2: Distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose (2004)

国 Country	家計最終消費支出 <sup>a)</sup>	(%)								
		食料・飲料・たばこ <sup>b)</sup>	被服・履物 <sup>c)</sup>	家賃・光熱 <sup>d)</sup>	家具等 <sup>e)</sup>	医療・健康 <sup>f)</sup>	交通・通信 <sup>g)</sup>	教養・娯楽 <sup>h)</sup>	雑貨・サービス <sup>i)</sup>	
日本(円)	JPN	100.0	18.1	3.7	24.1	3.7	4.2	13.7	13.4	18.1
アメリカ(ドル)	USA	100.0	9.1	4.6	17.3	4.8	19.0	13.2	11.6	20.4
カナダ(カナダドル)	CAN	100.0	14.0	5.0	23.5	6.8	4.3	16.7	12.0	17.3
イギリス(ポンド)	GBR	100.0	12.6	6.0	18.5	6.3	1.7	17.0	13.9	22.4
ドイツ(ユーロ)	DEU	100.0	14.9	5.2	23.2	7.0	4.6	16.2	9.9	16.6
フランス(ユーロ)	FRA	100.0	17.5	5.0	24.1	6.0	3.4	17.5	10.1	17.4
イタリア(ユーロ)	ITA	100.0	17.8	8.4	20.6	8.0	3.3	16.6	8.3	19.1
オランダ(ユーロ) <sup>3)</sup>	NED	100.0	14.1	5.5	21.1	6.7	4.7	15.8	11.1	19.7
ベルギー(ユーロ)	BEL	100.0	17.2	5.2	22.4	5.3	4.3	16.6	9.6	17.3
デンマーク(ユーロ)	DEN	100.0	15.6	4.9	27.1	6.0	2.6	14.7	11.6	17.4
スウェーデン(クローナ)	SWE	100.0	16.1	5.3	29.1	4.9	2.7	16.4	12.1	12.9
韓国(ウォン)	KOR	100.0	17.7	4.2	17.0	4.0	4.7	16.3	13.2	21.3
シンガポール (シンガポールドル) <sup>4)</sup>	SIN	100.0	14.7	5.2	13.6	8.3	4.9	13.3	15.0	23.7
タイ(バーツ) <sup>5)</sup>	THA	100.0	31.3	10.7	9.0	7.0	6.8	17.0	8.2	16.4
フィリピン(ペソ) <sup>3)</sup>	PHL	100.0	48.8	2.6	4.9	13.4	-	7.1	-	23.2
インド(ルピー) <sup>6)</sup>	IND	100.0	47.3	4.1	11.5	2.9	7.7	10.6	3.6	10.2
オーストラリア(AUドル)	AUS	100.0	14.6	3.8	19.7	5.7	5.6	11.3	14.5	21.9
ニュージーランド(NZドル)	NZL	100.0	18.0	4.9	19.7	11.2	0.0	14.5	0.0	19.2
メキシコ(ペソ)	MEX	100.0	27.1	3.1	13.5	8.0	4.7	19.1	6.8	18.6

a) Final consumption expenditure; b) Food and beverages, tobacco; c) Clothing and footwear; d) Housing, water, electricity, gas and other fuels; e) Furnishings, households equipment and others; f) Health; g) Transport and communications; h) Recreation and culture; i) Miscellaneous goods and services

資料出所 OECD諸国:OECD "National Accounts Vol.2 2006"

その他:UN "National Accounts 2004"

(注) 1) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本は平成13年版国民経済計算年報から93SNAに基づいている。

- 2) 各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。
- 3) 2003年値。
- 4) 1997年値。
- 5) 2002年値。
- 6) 2001年値。

## 第10-7-1表 世帯主の年齢階級別家計収入および支出（日本、2005年）

Table 10-7-1: Income and expenditure of households by age group (Japan, 2005)

		(円/Yen)									
項目 Item	計 Total	～24歳 Years	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
全世帯 All households											
1.世帯人員(人)	3.15	3.02	3.01	3.33	3.78	3.90	3.86	3.57	3.15	2.76	2.45
2.有業人員(人)	1.39	1.44	1.37	1.38	1.40	1.48	1.67	1.98	1.98	1.46	0.74
3.消費支出	300,903	184,502	257,866	259,115	293,005	308,500	368,257	364,709	334,388	306,863	251,070
3a.食料	68,910	43,073	49,056	54,953	64,931	74,156	79,886	77,425	75,491	70,447	63,163
3b.住居	19,553	36,241	40,835	31,944	24,939	17,502	14,903	15,660	15,935	22,903	16,997
3c.光熱・水道	21,379	12,849	15,582	16,993	19,735	21,463	23,613	24,368	23,446	21,870	20,442
3d.家具・家事用品	10,010	6,315	9,754	8,306	9,017	9,035	10,706	10,450	11,694	10,491	9,725
3e.被服・履物	13,440	7,349	12,200	12,501	14,373	15,425	17,516	16,478	15,335	13,110	9,676
3f.保健医療	13,044	7,341	12,019	10,371	11,072	10,967	12,287	12,375	11,796	14,021	15,713
3g.交通・通信	38,738	31,610	46,419	42,414	48,358	42,479	51,115	49,437	42,918	37,160	23,698
3h.教育	12,495	1,563	4,356	8,820	13,709	25,195	40,144	27,475	8,915	1,520	679
3i.教養娯楽	31,028	11,080	25,944	25,691	35,956	37,234	38,196	30,367	30,324	32,371	27,032
3j.その他の消費支出	72,308	27,082	41,701	47,122	50,914	55,045	79,889	100,672	98,533	82,971	63,945
勤労者世帯 Worker's households											
4.世帯人員(人)	3.44	3.01	2.97	3.33	3.74	3.87	3.83	3.56	3.15	2.76	2.52
5.有業人員(人)	1.65	1.44	1.37	1.39	1.39	1.47	1.64	1.96	1.98	1.77	1.61
6.経常収入	512,738	280,588	370,169	441,632	495,606	539,346	592,042	589,167	560,936	398,824	354,969
6a.勤め先収入	492,035	271,896	360,520	434,297	484,805	528,376	581,373	578,245	547,861	332,270	227,897
6b.事業・内職収入	2,802	2,007	2,197	839	1,795	2,241	1,920	4,037	4,044	3,680	5,997
6c.他の経常収入	17,900	6,685	7,452	6,496	9,006	8,729	8,749	6,885	9,030	62,874	121,075
3.消費支出	328,649	184,106	249,616	262,772	300,085	318,766	375,145	380,278	356,925	322,590	284,057
3a.食料	70,964	43,149	47,861	55,050	65,109	74,832	79,959	78,007	76,604	71,980	66,041
3b.住居	21,964	36,231	41,082	32,265	25,488	17,948	15,660	16,943	17,867	22,433	29,584
3c.光熱・水道	21,217	12,869	15,057	16,879	19,356	21,266	23,315	24,089	23,031	21,952	19,678
3d.家具・家事用品	10,231	6,331	9,663	8,451	9,202	9,319	11,024	10,851	12,296	10,191	9,633
3e.被服・履物	14,998	7,342	11,697	12,524	14,496	15,470	17,400	17,097	15,694	13,495	10,504
3f.保健医療	12,046	7,351	11,989	10,591	11,247	11,339	12,229	12,432	12,018	14,011	15,169
3g.交通・通信	46,980	31,444	41,360	43,080	51,300	45,021	52,990	53,406	47,647	38,382	28,234
3h.教育	18,416	1,425	4,264	8,866	13,537	25,805	40,912	30,131	9,261	1,596	616
3i.教養娯楽	33,022	11,081	25,007	26,169	37,098	38,852	38,242	31,268	31,428	30,779	27,562
3j.その他の消費支出	78,812	26,884	41,635	48,896	53,253	58,915	83,414	106,053	111,079	97,770	77,037
7.非消費支出	82,957	26,065	51,990	63,743	75,669	86,530	97,691	101,719	101,439	61,047	42,990
7a.直接税	35,699	6,299	17,052	22,847	30,439	35,532	42,003	45,632	48,504	27,994	20,355
7b.社会保険料	47,042	19,047	34,074	40,780	45,126	50,797	55,333	55,803	52,828	32,935	22,514
7c.他の非消費支出	217	718	863	116	104	201	355	283	107	118	122

1.Number of households; 2.Number of workers; 3.Living expenditure (3a.Food; 3b.Housing; 3c.Fuel; light & water charges; 3d.Furniture & household utensils; 3e.Clothes & footwear; 3f.Medical care; 3g.Transportation & communication; 3h.Education; 3i.Reading & recreation; 3j.Other living expenditure); 4.Number of persons in consumer unit; 5.Earners; 6.Current income(6a.Wages & salaries; 6b.Business & homework; 6c.Other self-employment); 7.Non-living expenditure(7a.Direct taxes; 7b.Social insurance premiums; 7c.Other)

資料出所 総務省「平成17年家計調査詳細結果」(2005)

(注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。農林漁家世帯を除く。

第10-7-2表 世帯主の年齢階級別家計収入および支出  
(アメリカ、全世帯、2004年)

Table 10-7-2: Income and expenditure of households by age group  
(USA, all households, 2004)

項目 Item	計 Total	～24歳 Years	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
								(人/persons)
世帯人員 Number of persons in consumer unit	2.5	1.9	2.9	3.2	2.7	2.1	1.9	1.5
18歳未満の子供の数 Children under 18	0.6	0.4	1.1	1.3	0.6	0.2	0.1	0.0
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.7	1.7	1.3	0.7	0.2
								(ドル/dollars)
税引き前所得 Income before taxes	54,453	22,840	52,484	65,515	70,434	61,031	42,137	28,028
税引き後所得 Income after taxes	52,287	22,507	50,819	63,202	66,761	58,043	41,126	27,142
消費支出 Average annual expenditures	43,395	24,535	42,701	50,402	52,764	47,299	36,512	25,763
食料 Food	5,781	3,715	5,705	6,752	7,038	5,898	4,871	3,518
アルコール飲料 Alcoholic beverages	459	503	522	535	502	457	329	190
住居 Housing	13,918	7,649	14,379	16,794	16,164	14,339	11,152	9,381
被服 Apparel and services	1,816	1,371	2,134	2,142	2,217	1,863	1,200	604
交通 Transportation	7,801	4,704	8,485	9,183	9,343	8,421	6,506	3,286
保健医療 Healthcare	2,574	654	1,519	2,263	2,965	3,262	3,799	3,995
娯楽 Entertainment	2,218	1,166	2,122	2,504	2,711	2,823	1,879	990
個人ケア製品・サービス Personal products and services	581	334	552	660	690	628	514	421
読書 Reading	130	51	94	123	149	177	158	135
教育 Education	905	1,821	726	786	1,567	730	352	198
煙草 Tobacco products and smoking supplies	288	236	283	350	375	301	197	98
雑貨 Miscellaneous	690	297	600	773	774	825	735	547
寄付 Cash contributions	1,408	310	815	1,265	1,625	1,752	2,471	1,542
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	4,823	1,726	4,765	6,273	6,915	5,825	2,348	856

資料出所 Bureau of Labor Statistics "Consumer Expenditures in 2004" (Jun. 2006)

(注) 1年当たりの収入及び支出。

第10-7-3表 世帯主の年齢階級別家計収入および支出  
(イギリス、全世帯、2004-2005年)

Table 10-7-3: Income and expenditure of households by age group  
(UK, all households, 2004-2005)

項目 Item	計 Total	～29歳 Years	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons	2.4	2.4	3.0	2.3	1.7	1.4
					(人/persons)	
粗所得 Weekly household gross income	601	558	752	675	347	265
賃金・俸給 Wages and salaries	408.68	474.30	609.12	465.75	45.11	10.60
事業所得 Self-employment	48.08	16.74	67.68	67.50	13.88	2.65
財産所得 Investments	18.03	5.58	15.04	20.25	20.82	26.50
年金 Annuities and pensions	42.07	0.00	7.52	60.75	107.57	79.50
社会保障給付 Social security benefits	78.13	39.06	52.64	54.00	156.15	145.75
その他 Other	6.01	16.74	7.52	6.75	3.47	0.00
消費支出 All expenditure groups	364.7	356.8	438.7	406.8	249.1	167.5
食料・飲料 Food & non-alcoholic drinks	44.7	32.6	50.2	50.4	38.9	30.6
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco & narcotics	11.3	9.9	13.0	14.6	7.2	4.6
被服・履物 Clothing & footwear	23.9	24.4	31.5	25.5	12.6	7.5
住居 <sup>1)</sup> ・燃料・動力 Housing & power	40.4	64.1	44.3	36.9	31.4	27.6
家財・家事サービス Household goods & services	31.6	23.4	38.5	35.4	22.7	16.9
健康 Health	4.9	2.3	4.5	7.4	5.1	3.2
交通 Transport	59.6	60.3	73.7	70.3	35.9	16.0
通信 Communication	11.7	14.3	14.2	12.1	7.7	5.1
娯楽・文化 Recreation & culture	59.0	47.6	69.3	69.5	45.6	26.6
教育 Education	6.5	6.4	10.0	7.4	(0.4)	(0.2)
外食・外泊 Restaurants & hotels	36.1	40.6	46.2	39.7	19.1	11.1
その他 Other expenditure items	34.9	30.8	43.4	37.7	22.5	18.1

資料出所 National Statistics of the UK "Family Spending, 2005 edition" (2006)

(注) 週間平均収入及び支出。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド国税を除く。

第10-7-4表 世帯主の年齢階級別家計収入および支出  
(ドイツ、全世帯、2003年)

Table 10-7-4: Income and expenditure of households by age group  
(Germany, 2003)

項目 Item	(ユーロ/euro)								
	計 Total	～24歳 Years	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～80	80～
総収入 Gross income	3,729	1,874	3,474	4,478	4,909	4,035	2,879	2,414	2,197
勤め先収入 Wages and salaries	1,961	1,236	2,570	3,069	3,268	1,714	148	44	(19)
事業収入 Self-employment	230	(22)	150	337	386	316	113	35	(8)
財産収入 Investments	438	78	202	416	534	620	541	438	379
公的移転収入 Special public income	897	300	355	477	530	1,171	1,835	1,680	1,587
その他 Others	201	237	195	178	189	212	238	217	201
消費支出 Total expenditure	2,257	1,361	1,961	2,414	2,686	2,565	2,290	1,847	1,599
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	309	185	257	350	386	337	297	242	202
被服・履物 Clothing & footwear	116	80	108	135	144	125	106	82	62
住居・光熱 Housing, fuel & power	726	429	607	757	812	823	754	674	635
家庭用品 Household goods & services	132	75	114	141	155	158	139	102	90
保健 Health	92	21	44	64	97	129	139	127	109
交通 Transportation	316	207	315	349	419	374	301	173	111
通信 Communication	70	80	82	78	87	67	51	43	36
教養・娯楽 Recreation & culture	265	144	224	289	316	299	279	221	172
教育 Education	21	18	27	38	25	12	6	4	3
宿泊・飲食店 Restaurants & hotels	106	65	95	109	124	122	112	90	73
その他 Others	104	59	88	104	122	120	105	90	105

資料出所 Der Statistisches Bundesamt “Wirtschaftsrechnungen - Der Einkommens und Verbrauchsstichprobe - 2003” (2005)

## 第10-8表 住宅水準

Table 10-8: Housing level

国 Country (年/Year)	人口千人 当たり 住宅戸数 (戸) Housing units /1000 people (年/year)	1戸当たり床面積(m <sup>2</sup> ) Floor space per house			1人当 たり床 面積 (m <sup>2</sup> ) <sup>1)</sup> Floor space per person	持家率 (%) House owner- ship rate (年/year)	新築住宅 平均価格 Average price of newly built house (年/year)	新築住宅価格 Price of newly built house 平均世帯年収 Average annual income of household (年/year)
		合計 Total	持家 Owned houses	借家 Rented houses				
日本 JPN (2003)	348	95	124	46	36	60.3	41,773 (¥) (2000)	5.43 (2000)
アメリカ <sup>2)</sup> USA (1999)	428	151	157	113	58	66.9	169,000 (\$) (2000)	3.32 (2000)
イギリス GBR (1996)	417 (1991)	84	92	65	43	67.2 (1997)	106,700 (£) (2000)	3.42 (2000)
ドイツ DEU (1998)	445 (1996)	92	124	76	42	38.8 (1993)	486,801 (M) (1997)	5.05 (1997)
フランス FRA (1996)	484	97	114	76	39			
イタリア ITA (1981)	386					50.9 (1971)		
スウェーデン SWE (2000)	483	99.7 (2002)				38.5 (1985)		

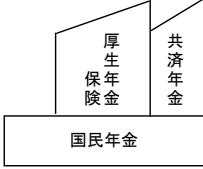
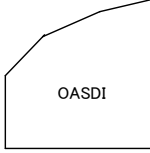
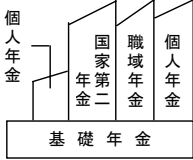
資料出所 国土交通省住宅局「2005年度版住宅経済データ集」(2006)、総務省統計局「世界の統計」(2006)

(注) 1) 1人当たり床面積は壁芯換算値。アメリカ×0.94、イギリス×推計値、ドイツ・フランス×1.10。

2) アメリカの床面積は中央値であり、戸建て及びモービルホームを対象とする。

# 第10-9表 年金制度

Table 10-9: Pension system

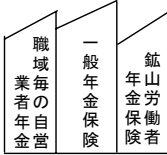

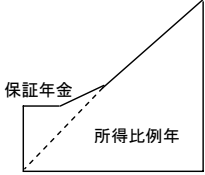
国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
制度体系 System structure	2階建て 	1階建て 	2階建て 
対象者 target	全国民	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の一般国民
保険料率 (2004年) Premium rate	(一般被用者)14.288% (2005.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2006.4～、 月当たり13,860円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人 :11.0% 事業主:12.8%
支給開始 年齢 (2004年) Payable age	国民年金(基礎年金):65歳 厚生年金:60歳 (男性は2025年までに、女性 は2030年までに、65歳に引上 げ)	65歳 ※2027年までに67歳に引上 げ	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2020年までに65歳 に引上げ
国庫負担 State contribution	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2へ引上 げ	なし	原則なし
<参考> OECDレ ポートに よる所得代 替率※1)	59.1%	51.0%	47.6%

※) Reference: Net replacement rates, mandatory pension programmers (OECD Report)

資料出所 厚生労働省「平成18年厚生労働白書」(2006)

(注) 1) 所得は税控除後のもの。

10 勤労者生活・その他

国 Country	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
制度体系 System structure	1階建て 	1階建て 	1階建て 
対象者 target	一般被用者 自営業者(任意加入)等	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民
保険料率 (2004年) Premium rate	19.5% (労使折半)	(一般被用者) 16.45% 本人:6.65% 事業主:9.80%	17.21% 本人:7.0% 事業主:10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)
支給開始 年齢 (2004年) Payable age	65歳	60歳	65歳 (※61歳以降本人が選択。ただし保証年金の支給開始年齢は65歳)
国庫負担 State contribution	給付費の約30% (2000年)	一般財源より給付費の約7% 一般社会拠出金等より給付費の約18%(1997年)	保証年金部分
<参考> OECDレ ポートに よる所得 代替率 <sup>(※)</sup> 1)	71.8%	68.8%	68.2%



# 第10-10表 企業年金制度

Table 10-10: Corporate pensions

	日 本 JPN				アメリカ USA
	厚生年金基金 Employee's pension fund	適格退職年金 Approved retirement annuity	確定拠出年金 Defined- contribution pension scheme	確定給付企業 年金 Defined- contribution pension scheme	
設立 Establishment	(1)厚生労働大臣の認可が必要。(2)500人以上の加入員がいること。(3)設立母体が健全であること。	事業主	年金の規約について、厚生労働大臣の承認が必要。企業型と個人型がある。	規約型と基金型がある。労使が合意した年金の規約について、厚生労働大臣の承認(基金の場合は基金の設立認可)が必要。	企業の任意 [エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定]
加入資格 Eligibility for participation	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業又は団体の被用者(事業主である個人、これと生計を一にする親族、事業主である法人の役員等の加入は不可)	厚生年金保険の被保険者、日本私立学校振興・共済事業団加入者及び農林漁業団体職員共済組合組合員	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢 Pensionable age	厚生年金保険に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	自由	最初の拠出からの経過年数に応じて60～65歳。	原則として60～65歳の範囲で年金規約に定める年齢(年齢給付)。	65歳 [繰上げ、繰下げ(法定)あり]
給付水準 Pension benefits levels	代行部分の3割を上回る水準。	自由	拠出した掛金が個人毎に区分され、加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び、掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが、公的年金とあわせ、従前賃金の60～70%を保障。
公的年金制度との調整 Adjustment to public pension scheme	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式＝全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式＝公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう、公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

資料出所 日 本：ライフデザイン研究所「平成14年版企業年金白書」(2002)  
 その他：社会保険研究所「平成15年版目でみる年金」(2003)、企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料 平成17年10月」(2005)

日本の確定給付企業年金については確定給付企業年金法の施行を踏まえて厚生労働省資料等をもとに、労働政策研究・研修機構情報解析部が作成。

(注) 日本の確定拠出年金は平成13年10月から施行。また、平成14年4月から新しい確定給付年金制度が施行され、適格年金は一定期間後までに、他の年金制度に移行される。

10 勤労者生活・その他

イギリス GBR	フランス FRA		ドイツ DEU	スウェーデン SWE
	AGIRC	ARRCO		ITP
企業の任意 [社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定]	幹部職員退職年金制度連合会	補足年金制度連合会	企業の任意 [高齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定]	俸職職員退職年金制度
	全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。			全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
条件なしが多くなりつつある。	幹部職員(強制加入)	一般被用者(強制加入)	[通常5年から10年の勤務期間]	28歳以上
大部分が65歳(女子60歳)	60歳		65歳(女子60歳)	65歳
一般的には[最終給与または再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80~1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	個人の年金ポイント×ポイント単価 [30年加入で最終給与の約30%]	[30年加入で最終給与の約20%]	一般的なものとしては、最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65%~75%となる。	最終給与のうち基礎額(37,200クローネ)の7.5倍まで×10% 7.5倍~20倍×65% 20~30倍×32.5% の和 [30年加入に満たない場合は減額]
いくつかの条件を満たせば、公的年金の付加年金部分から適用除外される。 同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないこと。	公的年金に上乘せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の60%~70%になる。]		公的年金に上乘せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の65%~75%となる。]	公的年金に上乘せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の65%程度になる。]

第10-11表 社会保障給付（対国民所得比）

Table 10-11: Social security benefit (ratio of expense to national income)

	(%)					
部門 Category	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ <sup>1)</sup> DEU	フランス FRA	スウェー デン SWE
1985年度(FY)						
医療/Medical care	5.5	4.0	6.9	8.0	9.2	10.3
年金/Pension	6.6	8.5	11.7	14.6	14.9	14.0
その他/Other	1.7	2.6	10.8	7.5	12.7	15.0
計/Total	13.7	15.1	29.4	30.1	36.8	39.3
1990年度						
医療/Medical care	5.3	4.9	9.0	7.4	8.4	12.4
年金/Pension	7.1	8.2	12.8	13.2	16.7	16.9
その他/Other	1.4	3.5	9.5	6.9	9.0	17.2
計/Total	13.7	16.6	31.2	27.5	34.1	46.5
1992年度						
医療/Medical care	5.7	6.8	7.3	8.7	8.8	10.2
年金/Pension	7.4	8.4	10.9	13.7	17.5	21.4
その他/Other	1.5	3.5	8.7	9.2	9.4	20.9
計/Total	14.6	18.7	26.9	31.5	35.6	52.5
1993年度						
医療/Medical care	5.9		7.3	8.7	9.2	10.0
年金/Pension	7.8		10.8	14.3	18.4	20.1
その他/Other	1.6		9.1	10.3	10.2	23.3
計/Total	15.2		27.2	33.4	37.7	53.4
1998年(Year)						
医療/Medical care	7.7	7.4	7.3	10.5	10.1	9.3
年金/Pension	9.9	8.4	14.4	16.6	17.6	14.3
福祉等/Welfare, other	2.8	2.6	11.5	12.3	13.2	24.2
計/Total	20.4	18.4	33.2	39.4	40.9	47.8
2001年						
医療/Medical care	8.3	7.2	7.9	10.8	9.8	10.4
年金/Pension	11.6	7.5	12.3	16.3	17.1	13.5
福祉等/Welfare, other	3.8	2.4	8.6	11.7	12.0	17.6
計/Total	23.7	17.1	28.9	28.8	28.9	41.5

資料出所 厚生労働省「平成17年労働経済白書」(2005)、「社会保障の給付と負担の見通し」(2006年5月)

(注) 1) 1991年度以前は旧西ドイツ地域。

## 第10-12表 租税・社会保障負担（対国民所得比、2004年）

Table 10-12: Tax and social security charges  
(ratio of expense to national income, 2004)

(%)

部門 Category	日本 JPN	日本(2007年度) <sup>1)</sup> JPN (FY2007)	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェー デン SWE
租税負担 Tax burden	22.6	25.1	23.2	37.1	27.5	36.8	49.9
社会保障負担 Social security	14.4	14.6	8.7	10.5	23.8	24.2	20.2
計(国民負担率) Total (national burden rate)	37.1	39.7	31.9	47.5	51.3	61.0	70.2

資料出所 財務省HP「国民負担率の国際比較」、国立社会保障・人口問題研究所「平成16年度社会保障給付費」(2007)

(注) 1) 2007年度は見通し。

## 第10-13表 社会保険料率（勤労者）

Table 10-13: Social insurance premium rate (employees)

国 Country	保険料率 Premium rate	うち本人負担 Individual payment	うち事業主 Contribution of employer	内訳 Breakdown
日本(1999年4月) <sup>1)</sup> JPN	22.16%	10.89%	11.27%	医療保険(政管健保)7.43%(標準報酬月額分8.5%、ボーナス分0.8%)、年金保険(厚生年金)13.58%(標準報酬月額分17.35%、ボーナス分1%)、雇用保険1.15%
アメリカ(1999年) <sup>2)</sup> USA	15.30%	7.65%	7.65%	老齢・遺族・障害年金(OASDI)12.4%、メディケア2.9%
イギリス(1997年4月) GBR		最大10% <sup>3)</sup>	最大10% <sup>4)</sup>	国民保険(退職者年金、求職者給付、労働不能給付等)
ドイツ(1998年) DEU	42.20%	20.95%	21.25%	年金保険20.3%、疾病保険(平均)13.6%、介護保険1.5%、災害保険0.3%(平均)、失業保険6.5%
フランス(1998年1月) <sup>5)</sup> FRA	41.58%	9.61%	31.97%	疾病保険13.55%、年金保険16.35%、寡婦保険0.1%、家族給付5.4%、失業保険6.18%
スウェーデン(1998年) SWE	35.53%	6.95%	28.58%	年金保険20.38%、医療保険(傷病手当・両親手当等)7.93%、労災保険1.38%、失業保険5.42%、その他0.42%

資料出所 厚生省「平成11年版厚生白書」(1999)

(注) 基本的に保険料率は総報酬ベース。日本の場合には、医療保険(政管健保)及び年金保険(厚生年金)の保険料率について、ボーナスを含めた総報酬ベースに換算した数値を用いている。なお、( )の中は標準報酬ケース。

- 1) このほか、業務災害補償があるが、保険料率は事業の種類により異なっている。なお、2002年10月の保険料率は23.37%。
- 2) このほか、州が主管する「社会保険」として、「失業保険」と「労災補償保険」があるが、保険料率は州により異なる。
- 3) 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給64ポンドを超える部分にかかる保険料率。
- 4) 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給210ポンド以上の場合の保険料率。
- 5) このほか、労働災害・職業病補償部門の事業主負担保険料率があるが、企業により異なっている(平均4.0%)。また、失業保険の保険料率は所得により異なる。その他に、本人負担として、保険料負担以外に疾病保険、家族給付に充当される一種の目的税である一般社会拠出金(収入の7.5%)がある。

## (参考) 日本の社会保険料率 (2002年10月)

(%)		
保険料率	うち本人負担	うち事業主負担
23.4	11.7	11.7

資料出所 内閣府経済財政諮問会議資料

## 第10-14表 公的扶助制度

Table 10-14: Public assistance systems

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR
制度(根拠法) ・目的 <sup>1)</sup>	生活保護制度(生活保護法)生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 (給付の種類) ・生活扶助、・教育扶助、・医療扶助、・住宅扶助、・出産扶助、・生業扶助、・葬祭扶助、・介護扶助  必要に応じて1種類から2種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)仕組みとなっている。給付は金銭給付を原則とし、それによりがたい場合は現物給付を行う。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付を原則としている。また、給付は居宅保護を原則として、それによりがたい場合は施設保護を行う。さらに、給付は要保護者本人への交付を原則としているが、それによりがたい場合は本人以外への交付を認めている。	(貧困家庭一時扶助(TANF)) ・根拠法令は、社会保障法 ・管理運営主体は、州 ・財源は、連邦及び州の一般財 ・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等 ・給付内容は、州ごとに決定(その他の扶助) ①補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者等が対象 ②メディケイド 貧困家庭の児童、妊婦等が対象 ③食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 ④一般扶助 州、自治体の独自扶助 (勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	(所得補助) ・根拠法令は、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法 ・管理運営主体は、雇用年金省 ・財源は国の一般財源 ・制度の対象者は、高齢者、一人親、障害者等 ・給付内容は年齢等の属性に応じ個別に算定 (社会基金) ・所得補助では対応できない突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金(その他の扶助) (1)住宅給付: 賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給、(2)地方税給付: 地方税納付者に地方税相当額を支給、(3)就労税額控除、児童税額控除、就労している低所得者、子供を養育する低所得者を対象として税の還付の形式で給付
被保護世帯数(千世帯) <sup>2)</sup>	1,042(2005年度)	貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助 4,114(1997年1月) フード・スタンプ 8,870(1997年8月)	所得補助 3,958(1997年5月) 所得関連求職者給付 1,225(1997年5月) 家賃補助 4,546 住民税補助 5,434
被保護者数(千人) <sup>3)</sup>	1,476(2005年度)	補足的所得保障 6,495(1997年12月) メディケイド 33,579(1997年度) 貧困家庭一時扶助 11,423(1997年1月) フード・スタンプ 21,414(1997年8月)	所得補助 6,977(1997年5月) 所得関連求職者給付 家賃補助 住民税補助
基準額(月額) <sup>4)</sup>	生活保護基準(2006年度) ・1級地-1における標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子) 162,170円 ・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女) 80,820円	補足的所得保障(1998年) ・1人当たり 494ドル ・夫婦当たり 741ドル フードスタンプ(1998年) ・単身世帯 122ドル ・4人世帯 408ドル	所得補助(1998年) ・夫婦(ともに25歳以上60歳未満)、子2人(13歳、6歳) 週135.20ポンド ・夫婦ともに60歳以上75歳未満の高齢世帯 週109.35ポンド ・80歳以上の単身高齢者 週77.55ポンド
総支給額(国及び地方) <sup>5)</sup>	1兆5,453億円(1996年度)	補足的所得保障 約283億7,000万ドル(1997年) メディケイド 約1620億ドル(1996年度) 貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助 約204億ドル(1996年度) フード・スタンプ 約235億ドル(1996年度)	所得補助 120.46億ポンド 所得関連求職者給付 33.59億ポンド 就業家族所得補助 23.38億ポンド 就業障害者所得補助 0.44億ポンド 家賃補助 115.63億ポンド 住民税補助 24.99億ポンド (以上1997年度実績見込み)

	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
制度(根拠法) ・目的 <sup>1)</sup>	(社会扶助) ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は、地方自治体 ・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼働能力減少の場合の基礎保障は特定の受給者に支給される。この他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じて給付がある。	(最低社会復帰扶助)(RMI) ・根拠法令は、社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は、県 ・財源は、国の一般財源 ・制度の対象者は、25歳以上65歳未満のフランス居住者で、生活に困窮し、かつ就業努力を行っている者 ・給付内容は、最低賃金の一定割合を基礎に個別に算定する生計費補助	(社会扶助) ・根拠法令は、社会扶助法 ・管理運営主体は、コミューン(市町村) ・財源は、コミューンの一般財源 ・制度の対象者は、生活に困窮し、かつ就業努力を行っている者(資力調査による) ・給付内容は、個別に算定する生計費補助
被保護世帯数(千世帯) <sup>2)</sup>	—	—	403(1997年)
被保護者数(千人) <sup>3)</sup>	81(2005年末)	最低生計費扶助 903 連帯老齢年金 860 連帯失業手当 516 (以上1996年末)	749(1997年)
基準額(月額) <sup>4)</sup>	通常給付 345ユーロ 他に住居費・暖房費等支給。	最低生計費扶助(1999年) ・単身者 2,502.30フラン ・夫婦 3,753.45フラン 連帯老齢年金(1999年) ・単身 3,626.00フラン ・夫婦 6,376.25フラン 連帯失業手当(99年) ・単身 5,769フラン ・夫婦 9,066フラン	維持手当のうち全国共通部分(1999年) ・1人暮らしの成人 2,900クローナ ・子どものない夫婦 4,870クローナ
総支給額(国及び地方) <sup>5)</sup>	—	—	約111億クローナ(1998年)

1) Legislation / purpose, 2) Public-assisted families (1,000 households), 3) Public-assisted persons (1,000 persons), 4) Base amount (monthly), 5) Total expense (government and regional)

資料出所 岩田正美・岡部卓・清水浩一編「貧困問題とソーシャルワーク」(2003年)、厚生労働省「海外情勢報告2002～2003年」、厚生労働省「厚生労働白書」(平成18年版)、厚生労働省「社会福祉行政業務報告」(2006年)等

## 第10-15表 育児休業制度

Table 10-15: Childcare leave systems

	日本 <sup>1)</sup> JPN	アメリカ USA
制定法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	家族・医療休暇法
対象者	1歳に満たない子を養育する男女労働者（日々雇い入れられる者を除く。一定の範囲の期間労働者は対象。）	男女労働者実親、養親、監護者
請求権行使の要件	労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当しないこと	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1250時間以上であること
期間	最長で子が出生した日から、1歳に達する日（誕生日の前日）までの間。一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで。	生後、養子縁組後又は監護斡旋後12か月の間に12週間。ただし、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間
形態	全日休暇	全日休暇
請求予告期間	原則として育児休業開始予定日の1か月前	休暇開始日の30日前まで
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし、または育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止
復職	法律においては事業主に対して休業後の原職復帰を義務づけてはいないが、休業後の就業が円滑に行われるようにするための雇用管理上の必要な措置を行う努力義務が課せられている	休暇前と同じ仕事または同等の仕事への復職の権利を有する
担保方法	規定なし	使用者による損害賠償
有給・無給	規定なし	無給
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される	医療給付は休業中も継続
中小企業の取扱		従業員50人未満の事業主は適用除外
その他	育児休業をする労働者に対し、雇用保険から休業取得前の賃金月額40%が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる

資料出所 厚生労働省雇用均等・児童家庭局資料等をもとに、労働政策研究・研修機構情報解析部作成  
厚生労働省大臣官房国際課「2003～2004年海外情勢報告」（2004）及び「2002～2003年海外情勢報告」（2003）

各国資料をもとに、労働政策研究・研修機構国際研究部作成

(注) 1) 表中の日本についての記述は、社会保険関係各種法令の改正、育児・介護休業法の改正を踏まえて更新したものである。



	イギリス GBR	ドイツ DEU
制定法	雇用関係法	連邦育児手当・育児休暇の給付に関する法律
対象者	男女労働者(実親、養親を問わない)	子を自ら監護又は養育する労働者
請求権行使の要件	1年以上勤務している男女労働者	両親の一方でも双方共同しても可
期間	子が5歳(障害のある場合は18歳)に達するまで13週間	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば、最長3年間のうち12か月分を、子が3歳を超えて8歳になるまでの間に取得可。分割する場合は4回まで
形態	1週間を単位(障害を有する子の場合は1日単位も可)。ただし、労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可	全日休暇。ただし、パートタイム労働については週30時間以内の就業が可。労働時間の短縮も可
請求予告期間	21日前	子の生まれた日又は産前産後休業期間が終了した日から育児休業を希望するものは6週間前、それ以外は8週間前
解雇・不利益取扱	解雇等の不利益取扱を行ってはならない	休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、雇用に関する管轄最上級官庁等が特別の場合、例外的に解雇を許容する宣言を発した場合、解雇できる
復職	以前と同じ職または同等以上の職務、期間及び条件の類似の職に復帰できる	以前と同じまたは同程度の職に復帰できる
担保方法	雇用審判所への争訴提起	規定なし
有給・無給	無給	無給
休業期間中の社会保険の取扱		休業1か月ごとに年休の12分の1を減することができる年金について算定基礎となる
中小企業の取扱	なし	労働時間の短縮の請求については、職業訓練中の者を除き常時15人を超えて雇用する場合のみ請求できる
その他	2002年1月改正	2001年1月施行

10 勤労者生活・その他

	フランス FRA	スウェーデン SWE
制定法	労働法典	両親休暇法、国民保険法
対象者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者	男女労働者。実親、養親、事実婚の親、監護者
請求権行使の要件	子の出生または3歳未満の養子を引き取りの日に最低1年の勤続を証明すること	直前6か月間または2年間に少なくとも12か月間雇用されていたこと
期間	第1、2子については、3年間休業し、月512ユーロを上限とする手当を受け取る。第3子については、第1、2子と同じタイプか、1年間休業して月750ユーロを上限とする手当を受け取るかを選択することができる。(2006年7月より実施)	全日休暇型は子供が生後18か月まで。労働時間短縮型は8歳未満または義務教育第1学年終了まで
形態	子供が3歳になるまで、(1)1～3年求職する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ	全日休暇又は労働時間短縮型
請求予告期間	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前	休業開始2か月前
解雇・不利益取扱	規定なし	休業請求または取得を理由とする解雇予告や解雇の禁止及び不利益取扱の禁止
復職	以前と同じまたは同程度の職に復帰できる	以前と同程度の職に復帰できる。ただし、休暇予定期間が1か月以上の場合、復職通知を受け取った後、事業主は最高1か月間は労働者の職場復帰を延期できる
担保方法	罰金。使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い	使用者による損害賠償
有給・無給	無給	無給。ただし、妊娠手当、両親手当等の手当を受けることが可能
休業期間中の社会保険の取扱	年金について算定基礎となる	年金について算定基礎となる
中小企業の取扱	すべての事業所について休暇制度を完全に実施(1995年1月より)	なし
その他	休業中またはパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない	復職者は、必要のある限り、特に労働の技術または方法が変化した場合には、職業上の再訓練を受けるものとする

## 第10-16表 障害者雇用対策

Table 10-16: Employment measures for disabled persons

国 Country	雇用率制度 Legislation of employment rate
日本 JPN	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」</p> <p>〔対象となる障害者〕身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。</p> <p>〔雇用率〕1998年の法改正により1.6%を1.8%に引上げ。重度身体障害者及び重度精神薄弱者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。2005年の法改正により算定対象に精神障害者を含めた。</p> <p>〔負担金の徴収方法〕法定雇用率未達成事業主は、1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する。</p> <p>(当分の間、常用雇用労働者数が300人以下の事業主からは、納付金を徴収しない。)</p> <p>〔助成方法〕政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が300人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金を支給する。常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金を支給する。</p>
ドイツ DEU	<p>〔対象となる障害者〕「障害者」とは、身体的・知的・心理的影響により社会参加が制約された者で、この参加能力の制約が一時的でない場合をいう。雇用率制度の対象となる障害者は、重度障害者及び重度障害者とみなす者。</p> <p>〔雇用率〕2000年10月より新法律(重度障害者失業対策法)に基づき20人以上の従業員の事業主を対象に、雇用率を6%から5%に引き下げ、2002年10月までに5万人の失業者を減らせない時は、2003年1月から自動的に6%に復帰する。算定方法は、労働環境への統合が特に困難な重度障害者については、雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント、企業で職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし、特別に認められる場合は3人と計算する。</p> <p>〔負担金の徴収方法〕州の中央扶助事務所が、雇用率の達成状況により、雇用調整金を事業主から徴収する。障害者の作業所に委託した事業主は、委託した仕事の請求金額の50%を調整負担金から控除できる。</p> <p>〔助成方法〕州の中央扶助事務所は調整負担金の45%を連邦の調整負担金基金に納付。州の中央扶助事務所においては、調整負担金の55%を、職場を障害者の必要に応じて改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために企業が特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に援助する。連邦に納付された調整負担金は連邦雇用庁に必要な財源に充当。連邦雇用庁においては、重度障害者を雇用した事業主に賃金助成等を実施。</p>
フランス FRA	<p>〔対象となる障害者〕不足又は減少した身体的及び精神的能力のため、通常の雇用において職を獲得し、保持することが相当難しい者(労働法典)。雇用義務制度の受益者の範囲は、COTOREP(職業指導・職業再配置専門委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、旧軍人及びそれと同様の者。</p> <p>〔雇用率〕現行6%。障害者のうちあるカテゴリーの人々は一人当たり1.5、2.0又は2.5として数えられる。雇用率を満たさなくても3つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。</p> <p>〔20人以上〕を計算する際に除外できる職種(33種類)を設定。</p> <p>〔負担金の徴収方法〕使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金を障害者職業編入基金 (AGEFIPH)に納付する。</p> <p>〔助成方法〕AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。</p>

<b>雇用差別禁止法制度 System for prohibition of employment discrimination</b>	
アメリカ USA	<p>「障害を持つアメリカ国民法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。</p> <p>[対象となる障害者]個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)</p> <p>[雇用における差別禁止]15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。</p> <p>[申立ての仕組み]雇用差別がある場合は、障害者等は申立てを180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立てが正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。</p>
イギリス GBR	<p>「障害者差別禁止法」(1995年制定)により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。</p> <p>[対象となる障害者]通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。</p> <p>[雇用における差別禁止]15人以上を雇用する事業主は、障害者の持つ障害に関連した理由に基づいて、その理由が適用されない他の者の処遇と比べ、その障害者を不利に処遇してはならない。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。</p> <p>[申立ての仕組み]雇用差別がある場合には、障害者等は申立てを障害者権利委員会(DRC)に行う。DRCは障害者からの相談を受け、斡旋、調停又は仲裁を行う。成功しなければ、労働裁判所に提訴することが可能。DRCは調査を実施し、申立てが正当であれば、訴訟に持ち込む。</p>

資料出所 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター「諸外国における障害者雇用対策」(2001年8月)等をもとに労働政策研究・研修機構情報解析部作成

第10-17表 GDPに占める労働政策予算（2002年）

Table 10-17: Public expenditure in labour market programmes as a percentage of GDP (in 2002)

		(%)									
国 Country	公共職業サービス Public service for employment	職業訓練 Job training	若年対策 Measures for young people	雇用助成 Employment support	障害者対策 Measures for disabled persons	失業保険 Unemployment insurance	早期退職 Early retirement	計 Total	積極的政策 <sup>1)</sup> Active measures	受動的 政策 <sup>2)</sup> Passive measures	
日本 <sup>3)</sup>	JPN	0.18	0.04	0.01	0.06	0.01	0.47	0.00	0.76	0.28	0.48
アメリカ	USA	0.04	0.03	0.02	0.01	0.03	0.57	0.00	0.71	0.14	0.57
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	0.20	0.15	0.02	0.03	0.02	0.80	0.00	1.23	0.42	0.80
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	0.17	0.02	0.13	0.03	0.02	0.37	0.00	0.75	0.37	0.37
ドイツ	DEU	0.23	0.32	0.10	0.22	0.30	2.10	0.03	3.31	1.18	2.13
フランス	FRA	0.18	0.23	0.40	0.35	0.09	1.63	0.17	3.06	1.25	1.81
イタリア	ITA	—	0.05	0.20	0.32	—	0.54	0.10	1.20	0.57	0.63
オランダ	NLD	0.28	0.60	0.04	0.33	0.59	1.72	0.00	3.56	1.85	1.72
ベルギー	BEL	0.21	0.30	0.01	0.60	0.13	1.94	0.45	3.65	1.25	2.40
デンマーク <sup>6)</sup>	DNK	0.12	0.86	0.10	0.17	0.34	1.37	1.67	4.63	1.58	3.04
スウェーデン	SWE	0.37	0.29	0.02	0.21	0.50	1.04	0.01	2.45	1.40	1.05
フィンランド	FIN	0.12	0.30	0.17	0.33	0.08	1.53	0.53	3.07	1.01	2.06
ノルウェー	NOR	0.13	0.05	0.01	0.01	0.67	0.54	0.00	1.41	0.87	0.54
オーストラリア	AUS	0.20	0.03	0.08	0.10	0.05	1.00	0.00	1.46	0.45	1.00

資料出所 OECD “Employment Outlook” (2004)

(注) 1) 公共職業サービス、職業訓練、若年対策、雇用助成、障害者対策の計。

2) 失業保険、早期退職の計。

3) 2002年度。

4) 2001年度。

5) 北アイルランドを除く。

6) 2000年。

第10-18-1表 行動別生活時間配分(平日)

Table 10-18-1: Time distribution by activity (weekday)

(時間・分/hours and minutes)

	日本(京浜葉大都市圏) <sup>1)</sup> JPN(Keihinyou M.M.A.)		中国(北京) CHN(Beijing)	
	男性有業者 Male person with job	女性有業者 Female person with job	男性有業者 Male person with job	女性有業者 Female person with job
睡眠 Sleep	7.16	7.00		7.95
食事 Meals	1.35	1.38	1.58	1.58
身の回りの用事 Personal care	1.01	1.26	-	-
通勤・通学 Commuting to and from school or work	1.20	0.52	1.30	1.25
仕事 Work	8.00	5.28	8.33	7.73
学業 <sup>2)</sup> Schoolwork	0.10	0.11	0.22	0.17
家事 Housework	0.06	2.04	0.40	1.07
買い物 Shopping	0.08	0.27	0.07	0.15
介護・看護 Caring or nursing	0.01	0.03	0.22	0.47
育児 Child care	0.03	0.11	-	-
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 <sup>3)</sup> Watching TV, listening to the radio, reading newspapers or magazines	1.44	1.45	1.70	1.48
休養・くつろぎ <sup>4)</sup> Rest and relaxation	0.58	1.05	0.82	0.75
趣味・娯楽 <sup>5)</sup> Hobbies and amusements	0.28	0.22	0.68	0.47
スポーツ Sports	0.06	0.07	-	-
ボランティア活動・社会参加活動 <sup>6)</sup> Volunteer and social activities	0.02	0.02	0.05	0.03
交際・付き合い <sup>7)</sup> Social life	0.19	0.23	0.15	0.03
移動(通勤・通学を除く) Moving(excluding commuting)	0.26	0.29	-	-
受診・療養 Medical examination or treatment	0.03	0.06	-	-
その他 Other activities	0.06	0.11	0.80	0.87

資料出所 日本:総務省統計局「平成13年社会生活基本調査」(2003)

中国:お茶の水女子大学21世紀COEプログラムジェンダー研究のフロンティア(F-GENS)

「家族・仕事・家計に関する国際比較研究—中国(北京)パネル調査」(2004)

(注)1) 京浜葉大都市圏は、千葉県千葉市、東京都区部、神奈川県横浜市・川崎市、及びそれらの周辺市町村。

- 2) 中国(北京)については「学業・研究」。
- 3) 中国(北京)については「テレビ・ラジオ・新聞」。
- 4) 中国(北京)については「休息」。
- 5) 中国(北京)については「趣味・娯楽・運動」。
- 6) 中国(北京)については「ボランティア・社会的活動」。
- 7) 中国(北京)については「交際」。

第10-18-2表 行動別生活時間配分（休日）<sup>1)</sup>

Table 10-18-2: Time distribution by activity (holiday)

(時間・分/hours and minutes)

	日本(京浜葉大都市圏) <sup>2)</sup> JPN(Keihinyou M.M.A.)		中国(北京) CHN(Beijing)	
	男性有業者 Male person with job	女性有業者 Female person with job	男性有業者 Male person with job	女性有業者 Female person with job
睡眠 Sleep	8.27	8.04	9.30	9.33
食事 Meals	1.42	1.46	1.72	1.73
身の回りの用事 Personal care	1.08	1.30	-	-
通勤・通学 Commuting to and from school or work	0.17	0.13	0.10	0.08
仕事 Work	2.21	1.47	1.32	0.67
学業 <sup>3)</sup> Schoolwork	0.02	0.03	0.37	0.32
家事 Housework	0.17	2.16	1.20	2.43
買い物 Shopping	0.36	0.52	0.73	1.27
介護・看護 Caring or nursing	0.01	0.03	0.82	1.25
育児 Child care	0.09	0.11	-	-
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 <sup>4)</sup> Watching TV, listening to the radio, reading newspapers or magazines	3.15	2.23	3.10	2.92
休養・くつろぎ <sup>5)</sup> Rest and relaxation	1.31	1.20	1.38	1.35
趣味・娯楽 <sup>6)</sup> Hobbies and amusements	1.23	0.52	2.17	1.87
スポーツ Sports	0.26	0.12	-	-
ボランティア活動・社会参加活動 <sup>7)</sup> Volunteer and social activities	0.08	0.07	0.15	0.15
交際・付き合い <sup>8)</sup> Social life	0.44	0.46	0.72	0.50
移動(通勤・通学を除く) Moving(excluding commuting)	0.58	0.57	-	-
受診・療養 Medical examination or treatment	0.02	0.03	-	-
その他 Other activities	0.21	0.23	0.93	0.95

資料出所 日本:総務省統計局「平成13年社会生活基本調査」(2003)

中国:お茶の水女子大学21世紀COEプログラムジェンダー研究のフロンティア(F-GENS)  
「家族・仕事・家計に関する国際比較研究—中国(北京)パネル調査」(2004)

(注) 1) 日本の休日は日曜日。

2) 京浜葉大都市圏は、千葉県千葉市、東京都区部、神奈川県横浜市・川崎市、及びそれらの周辺市町村。

3) 中国(北京)については「学業・研究」。

4) 中国(北京)については「テレビ・ラジオ・新聞」。

5) 中国(北京)については「休息」。

6) 中国(北京)については「趣味・娯楽・運動」。

7) 中国(北京)については「ボランティア・社会的活動」。

8) 中国(北京)については「交際」。

## 第10-19表 生活・社会・文化水準

Table 10-19: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	韓国 KOR
パソコン保有台数 PCs owned	台	54.2	74.1	70.5	60.0	56.1	48.7	31.3	54.5
インターネット利用者数 Internet users	台	50.2	62.3	63.0	62.9	50.0	41.4	49.8	65.7
自動車保有台数 (乗用車) Cars owned	台	(2003年) 581.8	(2001) 807.6	(2003) 577.1	(2003) 442.1	(2003) 577.8	(2003) 596.4	(1999) 609.6	(2003) 304.5
日刊紙発行部数 <sup>1)</sup> Newspaper circulation	部	566	196	168	327	291	142	109	—
テレビ保有台数 TVs owned	台	48,000	106,642	12,092	24,136	37,425	23,529	21,375	16,379
公的財政支出教育費 <sup>2)</sup> Public expenditure for education to GDP	%	3.5	5.1	4.9	4.7	4.3	5.6	4.9	4.8
研究・開発費 <sup>3)</sup> (政府割合) Research and development expenditure	%	(2002年) 18.2	(2003) 31.2	(2003) 34.0	(2002) 26.9	(2003) 31.9	(2002) 38.4	(2001) —	(2003) 23.9
医師数 Physicians	人	2.0	5.5	2.1	2.4	3.6	3.3	6.1	1.8
ベッド数 <sup>4)</sup> Numbers of hospital beds	台	16.5	3.6	3.9	4.1	9.1	8.2	4.9	6.1
国民医療費 Public expenditure for medical care	%	7.9	14.6	9.6	7.7	10.9	9.7	8.5	5.0
うち公的負担率 Ratio of public burden	%	81.7	44.9	69.9	83.4	78.5	76.0	75.6	52.9
下水処理施設の普及状況 <sup>5)</sup> Ratio of users to sewage treatment facilities	%	(2001年) 64.0	(1996) 71.4	(1999) 74.3	(2000) 96.6	(2001) 94.5	(1998) 79.1	(1999) 68.6	(2000) 70.5
道路延長 Road length	1000 km	(2002年) 1,177	(2001) 6,378	(2002) 1,409	(2003) 619	(2003) 232	(2003) 891	(1999) 480	(2003) 97
エネルギー輸入量 <sup>6)</sup> (石油換算) Imports of energy (petroleum equivalent)	1000 t	411,811	692,113	68,205	94,853	235,922	161,571	176,454	188,527

資料出所 総務省統計局「世界の統計」(2006)

(注) 1) フランスは海外県・海外領土を含む。

2) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。日本のみ前年4月から始まる学年度。

3) 日本は年度。アメリカは人文科学を除く。韓国は社会科学及び人文科学を除く。

4) 1995～2002年のうち、最新の数値。

5) イギリスはイングランド及びウェールズのみ。フランスは世帯に対する割合。

6) フランスはモナコを含む。イタリアはサンマリノを含む。



第10-20-1表 出勤日の生活時間の構成（男性）

Table 10-20-1: Composition of time spent during a work day (male)

	(分/minutes)					
	平均 Average	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
勤務時間 Working hours	556.2	616.2	522.4	513.9	523.6	503.7
所定内の労働時間 Scheduled working hours	463.5	447.3	467.1	459.7	480.8	470.6
所定外の労働時間 Non-scheduled working hours	53.6	104.3	19.8	29.3	24.9	3.6
その他の休憩時間 Break time	18.0	27.0	16.0	15.3	10.8	8.5
始業前や終業後に職場にいた時間 Overtime	17.8	34.2	13.9	6.5	5.7	10.3
就業時間中の組合活動時間 Time for labor union	1.8	2.0	2.9	1.9	0.5	5.6
小集団活動の時間 Time for small-group activities	1.5	1.4	2.6	1.2	0.8	5.1
通勤時間 Commuting time	75.9	86.7	101.1	57.9	60.8	66.5
家に持ち帰って仕事をした時間 Time spent for work at home	3.9	3.2	5.4	4.9	2.6	13.0
追加収入のための時間 Time for side income	2.5	0.7	9.5	1.4	2.6	0.0
家事時間 Time for housekeeping	30.8	9.9	60.6	47.6	33.6	54.2
炊事・洗濯等の家事時間 Cooking and laundry	15.3	4.5	29.7	25.5	16.7	26.9
子供の世話やPTAのための時間 Caring for children and PTA	10.7	4.0	21.3	15.2	10.4	26.2
家屋修理その他家事時間 House repairs and other	4.8	1.3	9.6	6.9	6.5	1.1
睡眠 Sleeping	432.6	427.6	406.8	445.4	442.8	443.3
職場での睡眠時間 Sleeping time at work	0.3	0.2	1.5	0.0	0.0	0.0
自宅などでの睡眠時間 Sleeping time at home	432.3	427.4	405.3	445.4	442.8	443.3
食事 Meals	103.2	104.6	95.4	106.8	100.5	126.0
職場で食事をした時間 Mealtime at work	34.3	33.4	35.7	39.6	33.5	30.4
自宅での食事時間 Mealtime at home	49.8	50.3	35.6	47.9	53.1	70.3
家族と一緒に外食した時間 Time for eating out with family	8.0	1.7	14.9	14.7	8.9	15.4
仕事上の相手や同僚と外食した時間 Time for eating out with colleagues	6.1	11.9	1.9	2.2	2.4	7.6
私的な友人又は独りで外食した時間 Time for eating out with friends or by oneself	4.9	7.3	7.3	2.4	2.6	2.2
保健衛生・身の回りの時間 Health matters	42.6	44.7	48.7	39.7	38.6	44.3
余暇・交際 Leisure activity and socialization	178.5	134.5	172.3	207.6	223.4	159.9
家族と一緒に過ごした時間 Time to spend with family	41.8	26.9	48.0	48.8	57.8	12.8
同僚や友人と過ごした時間 Time to spend with friends and colleagues	15.6	10.6	16.8	20.3	20.3	8.1
独りで過ごした余暇時間 Time to spend alone	20.5	18.5	26.8	23.7	19.6	16.3
新聞・雑誌・TV・ラジオ等の時間 TV and magazine time	84.1	69.3	62.2	92.0	104.6	103.4
家族または私的交際時間 Family and private time	11.9	2.6	15.4	15.7	19.7	12.3
仕事の相手・同僚と過ごした時間 Time to spend with people related to work	4.5	6.6	2.9	7.0	1.4	6.9
教会の礼拝・冠婚葬祭の時間 Religious time	1.5	0.1	4.9	2.6	1.4	0.7
組合活動・政治活動時間 Union activities and political activities	5.0	7.1	3.2	2.9	1.4	24.4
調査票記入の時間 Time to fill in this form	7.2	4.7	9.8	9.3	8.7	4.0

資料出所 連合総合生活開発研究所「生活時間の実態に関する調査報告書」（1997）

第10-20-2表 休日の生活時間の構成（男性）

Table 10-20-2: Composition of time spent during a holiday (male)

	(分/minutes)					
	平均 Average	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
勤務時間 Working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
所定内の労働時間 Scheduled working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
所定外の労働時間 Non-scheduled working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の休憩時間 Break time	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
始業前や終業後に職場にいた時間 Overtime	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就業時間中の組合活動時間 Time for labor union	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小集団活動の時間 Time for small-group activities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通勤時間 Commuting time	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家に持ち帰って仕事をした時間 Time spent for work at home	6.7	6.3	7.7	2.3	4.8	24.4
追加収入のための時間 Time for side income	4.9	0.3	4.1	7.6	9.1	0.0
家事時間 Time for housekeeping	132.9	127.7	229.0	149.1	89.0	152.6
炊事・洗濯等の家事時間 Cooking and laundry	67.2	60.4	104.0	86.7	51.1	69.9
子供の世話やPTAのための時間 Caring for children and PTA	32.6	36.9	57.8	21.2	20.4	42.0
家屋修理その他家事時間 House repairs and other	33.1	30.4	67.2	41.3	17.4	40.7
睡眠 Sleeping	550.3	526.6	531.2	537.5	585.4	535.1
職場での睡眠時間 Sleeping time at work	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅などでの睡眠時間 Sleeping time at home	550.3	526.6	531.2	537.5	585.4	535.1
食事 Meals	123.5	123.7	112.9	119.4	120.8	167.1
職場で食事をした時間 Mealtime at work	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅での食事時間 Mealtime at home	83.1	85.3	55.5	83.0	87.3	111.4
家族と一緒に外食した時間 Time for eating out with family	22.6	16.8	32.1	23.3	21.0	35.8
仕事上の相手や同僚と外食した時間 Time for eating out with colleagues	4.5	7.3	3.8	0.4	3.5	5.3
私的な友人又は独りで外食した時間 Time for eating out with friends or by oneself	13.3	14.3	21.5	12.6	9.0	14.6
保健衛生・身の回りの時間 Health matter	50.2	53.8	53.4	51.3	44.9	53.3
余暇・交際 Leisure activity and socialization	546.9	577.1	455.4	553.0	567.0	490.5
家族と一緒に過ごした時間 Time to spend with family	166.7	167.4	144.9	175.1	179.0	130.7
同僚や友人と過ごした時間 Time to spend with friends and colleagues	59.6	69.2	41.0	60.3	62.1	42.2
独りで過ごした余暇時間 Time to spend alone	67.5	100.8	50.6	53.7	49.5	70.5
新聞・雑誌・TV・ラジオ等の時間 TV and magazine time	179.4	184.7	139.0	183.1	189.1	184.5
家族または私的交際時間 Family and private time	59.9	36.4	70.4	64.0	76.2	50.3
仕事の相手・同僚と過ごした時間 Time to spend with people related to work	13.9	18.6	9.6	16.8	11.1	12.4
教会の礼拝・冠婚葬祭の時間 Religious time	14.4	17.3	30.3	5.9	9.8	4.3
組合活動・政治活動時間 Union activities and political activities	1.2	0.6	2.4	0.9	0.3	6.0
調査票記入の時間 Time to fill in this form	9.2	6.5	13.6	13.1	8.9	6.8

資料出所 連合総合生活開発研究所「生活時間の実態に関する調査報告書」（1997）

第10-21表 国会議員に占める女性の割合

Table 10-21: Proportion of female in national assembly members

(%)

国 Country	下院(一院制の場合はその院) Lower or single house				上院 Upper house or senate			
	選挙年 Elections	議席数 Seats	うち女性 Women	割合 %W	選挙年 Elections	議席数 Seats	うち女性 Women	割合 %W
	日本 JPN	2005	480	43	9.0	2004	242	34
アメリカ USA	2004	435	66	15.2	2004	100	14	14.0
カナダ CAN	2006	308	64	20.8		100	35	35.0
イギリス GBR	2005	646	127	19.7		721	126	17.5
ドイツ DEU	2005	614	195	31.8		69	13	18.8
フランス FRA	2002	574	70	12.2	2004	331	56	16.9
イタリア ITA	2006	630	109	17.3	2006	322	44	13.7
オランダ NLD	2003	150	55	36.7	2003	75	22	29.3
ベルギー BEL	2003	150	52	34.7	2003	71	27	38.0
ルクセンブルク LUX	2004	60	14	23.3	—	—	—	—
デンマーク DNK	2005	179	66	36.9	—	—	—	—
スウェーデン SWE	2002	349	158	45.3	—	—	—	—
フィンランド FIN	2003	200	75	37.5	—	—	—	—
ノルウェー NOR	2005	169	64	37.9	—	—	—	—
ロシア RUS	2003	447	44	9.8		178	6	3.4
中国 CHN	2003	2,980	604	20.3	—	—	—	—
韓国 KOR	2004	299	40	13.4	—	—	—	—
シンガポール SGP	2006	85	18	21.2	—	—	—	—
マレーシア MYS	2004	219	20	9.1	2004	70	18	25.7
タイ THA	2006	120			—	—	—	—
インドネシア IDN	2004	550	62	11.3	—	—	—	—
フィリピン PHL	2004	236	37	15.7	2004	24	4	16.7
インド IND	2004	545	45	8.3	2004	250	28	11.2
オーストラリア AUS	2004	150	37	24.7	2004	76	27	35.5
ニュージーランド NZL	2005	121	39	32.2	—	—	—	—
ブラジル BRA	2002	513	44	8.6	2002	81	10	12.3
メキシコ MEX	2006	500			2006	128		

資料出所 Inter-Parliamentary Union “Women in National Parliaments: World Classification” (2006)

## 第10-22表 「女性の働きやすさ」指標、GEM値

Table 10-22: Indicator of better working conditions for women, GEM

国 Country	「女性の働きやすさ」指標 <sup>1)</sup> Indicator of better working conditions for women		GEM値 <sup>2)</sup>			
	1980 年/Year	1995	1999	2000	2003	2004
日本 JPN	46.99	44.05	0.520	0.527	0.531	0.534
アメリカ USA	57.04	55.30	0.738	0.757	0.769	0.793
カナダ CAN	56.02	54.34	0.763	0.777	0.787	0.807
イギリス GBR	52.18	51.92	0.671	0.684	0.698	0.716
ドイツ DEU	49.63	49.42	0.749	0.749	0.804	0.813
フランス FRA	50.53	51.99	—	—	—	—
イタリア ITA	48.80	42.99	0.536	0.539	0.583	0.589
オランダ NLD	44.35	45.60	0.755	0.781	0.817	0.814
ベルギー BEL	42.39	46.69	0.692	0.706	0.808	0.828
デンマーク DNK	56.90	49.84	0.705	0.821	0.847	0.860
スウェーデン SWE	58.26	61.81	0.809	0.824	0.854	0.852
オーストラリア AUS	52.35	54.72	0.738	0.759	0.806	0.826

資料出所 「女性の働きやすさ」指標:経済企画庁「新国民生活指標」、内閣府「男女共同参画白書」

GEM値:UNDP “Human Development Reports”(2005)

- (注) 1) 「女性の働きやすさ」指標とは、「管理的職業従事者(男性に対する割合)」や「男女間賃金格差」など、女性が働くことに関する8指標についての平均値をとったものである。
- 2) GEM値とは、ジェンダー・エンパワーメント指数(Gender Empowerment Measure)をいい、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出している。

## 第10-23表 男女間格差(賃金、勤続年数)

Table 10-23: Wage gap between male and female (wage and length of service)

国 Country	賃金格差 <sup>1)</sup> Wage gap (男/male=100)	勤続年数 <sup>2)</sup> Length of service		
		男 Male	女 Female	格差 Gap (男/male=100)
	(%)	(年/Year)	(年/Year)	(%)
日本 <sup>3)</sup> JPN	64.2	13.4	8.7	64.9
アメリカ USA	76.5	7.9	6.8	86.1
イギリス GBR	82.1	8.9	6.7	75.3
ドイツ DEU	73.6	10.6	8.5	80.2
スウェーデン SWE	88.4	10.7	10.4	97.2
韓国 KOR	64.3	6.8	4.3	63.2

資料出所 日本:厚生労働省「平成17年賃金構造基本統計調査」(2006年6月)、

その他:内閣府「平成15年男女共同参画白書」(2003)

(注) 1) 日本は2005年、アメリカは1999年、その他の国は2001年。

2) 日本は2005年、アメリカは1996年、韓国は1998年、その他の国は1995年。

3) 1か月当たり賃金。

第10-24表 男女賃金格差の推移（フルタイム労働者）

Table 10-24: Trends in gender wage gap (full-time workers)

国 Country		1980/Year	1985	1990	1995	2000 <sup>1)</sup>	(%)
日本	JPN	41.7	41.7	40.6	37.1	34.6	
アメリカ	USA	36.5	32.9	28.4	24.6	25.2	
イギリス	GBR	35.5	33.5	31.1	26.6	24.0	
ドイツ	DEU	—	27.0	26.2	23.1	20.7	
フランス	FRA	19.7	17.0	15.3	10.3	9.5	
イタリア	ITA	—	—	19.5	17.1	16.7	
オランダ	NLD	—	25.6	25.0	23.1	21.7	
ベルギー	BEL	—	17.9	15.6	9.9	—	
スウェーデン	SWE	14.5	18.4	19.6	19.0	16.8	
フィンランド	FIN	26.6	—	22.9	22.4	21.7	
韓国	KOR	—	51.9	—	43.1	40.7	
オーストラリア	AUS	18.8	19.6	18.2	14.5	17.2	
ニュージーランド	NLD	—	—	22.6	19.5	18.6	

資料出所 OECD“Society at a Glance” (2002)

(注) 男女平均賃金の格差を男性平均賃金で割った数値(平均はメジアン)。

- 1) 日本、オランダ、韓国、フィンランドは1999年、ドイツ、フランス、スウェーデンは1998年、ニュージーランドは1997年、イタリアは1996年。

第10-25表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）

Table 10-25: Wage gap between full-time workers and part-time workers (female)

国 Country		賃金格差 Wage gap	(%)
日本 (2003年)	JPN	65.7	
アメリカ (1996)	USA	62.5	
イギリス (2000)	GBR	74.5	
ドイツ (1995)	DEU	87.5	
スウェーデン (1995)	SWE	92.3	

資料出所 日本:厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」(2003)、

その他:内閣府「男女共同参画白書 平成15年版」(2003)

(注) 賃金水準はフルタイム労働者を100とした割合。



## 参 考





## 労働統計のホームページアドレス

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合があります。なお、労働政策研究・研修機構ホームページにおいて最新の各国の労働統計機関のリンク集を掲載しております。

( URL <http://www.jil.go.jp/link/flink02.html> )

### 国際機関等

国際労働機関 (ILO) — International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

LABORSTAで各種指標が掲載されており、また統計局のサイトでは職種・労働災害などの国際分類等を掲載している。

EU統計局 (EUROSTAT) — Statistical Office of the European Communities

<http://europa.eu.int/comm/eurostat/>

EU圏内のILO定義による失業率を掲載

国際通貨基金 (IMF) — International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

主要国の統計機関のリストを掲載

経済協力開発機構 (OECD) — Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/statistics/>

OECD主要国の標準化失業率を掲載

国際連合 (UN) — United Nations

<http://www.un.org/>

人口推計等を掲載

国際復興開発銀行 (世界銀行) — World Bank

<http://www.worldbank.org/>

労働に関するトピック的なテーマについての論文が充実

## 各国の統計機関

[日本] —Japan

総務省統計局 Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

労働力調査の結果等を掲載

内閣府 Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

国民経済計算等の指標を掲載

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

毎月勤労統計、賃金に関する指標を掲載

[アメリカ] —United States of America

アメリカ労働統計局 U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://stats.bls.gov/>

労働統計全般についての指標を掲載

[カナダ] —Canada

カナダ統計局 Statistics Canada

<http://www.statcan.ca/>

労働力、就業者、失業者等の指標を掲載

[イギリス] —United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

イギリス国家統計局 Office for National Statistics (ONS)

<http://www.statistics.gov.uk/>

労働統計全般についての指標等を掲載

[ドイツ連邦] —Federal Republic of Germany

ドイツ連邦統計局 Federal Statistical Office, Germany

<http://www.destatis.de/>

雇用、賃金（給与）等の指標を掲載

[フランス] —French Republic

フランス国立統計経済研究所

The French National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

失業率等の指標を掲載

[イタリア] —Republic of Italy

イタリア国家統計局 National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

労働力調査等の指標を掲載

[オランダ] —Kingdom of the Netherlands

オランダ統計局 Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

労働統計全般についての指標等を掲載

[ベルギー] —Kingdom of Belgium

ベルギー国家統計局 National Institute of Statistics

<http://www.statbel.fgov.be/>

雇用者、労働時間の指数等の指標を掲載

[ルクセンブルグ] —Grand Duchy of Luxembourg

ルクセンブルグ国家統計局 The National Statistical Institute of Luxembourg

<http://www.statec.lu/>

雇用者数等の指標を掲載

[デンマーク] —Kingdom of Denmark

デンマーク統計局 Statistics Denmark

<http://www.dst.dk/>

雇用に関する指標を掲載

[スウェーデン] —Kingdom of Sweden

スウェーデン統計局 Statistics Sweden (SCB)

<http://www.scb.se/>

失業率等の指標を掲載

[アイスランド共和国] —Republic of Iceland

アイスランド統計局 Statistics Iceland

<http://www.hagstofa.is/>

労働力調査等の指標を掲載

[アイルランド] —Ireland

アイルランド中央統計局 Central Statistics Office Ireland

<http://www.cso.ie/>

労働力人口、失業率等の指標を掲載

[スイス] —Swiss Confederation

スイス連邦政府 The Federal Authorities of the Swiss Confederation

<http://www.admin.ch/ch/index.en.html>

失業率、賃金等の指標を掲載

[スペイン] —Spain

スペイン統計局 National Statistics Institute

[http://www.ine.es/en/welcome\\_en.htm](http://www.ine.es/en/welcome_en.htm)

労働統計全般についての指標を掲載

[ロシア連邦] —Russian Federation

ロシア国家統計委員会 Federal State Statistics Service

<http://www.gks.ru/>

労働力人口等の指標を掲載

[中華人民共和国] —People's Republic of China

中国国家統計局 National Bureau of Statistics of China

<http://www.stats.gov.cn/>

香港統計局 Census and Statistics Department-Hong Kong

<http://www.info.gov.hk/censtatd/home.html>

労働力調査、賃金等の指標を掲載

[韓国] - Republic of Korea

韓国労働研究院 Korea Labor Institute (KLI)

<http://www.kli.re.kr/>

労働統計全般についての指標等を掲載

大韓民国銀行 The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

最近の韓国の経済状況についての簡単なレポートがあり、その中に雇用と賃金についての動向が掲載されている。

[タイ] - Kingdom of Thailand

タイ統計局 National Statistical Office Thailand

<http://www.nso.go.th/>

労働力調査の指標等を掲載

[シンガポール] - Republic of Singapore

シンガポール統計局 Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

労働力、雇用者、失業者等の指標を掲載

[マレーシア] - Malaysia

マレーシア統計局 Department of Statistics, Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

労働力人口等の指標を掲載

マレーシア産業発展省 Malaysia Industrial Development Authority

<http://www.mida.gov.my/>

賃金水準等の指標の掲載があり、日本語のサイトもある。

[インドネシア共和国] - Republic of Indonesia

インドネシア中央統計局 Statistics Indonesia of The Republic of Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

学歴別失業者数、週の賃金率等を掲載

[フィリピン] – Republic of the Philippines

フィリピン国家統計局      National Statistics Office, Republic of the Philippines  
<http://www.census.gov.ph/>  
労働力調査等の指標を掲載

フィリピン労働雇用省統計部      Bureau of Labour and Employment Statistics, Philippines  
<http://www.bles.dole.gov.ph/>  
雇用、労働時間、賃金に関する調査の結果等を掲載

[インド] – India

インド統計局      Census of India  
<http://www.censusindia.net/>  
労働力人口等の指標を掲載

[オーストラリア] – Australia

オーストラリア統計局      Australian Bureau of Statistics  
<http://www.abs.gov.au/>  
失業率、労働時間等の指標を掲載

[ニュージーランド] – New Zealand

ニュージーランド統計局      Statistics New Zealand  
<http://www.stats.govt.nz/>  
家計・労働力調査等の指標を掲載

[ブラジル] – Federative Republic of Brazil

ブラジル国家統計局      Institution of Brazilian Geographical Statistics (IBGE)  
<http://www.ibge.gov.br/>  
失業率等の指標を掲載

[メキシコ合衆国] – United Mexican States

メキシコ国家統計・地理・情報局  
National Statistics, Geography and Informatics Institute (INEGI)  
<http://www.inegi.gob.mx/>  
雇用に関する指標等を掲載

## 主要変更点一覧

2007年版における主な変更点は次のとおりである。

### 新規に掲載した統計表

- 第10-2表 相対的貧困率
- 第10-3表 十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった経験
- 第10-18-1表 行動別生活時間配分（平日）
- 第10-18-2表 行動別生活時間配分（休日）

### 様式を変更した統計表

- 第3-8表（日本の実労働時間30時間未満を掲載。）
- 第3-9表（日本の実労働時間30時間未満を掲載。）
- 第10-1表（第1十分位、第9十分位を掲載。）

### 削除した統計表（2006年版の表番号）

- 第4-12表 雇用調整の方法
- 第10-8表 早期退職プログラム
- 第10-17-1～4表 行動別生活時間配分





## データブック国際労働比較（2007年版）

---

2007年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 情報解析部  
TEL 03-5903-6276 FAX 03-5903-6118

印刷・製本 有限会社 太平印刷

---

©2007, Printed in Japan

ISBN978-4-538-49030-4